



Policy Research Institute
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

行政対応特別研究
[二国間]研究資料
第11号

平成21年度カントリーレポート

オーストラリア,
ニュージーランド,
アルゼンチン

平成22年3月

農林水産政策研究所

本刊行物は，農林水産政策研究所における研究成果をまとめたものですが，学術的な審査を経たものではありません。研究内容の今後一層の充実を図るため，読者各位から幅広くコメントをいただくことができれば幸いです。

まえがき

このカントリーレポートは、世界の主要各国等について、その農業・農産物貿易等の実情・政策の動向を分析するものである。平成19年度から新たな取組として、当研究所国際領域の研究者がとりまとめ印刷・配付することとしたものであり、今年度が3年目である。とりまとめに際しては、単に統計数値を並べて現状を示すというものではなく、対象国全体の状況に目を配り、農業や貿易を巡る論点や問題点とその背景を析出して、その国が現状に至った経緯や、農業・貿易に関連してなぜそのような行動をとるのかが、構造として理解できるような社会的背景等も含めた分析をめざしたところである。

なお不十分な点多々あるかと思うが、カントリーレポートは今後とも継続して充実を図るつもりであるので、お気づきの点についてはご指摘を賜れば幸いである。

(平成 19 年度カントリーレポート)

- | | |
|------------------------|-----------------------------|
| 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 1 号 | 中国，韓国 |
| 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 2 号 | ASEAN，ベトナム |
| 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 3 号 | インド，サブサハラ・アフリカ |
| 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 4 号 | オーストラリア，アルゼンチン，EU 油糧種子政策の展開 |

(平成 20 年度カントリーレポート)

- | | |
|------------------------|----------------|
| 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 5 号 | 中国，ベトナム |
| 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 6 号 | オーストラリア，アルゼンチン |
| 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 7 号 | 米国，EU |
| 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 8 号 | 韓国，インドネシア |

(平成 21 年度カントリーレポート)

- | | |
|-------------------------|-------------------------|
| 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 9 号 | 中国の食糧生産貿易と農業労働力の動向 |
| 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 10 号 | 中国，インド |
| 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 11 号 | オーストラリア，ニュージーランド，アルゼンチン |
| 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 12 号 | EU，米国，ブラジル |
| 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 13 号 | 韓国，タイ，ベトナム |

行政対応特別研究

「二国間農業交渉の戦略的対応に資するための国際的な農業・農政動向の分析」

平成 21 年度カントリーレポート

オーストラリア，ニュージーランド，アルゼンチン

目 次

第 1 章 カントリーレポート：オーストラリア

(玉井哲也) 1

はじめに 1

1. 政治・経済の状況 2

(1) オーストラリアの政治体制：連邦制・立憲君主制 2

(2) オーストラリアの政治状況 3

(3) オーストラリアの対外政策 4

(4) オーストラリアの経済 4

2. オーストラリアの農業・農業政策 6

(1) 農業の経済，社会の中での位置づけ，性格 6

(2) 農業の概要 9

(3) 水問題 12

(4) オーストラリア農業者の経営 17

(5) 労働党政権下での農業政策の見直し 21

(6) オーストラリアにおける GMO（遺伝子組換え作物）の状況 26

(7) オーストラリアへの外国の農業投資 30

3. 貿易 36

(1) 貿易状況と基本的な貿易政策 36

(2) オーストラリアの FTA 政策 38

(3) 国家貿易（STE）の解体 45

(4) 輸出規制 47

主要参考文献等 49

付属資料 オーストラリアの家計調査からみた食料消費の特徴 51

第2章 カントリーレポート：ニュージーランド	
(玉井哲也)	59
1. 政治・経済の状況	59
(1) ニュージーランドの政治体制と政治状況	59
(2) ニュージーランドの経済	60
2. ニュージーランドの農業・農業政策	62
(1) ニュージーランドの農業政策	62
(2) ニュージーランド農業の概要	66
(3) 農業への外国直接投資について	72
3. 貿易	73
(1) 貿易政策・制度と貿易状況	73
(2) ニュージーランドの FTA	75
(3) 国家貿易企業	76
参考文献等	90

第3章 カントリーレポート：アルゼンチン

(中村敏郎) 93

1. 政治・経済の状況

(1) 概要 93

(2) 主な経済指標 96

2. 農業 97

(1) 経済，社会の中での位置づけ，性格 97

(2) 主要な農業政策 104

(3) 主要農畜産物の状況 107

(4) 農地の土壌浸食及び保全対策 123

3. 貿易及び貿易政策 125

(1) 貿易の状況 125

(2) 日本との関係 128

(3) WTO 等の紛争案件 129

(4) 農産物貿易に関する基本的考え方 130

(5) 自由貿易協定 (FTA) の状況 131

引用参考文献 132

付属資料 アルゼンチンの農産物輸出インフラと輸送費 134

第1章 カントリーレポート：オーストラリア

玉井哲也

はじめに

オーストラリアは、農産物の主要輸出国の一つであり、我が国にとって主要な農産物輸入先国となっている。このため、オーストラリアの動向は少なからず我が国の食料需給に及ぼすところであり、平成18年、19年と2年連続したオーストラリアの干ばつは広く関係者の関心を集めたところである。オーストラリアと我が国との関係は全体として良好であり、平成19年4月からは経済連携協定（EPA）締結に向けた交渉を行っている。

しかしながら、オーストラリアが我が国を始めアジアとの経済的結びつきを強めたのは比較的最近のことである。また、農産物貿易交渉において徹底した自由化を求める際だった立場をとっているオーストラリアだが、かつては農業を保護する政策をとっており、近年まで国家輸出貿易を多数有して貿易に国が関与していた。

本レポートでは、以上のような事情を踏まえ、オーストラリアの農業、農産物貿易をめぐる状況について、平易にとりまとめ紹介することをめざした。

本レポートではまず、オーストラリアの政治経済の基本的動向を紹介する。

次に、農業と農業政策の動向として、その経済に占める地位や歴史的経過を整理した。特に、労働党政権になってからの農業政策の変更や、一部州でのGM作物の商業栽培解禁に関する動向等について整理・分析している。

最後に農産物を中心とする貿易と貿易政策の動向を整理した。オーストラリアの農業は輸出志向であり、貿易の徹底した自由化を求める姿勢で自由貿易協定（FTA）など国際交渉に臨んでいる。他方、自らも小麦等について維持していた輸出国貿易の解体を進めてきている。

このレポートの作成に当たっては、オーストラリアの農業、貿易の現状とそれに至る事情や背景を簡潔に記述するよう心がけたつもりである。なお至らない点も少なからずあると思うが、研究、実務などでオーストラリアにかかわる方々にとって、オーストラリアを理解する上での一助となれば幸いである。

1. 政治・経済の状況

(1) オーストラリアの政治体制：連邦制・立憲君主制

オーストラリアは連邦制をとり，連邦政府と 6 つの州（ニューサウスウェールズ州（NSW），ヴィクトリア州（VIC），クイーンズランド州（QLD），南オーストラリア州（SA），西オーストラリア州（WA），タスマニア州（TAS）と 2 つの特別地域（北部準州（NT）・首都特別地域（ACT））政府がある（第 1 図）。それぞれが憲法と政府を持ち，州の権限が強い構造である。連邦政府と各州政府の間では連邦憲法に従い権限が分割されており，連邦政府の権限としては，関税・消費税の課税，貨幣製造，連邦憲法改正の発議などがその専属的権限となっているが，それ以外の，連邦憲法に連邦の権限として規定されていない，警察，消防・救急，学校，病院，環境など多くの権限が州政府の権限とされている（特別地域は州に準じる）。



第 1 図 オーストラリアの州境界

実体上は，国内問題であっても，貿易等に関連する事項や，複数の州にまたがる事項，全国的な制度の共通化を必要とする事項などを中心に，連邦政府が権限を伸ばしてきている。しかしながら，なお州政府の力は強く，連邦政府が方針を定めても州政府はこれに簡単に従わないことがある。こうした状況を背景に，連邦政府と州政府との間では，協議機関が設けられ，両者が対等の立場で諸課題を検討することとなっている。最も重要な協議機関は，オーストラリア政府間評議会（Council of Australian Governments）であり，連邦首

相、州首相等により構成される。ほかに、分野別の意見調整のため閣僚級協議会（Ministerial Council）が多数設けられている。

農業生産、農業政策については、基本的に州政府の権限であるが、農産物貿易に関しては、連邦政府の専属的な権限である。連邦政府内においては、農業に関しては農水林業省が、貿易に関しては外務貿易省が担当する。

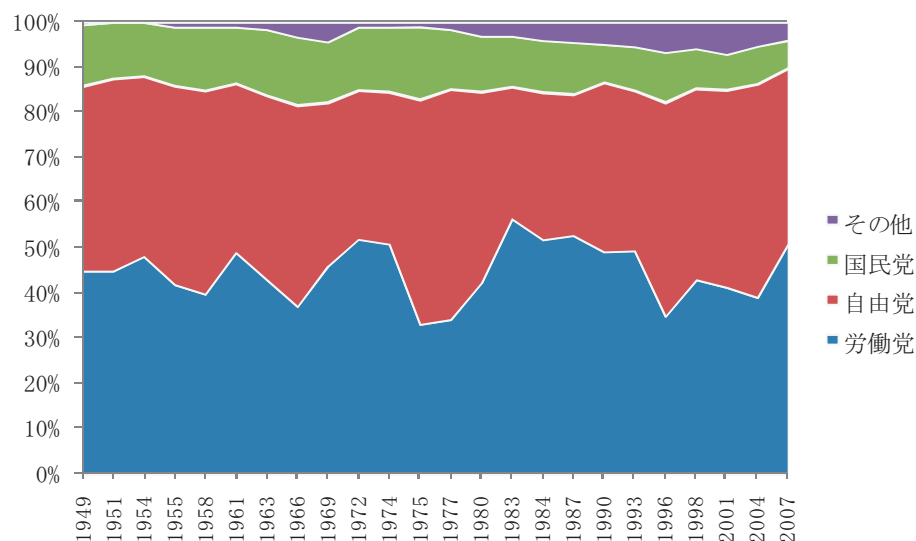
オーストラリアは立憲君主制をとり、その元首はイギリスのエリザベス 2 世陛下であつて、連邦総督がその名代を務めている。連邦総督は、連邦政府の首相と大臣を任命し、首相以下閣僚は、国民の選挙により選出される連邦議会に対して責任を負う。連邦総督の権限は、与党党首を首相に任命する形式的なものとして運用されている。ただし、1975 年に連邦総督がその権限を行使して、ウィットラム首相（当時）を解任した例がある。

（２）オーストラリアの政治状況

議会は、二院制をとり、上院は任期 6 年、定員 76 名である。下院は定員 150 名、任期は 3 年で、任期満了前に解散できる規定はあるが、実際に解散されることはあまりない。オーストラリアは、保守政党（自由党と国民党）と労働党との二大政党で、連邦発足当初から政権交代を繰り返してきている。

2007 年 11 月の総選挙の結果、政権交代が起き、2007 年 12 月 3 日に労働党ラッド政権が誕生したが、それまでは、1996 年以来ハワード首相（自由党党首）の保守連立の長期政権であった。

3 つの主要政党である自由党、国民党、労働党は、それぞれ商工業、農牧畜業、労働組合を主要な支持母体としている。国民党は小党であるが、地方部の利益を代表し、常に自由党と連立して、その有力議員が、地方、農業、貿易関係の閣僚を務める（1919 年に発足。1982 年に地方党（Country Party）から国民党（National Party）と改称）。



第 2 図 連邦議会の勢力分布の推移（1949 年以降）

出典：Australian Parliament (2008) のデータから筆者作成。

国民党は、農林水産業の経済や有権者数に占めるシェアの縮小を反映して、議席数を減らしてきている。他にも小党が存在し、その議員数合計は 1970 年代以降増加傾向を示してきたが、最近の連邦議会は、3 主要政党に収斂する傾向が見られる（第 2 図）。2008 年 7 月 1 日現在、3 主要政党以外では、緑の党（Greens）5 名、家族優先党 1 名、無所属 3 名のみが連邦議会に議席を有するにすぎない。

また、全人口の 4 分の 1 が外国生まれであることを反映し、31 人の議員が外国生まれである（全議員の 14%）。

（３）オーストラリアの対外政策

政治・経済面、更には文化面なども含め社会のあり方に広くかかわって、オーストラリアは、自らをどう位置づけていくか、という問題に長年直面し続けている。オーストラリアは、地理的にはアジアに近く位置するが、国の成り立ちからすると「西洋の国」であり、米欧に目を向けた外交政策をとってきた。第二次世界大戦以降は、基本的に米国との同盟を軸に外交、安全保障戦略を展開してきており、米国との関係は強固である。朝鮮戦争、ベトナム戦争、湾岸戦争、アフガニスタン、イラク戦争と、米国が関与した主な紛争・戦争すべてに派兵し米国との強固な同盟関係を築いている。

他方で、近年の成長著しい中国をはじめ、東アジア、東南アジアとは経済関係が発展しているほか国際協力や安全保障協力でも緊密な関係を有している。アセアン地域フォーラム（ARF）やアジア欧州会合（ASEM）、アジア太平洋経済協力（APEC）、東アジアサミットのメンバーになるなどアジア地域に積極的に関与する姿勢である。現政権以前の保守連立政権下でも APEC の推進などアジアへの接近の姿勢は続いていたところ、2007 年末に発足した労働党ラッド政権は、この路線を推し進め、2008 年 6 月にアジア太平洋コミュニティ（APC）の構想を打ち出した。今後世界の経済活動等の重心が移ってくるアジア太平洋地域について、地域全域にわたる、経済、政治等についての対話・協力・行動の全ての側面に取り組むことのできる地域機関を設けるとの構想であり、関係国への働きかけのため元外務次官の Richard Woolcott 氏を特使に任じた。

（４）オーストラリアの経済

オーストラリアは、地下資源の大生産国でありながら、製造業はさほど発展しておらず、資源を加工しないままで輸出し、製品を輸入している状況にあり、オーストラリア国内で消費される製品の付加価値の多くはオーストラリアではなく外国に帰属することとなっている。先進国であるにもかかわらず、このような経済構造となっているのは、人口規模が小さいため、労働力の不足と国内市場の不足が原因で製造業の比較優位を持たないためとされている。その結果、農林水産物、地下資源を輸出し、工業製品を輸入するという、一部の途上国に見られるような貿易構造となっている。

世界経済の堅調な動きや中国などの急速な成長を背景に、資源を輸出しているオースト

ラリア経済も順調に推移してきた。GDP 成長率は、2005-06 年度 3.0%、2006-07 年度 3.3%、2007-08 年度は 3.7%であり GDP は 1 兆 1,319 億 1,800 万豪ドルであった。その後も同程度の堅調で安定した成長を見込んでいたが、2008 年 9 月のリーマン・ブラザーズ証券の倒産により深刻化した世界金融危機によりオーストラリア経済も打撃を受け、経済成長の見通しは次々に下方修正された（第 1 表）。

第 1 表 財務省等の GDP 成長率予測

	2006-07	2007-08	2008-09	2009-10	2010-11	2011-12
2007.1 月年央経済概観	2.5%	3.75%	3%	3%		
2008.1 月年央経済概観	(3.3%)	4.25	3.5%	3%	3%	
2009.1 月年央経済概観	(3.3%)	(3.7%)	2%	2.25%	3%	3%
2009.2 月更新経済概観	(3.3%)	(3.7%)	1%	0.75%	3%	3%
2009.9 月 ABARE			0.5%	1%		
2009.12 月 ABARE			1.0%	1.5%		

出典：財務省予算資料，ABARE(2009b)，ABARE(2009c)。

注. () 内は実績値。

これに対して、オーストラリア政府は経済対策を講じてきた。これまでの主要なものとして以下の 2 つが挙げられる。

2008 年 10 月 14 日に発表された総額 104 億豪ドルの Economic Security Strategy は、年金受給者及び低所得世帯への一時金支給，住宅購入者への補助金交付，職業訓練場所の追加設置を行うものである。各種の一時金については 2008 年 12 月に支給され，住宅の補助は 2009 年 6 月までの購入契約が対象であった。

Nation Building and Jobs Plan は，2009 年 2 月 3 日発表された 420 億豪ドルの経済刺激策である。9,540 の学校の建物の改善，2 万戸以上の福祉住宅・軍人住宅の新設，270 万戸の天井の断熱（光熱費節約と温室効果ガス削減が狙い），事業投資への特別減税，地方のインフラ・道路事業のほか，中低所得者を対象とする一時金支給を内容とする。

2. オーストラリアの農業・農業政策

(1) 農業の経済、社会の中での位置づけ、性格

1) 農業の歴史的展開

オーストラリアで農業が始まるのは、イギリスにより最初の入植が行われた時期からであり、200 年余りの歴史しかない。オーストラリアは、イギリスの入植地であり、米国の場合とは異なって本国イギリスからの独立運動などもとりたてて起きなかったことから、遠距離にもかかわらずイギリスとの経済関係は密接であり続けた。19 世紀前半はイギリスへの羊毛輸出のため、牧羊業が大きく発展し、大規模・粗放的な放牧経営が展開し、大牧畜経営者（スクワッター）が内陸部を中心に強い勢力を持つようになった。

19 世紀半ばからゴールドラッシュによる人口急増もあって、穀物生産が拡大し、他方で羊毛産業の不況もあって、19 世紀末にはそれまでの大牧畜経営者による「支配」は終焉した。

羊肉や牛肉は缶詰や乾燥肉として輸出されていたが、1880 年代に冷凍輸送船の商業的運行が始まり、冷凍での輸出が行われるようになる。

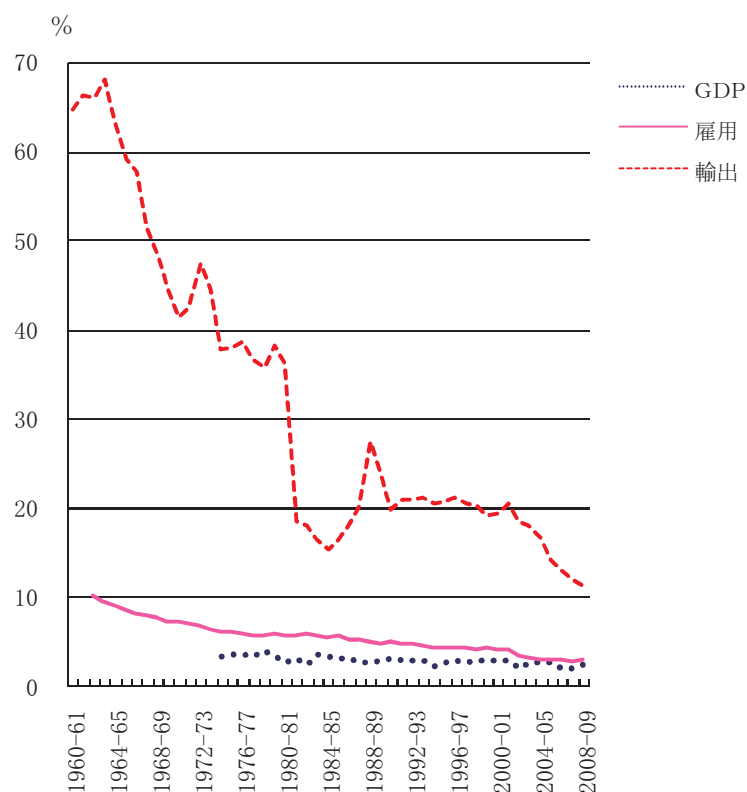
灌漑事業は、19 世紀末頃から取組が始まり、20 世紀前半には盛んにダムや灌漑施設が整備された。穀物も海外輸出されるようになり、第 1 次世界大戦時には穀物生産が政府により奨励されるなどして、穀物農業は 20 世紀前半拡大を続けたが、20 世紀後半には面積の拡大は鈍化する。

このようにして、オーストラリアの農業は展開し、主要な輸出農産品である羊毛、食肉、穀物の生産と輸出は拡大してきた。全体として降水量が少なく土地は肥沃ではなく農耕には必ずしも適さないが、雨の比較的多い東部から南東部の海岸、南西端において穀物等の栽培が、そして内陸部にかけて広い範囲で放牧が行われている。相対的に、ヴィクトリア州では酪農、果実、ニューサウスウェールズ州は羊・豚・鶏、綿花、クイーンズランド州は肉牛、砂糖、西オーストラリア州は小麦、南オーストラリア州は大麦の生産が多い。

2) 農業の位置づけ

1901 年にオーストラリア連邦が成立すると、連邦政府は、製造業保護のために輸入関税の水準を引き上げた。また、第一次世界大戦が起きると、ヨーロッパからの輸入が途絶えたことから、それまで輸入に頼っていた工業製品を自国で製造する必要も生じた。こうしたことを契機にオーストラリアでも工業化が進み、それまで国民経済の大きな部分を占めていた農業の地位は低下していく。全生産（第三次産業を除く）に占める農業の割合は、1892 年の 58% から、1932 年 48%、1967-68 年度 28% へと低下する。

第三次産業も含めた GDP に占める割合で見ると、農業は、1900-01 年度の 19.4% から、1950-51 年度には 30% 超となったが、その後は低下の一途をたどり、1970 年代には 10% を割り、1990-91 年度は 3.2%、2008-09 年度は 2.5% と低下傾向が続いている（第 3 図）。全労働者に占める農業労働者数の割合も低下の一途をたどっている。



第3図 オーストラリアの農業の GDP，雇用，輸出に占める割合

出典：ABARE (2009d)からとりまとめ。

他方で、オーストラリア農業の特徴は、その輸出志向にある。GDP に占める割合に比べ、輸出に占める農業の割合は相対的になお高い。野菜・果実、豚・鶏肉といった品目は主として国内向けであるが、小麦の 73%、牛肉の 64%、羊毛の 95%、乳製品の 51%と、主要農産物の輸出比率が大きく、農産物全体でみると、生産額に対する輸出額の割合は 61%である（ABARE(2008a)。2004-05～2006-07 年度の平均）。輸出全体に占める農産物の割合は 11.2%であり、GDP に対する比率（2.2%）よりも遙かに大きい（2008-09 年度）。それでも、1960-61 年度の 65%からすれば大きく減少している。1980 年代、90 年代にはほぼ 2 割前後で推移したが、近年は、資源ブームにより地下資源・エネルギー資源の輸出額が拡大したことも輸出に占める農産物のシェアを低下させた。

3) 農業政策

(i) 農業政策の変遷

入植当初のオーストラリアは、厳しい気象条件のもとで農業生産がふるわず食料不足に悩まされたことから、農業は保護された。その後農業生産が拡大してからは、輸出産品としての重要性から、保護が継続された。

20 世紀前半には、2 つの世界大戦や戦後経済への対応のためもあって生産奨励措置や価格保証、補助金、国境措置、販売規制などの各種の保護措置が行われた。

1960年代から、農業保護政策への批判が行われるようになり、1970年代には、政策形成に経済合理性の観点を導入する動きが強まる。1979年に設立された農業者の全国団体「全国農業者連盟」(National Farmers' Federation)は、設立当初から価格・需給調整を否定し、市場志向での農業所得安定を目指す方針を標榜していた。そして、1980年代には、各種安定化措置、価格調整等を廃止し規制緩和を目指す方向へと政府の政策が転換していく。オーストラリアでは、1990年代から経済全面にわたる規制緩和等の改革が行われるが、農業政策の改革はそれに先駆ける形となった。

1970年代、1980年代の農政改革は、作物別の支援措置を廃止し、市場経済に向けての構造調整達成に焦点を当てた。経済合理性の視点が取り入れられ、更に1990年代には、困窮農家の支援よりも生産性の低い農家の引退を政策目標として掲げるに至る。1990年代には、農業部門に限らず、規制緩和、市場志向を求める声が強まり、政府関与を縮小するため「国家競争政策」(1995年)が策定されて、国営企業の民営化や販売独占権の見直しなど経済改革、規制緩和が進められることとなった。後述するオーストラリア小麦ボード(AWB)の改革が進められたのも、この流れの一環である。

(ii) 現在の農業政策

連邦政府の権限は、対外政策や各州横断的な政策に限定されており、農水林業省が実施する連邦政府の農業政策は、輸入検疫、輸出品の認証、干ばつ対策、国際貿易交渉(直接ではなく、外務貿易省を通して参画)といったことである。各州政府も農業政策を行っており、州ごとの独自性が見られることもある。

また、連邦政府による直接的な生産振興政策としては、かつて1970年代頃までは、灌漑農地開発のための大規模なダムや灌漑施設の建設が行われたが、最大の事業であったスノーウィ・マウンテン計画が1974年で完了し、水資源開発が一巡したことから、ほとんど見られなくなっている。

小麦、食肉等の作物部門ごとの対策は、連邦政府や州政府の法律で設置されている法定機関によって実施されてきており、その運営資金は原則として、生産者等からの課徴金(Levies)で賄われている。

前項で述べた改革の結果、オーストラリアの農業政策には、価格・所得支持のための補助がわずかしがなく、連邦政府や州政府の農業担当省庁が、個別作物ごとの政策に関与する度合いは低い。

WTOへの通報(G/AG/N/AUS/73。2009年7月13日)に従うと、2007/08年度のオーストラリアの農業補助金は、連邦政府、州政府を合わせて、削減義務の対象となる黄の補助金が206.74百万豪ドル、削減義務のない緑の補助金が2,772.29百万豪ドルであった(第2表)。黄の補助金は、連邦政府による、酪農の構造改革に伴う補助である。連邦政府の緑の政策の過半が干ばつなどの自然災害被害からの救済であり、残りの大部分を、研究・開発、病虫害防除、普及・啓発、検査などの一般サービスと環境対策が占める。各州の農業政策は、農業経営者・従事者の教育・訓練、普及などに関する支援が中心である。

第2表 オーストラリアの国内農業補助金（2007-08 年度）（百万豪ドル）

	連邦政府	州政府小計	オーストラリア計
黄色の政策	206.74	—	206.74
緑の政策	1,901.97	870.32	2,772.29

出典：オーストラリア政府の WTO への通報からとりまとめ。

注：黄色の政策の約束水準は、471.86 百万豪ドル。

近年のオーストラリアの黄の補助金は、いずれも、酪農の規制緩和に伴う、酪農構造調整プログラム及び補足的酪農支援制度の補助金である。これらの補助は、2000 年 7 月に、従来国内市場で行っていた牛乳の生産・流通規制と市場支持を廃止したのに伴い、乳価の低下により影響を受けると考えられる酪農生産者に対して補償を行うものであった。もともと 8 年間にわたる時限措置であり、2007-08 年度末（2008 年 6 月）をもって終了した。従って、2008-09 年度の補助に関する次回通報では、オーストラリアの黄の補助金の額はゼロとなるものと考えられる。

（2）農業の概要

1）概況

オーストラリアが農産物の大輸出国であることからすると、意外と思えるかもしれないが、オーストラリアは農業には不向きな土地である。非常に古い大陸であって造山活動などによる地下からの栄養分の噴出が途絶えて久しいため、その土壌は栄養分が少なく痩せていることから多量の施肥を必要とし、地下には多量の塩分が蓄積されているため農業によって地表の塩類化が進み生産力が低下するなど、農業にとって不利な条件が多い。更に、水資源問題という重大な課題がある。

オーストラリアは、日本の約 20 倍という広大な国土を持つが、世界で最も乾いた大陸と言われている。オーストラリアの年平均降水量は、472mm であり、しかも偏在しており、最北部、南西部、東部沿岸地域では適度な降雨があるものの、他のほとんどの地域では降雨が少ない。

オーストラリアの国土面積の過半、41,730 万 ha が農用地であるが、灌漑が行われているのは約 250 万 ha にすぎず、農用地全体の約 0.5%にとどまっている。しかしながら、灌漑農業は、農業生産額の 4 分の 1 を産出している。農用地のうち、放牧地は内陸にまで広がっているが、耕地は降雨の比較的多い大陸の東から南東部、及び南西端に限られており、作付面積は 2,440 万 ha 程度である。2007-08 年度の農業総生産額は 43,270 百万豪ドルである。ヴィクトリア州、クイーンズランド州、ニューサウスウェールズ州、西オーストラリア州、南オーストラリア州、タスマニア州の順に生産額が大きい（ABS(2009a)）。

オーストラリア農業の主要作物は、小麦、大麦、牛肉、羊毛、牛乳等である。農家戸数で見ると、酪農を含めた畜産を中心とする農場は全農場数の半数を優に超えている（第 3

表)。これら穀物農業及び放牧，酪農のオーストラリア農業の生産性は，生産技術，管理手法の向上を反映して上昇を続けてきている。ただ，近年はその上昇速度が鈍っており，農家が制御することが困難な干ばつの影響もその一因となっている可能性がある（ABARE(2009a), pp206-216）。

第3表 作物別農場数（2008年6月30日現在）

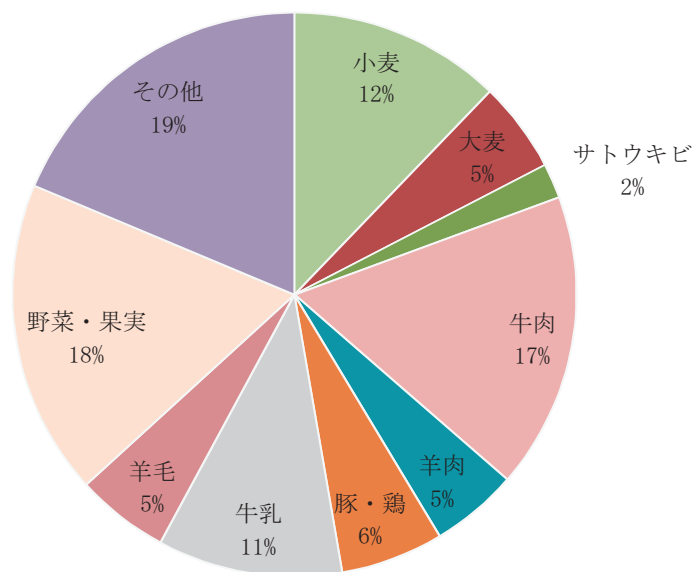
対象作物	戸数
ブドウ	6,062
園芸作物(ブドウを除く)	14,152
穀物	13,769
穀物と羊・牛との複合	13,059
羊・牛	7,226
羊	11,148
牛	41,640
酪農	8,792
養鶏(肉，卵)	1,279
その他の畜産	3,581
その他の作物	4,888
合計	125,594

出典：ABS(2009a) からとりまとめ。

2) 主要生産物：穀物

2007-08年度の農産物生産額は総額で43,270百万豪ドルであった。耕種の主要作物は，小麦，大麦，カンノーラなどである（第4図）。果実・野菜は，栽培面積はさほど大きくないが，生産額が相対的に大きい。

穀物生産の中心は小麦，次いで大麦，ソルガム，オート麦などである（第4表）。生産量は年による変動が大きい，多い年で，小麦と粗粒穀物を合わせて4,000万トン前後に達する。



第4図 主要農産物の生産額シェア (2007-08 年度)

出典：ABS(2009b)からとりまとめ。

第4表 主要穀物等の生産量

	5年平均	06-07年度	07-08年度	08-09年度
小麦	18,828	10,822	13,039	21,397
大麦	7,145	4,257	5,920	6,820
ソルガム	1,739	1,283	2,813	2,319
カノーラ	1,222	573	1,065	1,878
綿花	456	274	133	446
コメ	499	163	19	66

出典：ABARE(2009d), ABARE(2009e)からとりまとめ。

小麦、大麦、カノーラは、広くオーストラリア全般で栽培されているが、コメ、サトウキビ、綿花、ソルガムは主産地が限られている（第5表）。

第5表 主要作物の州別栽培面積 (2007-08 年度)

	NSW	VIC	QLD	SA	WA	TAS	NT	ACT	豪州計
作物全体	6,816	3,655	2,183	4,257	7,396	52	14	1	24,374
小麦	4,009	1,514	669	2,121	4,258	7			12,578
大麦	1,049	1,107	113	1,244	1,381	8			4,902
オート麦	464	211	20	142	397	4			1,238
ソルガム	279		661		1				942
カノーラ	310	196	2	173	595	1			1,277
綿花	40		29						69
コメ	2								2
サトウキビ	24		355		2				381

出典：ABS(2009a)からとりまとめ。

注：空欄は、栽培が行われていないか統計が行われていないことを示す。

3) 主要生産物：畜産

第6表 主要家畜の飼養頭数 (千頭)

	2005年	2006年	2007年	2008年
肉牛	25,323	25,605	25,373	24,784
羊	100,600	91,000	85,700	76,900
豚	2,708	2,733	2,605	2,411
鶏（処理数）	432,900	444,800	459,600	462,800
乳牛	1,880	1,796	1,640	1,645

出典：ABARE (2009d)からとりまとめ。

第7表 主要畜産物の生産量 (千トン, 千キロリットル)

	2005年	2006年	2007年	2008年
牛肉	2,090	2,188	2,180	2,161
羊肉（マトン）	241	269	253	256
羊肉（ラム）	375	400	439	414
羊毛	520	502	459	404
豚肉	390	383	386	348
鶏肉	803	840	856	839
牛乳	10,089	9,583	9,233	9,388

出典：ABARE (2009d)からとりまとめ。

主要家畜は、牛と羊である。かつては「羊の背に乗った国」と言われて羊毛産業が盛んあり、羊の飼養頭数が2億頭に迫った時期もあったが、化学繊維等に押されて羊毛産業は縮小が続いている（第6表、第7表）。

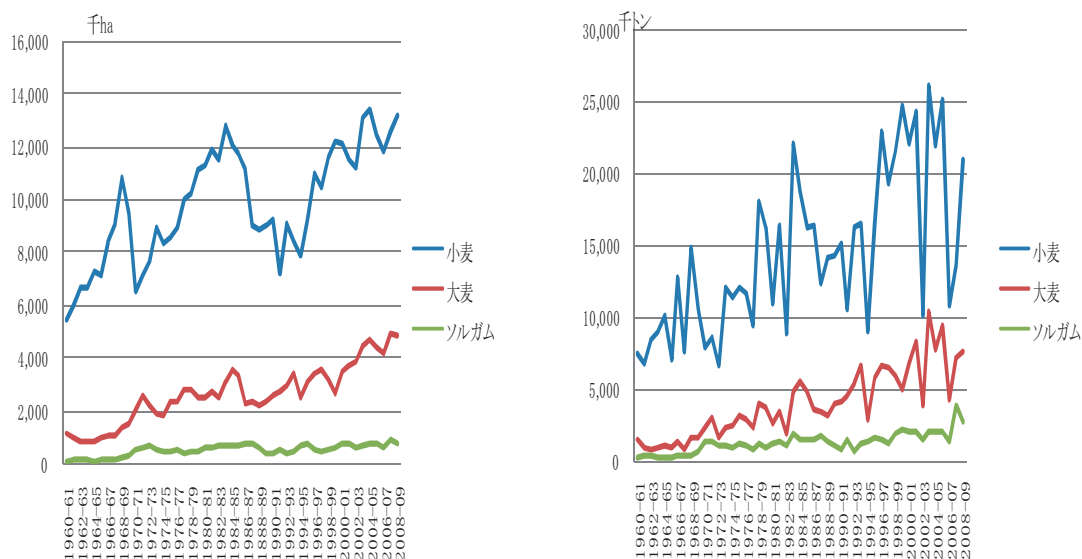
（3）水問題

1) 頻発する干ばつと不安定な生産

先述（2.（2）1））したように、オーストラリアは、世界で最も乾いた大陸と言われる、しかも降水量は極めて不安定である。このような悪条件のもとで農業が行われていることから、過去に幾度も深刻な干ばつに見舞われてきた。特に、エルニーニョの影響を受けると、何年にもわたる少雨が続き、干ばつに見舞われることが往々にして生じる。農産物の生産量は大幅に変動し、2002、2006、2007年の干ばつ時のように小麦の生産量が平年

の半減以下に激減することも珍しくはない（第5図）。今後とも干ばつにより生産量が大きく変動することは避け難いであろう。更に、地球温暖化による気候変動のためこれまで以上に干ばつが頻発するとの予測もある。

第5図に作付面積と生産量の推移を示した小麦，大麦，ソルガムは，そのほとんどが天水に頼って生産される穀物である。栽培面積については，年ごとでさほど大きな変動を示していないが，生産量は極端に変動する年がある。干ばつにより単収が減少することが生産量の減少につながっている。



第5図 小麦等の作付面積及び生産量の推移（1960-61～2008-09 年度）

出典：ABARE (2009d)からとりまとめ。

2) 灌漑農業の重要性

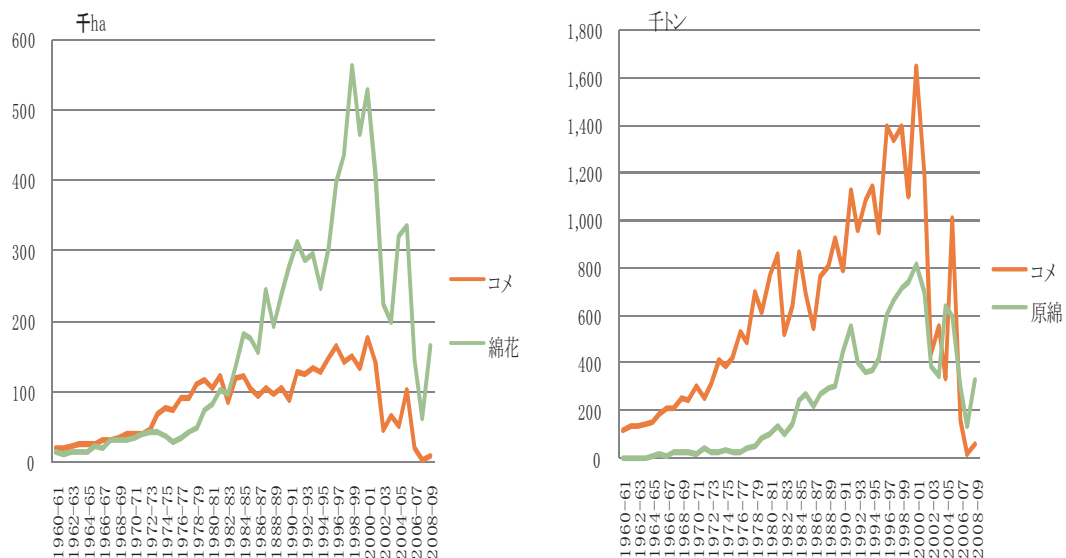
オーストラリアの年間水使用量は 18,767 ギガリットルであり，その水の 3 分の 2 が農業に向けられ，そのうちの 9 割は灌漑用水として使われる（残りは家畜の飲用水など）（ABS(2006c)。2004-05 年度の数値）。

オーストラリアの国土面積の過半，4 億 1,730 万 ha が農用地であるが，灌漑が行われるのは 250 万 ha 程度にすぎず，農用地全体の約 0.5%にとどまっている。すなわち，面積で見れば，オーストラリアの農用地のほとんどは天水に頼っており，主要作物である小麦・大麦等の土地利用型作物はほとんどが天水に頼って栽培されている。主として灌漑により生産されている作物は，コメ，野菜・果実，綿花等である。

灌漑面積は全農用地の 0.5%にすぎないが，灌漑農業による生産額は 9,076 百万豪ドルにのぼり，農業総生産額 35,555 百万豪ドルの 25.5%を占める重要な地位を有している（ABS(2006c)。2004-05 年度の数値）。

灌漑により栽培される作物であっても，干ばつの際には用水確保が困難になることで，その生産に影響を受ける。第6図に作付面積と生産量の推移を示すコメ，綿花は，灌漑により生産される作物である。第5図の小麦等と異なり，年ごとの生産量は作付面積の変化

に見合って変わることが見て取れる。これは、灌漑作物の場合は、一旦作付けされればその単収は安定しているが、灌漑用水の確保ができるか否かで作付面積そのものが変わるためである。灌漑面積は干ばつの影響を受けない年は 250 万 ha 程度であるが、厳しい干ばつに見舞われた 2006 年、2007 年には灌漑面積が 200 万 ha に達しなかった（ABS (2009c)）。コメは全量が灌漑によって栽培されており、用水が確保できれば年間 100 万トンを超える生産が可能であるが、干ばつの厳しかった 2006-07 年度の実産量は 16 万トンにとどまり、2007-08 年度は 2 万トン弱、2008-09 年度は 6 万トン余りであった。



第 6 図 コメ及び綿花の作付面積及び生産量の推移（1960-61～2008-09 年度）

出典：ABARE (2009d)からとりまとめ。

3) オーストラリア政府の水対策の仕組みと状況

上記のように、灌漑農業は重要な位置を占めるが、その生産は用水の確保に依存していることから、灌漑用水の確保が重要な課題となっており、政府も水対策を推進している。

水資源の管理、利用は、各州の権限に属する事項だが、河川の流域が複数の州にまたがることや水質、環境対応など、全国的に基準・水準を統一、向上することが必要な側面もあることから、国（連邦政府）が、基本政策を策定するほか、個別の水資源管理にも関与している。連邦政府首相、州首相等を構成員とする政府間の政策調整機関「オーストラリア政府間評議会」が水管理を改善するための総合戦略となる国家水憲章を策定し（2004 年 6 月。COAG(2004)）、実行プロジェクトとしてオーストラリア水資源基金が設けられ（2004 年 7 月。5 年間で 20 億豪ドル）、連邦首相の下にある国家水資源委員会が連邦政府、州政府等の関係機関と連携を取りつつその実施を担う。

オーストラリア政府は、従来から水対策を重要な課題として取り組んできており、19 世紀末から農業生産の拡大に合わせ大規模ダムや灌漑などの水資源開発を進めてきた。しかしながら、それらは 1970 年代頃までに一巡、その後は、環境運動の高まりなどもあってダ

ムの貯水能力はほとんど増加せず、近年は灌漑面積、灌漑用水の使用量ともに伸びていない。今後とも、既存の農業地域での大規模な新規水資源開発は見込みにくい状況にある。

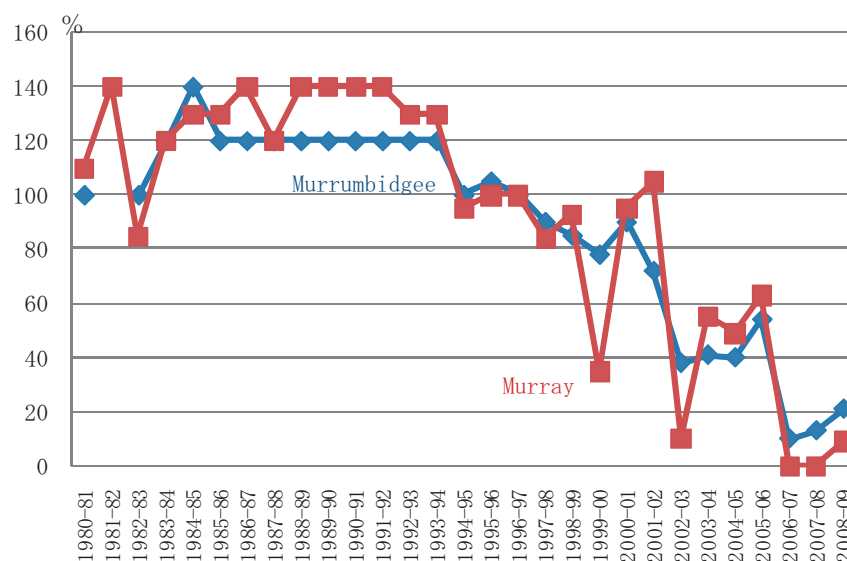
従って、上記枠組みの下での政府の水資源問題への取組も、既存農業地域等において、老朽化した施設の更新等による漏水・逸失の防止、灌漑方式として点滴灌漑の利用や経済的に有利な作目への転換など水利用の効率化、節水などにより、限定された水を無駄にせず効果的に使うことに焦点が置かれている。効率利用のための仕組みを整備する一環として水利権取引、水市場の確立等も課題とされている。2007年1月にハワード首相（当時）が示した「水確保全国計画」も、同年末に発足した労働党政権が打ち出した「未来のための水資源」（Water for the Future）もこの考え方に沿ったものである。

4) コメについて

干ばつにより、灌漑面積は縮小するが、なかでもコメについては際だった影響が見られる。年間100万トンを超える生産能力がありながら、2007-08年度は2万トン弱にとどまった。

これは、コメは全量が灌漑で生産されているところ、その水利権は、用水不足の時には配分を大幅に削減される種類のもの（一般保証度）であり、用水の確保が困難になるからである。また、使用する単位水量当たりの生産額は、野菜・果実など他の灌漑作物に後れをとっているため、水を購入してまでコメ栽培をするメリットがないことも指摘できる。

オーストラリアのコメは現在リヴェリナ地方のみで生産されており、その生産地は、Murrumbidgee Irrigation と Murray Irrigation との2つの配水会社の区域にほぼ収まる。これらの区域では、コメのほかに、小麦等穀物、野菜・果実、ワイン用ブドウの生産、羊・肉牛の飼養が行われている。



第7図 マランビジー及びマレー灌漑地区の水割当率の変化

出典：ニューサウスウェールズ州天然資源省 (<http://www.dnr.nsw.gov.au/index.html>)。

注. 一般保証度 (general security) のもの。

両区域における、一般保証度の水利権に対する水割当の率をみると、近年の低下傾向が明瞭であり、特に最近の3カ年度（2007-08年度及び2008-09年度）では極端に低いことが看取される（第7図）。Murray Irrigationの過去2年間の水使用量は、過去17年間のそれに比べて激減しており、用途別では、その性質上優先的に確保・使用される家畜用等が若干の減少に留まっているのに対して、作物用の使用量、とりわけコメの減少ぶりは著しい（第8表）。

CSIRO（オーストラリア科学・産業研究所）は地球温暖化による気候変動の影響を予測し、マレーダーリング川流域全体で水の利用可能性が2030年に10%強減少するとし、Murrumbidgee地区及びMurray地区に関しては、一般保証度の水利権が100%の水割当を得られる年の確率が、それぞれ現行の50%から45%へ、現行の68%から52%へと低下するとしている（CSIRO(2009)）。

第8表 Murray Irrigation 区域の用途別水使用量

	コメ	1年生牧草	多年生牧草	冬穀物	その他	家畜等	計
1992-03年度～2008-09年度平均	421,156	226,295	108,669	64,371	35,243	12,814	869,299
2007-08年度～2008-09年度平均	1,445	21,622	4,332	7,132	4,070	10,350	49,340

出典:Murray Irrigationホームページ。

このように、リヴェリナ地方でのコメ栽培は、灌漑用水不足によって極端に抑制されており、流域の流量、貯水率ともに低い状態は継続していることから、今後も当面はコメ生産量は低位のままにとどまると考えられる。更に、政府が進める水取引が促進されれば、単位水量当たりの生産額の大きい他の作物に水が移動すると考えられ、加えて大量の水を使うコメ栽培は環境保護論者から批判を受けていることもあって、灌漑用水の利用可能性が回復しても、コメの生産量がかつての100万トン台といった水準まで回復しないことも考えられる。

他方、リヴェリナ地方以外では、クイーンズランドのバーデカン地区でのコメ栽培や北部特別地域での試験的栽培が行われたことがあるが、継続しなかった。最近も以下のような新たなコメ生産の試みが行われている。

ニューサウスウェールズ州北部沿岸地域のリズモアでは、灌漑施設はないが、降水量が多く、水分保持力の高い土壌であるので、雨水による稲作が可能とされる。クイーンズランド州中部のエメラルドは灌漑が整備されており、同州中部沿岸地域のマッカイでは灌漑と雨水の利用により栽培が行われる模様である。こうした試験的栽培の一部については、リヴェリナ地方でコメの流通を独占的に行っているサンライス社が支援を行っている。

また、西オーストラリアのオード川流域の灌漑農業地帯でも、2008年、09年にコメ栽培が試みられ2010年には面積を拡大して栽培する計画があり、コメを有望視する生産者もい

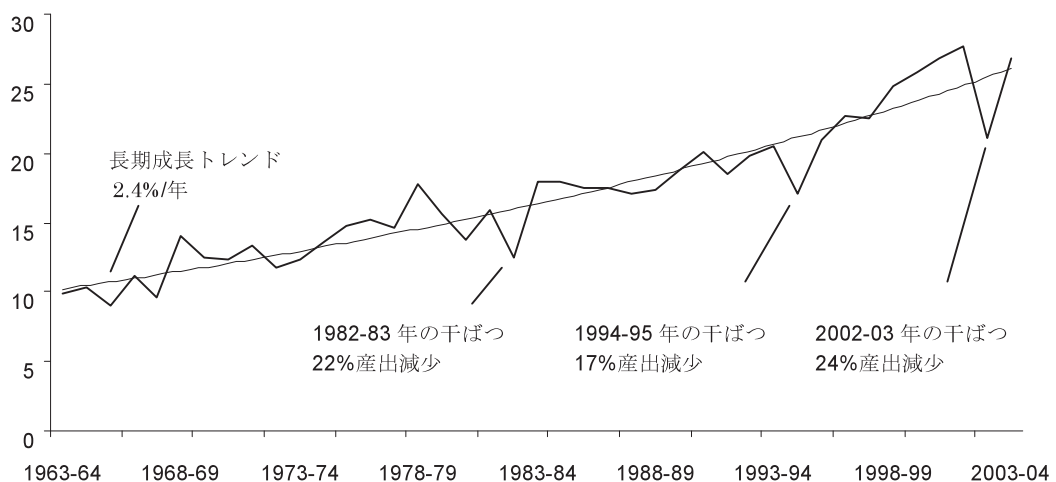
る模様である。オード川流域の灌漑農業地帯では、主としてサトウキビ、ソルガム、野菜・果樹、熱帯木材が栽培されている。全体として 43,000ha を計画しており、これまでに約 12,500ha が完成したあと長らく開発事業は中断していたが、2010 年から新たな拡大が開始されると見込まれている（Ministerial GMO Industry Reference Group on genetically modified cotton in Western Australia (2007) ）。

（４）オーストラリア農業者の経営

１）中長期的トレンド

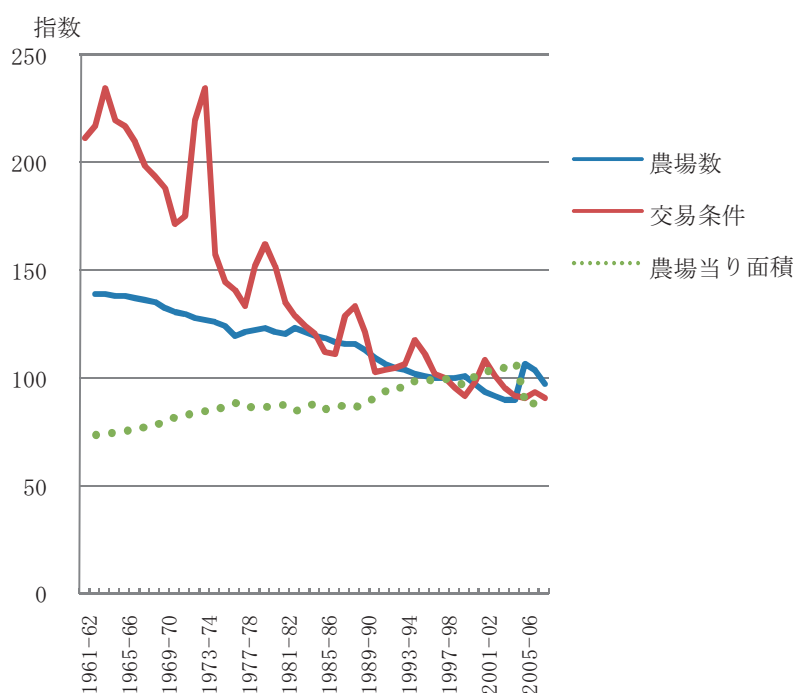
第 8 図に示すように、オーストラリアの農業部門は、数年おきに深刻な干ばつの影響を受けながら、傾向としては成長を続けてきている。

他方で、農家戸数は、長期的に見ると、減少傾向にある。農用地面積はほぼ一定であるので、農家戸数減少に伴い 1 戸当たりの経営面積は拡大してきた。農業の交易条件は悪化する傾向にある（第 9 図）。総生産額から総コストを引いた純農業生産指数も悪化している。オーストラリアにおいても、経営条件の悪化に対し、規模拡大によって対応してきた、という状況が読み取れる。



第 8 図 農業産出額の成長過程

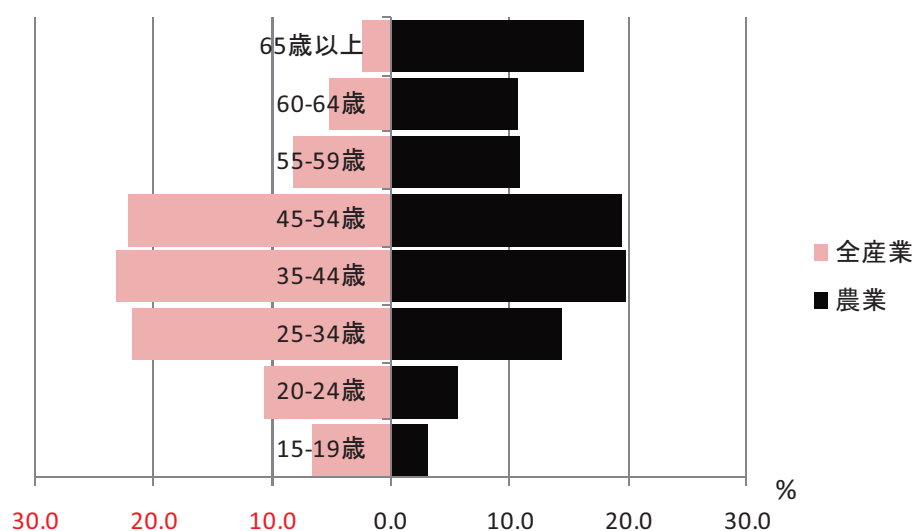
出典. Productivity Commission(2005).



第9図 農場数，一農場当り面積，及び交易条件

出典：ABARE (2009d)からとりまとめ。

注．1997-98 年度を 100 とする指数．2005-06 年度に農場数が急増したのは，統計データの取り方が変更されたため（従来は統計局が独自の農場登録簿を作っていたが，それを維持することが困難となり税務局の資料を使うこととなった）．



第10図 オーストラリアの労働力の年齢別構成

出典：ABS, Cat no.6291.55.003, Cat no.6291.55.001.

また、オーストラリアの農業部門では、若年層の新規参入が少なく、近年高齢化が進んでいるとされる。農業従事者の年齢の中央値は 1981 年に 44 歳だったが、2001 年には 51 歳となり、2006 年には 52 歳となって、高齢者の割合が増加している（Productivity Commission (2009)）。第 10 図に示すように、全産業の労働者と対比して、農業では高齢者の割合が多い。これに対して、全国農民連盟（NFF）は、農業の場合は定年がないために経営管理者的な立場で高齢者も産業に留まるのであり、他の産業とは状況が異なると指摘している（Productivity Commission (2009)に対するコメント）。

2）最近の経営状況

第 9 表 穀物農場の経営状況（農場平均）

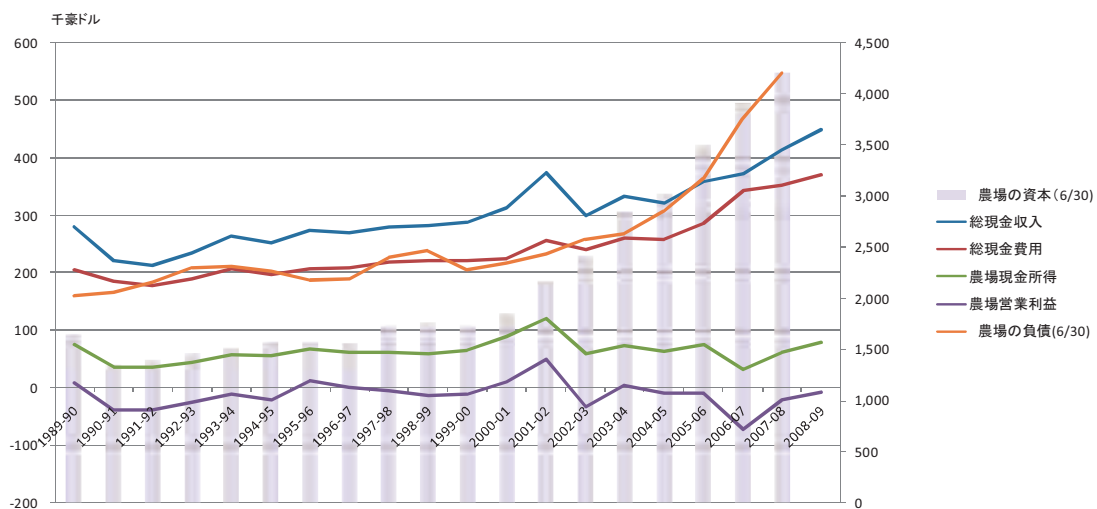
経営成果	単位	2006-07	2007-08	2008-09
総現金収入				
全作物収入	豪ドル	224,890	340,900	415,200
小麦	豪ドル	116,790	178,600	216,600
大麦	豪ドル	46,130	78,800	67,500
ソルガム	豪ドル	9,290	28,600	22,300
豆類	豪ドル	17,630	18,700	4,200
油糧種子	豪ドル	13,184	21,900	27,300
羊	豪ドル	66,040	72,300	71,400
肉牛	豪ドル	117,260	81,800	93,900
羊毛	豪ドル	55,580	54,600	43,100
総現金収入	豪ドル	608,980	659,500	691,300
総現金費用				
契約	豪ドル	20,300	23,700	22,300
農薬	豪ドル	42,400	51,300	54,900
肥料	豪ドル	60,490	80,300	87,400
飼料	豪ドル	35,530	13,500	8,900
燃料・オイル・グリス	豪ドル	47,300	49,600	49,300
手数料・出荷経費	豪ドル	3,570	15,000	15,000
利子支払い	豪ドル	62,450	69,700	50,300
修理・メンテナンス	豪ドル	43,120	41,400	41,700
雇用労働への賃金	豪ドル	15,060	13,600	12,600
総現金費用	豪ドル	550,170	537,800	545,400
農場経営状況				
農場現金所得	豪ドル	58,810	121,700	145,900
農場営業利益	豪ドル	-105,420	8,200	21,300
収益率				
資本評価額を除く	%	-1	2	2
資本評価額を含む	%	6	4	na

出典: ABARE (2009g).

注. 2007-08年度は速報値, 2008-09年度は暫定的推定値.

第 9 表は、穀物を中心とする農場の経営状況である。最近の大干ばつが発生したのは 2006-07 年度であり、続く 2007-08 年度も干ばつに見舞われた。2006-07 年度は、天水で栽培される小麦、大麦等の穀物やカノーラの生産量が半減するなどの大不作となり、農場現

金所得が減少して営業利益は赤字となった。2007-08 年度も厳しい干ばつの被害を被ったものの、生産量は前年度に比べて多少回復し、特にソルガムは豊作であったこと、穀物価格が高水準であったことから、経営状況は改善し営業利益はプラスに転じている。穀物での増収が畜産での減収を上回る形となったので、穀物の割合の多い農場ほど農場経営は良好であった。2008-09 年度は作柄に大きな問題がなかったことから、引き続き経営状況が改善したものと推測されている。ABARE（オーストラリア農業資源経済局）は、在庫率が低いこと、バイオ燃料の推進も背景とした需要の伸びを受け、世界の穀物・油糧種子価格は、今後も当面は高めで推移すると予想している。今世紀に入って減少傾向にあるものの、最近数年は毎年 6%前後の農場が規模の拡大を行っている。



第 11 図 広面積農場の経営指標（酪農除く一戸当たり）

出典：ABARE, Agsurf の Farm Survey Data から筆者作成。

注. 2007-08 年度の豪ドルベース換算の数値。農場の資本は右目盛り。

第 11 図は、穀物のほか肉牛と羊を含む広面積農場（穀物、穀物・畜産複合、羊、肉牛）の最近 20 年間の経営状況の推移である。農場現金所得は、広範な厳しい干ばつにより記録的低位となった 2006-07 年度（平均 32,200 豪ドル）から回復し、2007-08 年度は 62,400 豪ドルとなった。酪農農場でも同様に回復した。2008-09 年度には、広面積農場の農場現金所得は、穀物と家畜の高価格、飼料価格の低下により、更に上昇し 80,000 豪ドルと予測される（広面積農場の冬穀物の生産は対前年 60%増加）。酪農農場では、加工乳製品価格の下落を反映し、低下と予測される。ただし、以上は全国平均であって、農場経済状況が向上したのは、主として西オーストラリア州、ニューサウスウェールズ州北部、クイーンズランド州であり、南部の地域（ニューサウスウェールズ州南部、ヴィクトリア州、南オーストラリア州）では、乾燥状態が続き灌漑用水が不足なことから、農場経済は厳しい状態が続いている。農場平均の事業負債は増加を続けているが、他方で資産額も継続して増加している（ABARE(2009f)）。

このように、干ばつの影響を受けた農場経済は、好調とは言えないものの、営農を継続

する資金にも事欠くといった状態になっているわけではなく、厳しい状況の続く南部の地域でも、2009-10年度の作付面積は従来と変わらない。

なお、オーストラリアの灌漑農地の3分の2が集中し、オーストラリアの農業粗生産額の4割を産出するマレー・ダーリング川流域について、ABAREは、灌漑農場の9%が、今後3年で灌漑面積を拡大する意図を持つ一方、13%の灌漑農場が、灌漑面積の削減の意図を持つと推定する。多くの農場が、水割当の不確実性を、灌漑面積拡大の障害ととらえている（ABARE(2009i)）。

マレー・ダーリング川流域では平年より少ない降水量が続いており、水の割当率も抑制されている。水使用量の減少に対応するためには、灌漑技術への投資が大きな役割を果たすのだが、干ばつが長引き、農業生産や農業売り上げが減少することによって、多くの農場は新たな投資を行う資金が制約されるという状況にある（ABARE(2009k)）。

（５）労働党政権下での農業政策の見直し

2007年末に政権交代によって労働党政権が成立すると、農業政策についても従来の保守連立政権の政策からの変更が行われた。なかでも大がかりな見直しが行われた政策を以下で概観する。政策の変更・見直しは、検疫、干ばつ政策などが見直されているが、その基本に大きな変化はないと言えそうである。他方で、労働党政権は、前政権が米国と歩調を合わせて批准せずにいた京都議定書を、政権発足後ただちに批准し同議定書の枠組みに参加したことが示すように、気候変動による地球温暖化問題への取組に積極的な姿勢を示しており、農業政策もそうした観点からの再編成が行われたとの側面がある。また、農業政策ではないが、農業に影響を与え得るもので、現労働党政権の地球環境問題への姿勢を反映したものとして、排出権取引制度の導入が計画されている。

１）オーストラリアの農業の未来（Australia's Farming Future）

前政権では、農業一発展するオーストラリア（AAA: Agriculture-Advancing Australia）が、干ばつ対策と並び農場への支援策の中心であった。労働党政権のもとでは、AAAのパッケージは終了し、オーストラリアでは、地球温暖化による気候変動で、降水量の減少、気温上昇などで農業生産に負の影響が大きいと予測されていることから、地球温暖化に対応して農業生産者が気候変動に適応するのを支援することをめざす Australia's Farming Futureを発足した。2008年7月1日から開始され4年間にわたる130百万豪ドルの事業であり、以下のようなプログラムからなる。

① 気候変動調査プログラム

温室効果ガス排出の削減、土壌管理の改善、気候変動への対応手法、に焦点を当てて、研究及び農場での導入デモンストレーションを行う。

② 農場準備支援（FarmReady）

気候変動への対応のため、生産者が行う研修・訓練等への補助。

生産者等が認可を受けた訓練コース（生産者が気候変動に適応し自立性と準備を整える

ためのもの)に参加する場合その費用の一部を補助するものと、生産者団体・天然資源管理団体が気候変動の影響に対応する戦略を開発する事業に補助するものがある。

③ 気候変動適応プログラム

気候変動の悪影響に対処する生産者への支援。農場計画、事業・リスク管理、気候変動についての理解のための訓練・助言・評価を受ける場合に補助するもの、離農を決意した農家に対する補助、情報提供・相談、がある。

④ 一時的所得支援

上記③のプログラムに参加している生産者で、財務的に困窮しているものが、1年間を限度として受給可能な社会保障並みの給付。

⑤ 共同体ネットワーク及び能力の開発

前政権で行われていた AAA の各種プログラムの多くが形を変えて AFF に取り入れられたかっこうになっており、例えば「FarmReady」は、農業者の経営能力向上の教習・訓練トレーニングに対する補助であり、AAA の「FarmBis」の後継プログラムと位置づけられる。また、AAA の一部であった農場経営管理基金 (Farm Management Deposits) は、AFF には位置づけられていないが、別途継続している。

2) 干ばつ政策レビュー

労働党政権は、2008 年前半から包括的な全国干ばつ政策レビューを開始した。現行の干ばつ対策の枠組みは、1992 年に開始されたものであり、20～25 年に一度の異例な事態 (EC) の発生地域として指定されたところを対象に支援を行うものである。このレビューは、①将来の気候パターン等の科学的検討、②干ばつの社会的影響の評価、③干ばつ支援方策の経済的評価、という 3 つの独立した分野からなり、それぞれ気象庁・CSIRO、専門家パネル、生産性委員会、が実施した。

このなかで、干ばつ対策の効果について評価した生産性委員会は、2008 年 10 月 30 日にレビュー報告書の案を公表し、一般のコメントを受けた上で、2009 年 2 月 27 日に、最終報告書を提出した (公表は同年 5 月 12 日)。

2008 年 10 月時点の案では、干ばつ対策としての生活費等補助を速やかに廃止すべきことを指摘していたが、農業関係者からの反対コメントもあり、最終報告では、新たな一時的所得補填の施策が開始されるまでの間、当座の措置として同補助を継続するとし、やや緩やかな提言となった。ただし、全体としては、以下のような指摘がなされ、厳しい評価となったことに変わりはない。

- ・ 大部分の農家は干ばつ支援を受けることなく対処できている。
- ・ 干ばつ支援施策は農家の自立、気候変動対応準備を改善するのに役立たない。
- ・ 利子補給金は効果が無く、むしろ劣悪な経営管理を助長する
- ・ EC の発生地域に限定される世帯救済支給は、他地域の困窮者を無視しており、別の施策に転換すべき。

- ・ EC の発生地域の指定手続きは公平を欠き、不要。今後は、廃止すべき
- ・ リスク管理の一義的担い手は農家である。政府の関与は、農家の管理能力と自立を高めること、研究開発、普及、専門家の助言、訓練などに向けるべき
- ・ 農場経営管理基金は有効であり継続すべき
- ・ EC の発生地域に指定された場所に対する干ばつ政策という枠組みはやめ、Australia's Farming Future の対象拡大により置き換えるべき。

これまでの干ばつ対策の内容は、農業退出者への補助金、所得支援、利子補給、小規模事業者への補助（所得支援と利子補給）、専門家の助言・計画立案の補助であり、干ばつ宣言が出された地域に発動されるが、その支援内容は、かつての AAA に似たものである。AAA の後継プログラムと位置づけられる AFF は、離農補助も盛り込まれたことから、更に干ばつ対策に近い内容になったと考えられる。干ばつ対策にあつて AFF にはないのは、利子補給だが、利子補給はむしろ負の効果があるとしてレビューで否定的評価を下されている。

このように、干ばつ支援策の見直しは、従来の支援策の基本的なメニューは維持しつつ、EC 指定の有無にかかわらず、支援を必要とする農場を対象として補助するものとする、すなわち発動要件の考え方や施策の対象範囲を変更するものととらえることができる。レビューの一部である将来の気候パターン等の科学的検討が、今後は干ばつの頻度が増加するとの予測を報告していることを受け、「20〜25 年に一度の異例な事態（EC）」という基準が実情にそぐわなくなることに合わせた見直しである。

3) 検疫・バイオセキュリティ政策の見直し

オーストラリアは、口蹄疫、狂犬病、BSE などが存在せず比較的清浄な状態にあるとともに、他の大陸から海を隔てている地理的特性などから独特の動植物が生息する。病害虫の侵入はオーストラリア経済にとって重要な農業生産と農産物輸出に打撃を与えるおそれがあることから、これを防止するため、また、ユニークな生態系を維持するとの観点から、厳しい検疫体制をとっている。

検疫を規定する法制は、1908 年検疫法（Quarantine Act 1908）、並びに 2000 年検疫規則（Quarantine Regulations 2000）などこれに付随する法令である。検疫、バイオセキュリティに主として関わる機関は、BA（バイオセキュリティ局）及び AQIS（オーストラリア検疫検査局）であり、いずれも農水林業大臣のもとにある。BA は、病害虫侵入のリスク分析など科学的な検疫評価、政策や検疫の実行に関しての助言を行い、AQIS は、海外からの病害虫の侵入を防ぐために国境での検疫管理を実施するほか、動植物の健康状態や食品安全に関しての輸入検査や輸出検査・輸出認証を行う。AQIS の職員数は約 3,300 人であり、農水林業省職員全体の約 7 割を占める。

ところが、これだけ検疫等が重視されているにもかかわらず、2007 年 8 月に馬インフルエンザが侵入し、馬の移動の禁止や競馬の中止などの混乱を生じたことから、検疫措置等の問題点が指摘され、検疫制度の見直しが行われることとなった。

2008年2月に見直しの検討を行うパネルが設置された。パネルが募集した公衆からのコメントは、290件が寄せられ、会社、団体等のほか、オーストラリアの政府や外国政府からの提出もあり、個人名のコメントも43件あって、この問題の関心の高さを伺わせる。

パネルの報告書は2008年9月30日に、バーク農水林業大臣に提出され、その後、公表された。

上記報告書は、国際的な人・物の流れの拡大等によりバイオセキュリティの困難度が増している中で、オーストラリアは良好な制度を有しているものの、なお大きな改革を必要としているとして、バイオセキュリティについて、リスク評価と監視を含む統合されたものであること、科学的証拠と精密な分析によるリスク評価、各政府・業界・一般社会の責任共有、という3原則が重要であることを強調している。

改善勧告が84項目にわたって示され、そこには、緊急時対応に際しての連邦政府の主導など連邦政府と州政府との間の連携・責任分担をより適正化するために新たな全国バイオセキュリティ合意を策定すること、新たなバイオセキュリティ法を制定すること、現在農水林業省のBA、AQIS、品質・動植物保健衛生局などが行っているバイオセキュリティ関連業務を一括して担当する独立の新組織全国バイオセキュリティ庁を設置すること、バイオセキュリティ関連の予算等を拡充すること、官民の責任共有体制を適正化すべく参加業界の範囲を拡大して病虫害対応への責任と費用を分担すること、などが含まれている。

報告書の公表と同時にバーク農水林業大臣から発表された政府の反応（2008年12月18日）は、抜本的なバイオセキュリティの改革を求める報告書に基本的に合意し、その勧告を実施に移していく、というものであった。新法の制定、全国の政府間での新たな合意、組織の改編などを含む改革であり、時間を要するかもしれないが、今後順次検討され実施に移されていくと考えられる。

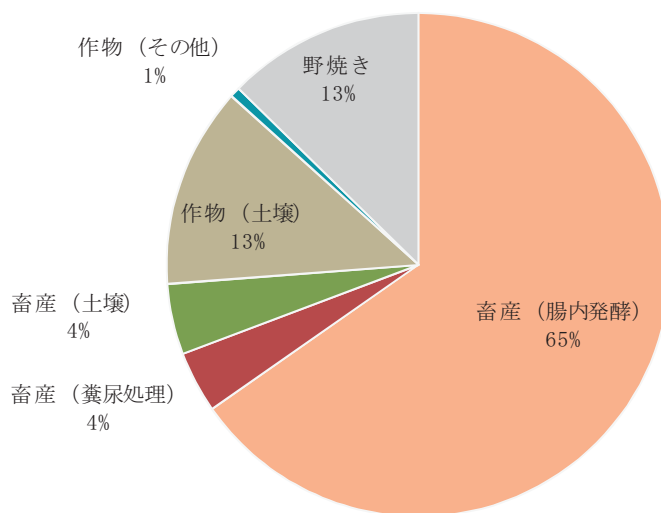
「独立の新組織全国バイオセキュリティ庁」の設置に関しては、2009年7月1日に、農水林業省内に、新たな組織として、Biosecurity Services Group が置かれた。これは、AQIS、BA、品質・動植物保健衛生局のバイオセキュリティ関連部署等の機能を統合するものであり、包括的見直しの第一歩とされている⁽¹⁾。

労働党は2007年の総選挙において与党（当時）を批判する材料として検疫問題を取り上げていたことから、政権交替と検疫・バイオセキュリティー政策見直しとが関連しているとは言えよう。ただし、馬インフルエンザの侵入⁽²⁾がなければ、検疫政策の見直しが選挙の争点となったかには疑問が残る一方、政権交代がなくても見直しが行われたことも十分に考えられる。

4）炭素汚染削減制度（Carbon Pollution Reduction Scheme）

オーストラリア政府は、2009年5月4日に温室効果ガス（GHG）排出の削減について新たな目標を発表し、二酸化炭素換算での濃度を450ppm以下にすることを可能とする世界的包括的行動が行われるとの条件のもとで、2020年までに2000年比で25%削減するとした。また、2050年までの60%削減も目標として掲げている。

目標達成の方法の一つとして、炭素汚染削減制度（Carbon Pollution Reduction Scheme）を構築し、排出枠取引制度（ETS）を導入する計画である。毎年、1 トン単位で、取引可能な GHG 排出枠（排出許可）を発行するという仕組みであり、その総量はその年の総排出限度量となる。対象となる個々の事業者は、排出する量の分だけ、排出枠を購入する。排出枠の価格は市場に委ねられるが、最初の1年（2011年7月～2012年6月）は10豪ドル/トンとし、2014-15年度まで価格上限（当初40豪ドルで毎年5%上昇）が適用される。また、「EITE 補助」として、排出量が多く国際競争下にある産業（EITE 産業）に一定量（特に影響の大きい EITE 産業に 90%，それ以外の EITE 産業に 60%）まで無料で排出枠を供与するという優遇措置が設けられ、家計に対しても、CPRS による物価上昇分に合わせて年金その他の支給増額、燃料価格上昇に対応した燃料税軽減により支援が行われる（DCC(2009)）。



第 12 図 発生源別の温室効果ガス排出割合

出典：ABARE(2009j), DCC（気候変動省）National Greenhouse Gas Inventory のデータから作成。

農業部門からは主に畜産の腸内発酵（メタンガス）の形で GHG を排出しており（第 12 図）その量は 90 百万トン（CO₂ 換算）と、オーストラリアの GHG 全体の 16%に相当する。

農水林業省の経済研究機関であるオーストラリア農業資源経済局が、CPRS が農業に与える影響について検討・試算を行っている。まず、農業生産コストと産出に与える影響に関して、2015 年に農業も CPRS の対象となることを想定し、農業部門への政府支援や外国の排出権取引の導入について一定の仮定を置いて試算し、GHG 排出量の大きい畜産部門では作物部門に比べて生産コストの上昇が大きく、生産量は畜産部門で減少し穀物部門では増加するとの結果を示している（ABARE(2009j)）。

また、CPRS 導入による、農業生産額、農場現金所得への影響の検討では、農業関連の投入財やサービスの価格が上昇することなどを通じた農業の生産額や収益への影響を考慮

し、2015 年に農業も CPRS の対象となる場合と引き続き農業が除外される場合とを試算している。第 10 表の試算結果で転嫁あり、転嫁無しというのは、農産物加工業者がそのコスト増加分を農場に転嫁する場合と、しない場合とを意味し、排出権価格を 28 豪ドルと想定している。ここでも、農業が非対象で転嫁無しの場合を除いて、畜産部門の方が穀物部門よりも所得の減少が大きくなることが示されている。そして、いずれの部門でも、農業が CPRS の対象とならない場合の方が所得の減少幅が小さいとの結果である (ABARE(2009h))。

第 10 表 CPRS が農場現金所得に与える影響 (2015 年)

(%)	農業が非対象		農業が対象となる	
	転嫁有り	転嫁無し	転嫁有り	転嫁無し
小麦その他の穀物	-8.5	-4.8	-9.3	-5.7
穀物・畜産複合	-10.3	-5.8	-13.0	-8.5
羊	-11.4	-6.9	-16.7	-12.2
牛肉	-13.6	-4.6	-22.4	-13.3
羊・肉牛	-9.7	-4.3	-15.9	-10.4
乳牛	-10.2	-4.2	-12.0	-6.0

CPRS は 2011 年 7 月 1 日から開始をめざしており、主要な GHG 排出源が対象とされるが、農業は開始時点でこの枠組みに含まれず、2015 年から導入するか否かを 2013 年までに判断することとなっていた。そして関連法案が、2009 年 5 月 14 日、連邦議会下院に提出され、同年 6 月 4 日に下院を通過したが、上院で 8 月 13 日に否決された。この直後に、関連法案のうち再生可能エネルギーの利用拡大に関する法案は切り離して進めることとなり、修正の上、8 月 20 日に可決となった。8 月 13 日に CPRS 関連法案が否決となった背景は、緑の党は目標がなお手ぬるすぎるとし、逆に保守連合は、オーストラリアの事業者にとって不当に重い負担となる、施行を遅らせるべきとするなど、多岐にわたったと報じられている。同年 12 月にも、再提出の法案が上院で保守連合と緑の党の反対により否決されたが、ラッド政権は、2010 年に改めて議会通過を図る方針である。

農業部門は、CRPS の導入に消極的である。農業者や地方の利益を代表する国民党は、農業等の地方や地方の雇用に負担となる法案には反対するとし、NFF (全国農民連盟) は、農業は CRPS の枠組みに 2015 年以後も含められるべきでない等を主張している。関連法案の再提出のための調整過程で 2009 年 10 月、農業は 2015 年以後も CRPS の対象とされないこととなった。

(6) オーストラリアにおける GMO (遺伝子組換え作物) の状況

1) GMO の栽培状況とモラトリアム

オーストラリアでは、遺伝子技術法（GT 法）に基づき、遺伝子技術規制官（GTR）が、商業栽培のほか、試験栽培等も含め GMO の環境放出についての許可を行う。許可のない栽培は違法とされる。

従来、オーストラリアで商業栽培の認められている GM 作物は綿花のみであったが、2003 年以後、除草剤耐性の GM カノーラが遺伝子技術規制官から商業栽培を認可された。このほか、食用ではないが、GM カーネーションの商業栽培、最近では GM バラの商業栽培も認可された。

しかしながら、国内消費者が持つ GMO に対する懸念と、生産者にも GMO 栽培により非 GMO を求めるプレミアム市場を失うのではないかとの懸念があったことから、クイーンズランド州、北部準州を除く各州政府は GMO のモラトリアム（商業栽培禁止措置）を導入した。このため、綿花に関しては、ニューサウスウェールズ州がモラトリアムの対象外としたことから、主産地であるニューサウスウェールズ州及びクイーンズランド州で広く害虫耐性、除草剤耐性の品種が栽培され、作付面積の 9 割が GM 綿花になっているのに対し、GM カノーラは商業栽培が行われない状態が続いていた（モラトリアムのないクイーンズランド州、北部準州ではカノーラを栽培していない）。然るに、後述するようにニューサウスウェールズ州及びヴィクトリア州では 2008 年作付から GM カノーラが解禁され、西オーストラリア州でも、2010 年から商業栽培解禁に至った。

第 11 表 州政府の GMO モラトリアム（商業栽培の禁止）の状況

州	モラトリアムの内容	商業栽培可能なGMO
ニューサウスウェールズ	2007年末、モラトリアムを解除	綿花、カノーラ、カーネーション、バラ
ヴィクトリア	2007年末、モラトリアムを解除	綿花、カノーラ、カーネーション、バラ(綿花の生産実績なし)
西オーストラリア	全てのGM作物	カノーラ:2010年1月、モラトリアムの適用除外に指定 (綿花:2008年12月以後、オード川灌漑地域に限りモラトリアムの適用を除外)
南オーストラリア	全ての食用・飼料用GM作物	カーネーション、バラ
タスマニア	全てのGM作物	—
首都特別地域	全ての食用・飼料用GM作物	カーネーション、バラ
クイーンズランド	モラトリアムなし	綿花、カノーラ、カーネーション、バラ(カノーラの生産実績なし)
北部準州	モラトリアムなし	綿花、カノーラ、カーネーション、バラ(カノーラの生産実績なし)

オーストラリア連邦政府は、かねてから GMO 導入推進の立場で、その導入に向けた地ならしを行ってきた。農業関係者の間でも、GMO 導入への懸念よりも、GM 作物を大規模に生産するアメリカ、カナダ等に後れを取らないためにこれを積極導入すべきとの認識が次第に強まった。そしてついに、2007 年末に、ヴィクトリア州とニューサウスウェールズ州ではモラトリウムを見直し、2008 年作期から GM カノーラの栽培が行えることとされた（第 11 表）。

ニューサウスウェールズ州とヴィクトリア州が GMO の商業栽培を解禁した結果、オーストラリアでの GMO 栽培は、比較的マイナーな作物である綿花のみであった状態から、相対的に栽培規模の大きいカノーラに拡大した。更に、生産がクイーンズランド州とニューサウスウェールズ州の 2 州に限られている綿花と異なり、カノーラは同 2 州に加えてヴィクトリア州、西オーストラリア州、南オーストラリア州、タスマニア州でも栽培されている（第 12 表）。すなわち、GM カノーラが突破口となって、GMO 栽培がオーストラリアの主要穀物生産州全体に広がる可能性がある。

第 12 表 カノーラと綿花の栽培面積

(カノーラ栽培面積)							千ha
	NSW	Vic	Qld	WA	SA	Tas	合計
2005-06	194.0	191.0	1.0	437.0	147.0	1.0	971.0
2006-07	283.0	179.0	2.0	411.0	177.0	1.0	1,052.0
2007-08	240.0	270.0	2.0	595.0	173.0	1.0	1,214.0
2008-09	331.0	251.0	4.0	892.0	191.0	2.0	1,670.0
(綿花栽培面積)							千ha
	NSW	Vic	Qld	WA	SA	Tas	合計
2005-06	214.3	0.0	121.2	0.0	0.0	0.0	335.5
2006-07	108.7	0.0	34.9	0.0	0.0	0.0	143.6
2007-08	41.2	0.0	21.4	0.0	0.0	0.0	62.7
2008-09	88.0	0.0	76.0	0.0	0.0	0.0	164.0

出典：ABARE(2009d).

これまでのところ、世界で商業栽培が広まっている GMO は、トウモロコシ、大豆、綿花、カノーラ等である。オーストラリアにとって中核的な主要穀物である小麦、大麦については GMO の商業栽培は行われていないが、将来、小麦、大麦について商業栽培が世界的に導入される場合に後れを取ってはならないというのが政府、農業界の考え方である。主要生産州で GM カノーラ栽培が認められることは、GM 小麦、GM 大麦の導入に到るまでのステップの一つとも位置づけられよう。こうした観点から、なおモラトリウムを維持している州の、今後の動向が注目される場所である。タスマニア州は 2009 年 5 月に、南オーストラリア州は 2008 年 4 月に、既にモラトリウムを維持する意思を明らかにしているが、西オーストラリア州には以下に述べるような動きが見られ、今後の動向が注目される。

2) 2008 年の GM カノーラ栽培状況と 2009 年にかけての動き

(i) ニューサウスウェールズ州及びヴィクトリア州のカノーラ

モラトリウムが解禁されたニューサウスウェールズ州及びヴィクトリア州では、その初年度である 2008 年から GM カノーラが実際に作付けられた。ABARE が 2008 年 4 月に発表した GM 作物導入の経済的な効果の試算では、導入初年から対象作物が全て GMO に切り替わる設定としている（ABARE(2008d)）が、現実はそのようにはならなかった。導入初年である 2008 年は、栽培農家も慎重なうえ、種子の供給の準備期間も短かったことから、GM カノーラの作付け比率は限定的だった。GMO に関する認識を高めるために業界主導で発足した組織であり、基本的に GMO 推進の立場に立っている Agrifood Awareness の資料によれば、2008 年は、108 の生産者が 9,600ha で GM カノーラを作付け、9,200 トンを収穫した。これは、2 州のカノーラ栽培面積の 2% に過ぎない。品種はいずれも除草剤耐性のもの（Roundup Ready）であった。2009 年には、GM カノーラ作付け農家は約 300 戸、作付面積は前年の 4 倍の 41,000ha になると見られている。

今後 GM カノーラの作付けが大きく拡大するかどうかは、2 州での実績に対する農家、関係業界、消費者等の反応によっても左右されるところ、GM 解禁初年度の評価等として以下のようなものがある。

まず、穀物研究開発会社（GRDC）が 2008 年に GM カノーラの試験栽培及び商業栽培を行った農家のケーススタディを行った。その結果、生産者が GM カノーラを選択した第一の理由は、除草剤耐性のある雑草への対策であり、他に、新技術への関心、柔軟な作業（ほとんど耕起せず早期に播種できる）、収量増加（特に除草剤耐性の非 GM 品種に比べ）、害の少ない除草剤を使えること、残留除草剤が少ないこと、収益増進、といったことを挙げている。生産者が栽培経験後に GM カノーラのプラス面として報告したのは、雑草制御に優れる、散布システムが簡単、除草剤の選択肢がある、不耕起でできる、非 GM の除草剤耐性品種に比べ除草剤費が少なく済む、害の少ない除草剤を使える、といったことである。収穫量に関しては、一部の生産者から収量増大が報告されたが、試験栽培の結果では、他の非 GM 品種に比べ収量に差は出なかった。（GRDC (2009)）

また、関係業界は、2007 年 7 月、"Delivering Market Choice with GM Canola" という業界の立場を表明している（穀物供給チェーン業界 29 団体が署名）。市場の需要を満足するため分別流通を行うことを約束したものである。2009 年 4 月には、油糧種子業界団体である Australain Oilseed Federation が、新たなカノーラ基準（Canola standard）を発表した。これは、分別流通を確保するため、「非 GM カノーラ」という区分を新たに設けたものである。GM に着目した場合、「GM と非 GM のカノーラが区別されていないもの」と「非 GM カノーラ」の 2 つのカテゴリーとなる。後者においては、認可された GM カノーラの混入が 0.9% まで容認される。

（ii）西オーストラリア州の動向

西オーストラリア州では、モラトリウムの根拠法のレビューを行っていた状況の中で、州農業大臣は、2008 年末にオード川灌漑地域について GTR により商業栽培が許可された GM 綿花の栽培を許可した。また、同年 12 月には、2009 年作期に、20 農家で 1,000ha の GM カノーラの商業規模の試験栽培を許可すると表明した。その後、農家の試験 17 カ所、

研究試験 3 カ所の計 20 カ所、854ha で栽培されることとなり、2009 年 5 月以降 GM カノーラが作付けられた。モラトリウム解除を先取りするかのような州政府のこの動きに対して、野党や環境団体、地方政府が反発したが、州政府は 2010 年 1 月、GM カノーラをモラトリウムの適用除外に指定する措置をとり州内一般での栽培を可能とした。

なお、オード川灌漑地域は、現在 12,500ha が整備されている。1970 年代以後新たな開発が止まっていたが、近年、最終的な目標 43,000ha に向けての事業が検討されている。GM 綿花は、サトウキビとの輪作作物として期待されているもようである。1970 年代にも綿花栽培が行われたが、虫害が著しく、殺虫剤の大量散布が必要となったこと、殺虫剤による環境悪影響が問題となったことから、1975 年に栽培は打ち切られた。虫害を避けるために栽培時期をずらし、GM 綿花（Bt の Bollgard II）と組み合わせることで殺虫剤散布を減らすことができると考えられている（害虫耐性 GM 綿花といえども、一部の害虫にしか効果がないので、殺虫剤散布をゼロにはできない）（Stephen Yeates 他及び Ministerial GMO Industry Reference Group on genetically modified cotton in Western Australia(2007)）。

ただ、GM 綿花は解禁されたが、綿花の価格低迷のため作付け意欲のある農家が出るかが疑問視されており、実際にどの程度栽培されるかは不明である（栽培時期は 10 月～翌年 4 月頃）。

（7）オーストラリアへの外国の農業投資

1）外国投資に関する仕組みと投資概況

オーストラリアは外国投資を奨励しており、その外国投資制度は概して透明で自由である。ただし、一定の機微な部門には制限があり、外国投資が国家利益に反しないことを確保するため外国投資検討ボード（Foreign Investment Review Board（FIRB））による事前審査を受ける必要がある。国家利益に反すると考えられる提案は、財務官が、Foreign Acquisition and Takeover Act 1975（FATA）に基づき拒否する。

事前認可を必要とする外資投資案件の種類は以下の通りである（メディア、金融業、民間航空など特定の業種に係るものを除く）（シドニー商工会議所(2009)）。

- ・ 資産額が 2.19 億豪ドルを超える既存オーストラリア企業の多数株・権益の買収及びオーストラリアでの資産額が 2.19 億豪ドルを超える在外海外企業の買収
- ・ 外国政府・同関連機関による直接投資
- ・ 第一次産業（農林水産業）が行われていない土地の所有権買収

事前認可の要否の敷居値は時とともに大きくなっており、最新の 2.19 億豪ドルという敷居値は 2009 年 9 月から適用となったものである。従来は類型別に 1 億豪ドル、2 億豪ドル、1.1 億豪ドル等と細かく分かれていたのが、最大の金額に合わせて簡素化されたものであり、事前承認が不要となる範囲が拡大した。また、10 百万豪ドル以上の新規事業の設立には事前通知を必要とされていたが、その必要はなくなった（第 13 表）。

なお、2004 年に発効した豪米自由貿易協定により、米国の投資家は他国の投資家よりも優遇され、機微な部門を除いて事前承認等の敷居額が、高く設定されている。米国からの

投資に関して指定される機微な部門は、報道、通信、運輸、国防、軍事利用可能な物・技術、暗号・保安技術、ウラニウム抽出、核施設の運転であり、これらは、外国投資について法的制限の課される「国家利益」の問題を生じる分野と対応する。米国の民間投資家によるオーストラリアの金融機関の買収は、Financial Sector Act 1998 の対象となり、FATA の審査の対象とはならない。

国家の利益は、法律には定義されていないが、現行の国家政策及び法律、国家安全保障、経済発展といった要素について検討されることとなっている。住宅などの不動産部門は、機微なものと捉えられており、認可に際しては原則として条件を付けるなど、審査の基準が細かく定められている。それ以外の部門では、機微な部門とされている金融、民間航空、空港、海運、メディア、通信を別として具体的な審査基準は明示されていない。

第 13 表 外国投資に課される条件と制限

外国人投資家一般に対して	米国の投資家に対して
事前の承認・通知を要する活動： 総資産 2.19 億豪ドル^(注)を超える既存のオーストラリアの事業の実質的な経営権の買収、又は 2.19 億豪ドル^(注)を超える価値のある事業の提案の場合、並びにオーストラリアにある子会社ないし資産額が 2.19 億豪ドル^(注)を超える外国会社の買収。	事前の承認・通知を要する活動： 総資産 9.53 億豪ドル（額は毎年調整される）を超える既存のオーストラリアの事業の実質的な経営権の買収（指定された機微な部門を除く）。 以下に指定する機微な部門のオーストラリアの事業の実質的な経営権の買収で 2.19 億豪ドルを超えるもの^(注)：報道、通信、輸送、軍への財・サービスの提供、軍事利用可能な財・技術、暗号・保安技術、ウラン・プルトニウムの抽出、原子力施設の運転。 FATA の審査からは除外され Financial Sector Act 1998 により審査される既存のオーストラリアの金融機関の、実質的な経営権の買収。
規模の如何によらず、外国政府又はその機関による直接投資。	同左。
都市の土地の利益（賃貸、融資・利益共有取り決め、都市の土地の会社や信託の経営権取得を通じて得る利益を含む）の買収；開発済みの非居住用商業不動産で歴史遺産登録されている場合は 5 百万豪ドル以上のもの、開発済みの非居住用商業不動産で歴史遺産登録されていない場合は 50 百万豪ドル以上のもの、価格の如何によらず宿泊用施設、価格の如何によらず空き不動産、価格の如何によらず住	同左。ただし、開発済みの非居住用商業不動産の買収の場合の敷居値は 9.53 億豪ドル（額は毎年調整される）^(注)となる（米国政府により管理されるもの以外の米国の投資家によるものに限る）。

宅。

通知を必要とするか否かが明確でない提案。 同左。

出典：WTO(2007)をもとにその後の制度改正を加えてとりまとめ。金融、民間航空、空港、海運等の部門に特定の
な外国投資制限については割愛。

注。額は物価上昇率に応じて毎年調整される。

2007/08 年度には、7,855 件の外国投資提案について事前審査の決定がなされ、その 99.8% が承認された（決定に到る以前に申請が撤回されたものは除いている）。金額としては約 1,920 億豪ドルにのぼる。拒否されたものは、居住用不動産関連であり、2001 年以来事業提案で拒否されたものはない（2001 年 4 月に、Shell による North West Shelf LNG プロジェクトの排他的管理権の買収計画が拒否された）。

外国投資案件の審査・認可の結果をみると、1997-98 年度から 2007-08 年度までの 11 年間で認可を拒否された案件は、件数で全体の 1.36%、金額で 0.88% である。2005-06 年度から 2007-08 年度までの 3 年間でみると、件数で全体の 0.47%、金額で 0.05% である。ほとんどの申請は認可されていることになる（第 14 表）。

なお、ここで挙げている数値は、事前認可の対象となる投資に限られ、1 億豪ドルといったかなり大規模な投資であっても事前認可の対象とならないものは把握されていないことに留意する必要がある

第 14 表 オーストラリアへの外国投資の事前認可審査の状況

	件、10億豪ドル										
	1997-98年度	1998-99年度	1999-00年度	2000-01年度	2001-02年度	2002-03年度	2003-04年度	2004-05年度	2005-06年度	2006-07年度	2007-08年度
無条件で認可の件数	1,694	1,724	1,170	1,003	1,041	1,105	995	1,127	1,386	1,520	1,656
条件付きの認可の件数	2,567	2,918	2,737	2,298	3,405	3,562	3,452	3,233	3,800	4,637	6,185
認可件数の合計	4,261	4,642	3,907	3,301	4,446	4,667	4,447	4,360	5,186	6,157	7,841
不認可の件数	114	112	96	46	77	80	64	55	37	39	14
無条件で認可の投資額	54.3	56.4	56.3	80.0	70.2	53.5	58.9	60.4	72.5	140.3	162.6
条件付きの認可の投資額	25.2	10.7	21.7	26.3	47.7	32.2	40.1	59.1	13.3	16.1	29.3
認可の投資額合計	79.5	67.0	78.0	106.3	117.9	85.7	99.0	119.5	85.8	156.4	191.1
不認可の投資額	0.1	0.2	0.1	9.7	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.2

出典：外国投資検討ボード(FIRB)年次報告各年。

2) 農業関連の外国投資

(i) 農業関連の外国投資の事前認可の状況

外国人が農用地や農産加工業など農業関連の投資を行う場合を考えると、農用地や農産加工業を保有する既存オーストラリア企業の実質的経営権や外国企業の買収、新規企業の設立、農用地の場合には投資額が 2.19 億豪ドル以上の場合に外国直接投資の事前認可を得ることが必要であり、農用地以外の土地（農産加工工場の用地など）の買収の場合にはより低い投資額の場合にも事前認可を得ることが必要ということになる。また、外国政府・同関連機関による買収の場合は、金額にかかわらず外国直接投資の事前認可を得ることが必要である。

農業、農産加工業部門の外国投資の事前認可の状況をみると、第 15 表のとおりである。

2000-01 年度から 2007-08 年度の間に認可された投資のなかで、農林水産業が占める割合は、件数において 0.1～0.3%である。投資額については、2006-07 年度までは 0.01～0.4%という水準であったが、2007-08 年度は 1.3%と急上昇した。1 件で 10 億豪ドルを超える投資があったことが寄与しているもようである。製造業に含まれる飲食品・タバコ製造業の外国投資については、2002-03 年度から 2007-08 年度の間に認可されたものは、外国投資全体に対して、件数で 0.1～0.4%、投資額で 2～6%程度となっている。

第 15 表 オーストラリアへの外国投資の部門別事前認可の状況

	2000-01年度		2001-02年度		2002-03年度		2003-04年度		2004-05年度		2005-06年度		2006-07年度		2007-08年度	
	件数	投資額	件数	投資額	件数	投資額	件数	投資額	件数	投資額	件数	投資額	件数	投資額	件数	投資額
農林水産業	10	435	5	178	5	97	7	783	11	544	2	8	4	104	11	2,488
鉱業	75	23,770	60	19,164	54	11,505	63	10,391	69	33,501	76	19,749	141	32,279	173	64,275
資源加工業	7	865	12	4,766	10	5,240	4	137	0	0	0	0	8	3,660	3	221
製造業	84	21,911	62	16,347	73	21,717	56	23,056	54	22,117	61	13,687	82	62,847	48	31,273
うち飲食品・タバコ					12	5,300	10	2,300	13	6,840	14	5,310	22	6,330	10	7,210
金融・保険業	39	14,785	31	13,151	24	6,632	23	2,650	27	11,232	39	6,196	38	5,635	39	9,198
サービス業(観光業を除く)	167	31,118	90	49,061	82	23,336	111	34,782	119	30,458	111	27,136	116	28,930	109	35,719
観光業	42	786	46	946	42	1,723	40	1,472	54	716	57	2,768	68	1,543	38	3,202
不動産業	2,810	12,653	4,043	14,294	4,257	21,881	4,059	25,705	3,949	20,905	4,755	16,209	5,612	21,389	7,354	45,502
計	3,234	106,341	4,349	117,907	4,547	92,131	4,363	98,975	4,283	119,473	5,101	85,751	6,069	156,387	7,775	191,879

出典：外国投資検討ボード(FIRB)年次報告各年。

注：認可件数には、新たな投資額のない会社の再編を除く。

2009 年の報道では、ドバイに本拠を置く IFFCO グループがオーストラリア最大の牛肉会社 AACo の 20%（数千万豪ドル程度のもよう）を買収、ヨーロッパ中心に投資を行う国際投資会社 Terra Firma 社が Packer 一族の肉牛牧場の 90%（4.25 億豪ドル）を購入するといった例がある。後述する鉱業部門も含め、こうした外国投資の増加については、一部国会議員等から国の長期の戦略的利害の観点から検討が必要との主張があることが報じられている。

(ii) 「農地囲い込み」の外国投資の状況

NGO「グレイン」が、新聞記事等からとりまとめた世界の農地囲い込みについての情報のなかから、オーストラリアへの投資に関するものを抜粋すると以下のとおりである（第 16 表及び第 17 表）（GRAIN (2008)）。

第 16 表 ー食料安全保障のための農地囲い込みー

投資元国	投資者	標的国	作物	内容
バーレーン	TRAFICO	オーストラリア、インド、パキスタン、フィリピン、スーダン		バーレーン市場向け食料投資を研究。土地買収を含む投資かは、未定。
中国	政府・民間	オーストラリア		中国の最初の「海外農場」は 1989 年クイーンズランド州の 43,000ha で操業開始
中国	Suntime	オーストラリア、キュー		既にジョイント・ベンチャーでコメを

		ーバ、カザフスタン、 メキシコ、ロシア、南 米	生産（キューバ 5,000ha、メキシコ 1,050ha）。カザフスタンでも既に操業。 ロシア、南米、オーストラリアへの投 資を希望
アラブ首 長国連邦	Al Qudra	オーストラリア、クロ アチア、エジプト、エ リトリア、インド、モ ロッコ、パキスタン、 フィリピン、スーダン、 シリア、タイ、ウクラ イナ、ベトナム	コメ、 家畜、 酪農 20～30年リースや買収により 400,000haの土地を手に入れ、小麦、メ イズ、コメ、野菜、畜産を生産するこ とを計画。アルジェリア、モロッコで 1,500haを入手済み（牛、酪農）、フィ リピン、タイ、ベトナムとコメに関し 協議中。

第 17 表 ―民間投資家による農地囲い込み―

投資者	標的国	作物	内容
Dexion Capital（英 国）	オーストラリア、カザフスタ ン、ラテン・アメリカ、ロシ ア、ウクライナ		280 百万ドルで 3 百万エーカー（12 百万 ha） を買収することを意図。同社は英国のヘッジ・ ファンド

（iii）日系企業のオーストラリアへの進出の例

東洋経済の「海外進出企業総覧 2009」から、農畜産物、農業関係資機材の生産・加工・販売などの事業について日本企業のオーストラリアへの進出状況をみると、現地企業数にして 40 社にのぼる。もっとも古いものは 1970 年代初期に遡り、進出先としてはニューサウスウェールズ州が 15 で最も多く、ヴィクトリア州、クイーンズランド州が、それぞれ 12、8 で続く。事業内容としては、各種の農業施設・資機材の製造・販売・管理などが 10 件、畜産物の生産・加工が 12 件、農産物の加工が 9 件、畜産物・畜産加工品の販売が 5 件、農産物・食品の販売が 12 件である。畜産を除くと、農産物の生産を行っている例は見当たらない⁽³⁾。

3）鉱業部門の外国投資

近年は、中国による鉱業部門への投資が積極的に行われている状況があり、2009 年には、中国アルミニウム社（Chinalco）によるリオ・ティント社へ、Hunan Valin Iron & Steel 社によるフォーテスキュー社へ、China Minmetals 社による OZ Metals 社への投資の動きがあった。

リオ・ティント社は、世界的な鉱業大手企業で、鉄鉱石生産でオーストラリア第 1 位の地位にある。中国アルミニウム社は既にリオ・ティント社の 9%を保有しており、新たに 195 億豪ドルを投資してシェアを倍増の 18%とする協議を両社で行ってきたが、リオ・テ

イント社側の株主からの反対が強く、2009年6月始めに協議が打ち切られた。

フォーテスキュー社は鉄鉱石生産でオーストラリア第3位である。Hunan Valin Iron & Steel 社が12億ドルで同社の17.55%を買収した(2009年3月末にオーストラリア政府から外国投資の認可を受けた)。

OZ Metals 社は亜鉛生産で世界第2位、鉱業全般でオーストラリア第3位である。2008年後半の鉱物価格下落で経営困難に陥り、China Minmetals 社により14億豪ドルで買収された。軍事施設近辺にある鉱山については、オーストラリア政府が外国投資の認可を出さない意向であったことから、同鉱山を対象外としての買収となった。

3. 貿易

(1) 貿易状況と基本的な貿易政策

1) オーストラリアの貿易概要

オーストラリアは、OECD 加盟の先進国であるにもかかわらず、その貿易構造をみると、一次産品（農林水産物、資源・エネルギー）が輸出の中心であり、国内製造業は、それが輸出の主力となるほどには発展してきていないことが伺われる。2008 年の物品輸出の総額 2,226 億豪ドルに対し、一次産品の輸出は 1,525 億豪ドルと、約 7 割を占めている。

オーストラリアの主要輸出品は、石炭、鉄鉱石、金、原油、天然ガス、アルミニウム、牛肉、銅鉱石、小麦等であり、主要輸入品は原油、石油製品、乗用車、金、通信機器、医薬品、貨物自動車、コンピュータなどである。

WTO の貿易政策レビューによれば、オーストラリアによる一方的関税引き下げの結果、2005 年時点の実行 MFN 関税率は平均で 3.8%，農産物については 1.4%となっている。

オーストラリアにおいて、このように工業製品の関税率の方が高くなっているのは、上記のような貿易構造や製造業が比較優位性を持たない国内産業の状況、工業製品を高関税などで保護してきた貿易政策の経緯を反映したものと考えられ、ニュージーランドを除く他の先進国ではあまり見られない特徴であろう。

また、オーストラリア経済の貿易依存度は高まってきている。オーストラリアの GDP に占める輸出の割合は 1981-82 年度の 11%から増加し、近年は 20%前後となっている。また、輸出金額は 1987 年から 2007 年までの 20 年間で、約 5 倍となった。

2) 農産物の輸出状況と貿易政策

輸入に関して、オーストラリアの農産品関税は、工業品関税に比べて相対的にかなり低く、絶対値でみても、MFN 実行税率の平均が 1.4%と、極めて低い水準にある。なお、チーズ及びカードにのみ関税割当が残っている（枠外税率が従価税換算で 23.8%）。

輸出に関しては、オーストラリアの農産物輸出のシェアは、物品輸出全体の 14%を占め、サービス輸出も含む輸出全体に対しては 11%を占める（2008 年）。OECD 諸国のなかでは高い数値であるが、農産物のシェアは長らく低下が続いており、かつて、輸出量の過半が農産物であった 1950 年代に比べれば、相対的な地位は大きく低下した。特に近年のシェア減少の背景には、資源ブームにより資源・エネルギーの輸出量・金額が増大したことや干ばつによる農産物の生産・輸出の減少がある。

このように、オーストラリアの輸出に占める農業の地位は大きく低下してきたが、オーストラリア農業にとっての輸出の重要性は減じていない。先述のように、依然として農業生産物の過半を輸出し、輸出を前提として生産が行われているからである。

品目別に見ると、オーストラリアは、生産する小麦の 73%、牛肉の 64%、羊毛の 95%、乳製品の 51%と、主要農産物の多くを輸出しており、農産物全体でみると、生産額に対する輸出額の割合は 61%である（ABARE(2008a)による、2004-05～2006-07 年度の平均）。

ただし、野菜・果実、水産物、鶏肉・豚肉では、輸出入はおおむね均衡している。過去 5 カ年度の生産、輸出等の状況を整理したのが第 18 表である。

第 18 表 各品目の生産、輸出等（2003-04 年度から 2007-08 年度の平均）

(千トン, %)

	豪州の生産量、輸出量			世界の数値、世界に対する豪のシェア			
	生産量	輸出量	輸出割合	生産量	輸出量	豪生産シェア	豪輸出シェア
小麦	19,516	12,928	66.2	602,600	108,780	3.2	11.9
大麦	7,804	4,863	62.3	140,500	16,100	5.6	30.2
コメ	415	275	66.2	616,100	29,074	0.1	0.9
綿花	405	454	112.2	25,143	8,194	1.6	5.5
砂糖	5,026	3,862	76.8	153,242	55,124	3.3	7.0
油糧種子	2,033	901	44.3	380,938	78,616	0.5	1.1
牛肉	2,114	1,348	64.1	60,356	7,104	3.5	19.0
羊毛	502	527	103.4	2,188	743	22.9	70.9
羊肉	619	337	54.0	8,425	879	7.3	38.4
豚肉	395	70	19.2	100,649	3,937	0.4	1.8
鶏肉	795	29	3.5	68,760	7,578	1.2	0.4
バター	141	75	57.8	6,881	831	2.0	9.0
チーズ	374	212	56.3	13,983	1,235	2.7	17.1

出典：ABARE(2009d)及び FAOSTAT からとりまとめ。

オーストラリアの主要農産物の生産量の、世界に対するシェアを見ると、羊毛（23％）を除いては、さほど大きな数値ではない。ところが、主要輸出品について、世界の輸出全体に対するオーストラリアからの輸出量のシェアを見ると、羊毛の 7 割を筆頭に、小麦、大麦、牛肉、羊肉、チーズで 1 割を超えるシェアを有する。オーストラリアは生産量での世界シェアは小さいものの、輸出量でのシェアが大きいのが特徴である。これは、オーストラリアの作況が世界市場に大きな影響を与え得ると同時に、オーストラリアの農業経営の方でも世界市場の状況に左右されるところが大であることを意味している。

世界市場での販売によって農業が支えられているオーストラリアにとって、より有利な条件での輸出や輸出機会の拡大につながる農産物貿易の自由化や各国の国内農業補助の削減、輸出補助金の削減・撤廃など貿易政策改革の推進は極めて重要な課題である。

このように、オーストラリアの農業・食料セクターは、自由貿易の推進を積極的に求める立場であり、WTO ドーハラウンドにおいても大幅な関税率引き下げ等市場アクセスの改善を求めている。

なお、農産物に比べて相対的に関税率が高い工業品についても、FTA による徹底した自由化が進められていることは同様である。これまでにオーストラリアが締結した FTA では、工業品の関税は、アセアン豪ニュージージーランド FTA のアセアンの国々を除き、相互に全て撤廃することが合意されている。オーストラリアの製造業部門は、一部に比較的関税率の高い品目（センシティビティがあるとみられる品目）があり、農業部門ほどには自由化推進に積極的ではなく、業種によっては消極的な賛成という立場のようだが、これまで

のところ、例外品目を設けるに至るほどの問題は生じていないということであろう。ただ、過去の経緯から手厚く保護されてきた分野である自動車・部品と繊維・衣類・履き物については、中国との FTA 交渉に関して関税撤廃への懸念の声が改めてオーストラリア国内から出ているようであり、今後の交渉の成り行きが注目される。

3) 日本との貿易関係

日本にとってオーストラリアは、主要な農産物輸入先国の一つであり、特に、牛肉、小麦、大麦、砂糖、乳製品などを多く輸入している。オーストラリアの農産物輸出先は、概して広範な国にわたっており、特定の国に輸出先が集中することは少ない。その点からすると、輸出に占める日本向けのシェアが、チーズで 4 割以上、牛肉で 4 分の 1 に達していることが特筆される。近年は、日豪間に大きな貿易紛争案件は生じていない。

両国は、2003 年 7 月のハワード首相来日時に、小泉首相との間で「日豪貿易経済枠組み」に署名し、同枠組みに基づき、政府間で貿易・投資自由化の得失に関する共同研究を 2005 年 4 月まで実施した。この共同研究を踏まえ、2005 年 4 月の日豪首脳会談（東京）にて、FTA の実現可能性又はメリット・デメリットを含め検討する政府間共同研究を開始することに合意し、計 5 回の共同研究会合、2 回の日豪合同協議委員会を行い、「最終報告書」をとりまとめた。その後の 2006 年 12 月 12 日、日豪首脳電話会談により、2007 年から日豪 EPA 交渉を開始することに合意して、現在交渉が続けられている。

(2) オーストラリアの FTA 政策

1) FTA 推進の考え方と貿易政策の見直し

オーストラリアは、ケアンズ・グループのリーダーとして野心的な農産物貿易の自由化を提案しており、引き続き WTO 交渉の成功を最優先の貿易課題としている。しかし、その一方で、これまで、「WTO よりも早くより深い市場アクセスが達成できる FTA をプラグマティックに追求する」として FTA に積極的な姿勢を示してきた。

労働党政権の誕生直後、2008 年の始めから「輸出政策及び施策についての政府レビュー」が行われた。同年 9 月始めにまとめられた報告書では、将来に向けての国家的輸出・投資戦略を検討し、国際競争力の増進、貿易交渉戦略、市場開発戦略などに関して、提言を行っている。

提言は、オーストラリアの貿易政策の基本を変えるものではないが、新たな FTA 締結に関しては、その基準に関つて、1997 年以来掲げられてきたものに替わる新たな基準を提言した。従来の基準と異なる主要点は、「貿易転換」への対抗を挙げ、他国が FTA を進めるのに立ち遅れることでオーストラリアが不利にならないようにすべきであるとの観点と、地域での自由化や第三国の受入れに言及して地域統合への貢献の意識が加えられたことである（第 19 表）。

第 19 表 FTA の基準の比較

レビュー報告書の提言する基準	1997 年の基準
将来の FTA の交渉相手を評価する際、オーストラリア政府は当該 FTA が以下をもたらし得るかを判断すべきである	FTA の利点を考慮する際、オーストラリア政府は以下について吟味する
・貿易転換に対抗するか、又は実質的で広範な商業上の利益を、他の努力を通じるよりも早くもたらす可能性があること	・実質的な商業上の利益・広範な経済利益を、多国間の枠組みでの努力を通じるよりも早く、オーストラリアにもたらす可能性があるか
・WTO 原則と規則に完全に整合的であること ・WTO におけるよりもより広くより深い自由化約束という形で、WTO を上回る結果をもたらすこと	・WTO 原則と規則に完全に整合的で、WTO を上回る結果をもたらすか
・合理的期間内に、実質的に全ての関税を撤廃すること及びサービス・投資の新たな大幅なアクセス機会の供与を含む、実質的自由化をもたらすこと ・途上国との FTA においては先進国を相手にするときのような広く深い貿易自由化を期待するのは非現実的であることを認識すべきである	・物品及びサービス貿易並びに投資にわたり、包括的で実質的な自由化をもたらすか
・可能な限り第三国の受入れを認め、地域内の自由で開放的な貿易・投資を目指すことと整合的であること	
・オーストラリアの外交及び安全保障政策の利益を高めるか	・オーストラリアの幅広い経済、外交政策及び戦略上の利益を大幅に高めるか

FTA の対象国選定についての新たな基準には、FTA 交渉をより促進する観点に立つと考えられる項目もある。「貿易転換に対抗」という新たな視点は、他国に劣後しないよう FTA を積極的に進める根拠となるし、「地域内の自由で開放的な貿易・投資を目指す」ことは地域規模の自由化の積み石となり得る太平洋戦略パートナーシップ（TPP 又は P4）のような FTA も積極的に推進すべき理由となるであろう。また、途上国との FTA においては先進国を相手にするときのような広く深い貿易自由化を期待するのは非現実的であることを認識すべきであると付言しているのは、「実質的に全ての関税を撤廃すること」を建前としつつも、FTA 推進のためには、関税撤廃からの例外を設けるなどの柔軟な対応を示唆していると読める。これは、アセアンの国々に多くの関税撤廃からの除外品目を認めつつアセアン豪ニュージージーランド FTA を締結する根拠として提言されたとも考えられ、また、中国が撤廃からの除外品目を多数求めて難航しているとされる中国との FTA 交渉も対象になるのであろう。

2) FTA の締結・交渉の状況

オーストラリアは、これまでにニュージーランド、シンガポール、タイ、米国と、4 つの FTA を締結し、チリ及びアセアン・ニュージーランドとの FTA で署名済みである。現在 5 つの国・地域と FTA を交渉中である（第 20 表）。

第 20 表 オーストラリアの FTA

相手国ないし名称	現状	経緯等	概要
ニュージーランド	締結済み	1983年1月発効	1990年までに全ての関税を撤廃
シンガポール	締結済み	2003年7月発効	発効日から全ての関税を撤廃
タイ	締結済み	2005年1月発効	豪は2015年まで、タイは2025年までに全ての関税を撤廃
米国	締結済み	2005年1月発効	豪は2015年まで、米国は2025年までに関税撤廃。ただし、米国は、砂糖で一切譲許を行わず、乳製品で関税割当を維持（対豪枠は恒久的に毎年拡大していく）、牛肉についても当面関税割当が残るが枠を年々拡大し最終的に関税撤廃
チリ	締結済み	2009年3月発効	2015年までに相互に全ての関税を撤廃。ただし、チリの砂糖（1701.11.00, 1701.12.00, 1701.91.00, 1707.99.10, 1701.99.20及び1701.99.90）については、6%の従価税は撤廃するが特定関税（1年ごとに決定され、上限は25.5%）は維持
アセアン豪NZ	締結済み	2010年1月発効	遅くとも2010年1月1日までに発効。カンボジア、ラオス、ミャンマーを除くアセアン7カ国では、オーストラリアの輸出（2007/08年度）の96%に当たる90～100%のタリフラインで関税撤廃。
中国	交渉中	2005年5月交渉開始	中国は豪州からの農産物輸入に、豪州は中国からの衣類・履物等輸入に警戒の模様。豪州は中国国内の規制等の緩和・透明化にも強い関心
マレーシア	交渉中	2005年5月交渉開始	2006年7月の第4回交渉以後、正式な交渉会合は行われず
日本	交渉中	2007年4月交渉開始	2009年11月までに10回の交渉会合
湾岸協力理事会(GCC)	交渉中	2007年7月交渉開始	2005年からアラブ首長国連邦単独との交渉を始めたものを変更。2009年6月までに4回の交渉会合
韓国	交渉中	2009年5月交渉開始	
太平洋戦略パートナーシップ協定(TPP)への参加		2008年11月参加の意思を表明	TPP（ブルネイ、チリ、ニュージーランド、シンガポール間で2006年発効）の拡大協議。米国、ペルーも参加を表明

注. GCC 加盟国は、バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦。

これまでの FTA において、オーストラリアと相手国とは相互に、ほぼ全ての物品関税を撤廃することを合意してきた。廃止の例外となったのは、豪米 FTA における、米国側の砂糖及び乳製品など一部の品目である。乳製品については、米国が TRQ の枠を大幅に拡大するとともに枠内税率を撤廃したが、二次税率は維持した。そして、砂糖については、米国

は市場アクセス改善を一切行わなかった。また、チリとの FTA では、チリ側の砂糖輸入関税は、従価税のみの撤廃にとどまった。

豪米 FTA で砂糖を除外したことにより、オーストラリア政府は、米国市場への輸出拡大を期待していた国内の砂糖業界や当時の野党から大きな批判を浴び、砂糖業界に対して多額の特別支援措置を講じることを余儀なくされた。このことから、オーストラリアにとっては、「FTA の関税撤廃から除外すること」が改めてセンシティブな事項となった。

ところが、アセアン豪ニューージーランド FTA では関税撤廃からの除外を一定割合で認め、全ての関税を相互に撤廃するというオーストラリアの従来の FTA の方針からは大きく逸脱した。同 FTA で各国の関税撤廃についてとりまとめたのが第 22 表である。12 カ国のうち、オーストラリア、ニューージーランド、シンガポールは例外なく全ての関税を撤廃する。ブルネイが関税撤廃から除外とする品目は、いずれも酒類関連とタバコであり、宗教上等の理由によるものなので、実質的には全部撤廃と捉えられる。しかし、残るアセアン 8 カ国のうち、LDC であるカンボジア、ラオス、ミャンマーで 10～15%、フィリピン、インドネシア、ベトナムは 5～10%の品目で関税が存続する。マレーシアで 3.6%、タイで 1.1%である。除外品目は国によって様々であるが、タイが除外品目として農産品だけを並べ工業製品は全て関税撤廃しているのは特徴的であろう。なお、前述の貿易政策レビューの新 FTA 基準が関税撤廃からの除外を容認するのは「途上国への配慮」のためであるから、先進国との間の FTA 交渉には、このような除外は当てはまらねばならない。

3) FTA を推進する相手国等の選択

FTA は、政治的、戦略的目的をもって追求されるという側面もあるが、通常は経済的な利益の追求を第一の意義・目的として追求されると考えられる。実際、オーストラリア政府は、交渉開始前の検討段階において、経済モデルを使って FTA を行った場合に得られる経済効果を試算し、これを公表して、FTA を結ぶ意義や利益を訴える、という進め方をとることが多い。オーストラリアの貿易相手国の上位を示す第 21 表は、オーストラリアが、経済的観点から FTA 交渉相手国を選んでいく様子を示している。

貿易相手国として上位にある米国、シンガポール、ニューージーランド、タイ、日本、中国、韓国、マレーシアとは FTA を既に締結しているか、交渉中である。「実質的な商業上の利益」を FTA 交渉の基準の筆頭に挙げていることと整合している。インドとは、FTA のフィージビリティについて政府間の合同研究を行っている。

貿易相手として比較的上位であるにもかかわらず、FTA ないしそれに類する動きが見られないのは、台湾と EU（英国、ドイツ）である。このうち、台湾については、オーストラリアと国交がないため政府間交渉を行うのが困難という事情がある。残る EU との間では FTA の動きは見られないが、二国間の貿易と投資も含む対話と協力の枠組みである Australia EU Partnership Framework が 2008 年 10 月に発足した。また、先述した 2008 年の貿易政策見直し提言においては、新たな FTA 交渉相手国として具体的に EU を挙げたところである。

第 21 表 貿易の上位相手国（2008 年。サービス含む）

	往復	輸出先	輸入先
1 位	日本	日本	中国
2 位	中国	中国	米国
3 位	米国	韓国	日本
4 位	シンガポール	米国	シンガポール
5 位	英国	インド	英国
6 位	韓国	英国	ドイツ
7 位	NZ	NZ	タイ
8 位	インド	シンガポール	NZ
9 位	タイ	台湾	マレーシア
10 位	ドイツ	タイ	韓国

出典：DFAT(2008)。

注. は FTA 締結済み, は FTA 交渉中, は共同研究会開催の国。

なお、交渉中の GCC は上位 10 カ国には入らない（貿易シェアは 2%）が、オーストラリアの自動車の主要輸出先となっている。FTA 締結済みのチリは、貿易シェアは極めて低いですが、今後の有望な投資先であり南米市場への足がかりと見ているようである。

なお、太平洋戦略パートナーシップ（TPP。ブルネイ、チリ、ニュージーランド、シンガポールの自由貿易協定。2006 年発効）への参加については、長期目標として掲げるアジア太平洋の地域全体での貿易協定に向けての積み石とするというもので、ラッド政権のアジア太平洋共同体構想に対応する。

第 22 表 オーストラリア・ニュージーランド・アセアン FTA の譲許概要

国名	全関税ライ ン	当初関税 (2005年)		最終段階での関税率表			関税撤廃からの除外品目など
		有税ラ イン	無税ラ イン	無税 率	無税ラ イン	無税 率	
オーストラリア	6,124	3,209	2,915	47.6	0	6,124	0.0 除外品目無し。
ニュージーランド	7,432	3,194	4,238	57.0	0	7,432	0.0 除外品目無し。
シンガポール	NA	NA	NA	NA	0	NA	0.0 除外品目無し。
ブルネイ	10,689	3,416	7,373	68.0	82	10,607	NA 全て従量税。除外品目はいずれも、酒類関連とタバコ (酒類製造用の調製食料品 (21 類) 8 ライン, 酒類 (22 類) 47 ライン, タバコ (24 類) 25 ライン, 酒類製造用の香料等 (32 類) 2 ライン)
タイ	6,219	5,778	351	5.6	69	6,150	除外品目は、農水産品 (乳製品 (4 類) 4 ライン, 生きた植物 (6 類) 2 ライン, 野菜 (7 類) 8 ライン, 果実 (8 類) 3 ライン, コーヒー・茶・香辛料 (9 類) 18 ライン, コメ (10 類) 4 ライン, 油糧種実 (12 類) 4 ライン, 植物油 (15 類) 11 ライン, 砂糖類 (17 類) 4 ライン, 調製食料品 (21 類) 3 ライン, 大豆油かす (23 類) 1 ライン, タバコ (24 類) 6 ライン) 及び生糸 1 ラインのみ。うち、従量税は 1 ラインのみ。
マレーシア	10,575	4,465	6,110	57.8	378	10,197	ゴム・ゴム製品, 鉄鋼, 自動車, 武器を除外。農林水産品では、果実 (8 類) 20 ライン, コメなど穀物 (10 類) 8 ライン, 酒類 (22 類) 32 ライン, タバコ (24 類) 19 ライン, の 79 ラインを除外。従量税が多数ある。
フィリピン	11,059	10,630	429	3.9	586	10,473	プラスチック, 履物, ガラス, 鉄鋼・鉄鋼製品, 機械, 電気機械, 自動車部品, 等を除外。農林水産品では、生きた動物 (1 類) 2 ライン, 肉類 (2 類) 33 ライン, 魚 (3 類) 2 ライン, 乳製品 (4 類) 2 ライン, 野菜 (7 類) 12 ライン, コメなど穀物 (10 類) 20 ライン, 加工穀物 (11 類) 4 ライン, 肉類調製品 (16 類) 11 ライン, 砂糖類 (17 類) 18 ライン, ココア (18 類) 1 ライン, 調製飼料 (23 類) 3 ライン, の 108 ラインを除外。従量税は無い。
インドネシア	11,159	8,796	2,363	21.2	742	10,417	酒類関連を除くと、最大関税率は 50% (自動車関連)。プラスチック, 皮革製品, 衣類・繊維, 鉄鋳・鉄鋼製品, 機械, 電気機械, 自動車, 等を除外。農林水産品では、生きた動物 (1 類) 2 ライン, 肉類 (2 類) 9 ライン, 魚 (3 類) 7 ライン, 乳製品 (4 類) 12 ライン, 動物性生産品 (5 類) 1 ライン, 生きた植物 (6 類) 7 ライン, 野菜 (7 類) 12 ライン, 果実 (8 類) 7 ライン, コメなど穀物 (10 類) 20 ライン, 米粉 (11 類) 1 ライン, 大豆 (12 類) 1 ライン, 肉類調製品 (16 類) 4 ライン, 砂糖類 (17 類) 7 ライン, 調製食料品 (21 類) 8 ライン, 酒類 (22 類) 50 ライン, タバコ (24 類) 16 ライン, の 164 ラインを除外。従量税は、コメ関係 20 ライン 及び砂糖関係 7 ラインのみ。
ベトナム	10,717	7,652	3,065	28.6	1,045	9,672	石油, 廃棄物, ゴム・ゴム製品, 紙, 鉄鋼・鉄鋼製品, 機械, 自動車, 漁船, 猟銃, 等を除外。特に関税の高いものは、中古車等 (150%, 100%), タバコ製品 (100%), 鶏卵 (80%) など。従量税は無い。農林水産品では、くず肉 (2 類) 14 ライン, 魚 (3 類) 17 ライン, 卵 (4 類) 3 ライン, かんきつ果実 (8 類) 1 ライン, ケンの種 (12 類) 1 ライン, アーベン (13 類) 27 ライン, 肉・魚調製品 (16 類) 40 ライン, 砂糖類 (17 類) 6 ライン, 酒類 (22 類) 50 ライン, ぶどう酒搾り粕 (23 類) 1 ライン, タバコ (24 類) 29 ライン, の 164 ラインを除外。タバコ製品, 鶏卵を除くと農林水産品の関税率は 50% 以下

カンボジア	10,689	10,186	503	4.7	1,277	9,412	88.1	2025年	35.0	石油、精油、プラスチック、ゴム・ゴム製品、皮革、紙、印刷物、鉄鋼、鉄鋼製品、アルミニウム、機械、電気機械、自動車、自動車部品、光学機器、家具、玩具、等を除外。従量税は無い。農林水産品では、肉類(2類)4ライン、乳製品(4類)16ライン、生きた植物(6類)3ライン、野菜(7類)12ライン、果実(8類)21ライン、コーヒー・茶(9類)7ライン、穀物(10類)7ライン、加工穀物(11類)4ライン、ゴマの種(12類)2ライン、動植物油脂(15類)13ライン、肉・魚調製品(16類)16ライン、砂糖類(17類)9ライン、チョコレート(18類)2ライン、穀物調製品(19類)31ライン、野菜果実調製品(20類)24ライン、調製食料品(21類)10ライン、酒類(22類)20ライン、タバコ(24類)2ライン、木材(44類)2ライン、の205ラインを除外。
ラオス	10,675	10,675	0	0.0	1,273	9,402	88.1	2025年	40.0	石油、火薬、プラスチック、ゴム・ゴム製品、毛皮、パルプ、紙、繊維、陶磁製品、鉄鋼・鉄鋼製品、銅、亜鉛、卑金属製品、機械、電気機械、自動車、航空機・同部品、軍艦、光学機器、玩具、美術品、等を除外。従量税は無い。農林水産品では、象牙等(5類)5ライン、菓草等(12類)2ライン、野菜果実調製品(20類)17ライン、酒類(22類)48ライン、油かす等(23類)10ライン、タバコ(24類)2ライン、木材(44類)92ライン、コルク等(45類)5ライン、の181ラインを除外。
ミャンマー	11,120	10,714	406	3.7	1,650	9,470	85.2	2025年	40.0	放射性元素、染料・顔料、精油、火薬、プラスチック、ゴム・ゴム製品、皮・皮革、繊維・衣類、履物、真珠・宝石・貴金属、銅、機械、電気機械、自動車、船舶、武器、玩具、美術品、等を除外。従量税は無い。農林水産品では、くず肉(2類)1ライン、魚介類(3類)47ライン、乳製品・卵(4類)14ライン、象牙等(5類)2ライン、生きた植物(6類)6ライン、豆(7類)14ライン、コーヒー・茶(9類)9ライン、コメ(10類)53ライン、加工穀物(11類)5ライン、ケシの種(12類)1ライン、アヘン(13類)2ライン、動植物油脂(15類)16ライン、肉・魚調製品(16類)71ライン、砂糖類(17類)15ライン、ココア・同調製品(18類)17ライン、穀物調製品(19類)38ライン、野菜果実調製品(20類)99ライン、調製食料品(21類)16ライン、酒類(22類)61ライン、魚介類のミール(23類)1ライン、タバコ(24類)41ライン、木材(44類)51ライン、の580ラインを除外。農林水産品の関税率は、酒類に40%、タバコに30%のものがあるのを除くと、最大で10%。

出典：協定附属の譲許表からカウント。

注：ライン数は8桁ベース(ただし、マレーシアは9桁、フィリピン、インドネシア、ミャンマーは10桁)。

※：最大関税率は従価税についてのみ記載。

（３）国家貿易（STE）の解体

１）概要

オーストラリアは最近まで、小麦、大麦、コメ、ルーピン、カノーラについて、特定の企業等について輸出独占権（シングルデスク）を認める国家貿易の仕組みをとってきた。このうち、小麦を除いては、州の法律に基づく州ごとの制度であり、輸出独占の対象となるのは当該州で生産された作物に限られる（コメについては、主要生産州が１つしかない）ので、実態としてはオーストラリア産全体について１社の輸出独占である（第 23 表）。輸入に関する独占権はない。

輸出独占の仕組みは、見直しを迫られている。輸出国家貿易の対象品目、企業はもともと数多く存在し、1996 年時点で、オーストラリアが WTO に通報した国家貿易は 14 件であった。2008 年 7 月の通報では、これが 4 件に減少している。1980 年代からの農業政策の変化に加えて、1990 年代からの全国競争政策によって競争を阻害する法令の見直しが行われたことによるものである。

第 23 表 オーストラリアの輸出国家貿易

対象地域	対象品目	独占企業名
全オーストラリア	小麦	AWB社
南オーストラリア州	大麦	ABBグレイン社
ニューサウスウェールズ州	コメ	ライスマーケティングボード
西オーストラリア州	大麦、ルーピン、カノーラ	グレインプール社

出典：オーストラリアの WTO の通報資料（2008 年 7 月）。

２）小麦輸出独占権（国家貿易）の解体

このように、輸出独占権が廃止されてきた結果、オーストラリア全体で生産される作物を対象とする輸出国家貿易として最後まで存続したのは、小麦であった。国家貿易のもとでは、バルク輸出についてオーストラリア小麦ボード（AWB）社のみが自由に行うことができ、バルク以外のコンテナ詰め・袋詰めでの輸出についても、AWB 社以外が行う場合には規制当局の認可を得る必要があった。

第 24 表は輸出独占権の存在のもとでの近年の小麦の輸出量を示している。輸出認可量は、AWB 社以外の輸出業者に与えられるものなので、総輸出量と輸出認可量の差が AWB 社による輸出ということになる。輸出認可量が総輸出量に占める割合は、6 カ年の平均で 7.7%であるから、AWB 社のシェアは 9 割以上と圧倒的に高かった。

2008 年 7 月から、この小麦輸出独占権は廃止された。新たな小麦輸出制度のもとでは、バルク以外の輸出（袋詰め及びコンテナ詰め）については認可不要となり、バルク輸出が、輸出認証制度を通じて管理される。バルク輸出を申請した企業は、財政的能力、輸出先の条件への適合能力など所要の適格があれば、小麦輸出オーストラリア（WEA）から輸出認

証を得られる。バルク以外の輸出については認可不要となった。

第 24 表 小麦の輸出量

(トン)

	輸出認可量	総輸出量
2001-02年度	682,350	16,020,854
2002-03年度	359,209	8,926,300
2003-04年度	897,544	17,573,237
2004-05年度	1,102,665	14,368,909
2005-06年度	1,581,305	15,652,697
2006-07年度	1,483,271	6,471,209

出典:Wheat Exports Australia.

注. 年度は10月～9月. 2006-07年度は6月までの数値

WEA による小麦輸出業者の認証は随時行われ、2009 年 10 月始め時点で、従来輸出独占権を有していた AWB 社を含む 23 社が認証されている（第 25 表）。

第 25 表 小麦輸出認証企業一覧

被認証事業者名	認証期間	
	始期	終期
ABB Grain Ltd	2008.9.5	2011.9.30
AWB (Australia) Limited	2008.9.11	2012.9.30
AWB Harvest Finance Limited	2008.9.11	2012.9.30
Bunge Agribusiness Australia Pty Ltd	2008.10.23	2012.9.30
Cargill Australia Limited	2008.8.26	2012.9.30
Concordia Agritrading (Australia) Pty Ltd	2008.9.5	2012.9.30
Elders Toepfer Grain Pty Ltd	2008.8.26	2012.9.30
Emerald Group Australia Pty Ltd	2008.10.23	2012.9.30
Glencore Grain Pty Ltd	2008.9.5	2012.9.30
Goodman Fielder Consumer Foods Pty Limited	2008.8.26	2012.9.30
GrainCorp Operations Limited	2008.12.10	2011.9.30
Grain Pool Pty Ltd	2008.8.26	2011.9.30
Greentree Farming Exports Pty Ltd	2009.7.7	2010.9.30
J.K. International Pty. Ltd.	2008.10.10	2012.9.30
Lempriere Grain Pty Ltd	2009.3.6	2011.9.30
Louis Dreyfus Australia Pty Ltd	2008.9.5	2012.9.30
Marubeni Australia Ltd	2008.9.5	2012.9.30
Noble Resources Australia Pty Ltd	2009.2.11	2012.9.30
OzEpulse Pty Ltd	2008.8.26	2012.9.30
Pentag Commodities Pty Limited	2008.9.25	2012.9.30
Queensland Cotton Corporation Pty Ltd	2008.10.23	2012.9.30
Riverina (Australia) Pty Limited	2008.9.25	2012.9.30
Sumitomo Australia Pty Ltd	2008.11.21	2012.9.30

出典:Wheat Exports Australia ホームページ (2009.10.2).

注. 認証期間は最大限3年で、何度でも更新可。

輸出独占体制解体後、小麦輸出に占める AWB 社のシェアは一気に低下し、2008-09 年度は、12%となった。かわって西オーストラリアを中心とする CBH 社が 25%、南オースト

ラリアの大手である ABB 社が 9%とシェアを伸ばし、外資系でも Cargill 社が 12.5%, Elders 社 6%, Lions 社 6%となっている（2009 年 3 月 3 日、Emerald 社の推定）。このように市場再編が行われ、輸出業者が多数誕生したことで、流通や輸出先などに関してどのような変化が生じるかは注目される場所である。

3) 残存する輸出国貿易の今後

小麦の輸出独占体制解体により、残る国家貿易は 3 つとなる。このうち、南オーストラリア州の大麦輸出独占及び西オーストラリア州の大麦等国家貿易は、既に廃止の方向にある。

まず、南オーストラリア州では、大麦のバルク輸出の輸出独占権を ABB 社に与えていた。2007 年 7 月から規制緩和が実施され、複数の業者に輸出免許を与える仕組みに移行した。南オーストラリア州政府（Essential Services Commission of South Australia）が免許の付与を行い、2009 年 10 月 19 日現在で、15 の業者に免許が与えられている。免許の条件には通常は輸出数量の制限などは付帯しないので、輸出シェアは各業者の集荷力、資金力などにより市場活動の結果として決まることになる。

西オーストラリア州では、大麦、カノーラ、ルーピンの輸出について CBH 社のグループ企業であるグレイン・プール社が輸出独占を行っていた。2002 年からは、新たな法律（Grain Marketing Act 2002）を制定し、袋及び 50 トン以下のコンテナ入り輸出については自由化し、輸出免許不要とするなどの改革が行われたが、バルク輸出については、グレイン・プール社に主たる免許保持者の地位を与えた。他の業者に輸出免許を与える際には、グレイン・プール社との協議が必要とされたので独占権が維持されている状況であった。

その後、連邦政府で労働党政権が成立し小麦輸出独占が廃止されることになると、2009 年 3 月に州の農業食料大臣が、輸出自由化を表明し、2009-10 年度の収穫物から、大麦、カノーラ、ルーピンのバルク輸出についても免許を不要とした。

（4）輸出規制

国家貿易のほかにも、輸出に関する規制が存在する。一定の文化財、自殺用装置の輸出、並びにアフガニスタンへの無水酢酸の輸出は禁止されている。他にも、犬・猫の毛皮や絶滅のおそれのある動植物種、麻薬類、武器・弾薬など免許や許可を得なければ輸出が行えない物がある（WTO (2007)）。

農産物等に関しては、オーストラリア検疫検査局（AQIS）が、衛生植物衛生の観点から、食肉、乳製品、卵、動物、魚、穀物、野菜及び果実について輸出免許を付与し、オーストラリアワイン・ブランデー会社は、ワイン及びブランデーについて輸出免許を発行し、園芸オーストラリア社は品質・規格（色・形）・包装などの統一・適正化を図るために園芸作物（柑橘、干しぶどう、リンゴ、ナシ）の輸出免許を付与する。

EU 向けのCHEDA チーズ輸出及び米国向けの各種チーズの輸出については、輸出先国により課せられる制限に由来して、割当を調整する仕組みが残存する。

メリノ種の羊については、その羊毛の品質向上のため多大な投資をしてきたことから、輸出割当を設けており、ニュージーランド向けの輸出を除き、輸出頭数が年間 800 頭以内に制限される。この輸出規制はメリノ種の品種の保護を図るものであり、肉用種の羊にはそのような制限はなく、中東向けを中心に肉用の生きた羊が、年間 4 百万頭前後輸出されている。

輸出制限を行う一般的な根拠としては、1901 年通関法第 112 条が、連邦総督は規則により、オーストラリアからの物の輸出を規制することができると規定している。その方法として、輸出を完全に禁止することや、輸出先その他の条件を付けて禁止することなどが規定されている。また、1982 年輸出管理法第 7 条も、規則により指定物品の輸出を制限することができるとしている。

注（１）オーストラリアの連邦政府の省庁の組織の再編は比較的簡単に行われるので、日本の各省で局を改廃するほどの大がかりな組織再編と捉えるのは誤りであろう。

（２）なお、オーストラリアで馬インフルエンザの発生が最後に確認されたのは 2007 年 12 月 25 日であり、その後の監視、検査によっても新たなケースが発見されないことから、2008 年 6 月 30 日をもって、馬インフルエンザの不存在が宣言。その後も同年末まで監視体制を維持し、12 月 25 日に国際獣疫事務局（OIE）から馬インフルエンザの不存在を認定された。

（３）海外進出企業総覧は企業に対するアンケート調査からまとめられたものであり、進出例を全て網羅しているわけではない。

[主要参考文献等]

シドニー日本商工会議所(2009)『オーストラリア概要 2009-10』。

シドニー日本商工会議所(2008)『オーストラリア概要 2008』。

日本貿易振興機構（JETRO）(2009) 平成 20 年度コンサルタント調査『オーストラリアにおける農産物の生産・貿易政策の現状』。

日本貿易振興機構（JETRO）(2004)『オーストラリアの FTA 政策と産業界への影響』（03-ORF 70H-001AA 26）。

ABARE（オーストラリア農業資源経済局）(2009a) *Australian Commodities, 2009 march quarter.*

ABARE（オーストラリア農業資源経済局）(2009b) *Australian Commodities, 2009 september quarter.*

ABARE（オーストラリア農業資源経済局）(2009c) *Australian Commodities, 2009 december quarter.*

ABARE（オーストラリア農業資源経済局）(2009d) *Australian Commodity Statistics 2009.*

ABARE（オーストラリア農業資源経済局）(2009e) *Australian Crop Report.*

ABARE（オーストラリア農業資源経済局）(2009f) *Australian Farm Survey Results 2006-07 to 2008-09.*

ABARE（オーストラリア農業資源経済局）(2009g) *Australian Grains 09.1.*

ABARE（オーストラリア農業資源経済局）(2009h) *Agriculture and the Carbon Pollution Reduction Scheme (CPRS): economic issues and implications.*

ABARE（オーストラリア農業資源経済局）(2009i) *An economic survey of irrigation farms in the Murray-Darling Basin: Industry overview and region profiles 2007-08.*

ABARE（オーストラリア農業資源経済局）(2009j) *Effects of the Carbon Pollution Reduction Scheme on the Economic Value of Farm Production.*

ABARE（オーストラリア農業資源経済局）(2009k) *Irrigation in the Murray-Darling Basin: Investment on-farm irrigation infrastructure, 2006-07.*

ABARE（オーストラリア農業資源経済局）(2008a) *Australian Commodities, 2008 march quarter.*

ABARE（オーストラリア農業資源経済局）(2008b) *Australian Farm Survey Results 2005-06 to 2007-08.*

ABARE（オーストラリア農業資源経済局）(2008c) *Australian Grains 08.01* (2007-08 年度).

ABARE（オーストラリア農業資源経済局）(2008d) *Economic impacts of GM crops in Australia.*

ABARE（オーストラリア農業資源経済局）(2007) *Australian Grains 07.01* (2006-07 年度).

ABS（オーストラリア統計局）(2009a) *Agricultural Commodities 2007-08.*

ABS（オーストラリア統計局）(2009b) *Value of Agricultural Commodities Produced 2007-08.*

ABS（オーストラリア統計局）(2009c) *Water Use on Australian Farms 2007-08.*

ABS（オーストラリア統計局）(2008a) *Agricultural Commodities 2006-07.*

ABS（オーストラリア統計局）(2008b) *Value of Agricultural Commodities Produced 2005-06.*

ABS（オーストラリア統計局）(2006a) *Value of Agricultural Commodities Produced 2004-05.*

ABS（オーストラリア統計局）(2006b) *Water Account, Australia, 2004-05.*

ABS（オーストラリア統計局）(2006c) *Water Use on Australian Farms.*

Australian Government (2006) *Securing Australia's Water Future: July 2006 Update.*

Australian Government (2000) *Australian Biotechnology A National Strategy 2000.*

- Australian Parliament (2008) *Handbook of the Commonwealth of Australia, 2008 42nd Parliament.*
- COAG (オーストラリア政府間評議会) (2004) *National Water Initiative* (国家水憲章)
- CSIRO (オーストラリア科学・産業研究所) (2008) *Water Availability in the Murray-Darling Basin, A Report to the Australian Government.*
- DAFF (オーストラリア農水林業省) (2007) *A National Market Access Framework for GM Canola and Future GM Crops.*
- DAFF (オーストラリア農水林業省) 干ばつ政策 <http://www.daff.gov.au/agriculture-food/drought>.
- DAFF (オーストラリア農水林業省) 気候変動 <http://www.daff.gov.au/climatechange/climate>.
- DAFF (オーストラリア農水林業省) AAA <http://www.daff.gov.au/agriculture-food/aaa>.
- DAFF (オーストラリア農水林業省) AFF <http://www.daff.gov.au/climatechange/climate/australias-farming->.
- future.
- Department of Climate Change (気候変動省) (2009) *Carbon Pollution Reduction Scheme Australia's Low Pollution Future White Paper.*
- DEWR (オーストラリア環境水資源省) (2006) *State of the Environment 2006.*
- DFAT (オーストラリア外務貿易省) (2009) *Composition of Trade Australia 2008.*
- DFAT (オーストラリア外務貿易省) (2008) *Review of Export Policies and Programs.*
- GRAIN (2008) *Seized! GRAIN Briefing Annex The 2008 land grabbers for food and financial security.*
- GRDC (穀物研究開発会社)(2009) *GM Canola - Performance and Experience in 2008.*
- Ministerial GMO Industry Reference Group on genetically modified cotton in Western Australia (2007) *GM Cotton in the Ord River Irrigation Area Discussion Paper.*
- NWC (国家水資源委員会) (2006) *A Strategic Science Framework for the National Water Commission.*
- Productivity Commission (オーストラリア生産性委員会) (2009) *Government Drought Support Inquiry Report .*
- Productivity Commission (オーストラリア生産性委員会) (2005) *Trends in Australian Agriculture.*
- Stephen Yeates, John Moulden, Gae Plunkett, Geoff Strickland “Assessing the feasibility of GM cotton in the Ord River Irrigation Area: tillage systems for late wet season sowing”.
- WTO (2007) *Trade Policy Review Australia.*

〔カンントリーレポート：オーストラリア 付属資料〕

オーストラリアの家計調査からみた食料消費の特徴

1. オーストラリアは既に長らく先進経済であり、その食生活は安定している。もちろん、20 世紀後半以降、イギリス系以外の欧州移民の増加、その後のアジア系等移民の増加と多文化主義の導入があって食事の多様化が著しく進んだと言われるし、近年は、健康志向などから、食肉消費において赤肉（牛肉・羊肉）の停滞と鶏肉需要の伸びが見られるなど、少なからず変動は起きている。しかしながら、経済発展の急な途上国に見られるような、主食向け穀物が大きく減り畜産物や油脂の消費が急速に伸びるといった根本的な変化は起きていないし、今後も近い将来にそうした急激な変化が生じるとの見通しもなさそうである。

2. 上記のように時系列でみる場合、オーストラリアの食生活は安定しているが、それでは、所得水準によって特徴的な消費パターンが見られるであろうか。この観点は、今後オーストラリアで一人当たり所得の更なる上昇に伴いどのような食品の需要が伸びるか、場合によっては輸入需要が生じる可能性があるか、といったことを考察する場合には参考になり得るものと考ええる。

消費を示すデータとしては、消費量と消費額とがあるところ、消費量についてはオーストラリアでは全国栄養調査が行われている。しかしながら、同調査は 1995 年のものであって、若干古いうえに、性別・年齢別・地域別等での消費量を把握しているものの、所得階層別にはとりまとめられていない⁽¹⁾。更に、摂取する食品の種類と量のみをとらえているものであり、外食などの消費行動は把握されていない。そこで、所得階層別で各種財・サービスへの支出額をとらえている、オーストラリア統計局の家計調査についての分析を行うこととする。

3. オーストラリア統計局の家計調査（Household Expenditure Survey）は、ほぼ 5 年ごとに行われており、ここでは最新の 2003-04 年度を対象とするものを使用している。約 1 万世帯を対象として行われたサンプル調査に基づくものである。本稿に掲載した付表は、いずれも、同調査のデータを使い、筆者が編集、加工したものである。

付表 1 世帯の概要

（人、豪ドル）

	総所得による5階層区分					全世帯
	最下層	第2層	第3層	第4層	最上層	
平均所帯員数	1.5	2.2	2.6	3.0	3.4	2.5
世帯の平均総支出額	413.32	603.64	859.38	1090.32	1499.18	892.83
世帯員1人当たり支出額	275.55	274.38	330.53	363.44	440.94	357.13
課税前所得中間値	263	555	930	1385	2512	1128

同調査では、対象世帯を課税前総所得により5階層に分けて、それぞれの各種支出項目の支出額を明らかにしている。各階層別の所得額、支出額等は付表1の通りである。

総支出額の平均は、全世帯では893豪ドルであり、最下層の413豪ドルと、最上層の1,499豪ドルとの間には4倍近い開きがある。ただし、上層の世帯ほど世帯員数が多いので、世帯員一人当たりでみると、276豪ドルと441豪ドルであって、1.6倍の差にとどまる。以下で所得の差による支出の違いを比較するに際しては、基本的に最下階層と最上階層の比較を用いることとする。

4. まず、全費目について観察する。全費目は、住居費、家庭用燃料・電力等、食料・非アルコール飲料など13の大きな項目に分かれている。全世帯の平均で見ると、13項目のなかでは、住居費、食料・非アルコール飲料、交通費、及び娯楽がそれぞれ1割を超え大きな支出項目となっている。ここでの交通費には自家用車の購入代金やその燃料代等が含まれる。飲食料費のシェアは、食料・非アルコール飲料で17.1%、酒類では2.6%である。

所得階層別でシェアを比較することにより、相対的な支出の大小をみると、上位の階層では、アルコール飲料、衣類・履物、交通費、娯楽、個人ケア、その他の物・サービスが多く、住居費、家庭用燃料・電力等、食料・非アルコール飲料、タバコ製品、家事サービスが少なくなっており、特に家庭用燃料・動力及びタバコ製品で顕著に少ない(付表2)。

付表2 家計の消費に占める各費目の割合 (%)

	総所得による5階層区分					階層対比(%)		
	最下層	第2層	第3層	第4層	最上層	全世帯	最上/第3	最上/最下
住居費	18.6	16.7	17.6	15.4	14.7	16.1	83.4	79.1
家庭用燃料・電力等	4.0	3.3	2.7	2.4	2.1	2.6	77.9	53.2
食料・非アルコール飲料	19.0	18.5	17.0	16.7	16.5	17.1	97.3	87.0
アルコール飲料	2.1	2.3	2.6	2.5	2.9	2.6	111.8	138.6
タバコ製品	1.8	1.9	1.5	1.2	0.8	1.3	53.3	46.4
衣類・履物	3.1	3.2	3.6	4.3	4.5	3.9	125.3	145.0
家具・調度品等	6.1	6.0	6.0	5.7	5.7	5.8	96.1	93.5
家事サービス	7.5	6.6	6.1	5.8	5.7	6.1	93.9	76.1
医療・健康関連支出	5.2	5.3	5.3	4.8	5.1	5.1	96.5	97.7
交通費	13.9	14.9	15.6	16.9	15.4	15.6	99.0	111.1
娯楽	10.3	12.4	11.7	13.2	14.2	12.8	121.7	138.1
個人ケア	1.8	1.8	1.8	1.9	2.1	1.9	120.3	120.4
その他の物・サービス	6.7	6.9	8.6	9.4	10.2	8.9	118.2	151.7
世帯の平均総支出額	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

世帯員一人当たりの額にしてみると、最上階層は、中位階層(第3層)の1.33倍、最下階層の1.6倍の支出がある。この割合を超えて最上階層で支出されるのは、アルコール飲料、衣類・履物、交通費、娯楽、個人ケア、その他の物・サービスであり、その他の費目は相対的に支出が小さい。特に、家庭用燃料・電力等及びタバコ製品については、絶対額でみても、最上階層の方が最下階層よりも支出額が小さくなっている(家庭用燃料・電力で0.85倍、タバコ製品で0.74倍)(付表3)。冷暖房や照明などは複数の家族で共用す

る部分も大きいことから、世帯員数の多い最上階層にあっては、一人当たりでみると燃料等消費量が減るため、家庭用燃料・電力等の支出額が小さくなることが考えられる。しかし、タバコ製品の場合はそれが当てはまらないし、所得が高いほど低単価のものを買うとは考えにくいので、タバコについては、所得が高い人は消費量が少ないと言って良さそうである。

付表3 世帯員一人当たりの各消費費目の支出額 (豪ドル, %)

	総所得による5階層区分					全世帯	階層対比(%)	
	最下層	第2層	第3層	第4層	最上層		最上/第3	最上/最下
住居費	51.25	45.95	58.33	55.84	64.87	57.40	111.2	126.6
家庭用燃料・電力等	11.05	9.18	9.04	8.59	9.40	9.44	104.0	85.1
食料・非アルコール飲料	52.24	50.78	56.05	60.52	72.72	61.15	129.7	139.2
アルコール飲料	5.85	6.43	8.70	9.01	12.96	9.33	149.1	221.7
タバコ製品	4.89	5.16	5.10	4.50	3.63	4.62	71.2	74.3
衣類・履物	8.50	8.86	11.80	15.47	19.73	14.10	167.2	232.1
家具・調度品等	16.86	16.39	19.68	20.61	25.22	20.80	128.2	149.6
家事サービス	20.61	18.22	20.04	20.94	25.11	21.70	125.3	121.8
医療・健康関連支出	14.44	14.65	17.53	17.60	22.56	18.31	128.7	156.3
交通費	38.23	40.94	51.43	61.47	67.94	55.70	132.1	177.7
娯楽	28.28	34.08	38.52	47.87	62.51	45.87	162.3	221.0
個人ケア	4.87	4.84	5.84	7.01	9.37	6.88	160.4	192.6
その他の物・サービス	18.50	18.90	28.48	34.03	44.90	31.84	157.6	242.7
総支出額	275.55	274.38	330.53	363.44	440.94	357.13	133.4	160.0

5. 次に、飲食料費の支出状況を把握するため、食料・非アルコール飲料及びアルコール飲料について詳しく見ることとする。

付表4 家計の飲食料費支出 (豪ドル, %)

	総所得による5階層区分					全世帯	階層対比(%)	
	最下層	第2層	第3層	第4層	最上層		最上/第3	最上/最下
食料・非アルコール飲料計	78.4	111.7	145.7	181.6	247.3	152.9	169.7	315.5
不明のもの	2.7	4.1	6.0	6.4	9.5	5.7	157.0	352.0
パン類・穀粉・穀物	9.7	13.2	15.2	19.4	22.9	16.1	150.3	236.0
食肉	12.5	16.6	19.3	22.8	28.9	20.0	149.6	230.5
魚介類	2.5	2.9	3.6	4.1	6.2	3.9	171.6	246.4
卵・卵製品	0.8	1.0	1.0	1.1	1.4	1.1	135.0	185.3
牛乳・乳製品	6.9	9.5	11.0	13.3	15.7	11.3	142.3	228.4
食用油脂	1.1	1.3	1.4	1.5	1.7	1.4	124.4	155.6
果実・ナッツ	6.5	8.1	8.9	10.6	14.8	9.8	166.9	228.4
野菜	6.9	8.9	9.9	11.9	15.4	10.6	155.7	221.9
香辛料・菓子・食品添加物・調理済食品	9.6	14.1	17.2	23.2	27.2	18.3	157.8	284.0
非アルコール飲料	5.9	9.3	12.2	15.5	19.9	12.5	162.9	337.8
外食及びファーストフード	13.1	22.5	39.7	51.6	83.7	42.1	210.7	638.1
その他の食料・非アルコール飲料	0.3	0.1	0.3	0.2	0.2	0.2	56.7	65.4
アルコール飲料	8.8	14.2	22.6	27.0	44.1	23.3	195.0	502.6

食料・非アルコール飲料は、最上階層の世帯は、中位階層の 1.7 倍、最下階層の 3.2 倍を支出しており、世帯員一人当たりになると、それぞれ、1.3 倍、1.4 倍である。家計の支出総額の格差に比べると、所得階層による食料・非アルコール飲料の支出額の格差は相対的に小さくなっている（付表4、付表6）。

食料・非アルコール飲料は、パン類・穀粉・穀物、食肉、魚介類など13項目で構成されている。付表5は、それぞれの項目が全体に占める割合を示している。世帯の平均で見ると、食費全体に占めるシェアの大きい項目は、外食の27.5%、食肉の13.1%、香辛料・菓子・食品添加物・調理済食品の11.9%、パン類・穀粉・穀物の10.5%である。

付表5 家計の飲食料費支出に占める各費目の割合 (%)

	総所得による5階層区分					全世帯	階層対比(%)	
	最下層	第2層	第3層	第4層	最上層		最上/第3	最上/最下
食料・非アルコール飲料計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.0	100.0
不明のもの	3.43	3.71	4.14	3.51	3.83	3.75	92.6	111.6
パン類・穀粉・穀物	12.37	11.82	10.44	10.66	9.25	10.51	88.6	74.8
食肉	16.00	14.81	13.26	12.54	11.69	13.09	88.2	73.1
魚介類	3.19	2.61	2.46	2.27	2.49	2.52	101.1	78.1
卵・卵製品	0.96	0.88	0.71	0.62	0.56	0.69	79.5	58.7
牛乳・乳製品	8.75	8.52	7.56	7.32	6.34	7.37	83.9	72.4
食用油脂	1.38	1.17	0.93	0.84	0.68	0.91	73.3	49.3
果実・ナッツ	8.28	7.25	6.09	5.82	5.99	6.39	98.4	72.4
野菜	8.84	7.99	6.78	6.58	6.22	6.94	91.8	70.3
香辛料・菓子・食品添加物・調理済食品	12.23	12.62	11.83	12.79	11.01	11.94	93.0	90.0
非アルコール飲料	7.50	8.32	8.36	8.51	8.03	8.20	96.0	107.0
外食及びファーストフード	16.73	20.16	27.24	28.41	33.84	27.54	124.2	202.2
その他の食料・非アルコール飲料	0.33	0.13	0.21	0.13	0.07	0.14	33.4	20.7
アルコール飲料	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.0	100.0
不明のもの	7.30	13.36	11.19	16.09	16.63	14.37	148.6	227.9
ビール	49.94	41.55	42.19	40.66	35.12	39.67	83.2	70.3
ワイン	28.28	25.44	25.87	21.42	31.62	27.14	122.2	111.8
蒸留酒	13.57	19.36	20.26	21.12	16.33	18.35	80.6	120.4
その他のアルコール飲料	1.03	0.28	0.49	0.70	0.29	0.47	60.6	28.7

階層別に見ると、上位の階層で世帯の飲食料費支出全体に占める支出割合が相対的に多いのが外食及びファーストフードである。最上階層は最下階層の2倍の割合(202.2%)で支出しており、外食が、食料・非アルコール飲料支出全体の3分の1を占める。それ以外の費目では、おおむね、下位の階層よりも相対的な支出割合は小さくなることが多く、特に卵・卵製品(58.7%)、食用油脂(49.3%)で顕著に少ない。

上位の階層の方が、世帯人数が多いことから、世帯員一人当たりで見ると、階層間の差が縮まる。そして、世帯単位と一人当たりとで、逆転する項目が出てくる。パン類・穀物は、世帯単位では上位世帯ほど支出額が大きかったが、一人当たりでは、中間層が最も支出額が小さくなる。食肉、魚介類、牛乳・乳製品、果実・ナッツ、野菜でも同様のことが生じている。食用油脂は、所得階層が上がるほど、一人当たりの支出額が絶対額としても減少し、最上階層で支出額が最も小さい。一人当たりでも階層が上がるとともに支出額が上昇するのは、香辛料・菓子・食品添加物・調理済食品、非アルコール飲料、特に外食においてはそれが顕著である。

付表6 世帯員一人当たり飲食料費の支出額 (豪ドル, %)

	総所得による5階層区分					全世帯	階層対比(%)	
	最下層	第2層	第3層	第4層	最上層		最上/第3	最上/最下
食料・非アルコール飲料計	52.24	50.78	56.05	60.52	72.72	61.15	129.7	139.2
不明のもの	1.79	1.88	2.32	2.12	2.79	2.30	120.1	155.3
パン類・穀粉・穀物	6.46	6.00	5.85	6.45	6.73	6.42	114.9	104.1
食肉	8.36	7.52	7.43	7.59	8.50	8.00	114.4	101.7
魚介類	1.67	1.33	1.38	1.37	1.81	1.54	131.2	108.7
卵・卵製品	0.50	0.45	0.40	0.38	0.41	0.42	103.2	81.8
牛乳・乳製品	4.57	4.33	4.23	4.43	4.61	4.51	108.8	100.8
食用油脂	0.72	0.60	0.52	0.51	0.49	0.56	95.2	68.6
果実・ナッツ	4.33	3.68	3.42	3.52	4.36	3.91	127.6	100.7
野菜	4.62	4.06	3.80	3.98	4.52	4.24	119.0	97.9
香辛料・菓子・食品添加物・調理済食品	6.39	6.41	6.63	7.74	8.00	7.30	120.7	125.3
非アルコール飲料	3.92	4.23	4.69	5.15	5.84	5.01	124.6	149.0
外食及びファーストフード	8.74	10.24	15.27	17.20	24.61	16.84	161.1	281.5
その他の食料・非アルコール飲料	0.17	0.06	0.12	0.08	0.05	0.09	43.3	28.8
アルコール飲料	5.85	6.43	8.70	9.01	12.96	9.33	149.1	221.7
不明のもの	0.43	0.86	0.97	1.45	2.16	1.34	221.6	505.3
ビール	2.92	2.67	3.67	3.66	4.55	3.70	124.1	155.9
ワイン	1.65	1.64	2.25	1.93	4.10	2.53	182.2	248.0
蒸留酒	0.79	1.25	1.76	1.90	2.12	1.71	120.2	266.9
その他のアルコール飲料	0.06	0.02	0.04	0.06	0.04	0.04	90.4	63.7

アルコール飲料にあっては、最上階層の世帯と下位の階層の世帯の支出額の相対的な格差が、食料・非アルコール飲料よりも大きく、最上階層の世帯は、中位階層の約2倍、最下階層の約5倍である（付表4）。アルコール飲料の消費の中心となっているのは、ビールとワインだが、所得が高いほどワインの消費が相対的に大きくなることがうかがわれる（付表6）。

以上は、食料・非アルコール飲料を大きく13の項目に分けたデータで比較したが、更により具体的にどのような消費の傾向があるのかをもう一段階細かい項目（食料・非アルコール飲料全体で40項目、アルコール飲料では付表4のと通りの5項目）で見てみることにする。所得階層により世帯内員数に違いがあるので、所得階層による支出傾向の違いをみる観点から、世帯単位での飲食料費支出の絶対額を直接比べるのではなく、世帯の飲食料費全体に占める各項目の割合、及び、世帯員一人当たりの支出額に着目することとする。

付表7は、世帯の飲食料費全体に占める各項目の割合に着目したもので、最上位階層での支出シェア（ S_{80-100} ）と最下位階層での支出シェア（ S_{0-20} ）の比率（ S_{80-100}/S_{0-20} ）に着目して、最上位階層での支出が相対的に多い項目（ $1.1 < S_{80-100}/S_{0-20}$ ）、さほど差のない項目（ $0.9 < S_{80-100}/S_{0-20} < 1.1$ ）、最上位階層での支出が相対的に少ない項目（ $S_{80-100}/S_{0-20} < 0.9$ ）に分けている。

付表8は、世帯員1人当たりの支出額に着目したもので、最上位階層での一人当たり支出額（ I_{80-100} ）と最下位階層での一人当たり支出額（ I_{0-20} ）の比率（ I_{80-100}/I_{0-20} ）に着目して、最上位階層での一人当たり支出が相対的に多い項目（ $1.1 < I_{80-100}/I_{0-20}$ ）、さほど差のない項目（ $0.9 < I_{80-100}/I_{0-20} < 1.1$ ）、最上位階層での一人当たり支出が相対的に少ない項目（ $I_{80-100}/I_{0-20} < 0.9$ ）に分けたものである。

なお、詳細や具体的内容が明らかでないもの（「不明の食品・非アルコール飲料」「不

明の食肉」「不明の魚介類」「不明の果実・ナッツ」「不明の野菜」「不明のアルコール飲料」）は対象外とし、いずれの表にも掲載していない。

付表 7 により、世帯単位での費目別支出のシェアの相対的な大きさをみると、最上階層では、外食及びファーストフード、非アルコール飲料のうち、ソフトドリンク・包装された水、果実・野菜ジュース、栄養ドリンク・包装されない乳飲料、そして、ワイン、蒸留酒の支出が最下階層に比べて大きくなっている。上記の各費目及び、差が小さい鶏肉、菓子を除く全ての費目、すなわち大部分の費目において、最上階層での支出割合が最下階層よりも小さくなっている、これは、支出のうちのかかなりの部分を占める外食及びファーストフードの支出割合が最下階層に比べて最上階層では約 2 倍もあるためである。最上階層での支出割合が小さい費目の中でも、穀粉 (31.7%)、狩猟肉 (31.7%)、くず肉 (27.4%)、砂糖 (32.7%) が顕著に小さい。

付表 7 世帯の飲食費の費目別支出シェアの所得階層による相対的な大きさ (%)

最上階層で相対的に多い ($1.1 < S_{80-100}/S_{0-20}$)		大きな差がない ($0.9 < S_{80-100}/S_{0-20} < 1.1$)		最上階層で相対的に少ない ($S_{80-100}/S_{0-20} < 0.9$)	
ソフトドリンク・包装された水	135.3	鶏肉	104.1	パン	71.8
果実・野菜ジュース	117.2	菓子	106.7	穀粉	31.7
栄養ドリンク・包装されない乳飲料	125.6			ケーキ、ビスケット、プディング等	75.5
外食及びファーストフード	202.2			穀物・パスタ	83.4
ワイン	111.8			食肉加工品(ハム、ベーコン、ソーセージ等)	72.3
蒸留酒	120.4			牛肉	63.4
				羊肉	71.7
				豚肉(ベーコン、ハムを除く)	59.6
				狩猟肉	31.7
				くず肉	27.4
				その他の食肉	26.4
				魚介類	77.1
				卵・卵製品	58.7
				牛乳・乳製品	72.4
				食用油脂	49.8
				生鮮果実	75.1
				缶詰・冷凍・瓶詰の果実	64.7
				乾燥した果実・ナッツ	63.7
				生鮮野菜	70.7
				冷凍野菜	59.7
				その他の野菜	78.0
				砂糖	32.7
				シロップ、蜂蜜、ジャム、ゼリー、デザート	61.1
				香辛料、ハーブ、ソース、スプレッド、他の食品添加物	77.2
				缶詰のスパゲティ・豆類	49.4
				包装された調理済食品	89.2
				茶・コーヒー	49.9
				液体食	87.2
				その他の食料・非アルコール飲料	20.7
				ビール	70.3
				その他のアルコール飲料	28.7

それでは、1 人当たり支出の絶対額を比較するとどうなるであろうか。最下階層との差が最も大きいのが外食及びファーストフードであり (281.5%)、次いで、非アルコール飲料のうち、ソフトドリンク・包装された水、果実・野菜ジュース、栄養ドリンク・包装されない乳飲料である。これらは、付表 7 と同じであるが、一人当たりになると、付表 7 においては差がないグループに属した鶏肉、菓子や、相対的に少ないグループだった穀物・パスタ、包装された調理済食品、液体食 (スープ等) も、最上階層で支出額が多い費目に位置づけられる。卵・卵製品や食用油脂は一人当たりでも以上階層での支出が小さい。ア

ルコール飲料はいずれも最上階層の支出額がかなり大きいですが、特に蒸留酒、ワインでは最下階層との差が顕著となる。

付表 8 一人当たり費目別飲食費支出額の所得階層による違い (%)

最上階層で支出額が多い(1.1<I ₈₀₋₁₀₀ /I ₀₋₂₀)	大きな差がない(0.9<I ₈₀₋₁₀₀ /I ₀₋₂₀ <1.1)	最上階層で支出額が少ない(I ₈₀₋₁₀₀ /I ₀₋₂₀ <0.9)
穀物・パスタ 116.1	パン 99.9	穀粉 44.1
鶏肉 145.0	ケーキ、ビスケット、プディング等 105.1	牛肉 88.2
菓子 148.6	食肉加工品(ハム、ベーコン、ソーセージ等) 100.6	豚肉(ベーコン、ハムを除く) 82.9
包装された調理済食品 124.2	羊肉 99.7	狩猟肉 44.1
ソフトドリンク・包装された水 188.4	魚介類 107.3	くず肉 38.1
果実・野菜ジュース 163.2	牛乳・乳製品 100.8	その他の食肉 36.8
液体食 121.5	生鮮果実 104.5	卵・卵製品 81.8
栄養ドリンク・包装されない乳飲料 174.8	缶詰・冷凍・瓶詰の果実 90.0	食用油脂 68.6
外食及びファーストフード 281.5	生鮮野菜 98.3	乾燥した果実・ナッツ 88.7
ビール 155.9	その他の野菜 108.6	冷凍野菜 83.1
ワイン 248.0	香辛料、ハーブ、ソース、スプレッド、他の食品添加物 107.5	砂糖 45.5
蒸留酒 266.9		シロップ、蜂蜜、ジャム、ゼリー、デザート 85.0
		缶詰のスパゲティ・豆類 68.8
		茶・コーヒー 69.4
		その他の食料・非アルコール飲料 28.8
		その他のアルコール飲料 63.7

また、付表 8 からは、同じ大くくりの分類に属するものであってもその内訳でみると階層間の差がはっきりするものが見えてくる。「パン類・穀粉・穀物」のなかの、穀物・パスタは最上階層での支出が多いが、パン及びケーキ、ビスケット、プディング等では差がなく、穀粉では、最上階層の方が大幅に支出が少ない。「食肉」では、最上階層では鶏肉が多く、羊肉は差がなく、牛肉、豚肉、狩猟肉、くず肉は最下階層の方が多く支出している。「香辛料・菓子・食品添加物・調理済食品」では、最上階層で菓子、包装された調理済食品が多いのに対して、最下階層では、砂糖、シロップ・蜂蜜・ジャム・ゼリー・デザート、缶詰のスパゲティ・豆類が多い。果実・野菜に関しては、最下階層は乾燥した果実や冷凍野菜の支出が大きい。

最上階層で支出が相当に少ない費目のうち、砂糖(45.5%)、食用油脂(68.6%)については、所得が上がるほど健康志向が高まることがその理由とも考えられるが、所得の高い階層では支出の多い外食及びファーストフードや調理済食品、ソフトドリンク類、菓子の支出が多いのでそれらから糖分、油脂を摂取しているため、とも考えられる。穀粉(44.1%)、缶詰のスパゲティ・豆類(68.8%)の支出が少ないのも、パスタや調理済み食品の形で摂取することが多いためかもしれない。茶・コーヒーが少ないのは、それ以外の飲料が多いためであろう。(なお、狩猟肉、くず肉は、支出の絶対額が極めて小さく全世帯平均で週 0.01 豪ドルに過ぎないので考慮しなかった)

6. 残念ながら、この家計調査では、各費目の支出額のためのデータしかわからず、それぞれの品目の購入数量が不明である。所得階層間での各費目の支出額の差は、購入数量の大小によるものと、購入単価の違いによるものとに起因するはずであり、費目によって数量と単価の寄与度が異なると考えられる。例えばアルコール飲料は最高階層が一人当たり最下階層の 2.2 倍の量を飲んでいるということではなく、単価の高いものを消費しているとみ

るのが妥当であろう。しかしながら、そうした寄与度についての手掛かりはない。

それでも、この家計調査の結果を分析することで、上述のように、所得が高くなるほど、外食が多くなり、調理済食品への支出が増えるなど、所得階層の別により飲食料費支出にかなり明瞭な違いがあることが示される。全体としては食生活に急な変化を想定しにくいオーストラリアにおいても所得が上がるに従って、食の外部化、高級志向、健康志向、簡便化が進むことが伺われる。先進国ではあるが、景気循環によって、食生活が変わったり、健康についての考え方により、志向が変化する（牛肉よりも鶏肉の消費が増えるなど）ことが起き得ると考えられ、これは貿易や飼料用穀物の需要動向にも一定の影響を与えるであろう。

注（１）全国栄養調査は、この 1995 年のものが初めてであり、しかも、以後同様な調査はとりまとめられていない（2009 年 12 月現在）。全国栄養調査をもとにして所得階層等の別に着目した分析を行った例として、以下の 2 つがある。"Dietary patterns of Australian adults and their association with socioeconomic status: results from the 1995 National Nutrition Survey" G Mishra, K Ball, J Arebuckle and D Crawford, *European Journal of Clinical Nutrition* (2002) 56, pp689-693, 及び, "Income differences in food consumption in the 1995 Australian National Nutrition Survey" A Worsley, R Blasche, K Ball, and D Crawford, *European Journal of Clinical Nutrition* (2003) 57, pp1198-1211。いずれも、全国栄養調査の公表されなかった個票のデータを使用して所得階層等を区分したものであり、前者は雇用における地位（3 区分）と男女の別での各種食品の摂取頻度の違いを分析し、後者は所得階層（3 区分）、年齢階層（3 区分）、及び男女の別での各種食品の摂取頻度の違いを分析している。両者とも、アルコール飲料は対象とせず、また、摂取頻度のみを対象としており、各種食品ごとの摂取量や支出金額は不明である（支出金額については、もともと全国栄養調査では把握されていない）。

第2章 カントリーレポート：ニュージーランド

玉井哲也

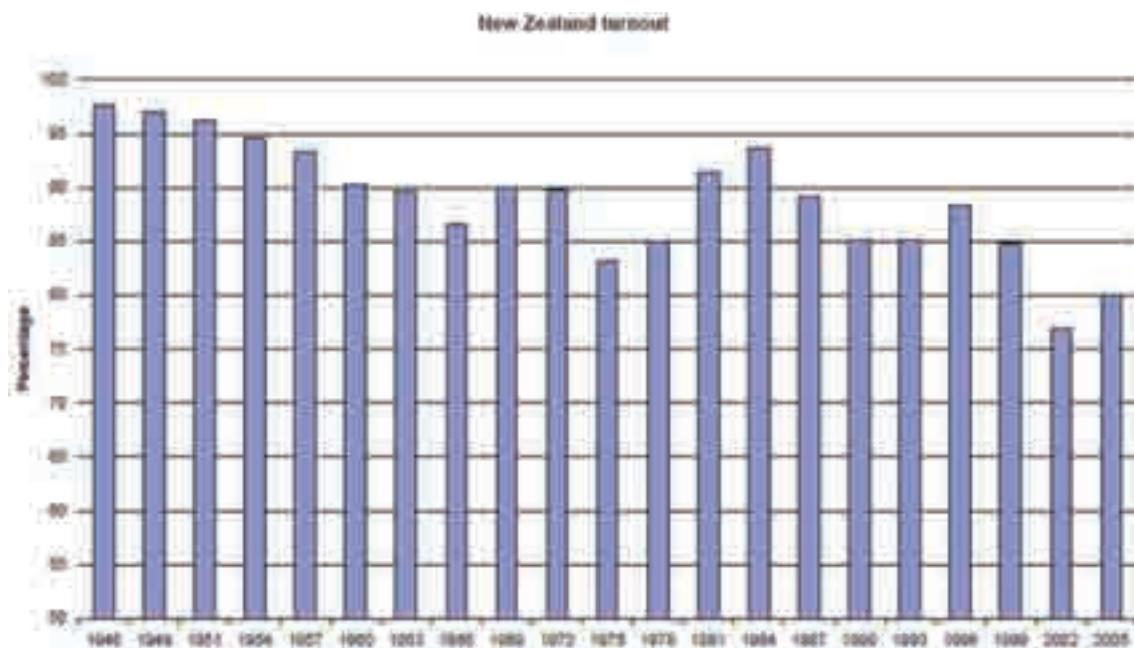
1. 政治・経済の状況

(1) ニュージーランドの政治体制と政治状況

ニュージーランドは立憲君主国であり、元首はイギリスのエリザベス2世陛下であって、総督がその名代を務めている。

議会は一院制で定員122名、任期は3年である。緑の党など小規模政党が幾つか存在するが、基本的に国民党と労働党の二大政党制である。選挙方式は、小選挙区制であったが、1996年の総選挙から、小選挙区・比例代表の併用制に変更となった。2008年11月の総選挙で、国民党が労働党を押さえ議会第一党となり、9年ぶりに政権を奪回した。

ニュージーランドでは、投票は自由であるが、強制投票（投票しない場合に罰金が科せられる）を採用するオーストラリア並の95%前後の投票率を1950年代までは達成していた。その後も1990年代まで、85%ないし90%の投票率を維持していたが、2002年には77%へと急激に落ち込んだ（第1図）。2005年も80.9%にとどまり、2008年の選挙でも79.5%であった。



第1図 ニュージーランドの国政選挙の投票率

出典：Parliament of Australia (2005).

議院内閣制をとっており⁽¹⁾，議会での第一党の党首が総督の要請により首相となり，首相の推薦に基づき，総督が各大臣を任命する。大臣は議会に対して責任を負う。各大臣は，首相から与えられたそれぞれの担当分野について，対応する省庁の支援を受けて任務を行う。省庁では，事務次官に当たるチーフ・エグゼクティブが，大臣から，達成すべき業績を指摘されそれに必要な権限（人事，設備，予算等）を付与される。各省庁では，権限の範囲内で必要な人材を自由に雇い，組織体制の変更も柔軟にでき，予算の使用についても自由度が大きいとされる。チーフ・エグゼクティブの採用は行政サービス委員会（State Service Commission）が，必要な能力・資質等について大臣からも意見を聞きつつ行う。チーフ・エグゼクティブは，行政サービス委員長と期間の上限 5 年以内で雇用契約を結ぶ。こうした任用により，行政府の政治からの中立性を保つこととなっている。

（２）ニュージーランドの経済

ニュージーランドは南半球でオーストラリアの東方に位置し，南北 2 つの島を主体として，面積は 26.8 万平方 km，人口約 427 万人（2008 年 6 月末現在）である。人口は 3 対 1 の割合で北島に集中している。2007 年度（～2008 年 3 月）の GDP は名目ベースで 1,781 億ニュージーランド・ドルである。

ニュージーランド経済は，1950 年代，1960 年代には完全雇用を達成し，平均毎年 4% の GDP 成長を続けていた。ところが 1970 年代の石油ショック以後低迷が続き，それに対処するために各種の保護と規制を導入したが，これが公的部門の肥大化や財政収支の悪化を招くとともに経済効率を低下させたとの批判があった。

そうした状況のなかで，1984 年 7 月，それまでの国民党にかわり，労働党が政権をとると，突然経済改革を開始した。労働党ロンギ政権は，保護と規制が経済向上の妨げになっているとの認識に立ち，ロジャー・ダグラス蔵相を中心に，徹底した「小さな政府」を目指す，自由主義・競争主義・市場主義の改革を行った（ロジャーノミックス）。短期間で多くの規制の撤廃，補助の廃止が行われ，貿易・為替・資本を自由化し，国営事業を一旦国営会社に転換した後に民営化し，公務員を削減，そして財・サービス税の導入を行った。農業に関しても，徹底した補助の削減と規制緩和が行われた。急激な改革が可能であった理由の一つとして，1984 年の総選挙が予想よりも大幅に早く行われたため，労働党は選挙公約を用意する時間がなく，政権担当後は公約に縛られずフリーハンドで政策を打ち出すことができた，とも言われる。

1990 年末には国民党が政権をとるが，規制緩和，自由化の改革は引き継がれ，雇用契約法を制定して労働組合が労働条件に関与する度合いを弱めて労働の柔軟化を図り，社会保障を削減するなどの政策が進められた。こうした改革の結果，ニュージーランドは規制経済から，世界でも最も規制の少ない経済に変貌し，これにより経済の活力が高まったとされ，日本でも注目された。

しかし，一方では，経済効率は必ずしも向上しなかったという議論もあり，所得格差の拡大や医療へのアクセスの悪化，金融サービスの低下，学生負債の増大などの問題も指摘

された。

1999 年 12 月からの労働党政権では、「これ以上の民営化計画は中止する」として、市場偏重の姿勢から方向転換し、2000 年に雇用契約法を廃止した。国営の郵政事業が再編されて生まれたニュージーランド・ポスト（郵便事業）は民営化されず国営企業のままの状態が続いており、ポストバンク（元の郵便貯金）は 1989 年に民間銀行に売却されたが 2002 年に再国有化（キウイバンク）されるに至った。国営から民間に売却されていたニュージーランド航空は経営危機に陥ると 2001 年に政府が資本の買い戻しを行った。

2001 年度以降 2008 年度まで、ニュージーランド経済は、おおむね 3%以上の GDP 成長率を達成し、失業率も 5%余りから低下を続けて 2008 年度には 3.7%にまで下がっていた。しかし、2008 年 8 月に発生した世界金融危機を受け、また、それに先立ち干ばつにより農業生産が低迷したことから、季節調整後の GDP の伸びは 2009 年 3 月までの 5 四半期連続してマイナスとなった（2009 年第 2 四半期は僅かながらプラスに転じている）。2008 年後半から経済見通しは次第に下方修正された。その後、若干上方修正されたものの、2009 年 12 月の財務省資料（2009 Budget, Half Year Economic and Fiscal Update）では、2009 年度の成長率を同年前半の予測より若干低い-1.1%、2010 年度を-0.4%と予測し（同年前半予測では-1.7%）、プラス成長に転じるのは 2011 年度からと予測している。失業率も 2009 年度で 5.0%、2010 年度で 7.0%としている

2. ニュージーランドの農業・農業政策

(1) ニュージーランドの農業政策

1) ニュージーランドの農業の成立と発展

ニュージーランドにヨーロッパからの入植が盛んとなり本格的に農業開発が行われるのは19世紀半ばからである。それ以前は、先住民であるマオリによる焼畑耕作が行われていた。当初は、メリノ種の羊を導入し羊毛生産を目的とした大規模牧羊農場が成立した。また、当初は、羊毛の輸出を別にすると、羊・牛に穀物・ジャガイモを組み合わせた自給的農業であったが、1870年代前半の羊毛価格の暴落を機に、小麦・大麦も輸出用として栽培されるようになり、1880年代、英国との間に冷凍船が導入されると、乳製品や肉類の輸出が本格的に行われるようになる。そして、農地開発のために大規模森林伐採が始まったが、1910年頃までに農業開発と草地造成はほぼ終了した。なお、穀物生産は19世紀末から衰退し、輸出産業ではなくなっていく。

20世紀に入ると、第1次世界大戦から第2次世界大戦の時期に、英国の食料基地として発展した。1945年以降も英国への輸出が引き続き行われ、羊毛、乳製品、食肉ともに好調な時期が続いた。しかしながら、英国が1973年、EUに加盟すると、それまで続けてきたような英国市場に向けての特恵的な輸出が出来なくなり、英国と地理的に近接するうえ関税無しで英国に輸出できることとなったEU諸国と競争しなければならなくなった。このため、輸出先として、アジア、中東など新たな市場を開拓し、また、加工乳製品の多様化とともに、鹿、山羊、馬の飼養、果樹園芸農業など、多様化を進めた。

2) 農業政策の沿革

ニュージーランドでは、現在、政府による農業補助がほとんど行われておらず、OECD諸国の中でも群を抜いて農業の規制緩和と自由化が達成されている。しかしながら、ニュージーランドの農政が最初からそうであったわけではない。ここでは、1980年代半ばの規制改革に至るまでの農業政策の経過を概観する⁽²⁾。

ニュージーランドでは、19世紀半ばの農業開発開始の時期に、政府がマオリの土地を入手し、欧州からの農業入植者に販売を行った。

その後、外来の病気が畜産被害をもたらし、また、雑草が大きな問題になったことから、1870年代から、政府による国境管理と検疫措置が厳しくなった。

1880年代に冷凍輸出が開始すると、政府も英国向け輸出や製品の多様化を奨励した。また、この時期、大規模農場を分割し、小農を育成する動きを示した。そして、1900年から農業省が、土の分析と肥料・牧草の研究を開始するなど、政府は、特に牧草の改良の研究に資金提供を行った。

第1次世界大戦終了後は、退役軍人の処遇としてこれを農業定住させるべく、政府が土地を購入し、農場取得資金を低利で貸付けた。ところが、これにより農地需要が増加し農

地価格が上昇する一方で、1920年代前半に、農産物価格の下落が起こり、借金の返済不能となった退役軍人農民は農業からの退出を余儀なくされた。

第1次世界大戦を機に、食料等の確保を必要とする英国政府が1921年まで肉、羊毛、乳製品の輸出をすべて固定価格で買い上げることとなっていたため農産物が増産されたが、その後英国による全量買い上げがなくなると、販売調整の必要が生じ、政府は、食肉ボード、乳製品ボードを設立して英国向け販売を調整した。1936年に当時の労働党政権は第一次産品販売法を導入し、政府が第一次産品を固定価格で購入し販売を管理することとし、この措置は広く乳製品に用いられた。

このほか、1920年代には、現地で農業の技術指導・助言をする「field instructor」が導入され、1930年代前半には、農家の借金を軽減する法律が制定、1938年に輸入免許制が導入されるなど、戦間期に政府による農業支援が拡大した。

第2次世界大戦中は、戦前から引き続いて、農業金融、農業販売における政府の役割が拡大し、1939年には、食肉と乳製品輸出を長期的に購入するとの合意を英国から得た。その一方で、1940年にはチーズ製造を優先し、1942年にはバター生産を優先するなど、英国政府の要請に従っての生産を行った。1942年、43年は、ニュージーランドに駐留する米国兵士向けに野菜生産を行い、欧州産にかわるものとして麻を生産した。

第2次世界大戦直後は、英国がニュージーランドからの輸出品を可能な限り欲する状態が続いていたので、政府は生産拡大に力を注ぎ、荒地地の開発、特に南島での灌漑開発等を進めた。ところが、1950年代末から、英国のEU（当時はEEC）への加盟準備が進み、英国との輸出合意が危うくなる。1960年代、70年代初期、政府は、生産物の多様化を奨励する一方で、補助を拡大し、また、英国市場を維持しようと努めたが、英国は1973年ついにEUに加盟した。英国のEU加盟により英国市場を喪失したことに、1973年の石油ショックによる経済の低迷が重なったことで、農業への補助の拡大には更に拍車がかかることとなった。

このように、ニュージーランドの農業経済は、第1次世界大戦を機に保護主義政策が導入され、保護主義政策は、戦間期、戦後を通じて継続し、拡大してきた。

この結果、1984年時点では、政府による保護が、農業総産出の30%にのぼる水準となっており、農業は政府に依存する産業となり、補助の水準が相対的に低い牛肉の生産が抑制されるなど、資源配分の不適正が生じていた。また、補助を反映して生産が拡大されたこと等により、土壌浸食など環境悪化につながったほか、地価が上昇して農家負債額の増大を招いた。こうした生産の非効率やコストの上昇、国際価格から隔離されたために輸出市場情勢を反映した生産の変更ができないことが、国際競争力の喪失をもたらしていた。

3) 1980年代半ば以後の改革

1984年の労働党政権成立以後、1997年にかけて、ニュージーランドは市場志向での激しい経済改革を行い、その一環として農産物への補助金政策についても徹底した削減・廃止を行った⁽³⁾。

農業政策の改革は急速に進められ、1984 年予算で、農業も他産業と同じペースで補助削減をする原則、価格支持等を廃止し市場原理に基づくこととする原則を規定し、1985 年 12 月には農家への税制優遇措置を 5 年で撤廃することを表明した。1980 年代後半の 6 年間で、肥料補助、税制優遇措置、優遇金利、害獣・雑草駆除支援をはじめとするほとんどの農業支持が撤廃された。

ニュージーランド政府が行っていた農業保護の 3 つの類型ごとで、廃止された補助の例を示すと以下のようなものがある。補助の多くが、改革開始後直ちに、ないし 2 年以内に廃止されている。

- ① 価格支持：為替レート政策、産物の価格支持、販売ボード等による規制・管理
 - ・ 補足的最低価格制度：1978 年開始、国際価格低迷下で羊毛、食肉、乳製品の価格安定を保証。1984 年廃止
 - ・ 食肉ボードの価格安定措置：1976 年開始。1985 年、措置への政府補助廃止
 - ・ 乳製品ボードの価格安定措置：1938 年開始。1985 年、措置への政府補助廃止
 - ・ 羊毛ボードの価格安定措置：1976 年開始。1985 年、措置への政府補助廃止
 - ・ 小麦ボード：1965 年設立。1987 年廃止
- ② 農業の投入への直接補助金
 - ・ 肥料補助、石灰補助：1965 年開始。1984～86 年で漸進的に撤廃
 - ・ 資金の低利融資：1984 年、RBFC（農村銀行）の金利を市場利率まで引き上げ。1988 年、RBFC を民間に売却
- ③ 生産量拡大を支援：生産要素である土地・労働・資本に補助。例えば、条件不利地の開拓や灌漑への補助、農家借り入れへの低金利、農業投資への優遇税制、輸出検査・研究開発・普及などのサービスについての政府によるコスト負担。
 - ・ 家畜インセンティブ制度：1977 年導入、家畜を殖やすことを奨励。1985 年廃止
 - ・ 土地開発奨励融資：1978 年導入、低生産性の土地を開発するための低利融資。1985 年廃止
 - ・ 投資の税制優遇：1985 年廃止
 - ・ 害獣（ウサギ）駆除補助金：1947 年導入。1984 年以後漸進的に撤廃
 - ・ 灌漑補助：1988 年撤廃

更に、政府機関は、食肉検査、動物健康検査、検疫、普及サービスに料金を課し、サービス提供に要する経費をすべてその料金収入でまかなうこととした。このようにして、1990 年までに、農業は経済の中でもっとも規制緩和された部門となった。

改革が開始された最初の 3 年間は、為替の変動制が導入されたことに伴うニュージーランド・ドルの下落が農産物輸出にとって有利に作用したものの、補助金が廃止されたことにより、収入の多くを政府補助に頼っていた農場の利益は激減し、農家は支出を大幅に切り詰めた。1986 年には、政府の補助を求めて、農家の 3 分の 1 が国会に抗議のデモ行進を行った。それでも、政府は農家の負債処理について支援したものの、改革の姿勢を貫いた。

それに続く3年間では、市場に適応し、国際価格シグナルに反応した生産、経営管理が行われるようになり、リスク管理、経営多角化（鹿、園芸、林業、山羊）が導入されて、業界の改革、効率化が進んだ。また、規制緩和により輸入資材等のコストが下がったことも寄与して、第一次産業部門、特に酪農の国際競争力が増大した。

農業部門の総要素生産性の伸びは、改革以前の1972年から1984年は年平均1.5%であったのに対し、1984年から2004年の間は年平均で2.5%上昇した（オーストラリア農業資源経済局他(2006)）。

4）現在の農政

1980年代半ば以後改革の結果、農業への直接的な支持政策はほとんどなくなり、経済協力開発機構（OECD）が作成している農業保護の指標であるPSE（生産者支持相当）は、1986～1988年平均で10%であったものが、2007年にはわずか0.7%となっている。WTO通報に従えば、削減義務の対象となる補助金（AMS）の支出は1995年以後皆無となっており、削減義務の課されない一般的サービスとしての補助金（緑の補助金）のみが支出されている（第1表）。

第1表 ニュージーランドの農業補助金

（百万NZドル）

分類	2006年度(2005年7月～2006年6月)		2007年度(2006年7月～2007年6月)	
	国	地方	国	地方
基準・認証	11.130	0.000	14.160	0.000
病虫害対応	100.522	23.727	92.635	28.285
研究	81.497	0.000	130.302	0.000
インフラ	0.013	55.256	0.015	54.086
普及・助言	0.000	0.000	0.563	0.000
災害救済	8.131	0.000	0.529	0.000
環境保全	1.401	0.000	1.238	0.000
土壌保全	0.000	18.316	0.000	22.407
主体別計	202.694	97.299	239.442	104.778
年度計	299.993		344.22	

出典:WTO文書 G/AG/NZL/52 Domestic Support: New Zealand2008.10.28.

注. AMSは2006年、2007年ともゼロ。上記支持は全て「一般サービス」に該当。

農業を担当するのは、農林省である（水産は、別途漁業省が担当する）。省庁別予算で見ると、農林省は、1,097 百万ニュージーランド・ドルであり、国家予算全体の1.17%である（2008/09年度。ニュージーランドの財政年度は7月から6月）。

農林省の主たる役割は、政策助言や検疫・認証等に限定されている。

1984年の改革以前は、農業研究、認証、企画・基準、病気診断、病虫害駆除、疾病対応、普及、災害対策、政策助言、融資、政府補助、生産者・販売ボード、灌漑、会計管理など、広範な業務を行っていたが、いまでは、民間で提供できるサービスは提供しないこととなっている。更に、検疫や認証について、基本的にそのコストを利用者から100%回収する。

かつては普及事業が農林省の仕事の中心の一つであったが、いまでは全く行われていない。農業生産技術の提供は民間の事業となっているばかりでなく、費用は受益者が全額負担し、政府資金による補助は行われない。研究に関しても、1990年代初期、農業省と科学・産業研究省から研究部門が分離し、民間化された。

政府の役割は、生産者・販売ボードが国際市場のシグナルを国内生産者に正しく伝えるよう注意し、国際交渉で市場アクセスを求め、検疫等を行うことであり、リスク管理や経営戦略は業界・農家に任せる、ということになっている。

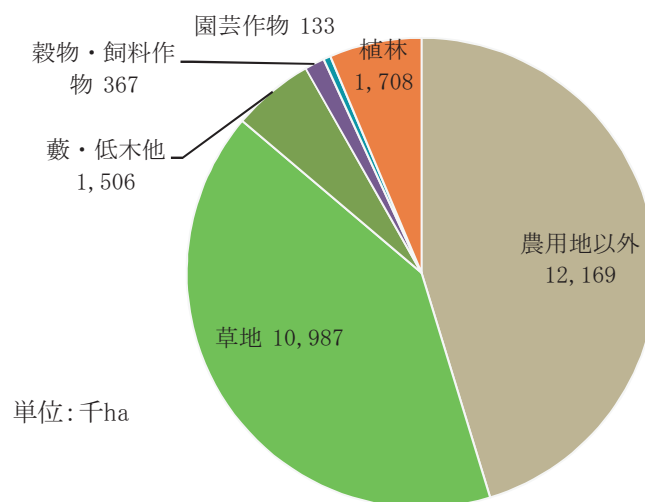
職員数は、1984年の改革以前には5,600人であったが、現在では約1,200人である（2008年6月末現在）。農林省が2009年4月に公表した業務推進方針⁽⁴⁾では、農林省が対応する分野として、農林政策助言、動物福祉、原生林管理、気候変動、契約・補助金・資産の管理、民間で提供困難なサービス（地域振興）、バイオセキュリティ政策、バイオセキュリティの認証・保証、バイオセキュリティの監視と侵入病虫害等への対応、国境検査、を挙げている。そして、技術革新・研究・人材育成による農業の生産性の向上、病虫害の国境を越えた侵入の阻止、国際対応として農業保護主義との戦い、動物福祉、気候変動への対応や温室効果ガス排出量の削減（ニュージーランドの温室効果ガス排出の49%は農業を発生源とする）、を重視する姿勢を示している。

（2）ニュージーランドの農業の概要

ニュージーランドの国土（第2図）は北島と南島に分かれ、比較的山がちであり、特に南島は3,000mを超える山々が連なるサザン・アルプス山脈が西岸寄りを南北に走る。気候は温暖で降雨の信頼性は高い。総面積約27万平方kmの55%に相当する、約15万平方kmが農用地である。農用地の大半が草地、低木地などで、広く放牧が行われている（第3図）。なお、灌漑整備されているのは農用地面積の4%程度に相当する619千haであり、酪農や園芸作物で灌漑整備されている割合が大きい。全国が16の地区（region）に分かれている⁽⁵⁾。



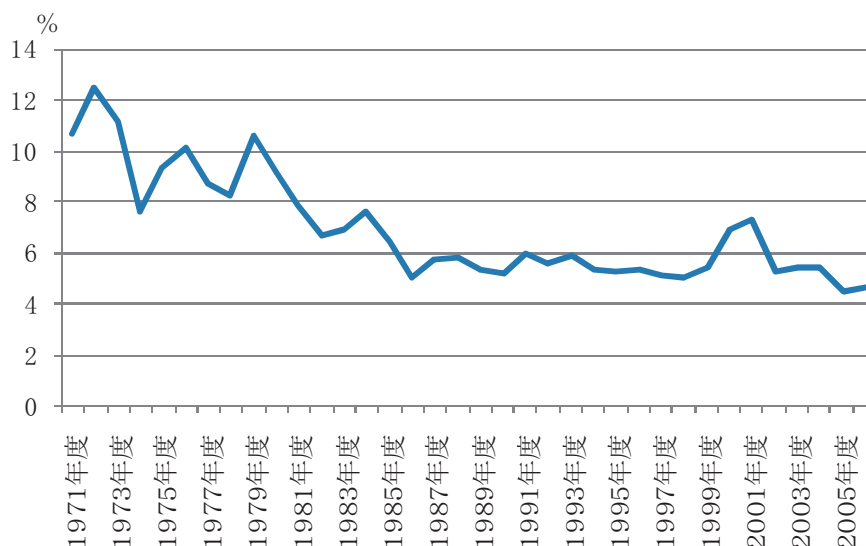
第2図 ニュージーランドの地域区分



第3図 国土の用途別面積

出典：Statistics New Zealand, 2007 Agricultural Census.

ニュージーランドの農業は、いまでも財輸出額の過半を占める重要な地位を有するが、国民経済に占める地位は 2008 年度（～2009 年 3 月）の国内総生産（GDP）総額 134,178 百万ニュージーランド・ドルに対し、農業は 6,487 百万ニュージーランド・ドル⁽⁶⁾で 4.8%にとどまる。GDP に占める農業の割合は、1966 年の 14%（オーストラリア農業資源経済局他(2006)）からは大きく低下してきた。最近の動向を見ると、対 GDP シェアは 1980 年代半ばまで低下を続けてきたが、それ以後は横ばいとなっており、5%程度で安定している（第 4 図）。1980 年代半ば以後、経済全体についての規制改革が行われ、その一環として農業に関しても徹底した保護の削減等が行われたわけであるが、その結果、農業の体質強化、生産性向上につながり、地位の低下を押しとどめた、と見ることもできる。規制改革については、必ずしも生産性向上をもたらさなかったという批判もあるが、農業については一般的に改革が成功したと評価されるゆえんでもあろう（第 4 図）。雇用に占める農業の割合は、1995 年の 9.7%が 2007 年には 7.2%となり、減少傾向にある。



第 4 図 名目ベースの GDP に占める農業の割合

出典：Statistics New Zealand, National Account, 2008 年 9 月四半期のデータから筆者作成。

農業の中心は酪農，牛肉等の畜産，次いで果樹等の園芸農業である。農家戸数（第 2 表）からみても、畜産は総農家戸数の 7 割を占めて圧倒的な地位にあり、園芸農家戸数がそれに続いている。羊頭数は南北とも同程度であり、乳牛、肉牛は北島の方が多く、豚、鹿は南島に多い。

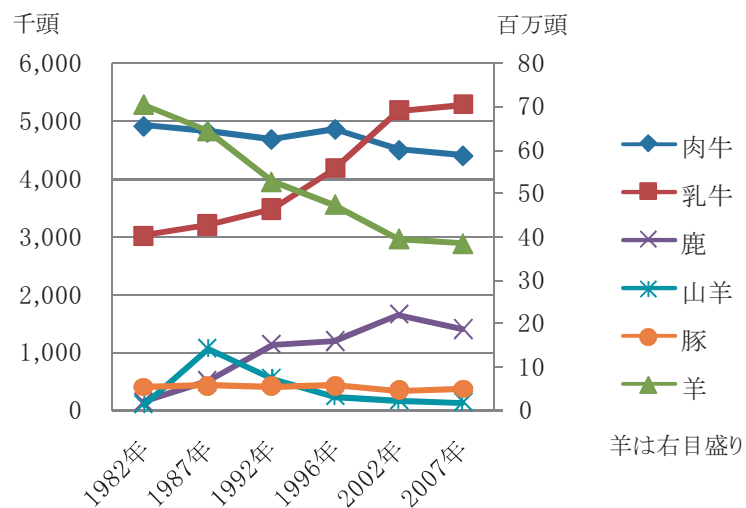
商業的牧畜業が農業の中核となったのは、国土が山がちで耕地化困難な地形の部分が多かったことが理由の一つと考えられる。ニュージーランド農業の創始期に中心となったのは羊毛であり、羊の飼養頭数は現在でも 4,000 万頭と、他の畜種に比べて圧倒的に多いものの、近年は一貫して減少を続けている。ラム肉生産が重視されており、羊毛生産を目

的とするメリノ種の羊はいまや2%程度にとどまり、今日では毛肉兼用種が主体となっているとされる（菊地(1998)）。羊に代わって飼養頭数を伸ばしてきたのが、乳牛及び鹿である（第5図）。

第2表 農家戸数（2007年6月30日現在）

種別	戸数
園芸	10,722
穀物等	2,409
酪農	11,400
酪農除く畜産	33,435
林業	4,863
その他	513
計	63,336

出典：Statistics New Zealand, 2007 Agricultural Census より集計。

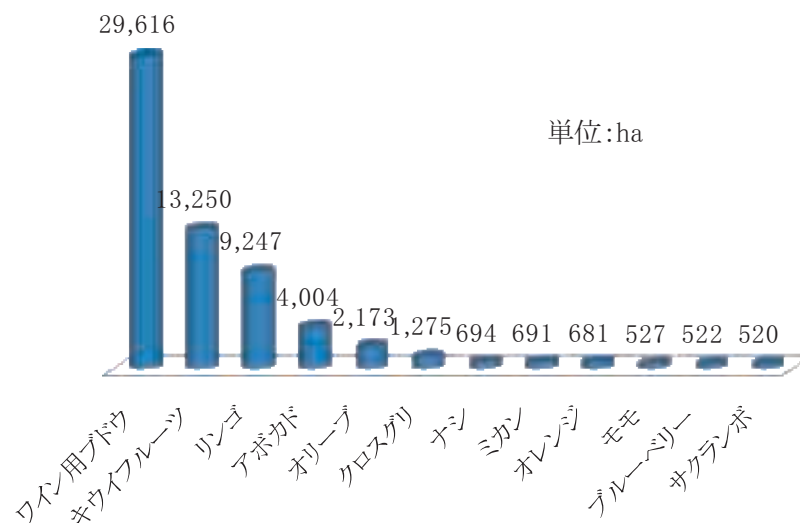


第5図 家畜飼養頭数の推移。

出典：Statistics New Zealand, 2007 Agricultural Census より作成。

注．1997年はデータが欠落。

果樹は、ワイン用ブドウ、キウイフルーツ、リンゴ、アボカドなどを産し、北島で大部分が作られている。オリーブまでの上位5品種で果樹栽培面積の大部分を占める（第6図）。



第 6 図 果樹の作付面積（2007 年）

出典：Statistics New Zealand, 2007 Agricultural Census より作成.

野菜は、北島・南島で多様な野菜を生産し、面積では、ジャガイモ、ウリ類、豆類、スイートコーン、タマネギが多い（第 7 図）。



第 7 図 野菜の作付面積（2007 年）

出典：Statistics New Zealand, 2007 Agricultural Census より作成.

穀物生産は、小麦、大麦、メイズがほとんどを占める（第 3 表）。大部分が南島に集中しているが、メイズだけは北島が主である。

地区（region）別の特徴としては、北島の Waikato では乳牛の 3 割を飼養しており、Auckland では施設トマトの 62%、タマネギの 3 分の 1 を栽培、Bay of Plenty はキウイフルーツ栽培面積の 77%、アボカドの 55%と圧倒的なシェアを有する。Gisborne ではオレ

ンジの 74%，ミカンの 44%が作付けされており，リンゴは Hawkes Bay で 56%，Tasman で 26%のシェアがある。南島の Canterbury では，平野部が多いこともあり，最大の農用地面積を有していて，小麦生産量の 91%，大麦生産量の 82%をあげるほか，羊，鹿，豚の飼養頭数，オート麦，オリーブ，ジャガイモ，豆類，ニンジン等の作付面積でもトップである（数値はいずれも，Statistics New Zealand, 2007 Agricultural Census による）。

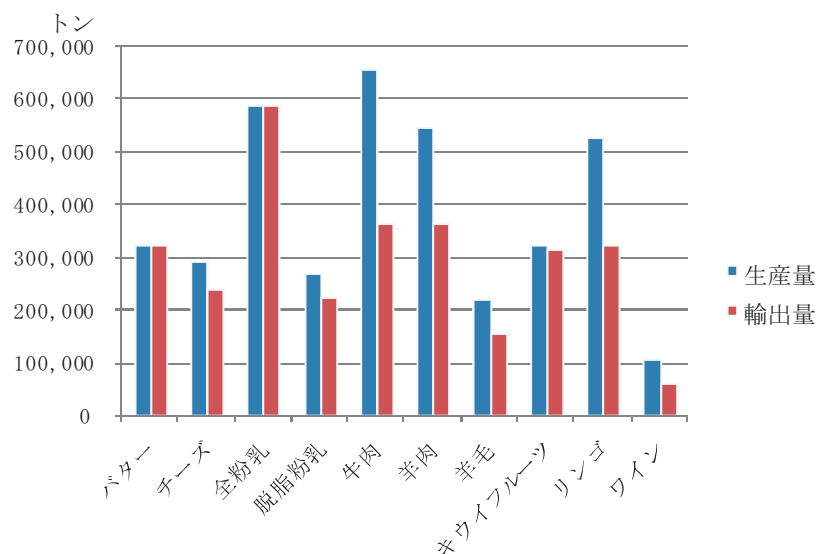
第 3 表 穀物の栽培面積・生産量並びに輸入量

(トン, ha)			(トン)	
作物	生産量	面積	輸入穀物	輸入量
小麦	344,434	40,538	小麦	343,680
大麦	335,627	51,481	ソルガム	36,182
メイズ	185,627	17,030	コメ	40,348
オート麦	27,531	5,773	メイズ	8,728

出典: Statistics New Zealand, 2007 Agricultural Production Census及びUncomtrade.

注. 生産量、面積は2007年6月30日までの1年間。輸入量は2007年暦年。

ニュージーランドの主要農産物は輸出依存度が極めて高い。第 8 図は，主要な乳製品，食肉，羊毛，園芸作物について，2005 年の生産量と輸出量を比較したものである。生産量の大部分が輸出されていることが窺われる。なお，食肉については，生産量が枝肉ベースであるの対し，輸出量は主として骨を取り除いた製品ベースのものであるため，生産量と輸出量との実際の差は，このグラフの見かけ上よりも小さい。豚肉及び鶏肉は，もっぱら国内市場向けの生産が行われている。



第 8 図 主要品目の生産量と輸出量 (2005 年)

出典: FAOSTAT のデータより作成。

なお，ニュージーランドでは遺伝子組換え作物 (GMO) の栽培は行われていない。GMO

については、Hazardous Substances and New Organisms Act 1996 により、規制されており、環境への放出に関しては、環境リスク管理庁による条件付きの許可が必要とされるところ、2009 年 6 月現在の、同庁の登録リストには、農産物で許可を受けたものは掲載されていない。

（３）農業への外国直接投資について

ニュージーランドは外国投資に開放的立場をとり、差別することなくこれを促進している。世界銀行の評価で、2008 年において、事業のしやすい国としてシンガポールに次ぐ第 2 位の総合評価を得、事業の開始、投資家保護では第 1 位である（World Bank (2009)）。

ニュージーランドは、Overseas Investment Act 2005 により、特別の利益が関係する分野に関してのみ海外直接投資を審査するとの立場である。投資に際して事前にニュージーランド政府の合意を得る必要がある審査対象は、一定の機微（sensitive）な土地、土地以外の重要な事業資産、及び漁業割当への投資であり、以下のようなものである。

- ・ 同法の第 1 表（Schedule 1）に定義される機微な土地（例えば、地方の 5ha を超える土地、沿岸・海底・河川・湖底を含む土地）への投資
- ・ 100 百万ニュージーランド・ドルを超える価値のある事業資産への 25%以上の所有権取得
- ・ 漁業割当投資

都市の土地の取得には何らの審査も課さない。沿岸や海底を含む土地は、面積にかかわらず同意が必要である。同意を得るために、海外投資家は、投資家テストに合格しなければならない。そこでは、性格、事業能力、資力水準などが問われる。海外投資家で、機微な土地を買いたい者は、ニュージーランドに永住する意思を持つか、当該投資がニュージーランドに利益となることを示さなければならない。漁業割当に関しても、当該投資がニュージーランドに利益となることを示す必要がある。なお、農地に関しては、当該土地がまずニュージーランド内の公開市場で売りに出されていないければ、同意を与えないこととされている。2002 年 8 月～2008 年 8 月までの間、1,609 件が審査され、拒否されたのは 33 件で、機微な土地に関するものであった（WTO (2009a)）。

外国所有の企業に、ニュージーランド企業に課されるものを超えて、実績要件（performance measures）が課されることはない。ニュージーランドへの資金の移転、移出や、利益を本国に送金することには何らの制限もない。

3. 貿易

(1) 貿易政策・制度と貿易状況

1) 貿易政策・制度⁽⁷⁾

ニュージーランド政府は、貿易障壁を無くし、生活水準を上げることを貿易政策の目標としており、WTO、地域、二国間、それぞれにおいて自由貿易を追求している。

ウルグアイ・ラウンド等の国際合意だけでなく、1980年代以降の経済改革の一環として一方的引き下げも行ってきており、輸入関税率は低下を続けている。実行MFN関税率は、4.1%（2001年）から、2.5%（2008年）へ低下した。農産物の関税率の方が製造業よりも低く、WTOの定義による農産物の実行MFN関税率は1.8%である。

関税は、従価税（0%、5%、又は12.5%）と、6種の特定関税率からなり、約58%のタリフラインが関税率ゼロ、約36%で関税率5%である。特定関税率の対象は、酒類と衣類・履物であり、従価税換算での関税率は酒類で1~2%、衣類・履物で15.84%である（いずれも、2008年10月1日現在）。

輸入制限・禁止は無く、輸入免許制度も無いが、動植物検疫措置は厳格である。関税割当（TRQ）は、リンゴ、ナシ、ホップ、トウモロコシについて制度があるものの、枠外関税率がゼロとなっているため実質的には機能していない。

健康・安全性、国際的義務を理由とするもの、食肉など相手国からの要請によるものを除いて、輸出制限は存在しない。

かつては法定販売ボードが国内市場、輸出市場に関して販売独占権を持ったり、販売調整を行っていたが、法定販売ボードはすべて廃止され、販売や輸出といった商行為の独占権はほぼ完全に解体された。ただし、国家貿易（STE）としてキウイフルーツの輸出独占のみが存続している。輸入国家貿易は存在しない。

このような開放度の高い貿易体制をとっているニュージーランドは、これまでのところWTOの紛争解決手続きで被申立国となったことがない（末尾の第12表）。

2) 貿易状況

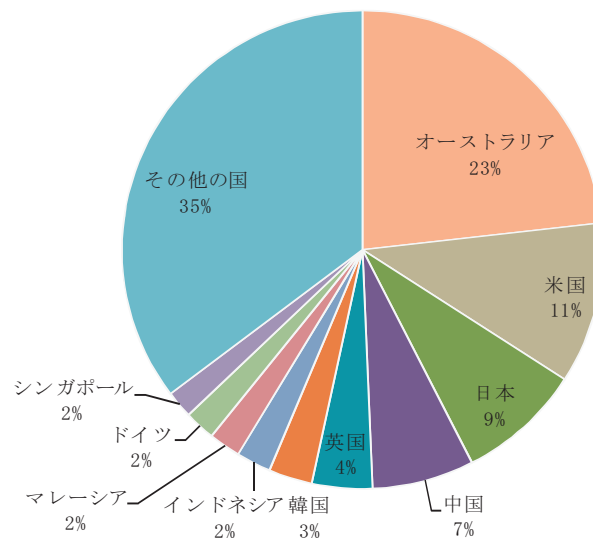
ニュージーランドのサービスを含めた輸出額・輸入額の合計はGDPの6割近くに達しており、ニュージーランド経済にとって貿易は極めて重要である。2008年度の財の総輸出額が約433億ニュージーランド・ドル、総輸入額が約481億ニュージーランド・ドルである。過去5年程度をみると、輸出額は輸入額を10~15%程度下回っており、輸入超過が続いている。主要輸出品目は、農産物、化石燃料、林産物、機械、アルミニウムなどであり、主要輸入品目は、化石燃料、機械、乗り物、電気機械、プラスチック、光学機器などである。

輸出の中心をなすのが農林産物である。農業の生産性は、製造業、サービス業に比べて低いが、総要素生産性の伸び率は他産業を上回る（1998年以後、経済全体では年平均0.9%の生産性上昇なのに対し、農業は1.8%の上昇）。このため、農業部門は国際競争力が強く、

2007 年度の財の輸出総額 36,657 百万ニュージーランド・ドル（再輸出を除く。）のうち、23,488 百万ニュージーランド・ドルが農林産物であり、輸出全体の 3 分の 2 を占めている。

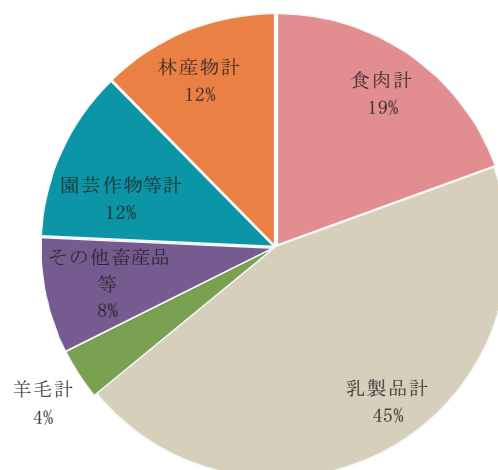
輸出先としては、オーストラリアが最大で 23% のシェアを占め、次いで米国（11%）、日本（9%）、中国（7%）である（第 9 図）。ちなみに輸出と輸入を合計した貿易総額では、第 1 位はやはりオーストラリアであるが、中国が第 2 位、次いで、米国、日本の順となる。

対日貿易では、輸出が 33 億ニュージーランド・ドル、輸入が 40 億ニュージーランド・ドルであり、輸出では乳製品や牛肉、キウイフルーツなどの農産物やアルミニウムが多く、自動車、石油製品、機械等を多く輸入している（2007 年度）。



第 9 図 輸出に占める主要輸出先国のシェア（2007 年度）

出典：Statistics New Zealand, Overseas Merchandise Trade より作成。



第 10 図 農林産物輸出に占める主要品目のシェア（2007 年度）

出典：農林省資料より作成。

第10図は、農林産物の輸出額の主要品目別構成を示したものである。輸出の中心は、乳製品、食肉であり、羊毛、その他畜産品と合わせて農林産物輸出の4分の3を占めている。食肉（主として牛肉、羊肉）の輸出先は、EUが最も多く、北米、北アジアがそれに次ぐ。また、穀物に関しては輸入依存であり（第3表）、主要な輸入先はオーストラリアである。

（2）ニュージーランドの FTA

外務貿易省の業務推進方針⁽⁸⁾によると、貿易に関しては、その拡大を通じてニュージーランド経済の発展に貢献することを目指し、貿易自由化のための交渉や、貿易・投資の促進に努めるとしている。貿易交渉について、WTO ドーハラウンド交渉での市場アクセス改善を図るとともに、アジアに焦点を当てて交渉し自由貿易協定（FTA）のネットワーク構築に取り組むとされている。

第4表 ニュージーランドの FTA 一覧（2009 年 12 月現在）

名称ないし相手国名	現状	経緯等	概要
オーストラリア	締結済み	1983年1月1日発効	1990年までに全ての関税を撤廃。
シンガポール	締結済み	2001年1月1日発効	発効日から全ての関税を撤廃。
タイ	締結済み	2005年7月1日発効	ニュージーランドは2015年1月1日までに、タイは2025年までに、全ての関税を撤廃。
太平洋戦略パートナーシップ協定（TPP又はP4）	締結済み	2006年1月発効（国により若干異なりニュージーランドは5月発効）	ブルネイ、チリ、ニュージーランド、シンガポール間で2017年までに全ての関税撤廃（シンガポールは発効即時撤廃、ブルネイ、NZは2015年まで、チリは2017年までに撤廃）。ただし、チリの砂糖は他の3カ国の貿易余剰分についてのみ撤廃、ブルネイの酒・タバコは宗教上等の理由で撤廃から除外。
中国	締結済み	2008年10月1日発効	ニュージーランドは2016年までに全ての関税を撤廃。中国は2019年11月までに96%の関税を撤廃。
アセアン・オーストラリア・ニュージーランド	署名済み	2009年2月署名	遅くとも2010年1月1日までに発効予定。2025年までに、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポールは全ての関税を、ブルネイ、タイ、マレーシアは95%以上、フィリピン、インドネシア、ベトナムが90%以上、カンボジア、ラオス、ミャンマーが85%以上のタリフラインの関税を撤廃。
マレーシア	署名済み	2009年10月26日署名	発効後7年で関税を撤廃。ただし、マレーシアは、酒・火器・牛乳等を除外。
湾岸協力理事会(GCC)	交渉中	2009年10月31日大筋で合意	2010年前半に署名の見通し。
香港	交渉中	2009年11月13日大筋で合意	2010年3月頃署名の見通し。
韓国	交渉中	2009年6月交渉開始	2009年3月、交渉開始に合意。

FTA の交渉対象国として、交渉中の韓国、マレーシア、香港、湾岸協力理事会（GCC）

のほか、希望として、インドとの交渉開始や、既にチリ、ブルネイ、シンガポールとともに太平洋戦略パートナーシップ協定（TPP）として締結済みの枠組みに、米国、ペルー、ベトナム、オーストラリアを加えて拡大する交渉開始が挙げられている。また、日本との EPA についての共同研究会を行うべく取り組むとしている。主要輸出先国（第 9 図）と FTA を推進するという明確な方針を有していることが窺われる。

ニュージーランドの FTA 締結、交渉の状況を整理したものが第 4 表である。

FTA はオーストラリア、シンガポール、タイ、太平洋戦略パートナーシップ協定、中国、アセアン・オーストラリア・ニュージーランド、マレーシアを締結済み・署名済みである。湾岸協力理事会（GCC）、香港とも 2010 年前半には署名の見通しとなっている。オーストラリア、シンガポール、タイとの FTA、太平洋戦略パートナーシップ協定では、関税を原則として全部撤廃することとされ、自由化のレベルが高い FTA を締結してきたが、中国、アセアン、マレーシアを相手とする FTA では、相手国に対して関税撤廃からの除外品目を認めている。

なお、中国との FTA においては、ニュージーランドが全ての関税を撤廃する一方、中国が関税撤廃から除外する品目は、穀物（10 類）15 ライン、加工穀物（11 類）10 ライン、植物油脂（15 類）19 ライン、砂糖類（17 類）6 ライン、肥料（31 類）3 ライン、繊維板・合板等（44 類）40 ライン、紙（48 類）60 ライン、カラー印刷物（49 類）10 ライン、綿（52 類）2 ライン、の小計 165 ラインが特惠扱いされることなく MFN 実行関税率が適用となる。また、羊毛（51 類）9 ラインは、関税撤廃はされないものの、ニュージーランドに対して国別関税割当（TRQ）を適用し枠内無税、枠外は MFN 実行関税率を適用することとなる。

FTA のほかにも、カナダ、英国との特惠取り決めなどがある。また、LDC50 カ国へは、2001 年 7 月 1 日から、完全無税を供与している。これにより、2009 年の平均関税率は、対オーストラリア、対シンガポール、対南太平洋諸国（SPARTECA）、対 LDC50 カ国で、それぞれ 0%、対タイで 0.9%、対カナダ 0.3%、対英国 2.4%、対中国 1.9%、太平洋戦略パートナーシップ協定で 0.9%となっている（実行 MFN 関税率の平均は、2.5%）。

（３）国家貿易企業

ニュージーランドでは、第 5 表に示すように、かつて、一定の農産物の輸出などを独占的に行う特権を持つ国家貿易企業（STE）が多数存在していた。経済改革の結果、このような独占的権限も廃止され、国内販売の独占権と輸入の独占権については、完全に廃止された。輸出独占権もほぼ解体されたが、なお、キウイフルーツの輸出について Zespri Group Limited が唯一の国家貿易企業として輸出独占的な権限を持ち、乳製品の輸出に関しては Fonterra 社が特別な権限を有している。

なお、国家貿易企業の変遷について詳しくは、末尾の第 13 表を参照されたい。

第5表 ニュージーランドの輸出国家貿易の変遷

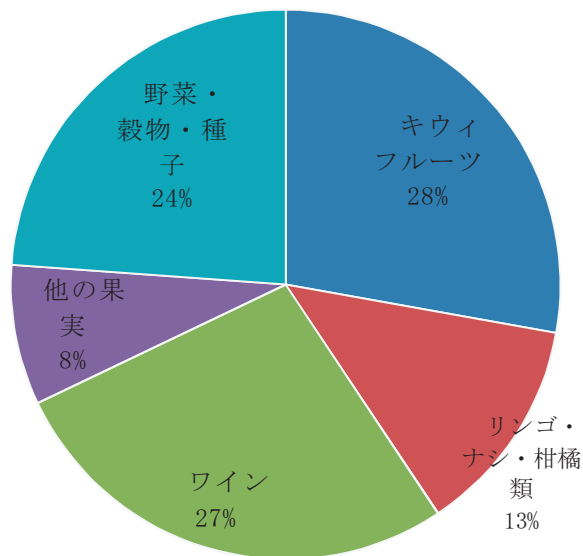
1995 年通報		2009 年通報
国貿企業等名称	対象品目	
NZ Apple and Pear Marketing Board	リンゴ, なし	—
Hop Marketing Board	ホップ	—
NZ Dairy Board	乳製品	—
Raspberry Marketing Council	ラズベリー	—
NZ Kiwifruit Marketing Board	キウイフルーツ（オーストラリア向けを除く）	Zespri Group Limited : キウイフルーツ
NZ Wool Board	羊毛	—
NZ Meat Producers Board	牛・羊・山羊・馬の肉	—
NZ Game Industry Board	鹿の肉	—
NZ Horticulture Export Authority	園芸作物	—

出典：WTO への国家貿易通報（各年）などからとりまとめ。

1) Zespri Group Limited とキウイフルーツ

ニュージーランドのキウイフルーツは、20 世紀初頭に栽培が開始され、輸出は 1953 年から始まって、1970 年代に急増した。約 38 万トンを生産し、その 9 割が輸出されており、園芸作物輸出全体の 28% をキウイフルーツが占めている（2007 年度、第 11 図）。輸出金額は 779 百万ニュージーランド・ドルで、主要な輸出先国と輸出額は、EU320 百万ニュージーランド・ドル、日本 212 百万ニュージーランド・ドル、韓国 75 百万ニュージーランド・ドル、台湾 43 百万ニュージーランド・ドルである（農林省(2008), Statistics New Zealand のデータ）。

キウイフルーツの輸出を主として担っているのは Zespri Group Limited 社である。WTO に対するニュージーランドの通報によると、2004 年以降は、同社のみがニュージーランドの唯一の国家貿易企業となっている。



第 11 図 園芸作物輸出額に占める各品目のシェア（2007 年度）

出典：農林省資料より作成。

同社の輸出独占の根拠となるのは、Kiwifruit Industry Restructuring Act 1999 及び Kiwifruit Export Regulations 1999 である。これら法令により、オーストラリア向けを除いて、ニュージーランド産キウイフルーツの輸出には政府の許可が必要とされている。そして、Zespri Group Limited 社には、この輸出許可が、自動的に、かつ、期限や数量の制限なしに与えられることとされている。同社の持つ輸出許可は排他的なものではないが、他の業者がオーストラリア以外向けにキウイフルーツを輸出する場合には、Zespri Group Limited 社と協調して輸出する許可を得ることが義務づけられている。輸出許可の不要なオーストラリア向けの輸出は 37 百万ニュージーランド・ドルであり、輸出全体の 4.7%にとどまり（2007 年度）、実質的に、Zespri Group Limited 社による輸出独占に近いものとなっている。

他方、Zespri Group Limited 社が一定の情報を公開することなどが義務づけられており、同社が出荷者とともにキウイフルーツの調達の期間と期間毎の条件を決定する際に、出荷者や潜在的出荷者を、商業上以外の理由で差別することを禁じられる。また、同社に対しては、補助金、税制優遇、低利融資、外貨への優遇アクセスなどの政府からの補助はない。

国内市場は完全に競争的であり、生産者は輸出に向けるか国内市場に出荷するかを自由に選択することができる。Zespri Group Limited 社の国内市場への関与は、輸出向け果実の調達などキウイフルーツ輸出に付随することに限られており、また、キウイフルーツの輸入は行わない。ニュージーランドへのキウイフルーツ輸入者は制限されておらず、現行の関税率はゼロである。

ニュージーランドからはキウイフルーツを世界約 50 カ国に輸出しており（Statistics New Zealand, 2007 年度）、世界のキウイフルーツ輸出に占めるニュージーランドのシェアは、輸出量で 29%、輸出額で 36%である（FAOSTAT から計算。2006 年）。2007/08 年

度に、Zespri Group Limited 社が、国内キウイフルーツ生産量の 90.8%を買い入れ、ニュージーランドのキウイフルーツ輸出の 97.7%を占めた（第 6 表）。同社は、キウイフルーツ生産者が株式を所有する会社であり、同社のホームページによると、同社への登録生産者数は 2,754、同農園数は 3,077 である。

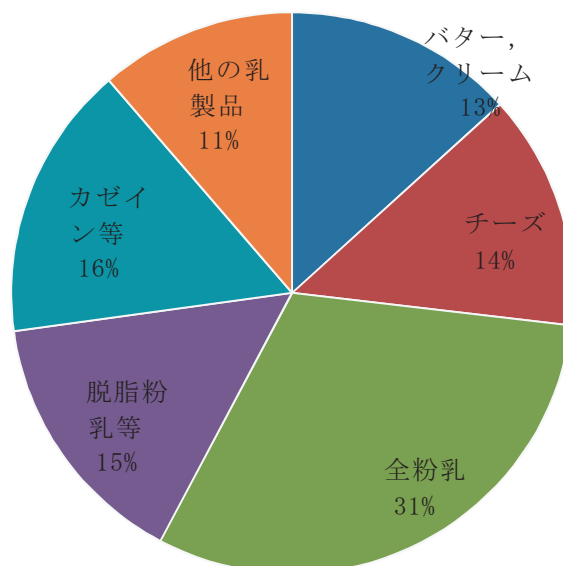
第 6 表 ニュージーランドのキウイフルーツの生産及び貿易の状況

年度	国内生産量 (千トン)	輸入量(千トン)		輸出量(千トン)		国内消費 量(千トン)	Zespri国内活動(千トン)	
		全輸入	Zespriの輸入	全輸出	Zespriの輸出		国内買入	国内販売
2001/02	262.5	0.114	—	247.473	238.648	7~9	238.648	2.009
2002/03	246.0	1.032	—	229.940	223.870	7~9	223.870	1.211
2003/04	258.0	0.901	—	238.326	234.346	7~9	234.346	1.310
2004/05	323.0	0.833	—	297.683	290.829	9~12	293.522	2.694
2005/06	335.0	0.693	—	312.667	303.563	9~12	301.808	1.247
2006/07	318.0	0.883	—	309.872	288.874	9~12	291.956	1.163
2007/08	378.0	0.697	—	348.041	340.155	9~12	343.310	2.112

出典：WTOへの国家貿易通関(2004年度及び2006年)

2) Fonterra と乳製品

乳製品はニュージーランドの最大の輸出品であり、2007 年度の輸出額は 10,500 百万ニュージーランド・ドルにのぼった。全粉乳，脱脂粉乳，チーズ等を輸出している（第 12 図）。生乳生産量では世界の 3%程度にすぎないが，その大部分を輸出していることから，輸出量は，バターでは EU を超えて世界最大，チーズでは EU に次いで世界第 2 位，脱脂粉乳では米国を押さえて世界第 1 位と，世界でも最大級である。100 カ国以上に輸出しており，南北アメリカ，北～南アジア，中東向けが多く，EU 向けは相対的に少ない。



第 12 図 乳製品輸出額に占める各品目のシェア（2007 年度）

出典：農林省資料より作成。

乳製品については、20 世紀前半の戦間期に設立された乳製品ボードが、ニュージーランド産の乳製品について排他的に輸出を行う権限を与えられていた。

2001 年に巨大酪農協同組合 Fonterra Cooperative Group（以下「Fonterra」）が発足した際、Dairy Industry Restructuring Act 2001 により Fonterra が乳製品ボードを吸収した。同法により、排他的な輸出権限については、原則として廃止され、一般の乳製品輸出に関しては、Fonterra は何ら独占的権利を持たず他の会社等と競争することとなったが、TRQ その他の制限のかかる海外市場（カナダ、EU、日本及び米国）に対する輸出については、引き続き独占的輸出免許を与えられた。なお、この改革直前の乳製品ボードの会長は、海外市場における輸出販売力の低下をもたらすなど国民の利益に反するとして、同ボードによる輸出一元管理を廃止するなどの酪農乳業分野の規制緩和に、強い反対を表明していた模様である。

2001 年の規制緩和の後も、輸出免許が必要なものとして残り Fonterra が独占していた乳製品市場は、第 7 表に示すとおりである。ただし、EU については輸出免許の対象となるのは、枠内部分のみである。同表では、それぞれの市場のニュージーランドの割当枠や 2007 年度輸出実績を合わせて示している。

第 7 表 輸出免許にかかる乳製品の状況（2007 年度）

(トン, %)

輸出先国	対象品目	NZ国別TRQ枠	輸出実績	枠内税率	枠外税率
カナダ	バター (HS040510)	枠は無い	3,008	298.5%又は11.38c/kg	
EU	バター (HS0405)	76,667	99,049	66	144
EU	チェダーチーズ	7,000	26,488	42	97
EU	加工用チーズ	4,000			
米国	チェダーチーズ	8,200	26,517	12	84
米国	低脂肪チーズ	1,000			
米国	特定されないチーズ	11,322			
米国	アメリカタイプのチーズ	2,000			
日本	チーズ	枠は無い	69,722	22.4～40.0	
日本	調製食用油脂	11,550	22,527	25	29.8%+1,159円/kg
ドミニカ共和国	粉乳	不明	3,519	40～56	

出典: WTO 関税スケジュール, Dairy Industry Restructuring Act 1999, UNComtrade からとりまとめ。

注 1) EU, 米の関税率は Rae 他 (2006), New Zealand's Agricultural Exports to Quota Markets による平均値。

2) 輸出実績は UNComtrade の 2007 年の値。ただし、EU については上記 Allan Rae 他による EU15 の 2005 年の値。

3) チーズ輸出実績はチーズ全体 (HS0406) の数値。

4) 調製食用油脂輸出実績は、HS210690 全体の輸入 (ニュージーランドへの国別割当対象以外の品目を含む)。

5) 粉乳輸出実績は HS0402 全体の数値。

2007 年度のニュージーランドの乳製品輸出量は 2,168 千トンであった（バター 356 千トン、全粉乳 669 千トン、チーズ 302 千トン、混合材料 (ingredients) 199 千トン、全粉乳 669 千トン、カゼイン 192 千トン、他の製品 147 千トン）（農林省 (2008)）。このうち、2001 年の輸出国家貿易廃止後も Fonterra が独占的免許を有していた部分（第 7 表の「輸出実績」の合計値から、対 EU の枠外輸出を除いたもの）は、205 千トン程度であるから、輸出の

大部分については、輸出免許が不要になったことになる。しかしながら、第7表に示されるように、ニュージーランドにとって有利な条件で輸出できる枠内市場について、Fonterraの輸出独占権が残っていた。

この独占権を付与された Fonterra は、そのホームページ他によると、約 11,000 人の酪農家により所有される協同組合である。2001 年 7 月にニュージーランドの 2 大酪農協同組合（乳業メーカー）である New Zealand Dairy Group と Kiwi Co-operative Dairies が合併して成立したが、2000 年末時点でこの 2 大酪農協同組合で業界シェア 95%を有していた（小規模 2 社（Tatua と Westland）が残る 5%を保有）。国内の 96%の酪農家を代表し、ニュージーランドに 24、オーストラリアに 10、その他世界に 50 の拠点をもち、世界の 140 の市場で活動している。

Fonterra は、ニュージーランド産生乳の 94%を集荷している（2007 年度。第 8 表）。Dairy Industry Restructuring Act 2001 により、農家は Fonterra に加入・脱退することで不利益を被らないことが規定され、Fonterra の株主農家であっても、その生産乳の 2 割まで Fonterra 以外の業者に売ってもよいとされ、また、Fonterra が長期契約により生産者を縛ることが制限されている。

第 8 表 ニュージーランドの乳固形分の生産量等 (千トン)

	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度
生産量	1,213	1,270	1,314	1,272
Fonterra 集荷量	1,160	1,210	1,246	1,192

出典：生産量は農林省“Situation and Outlook for New Zealand Agriculture and Forestry 2008.8.

Fonterra 集荷量は、同社 Annual Review 2008.

注. 年度は 5 月 31 日までの 1 年間.

2001 年の規制緩和の後、更に、2007 年 12 月になって Dairy Industry Restructuring Act 2001 が改正され、特定の海外市場について残っていた独占的輸出免許についても、2010 年までに順次廃止されることとなった。

第 9 表 当初の権利が期限切れになったら制限がなくなる市場

輸出先国	対象品目	期限切れ時期
カナダ	バター（枠とは無関係）	2007.7.31
米国	チェダーチーズ、低脂肪チーズで NZ の国別 TRQ 枠外のもの	2008.12.31
米国	特定されないチーズ、アメリカタイプのチーズで NZ の国別 TRQ 枠外のもの	2009.12.31
日本	加工向けチーズ等（枠とは無関係）	2010.3.31

注 1)EU 向けバター、チーズの枠外は、2007 年の制度改革前から、輸出免許が不要な市場である。

2)日本向けチーズで、直接食用となる 3kg 以下の個包装のもの等は、2007 年の制度改革前から輸出免許不要。

第 10 表 当初の権利が期限切れ後も免許が必要な市場 (Fonterra 以外も免許受け得る)

輸出先国	対象品目	期限切れ時期
EU	バター, チェダーチーズ, 加工用チーズ で NZ の国別 TRQ 枠内のもの	2007.12.31 その後, 2008.12.31, 2009.12.31, 2010.12.31 の 1 年ごとに 4 分 の 1 ずつ移行。
米国	チェダーチーズ, 低脂肪チーズで NZ の 国別 TRQ 枠内のもの	2008.12.31
米国	特定されないチーズ, アメリカタイプの チーズで NZ の国別 TRQ 枠内のもの	2009.12.31
日本	調製食用油脂 (NZ の国別 TRQ の枠内・ 枠外とも)	2010.3.31
ドミニカ共和国	粉乳 (NZ の国別 TRQ の枠内・枠外とも)	2007.6.30

特定海外市場の取扱いとは 2 つに分かれ、Fonterra の当初の独占権が期限切れとなった場合、輸出免許が不要となるもの（第 9 表）と、当初の独占権の期限切れ後も輸出免許が必要であるが Fonterra の独占的免許ではなくなるもの（第 10 表）とがある。

独占権廃止後は、後者（第 10 表）の市場向けの輸出免許が、様々な乳業会社に割り当てられる。この結果、2008 年においては、Fonterra のほか、Open Country Cheese Company, Westland Co-operative Dairy Company 及び Tatua Co-op Dairy Company の 4 社がこれらのアクセスを分けており、2009 年には更に、New Zealand Dairies Limited 及び Synlait Limited の 2 社が加わると考えられている。割当は、農林大臣が適格性基準に基づき行う。ニュージーランド産の乳製品で輸出登録されたものの 0.1% 以上（乳固形分ベース）の法的権利を入手した者が適格性を有し、免許は、乳固形分のシェアに応じて配分され、また、適格性のある者の間で取引可能である（WTO(2009a)）。

なお、2010 年以後も輸出免許が必要とされる市場（第 10 表）に関しては、EU 向け及び米国向けは、TRQ 枠内のみが輸出免許の対象で、枠外については免許が不要であるのに対し、日本向けの調製食用油脂（HS2106.90）及びドミニカ共和国向け粉乳については、期限切れ後も枠内・枠外ともに規制の対象となっている。当該年の TRQ 枠が埋まるまでは、枠外の輸出は制限されるが、枠外については、適格者に対し量に制限のない免許を出すことができることとされている。

第 11 表は、2007 年の新たな規制緩和による変化を示そうとするものである。バター及びチーズについては、枠内のみが輸出免許の対象となり、枠外については輸出免許が不要になったことで、2007 年度に輸出免許が必要であった輸出実績のうち、チーズについては約 7 割が免許なしで輸出できることとなる。その大部分は日本向けのチーズである。しかし、日本向けの調製食用油脂及びドミニカ共和国向けの粉乳については 2010 年以後も、枠内・枠外ともに免許が必要であり、バターも免許不要となる部分のごく一部にすぎない。全体としては、重量ベースで、従来 Fonterra の独占免許であった部分の輸出実績量の 3 分の 1 程度が免許不要となるにとどまる。ただし、2007 年までとの大きな違いは、繰り返し

になるが、2010 年以後の輸出免許は Fonterra の独占ではなくなることである。

第 11 表 2010 年以後の特定市場の変化

(トン)

品目	対世界 輸出実績 (2007年)	2007年以前		2010年以後	
		要免許枠等	要免許輸出 実績 (Vp)	要免許枠等 (Vq)	自由化分 (Vp-Vq)
バター	381,714	76,667+カナダ向け	79,675	76,667	3,008
チーズ	322,504	33,522+対米枠外+日本向け	107,239	33,522	73,717
調製食用油脂	114,112	11,550+枠外	14,743	11,550+枠外	0
粉乳	979,049	不明+枠外	3,519	不明+枠外	0

出典:WTO関税スケジュール, Dairy Industry Restructuring Act 1999, UNComtradeほかからとりまとめ。

注 1)品目の対象範囲が異なるため、実績値には農林省の数値と差がある。

2)日本向けチーズは、もともと自由化されている部分を区分できないため全量を2007年以前の要免許枠に計上している。

以上のように、2010 年以後は、乳製品輸出についての Fonterra の独占的な輸出免許は完全に消滅するわけであり、既に 2008 年以後、順次特定市場向けの輸出免許が Fonterra 以外の会社にも付与されてきている。しかしながら、このことによって、ニュージーランドの乳製品輸出に大きな変化が起きるかには疑問がある。

まず、残存する要輸出免許の市場について見ると、新たに Fonterra 以外の会社も輸出免許を受けられることとなったものの、輸出免許を受ける者がニュージーランドの酪農家から集められ輸出登録した乳固形分の保有割合に比例して、免許が配分される仕組みとなっている。Fonterra は、乳固形分の 94%を集荷していることから、輸出免許の大部分を得ることが想定される。例外として、免許の数量が制限されないのは、日本向けの調製食用油脂及びドミニカ共和国向け粉乳の枠外市場であるが、枠外であるから高い関税率に直面することになる。

次に、新たに免許が不要になった市場では、Fonterra 以外の会社が参入を拡大することは自由となるが、これら市場は、バターについて 3 千トンの実績しかないカナダを別とすれば、米国の枠外部分で相対的に高い関税率に直面することになる（EU の枠外部分は今次規制緩和以前から免許不要）。日本向けのチーズについては、免許不要となった意味が大きいと思われ、新たに輸出参入を図ろうとする企業も出る可能性があるものの、人がそのまま消費する個包装のチーズはもともと自由化されていたことに留意する必要がある。

以上のような新たな免許の仕組みと免許を必要としない新たな市場の実態を考えると、Fonterra がニュージーランドの酪農業者の 96%を代表し、94%を集荷する圧倒的な地位を保っている状況のもとでは、全体としては、貿易に急激な変化は生じず、これまで Fonterra 独占だった特定市場、特に日本向けのチーズ市場において、若干量の新たな輸出業者の輸出が発生する程度にとどまるのではないだろうか。

第12表 ニュージーランドのWTO紛争案件一覧

ニュージーランドが申立国となったもの：

番号及び事案	申立国	被申立国	経過	ポイント
DS35 ハンガリーによる農産品についての輸出補助金	オーストラリア、アルゼンチン、カナダ、ニュージーランド、タイ、米国	ハンガリー	1996年3月27日 申立 1997年7月30日 合意解決（ただし、正式には申立は取り下げられていない）	ハンガリーが約束表にない品目に、かつ、約束水準を超えて輸出補助金を出し、協定に違反する、とする申立 ハンガリーが、WTO義務の免除（ウェーバー）を求め、で合意解決。 日本、ウルグアイが第三国参加。
DS72 EUのバター枠のニュージーランドへの割当	ニュージーランド	EU	1997年3月24日 申立 1999年11月24日 パネル報告 1999年11月18日 合意解決	EUが、一定の製法で生産されたニュージーランド産バターを、ニュージーランドの国別割当枠の対象外と分類したことに、ニュージーランドが反対。 EUが、同バターをニュージーランド枠の対象とする規則改正を行い、合意解決。 米国が第三国参加。
DS93 インドによる農産品、繊維、工業製品の輸入数量規制	ニュージーランド	インド	1997年7月16日 申立 1998年12月11日 合意解決	オーストラリアの申立（DS91）と同一内容。インドが輸入数量規制を撤廃することで、相互に合意して解決
DS113 カナダによる乳製品輸出に影響を及ぼす措置	ニュージーランド	カナダ	1997年12月29日 申立 1999年5月17日 パネル報告 1999年10月13日 上級委報告 2001年7月11日 履行状況パネル報告 2001年12月3日 履行状況上級委報告 2002年7月26日 第2次履行状況パネル報告 2002年12月20日 第2次履行状況上級委報告 2003年5月15日 合意解決	カナダの乳製品輸出補助金が農業協定等に違反すると、米国、ニュージーランドが主張。 パネルは、カナダの協定等違反を報告。上級委では、パネル報告を一部覆したがカナダの違反を報告。 履行状況パネルは、カナダが約束水準を超える輸出補助金を出し、協定違反と報告。履行状況上級委は分析困難としてパネルの報告を覆す。 米、ニュージーランドが第2次履行状況パネルを求め、パネルはカナダの措置が協定違反と報告。第2次履行状況上級委は、これを支持。 2003年5月、カナダ、米国、ニュージーランドが相互に合意して決着（カナダが問題とされた措置の廃止等を行いニュージーランドは要求を取り下げ）。

DS177 米国によるニュージーランド産羊肉の輸入に対するセーフガード	ニュージーランド	米国	1999年7月16日 申立 2000年12月21日 パネル報告 2001年5月1日 上級委報告 2001年6月20日 米国が履行意思を報告	アルゼンチン, オーストラリア, EU, 日本, メキシコ, 米国が第三国参加。 オーストラリアの申立 (DS178) と同内容。米国が1999年7月, TRQの形でセーフガードを導入したのがセーフガード協定違反と申立。 パネルは, 申立側は深刻な被害等の米国の調査方法の不備の証明に不十分な点もあるとしつつ, 米国の協定違反を報告。上級委もこれを維持。 オーストラリア, カナダ, EU, アイスランド, 日本が第三国参加。
DS258 米国による一定の鉄鋼製品輸入に関するセーフガード措置	ニュージーランド	米国	2002年5月14日 申立 2003年7月11日 パネル報告 2003年11月10日 上級委報告 2003年12月10日 米国が履行を報告	米国が鉄鋼製品のセーフガード措置として関税率引上げ等を行ったのをセーフガード協定違反と申立。 パネルは, 米国の10のセーフガード措置を違反と報告。上級委もこれを支持。米国は, 問題の措置を2003年12月4付けで廃止したと報告。 ブラジル, カナダ, 中国, 台湾, キューバ, EU, 日本, 韓国, メキシコ, ノルウェー, スイス, タイ, トルコ, ベネズエラが第三国参加。
DS367 オーストラリアによるニュージーランド産りんごの輸入に関連する措置	ニュージーランド	オーストラリア	2007年8月31日 申立 2008年1月27日 パネル設置	オーストラリアのニュージーランド産りんご検疫措置が, SPS協定に違反しているとして, WTO違反を申立て。協議には, 米国とEUも参加。 2007年12月6日, ニュージーランドがパネル設置を申請し, パネル設置。 チリ, EU, 日本, パキスタン, 台湾, 米国が第三国参加の権利を留保。

ニュージーランドが被申立国となったもの： 該当無し

出典：WTO ホームページ (<http://www.wto.org>) の情報からとりまとめ。

第13表 ニュージーランドの輸出国貿易の変遷一覧（農林水産物）

1995年通報			変遷・経緯等	2009年5月通報時点 の国家貿易
国貿企業等名称	輸出独占の根拠法	対象品目		
New Zealand Apple and Pear Marketing Board	Apple and Pear Marketing Act 1971	リンゴ、なし	1948年 設立 1994年1月1日 国内販売及び輸入の独占権を廃止 1999年9月 Apple and Pear Industry Restructuring Act成立し会社化（ENZA Limited社が2000年4月1日設立） Apple and Pear Export Regulations 1999により、自動的に輸出権限を有することとされる（同社だけが輸出権限を持つものではない） 2001年 ENZA社の輸出管理権廃止	—
Hop Marketing Board	Hop Marketing Regulations 1939	ホップ	1939年設立 1995年1月1日 輸入独占権を廃止 2004年頃 会社化(New Zealand Hop Limited)し輸出独占権を廃止	—
New Zealand Dairy Board	Dairy Board Act 1961	乳製品	1925-27年 設立 2001年 Dairy Industry Restructuring Actにより会社化（Fonterraの子会社に）し、排他的輸出権限を原則として廃止。 TRQなど制限のある市場向けに残っていた排他的輸出免許を、2007年の改革により、2010年までに順次廃止。	—
Raspberry Marketing Council	Raspberry Marketing Regulations 1979	ラズベリー	1979年設立 1999年 Raspberry Marketing Regulations撤廃され、	—

			ラズベリーの購入と販売管理する権限を廃止		
New Zealand Kiwifruit Marketing Board	Kiwifruit Marketing Regulations 1977	キウイフルーツ（オーストラリア向けを除く）	1988年設立 2000年4月1日 Kiwifruit Industry Restructuring Act 1999により新組織(Zespri Group Limited。株は生産者に配分)に移行。1999 Kiwifruit Export Regulationsにより，自動的に輸出権限を有することとされる（同社だけが輸出権限を持つものではない） 他の業者がZespriと協調して輸出する申請をする と，独立の監督機関であるKiwifruit NZが，これを審査して輸出許可を給付する	Zespri Group Limited：キウイフルーツ（オーストラリア向けを除く）	
New Zealand Wool Board	Wool Industry Act 1977	羊毛（自らは輸出・販売を行わず輸出免許を付与）	1944年設立 1997年Wool Board Actにより輸出に関する権限廃止 同ボードはその後，羊毛生産者からの課徴金で研究等を実施 2004年 Meat and Wool New Zealand Limitedに移行	—	
New Zealand Meat Producers Board		牛・羊・山羊・馬の肉（自らは輸出・販売を行わず輸出免許を付与）	1921-22年設立 1997年 Meat Board Actにより輸出に関する権限廃止 名称はNew Zealand Meat Boardになり，食肉生産者からの課徴金で研究等，TRQの輸出先への割当を実施 2004年 Meat and Wool New Zealand Limitedに移行	—	
New Zealand Game Industry Board	1985 Game Industry Board Regulations	鹿の肉（自らは輸出・販売を行わず輸出免許を付与）	1983年設立 1999年 Animal Products Actにより輸出免許を付与する権限廃止	—	

New Zealand Horticulture Export Authority	Horticulture Export Authority Act 1987	園芸作物（自らは輸出・販売を行わず輸出許を付与）	同ボードはその後、生産者からの課徴金で研究等を実施 2004年 Deer Industry New Zealandに移行	
		園芸作物（法定の15種類）が対象。		—

出典：ニュージーランドのWTOへの通報（1995年、1996年、2001年、2004年及び2009年、並びにその補足通報）ほか。

- 注 1) ニュージーランドによる最も古い通報として、1995年の通報を用いた（ただし、New Zealand Horticulture Export Authority についてはその後の通報から補足した）。
2) 輸入独占権は1995年までに全て廃止されたが、1995年通報時点では、ホップには国内市場独占権が、乳製品には国内価格を調整する仕組みがあった。
3) 改革が行われてきた結果、2009年現在では、キウイフルーツについてのみ国家貿易企業として通報されている。

- 注（１）この部分の記述は、主として和田（2000）及び Statistics New Zealand（2006）によった。
- （２）この項の記述は、主として Te Ara Encyclopedia of New Zealand (2008a), 菊地（1998）によった。
- （３）以下、この項の記述は、主として Walker, A. B 他（1993）及び Smith (2004)によった。補助類型と補助の例については, Choi(2001), Te Ara Encyclopedia of New Zealand (2008b), Te Ara Encyclopedia of New Zealand (2008c), 財務省(1984), Reserve Bank (1984), Vitalis (2007)も参考とした。
- （４）ニュージーランドの 1989 年財政法の規定により、各省は、毎年度、今後数年間の業務推進方針（Statement of Intent）を担当大臣に提出する。これを、担当大臣が国会に提出するとともに、各省は公表を行う。2009 年 4 月公表の農林省の業務推進方針は 2009～2012 年を対象期間としている。
- （５）厳密には、17 番目の region として「Chatham Island」がある。ニュージーランド本島から東方海上にある離島で、肉牛と羊の牧畜が若干あるほかには農業はほとんど行われていない。
- （６）同じ 2008 年度の林業、水産業の GDP は、鉱業と合わせて、3,113 百万ニュージーランド・ドルとなっている。
- （７）この部分の記述は、主として WTO(2009)によった。
- （８）注（４）を参照。2009 年 5 月公表の外務貿易省の業務推進方針は 2009～2012 年を対象期間としている。

[参考文献等]

- 大宮 僕一，大浦 一郎（1995）『ニュージーランドの財政金融』，東京，世界書院。
- 菊地 俊夫(1998)，『グリーンパラダイスの光景 農業先進国ニュージーランドの牧歌的風土』，東京，開成出版。
- 財務省(1984)，“Fertilisers”，<http://www.treasury.govt.nz/publications/briefings/1984ii/big84ii-7.pdf>，2009.7.15 アクセス。
- ジョナサン・ポストン，ポール・ダンジール，スーザン・セント・ジョン編，芝田英昭，福地潮人監訳（2004）『ニュージーランド 福祉国家の再設計 ー課題・政策・展望』，京都，法律文化社。
- 日本ニュージーランド学会編（1998）『ニュージーランド入門』，東京，慶應義塾大学出版会。
- 農畜産業振興機構(2001)，「海外駐在員レポート」，『畜産の情報 月報海外編』2001年6月号。
- 農畜産業振興機構(2000)，『ALIC Weekly』，2000年4月。
- 農畜産業振興機構(1999)，『ALIC Weekly』，1999年10月。
- 農林省（2008a），*Annual Report 2007/08*。
- 農林省(2008b)，*Situation and Outlook for New Zealand Agriculture and Forestry*。
- 山田 宏，中田 宏，長浜 博行（1996）『ニュージーランド行革物語 国家を民営した国』，東京，PHP 研究所。
- 和田 明子(2000)『ニュージーランドの市民と政治』，東京，明石書店。
- Choi Sei-Kyun（2001），“Agricultural Reform and Budget Changes in New Zealand,” *Journal of Rural Development* ,24 (Summer 2001): pp65-82.
- Evans, L. (2004), “Structural Reform: the Dairy Industry in New Zealand,” prepared for APEC High Level Conference on Structural Reform, Tokyo.
- Fonterra ホームページ，<http://www.fonterra.com/wps/wcm/connect/fonterra.com/fonterra.com/Home/>。
- Jhonson, R.W.M. (2000), *Reforming EU Farm Policy: Lessons from New Zealand*, London, Institute of Economic Affairs.
- New Zealand Government（2009），*New Zealand Economic and Financial Overview*, Wellington.
- OECD (2008), *Agricultural Policies in OECD Countries : At a Glance*, Paris.
- Parliament of Australia (2005), *Compulsory Voting in Australian National Elections*。
- Rae, A., Strutt, A., Mead, A., (2006), “New Zealand’s Agricultural Exports to Quota Markets”, Agricultural Policy Discussion Paper No. 21, Department of Applied and International Economics, Massey University, Palmerston North.
- Reserve Bank (1984), “The 1984 Budget,” *Reserve Bank Bulletin*, Vol. 47, No.11, pp594-597, Wellington.
- Smith, Willie.(2004), “Revolution or Evolution? New Zealand Agriculture Since 1984”, *Geo Jourunal* Volume 59, Number 2, Netherlands, Springer.
- Statistics New Zealand (2006), *New Zealand Official Yearbook 2006 (105th Edition)*, Wellington, David Bateman Ltd.
- Te Ara Encyclopedia of New Zealand (2008a), “Government and agriculture,” <http://www.TeAra.govt.nz/TheSettledLandscape/FarmingSupportServices/GovernmenAndAgriculture/en>.
- Te Ara Encyclopedia of New Zealand (2008b), “Limestone,” <http://www.TeAra.govt.nz/EarthSeaAndSky/MineralResources/RockLimestoneAndClay/en>.
- Te Ara Encyclopedia of New Zealand (2008c), “Rabbits,” <http://www.teara.govt.nz/TheSettledLandscape/IntroducedPlantsAndAnimals/Rabbits/7/en>.
- Vitalis, Vangelis (2007), “Agricultural subsidy reform and implications for sustainable development: the New Zealand

experience,” *Journal of Integrative Environmental Sciences*, Volume 4, Issue 1, pages 21-40.

Walker, A. B., Bell, B., Ellitt, REWE (1993), *Aspects of New Zealand' Experience in Agricultural Reform Since 1984*,
<http://www.maf.govt.nz/mafnet/rural-nz/profitability-and-economics/structural-change/reform-of-nz-agriculture/httoc.htm>
(2009.6.11 アクセス).

World Bank (2009), *Doing Business 2008 Report*, <http://www.doingbusiness.org/economyrankings>.

WTO (2009a), *Trade Policy Review Report by the Secretariat: New Zealand* (WT/TPR/S/216).

WTO (2009b), G/STR/N/12/NZL (ニュージーランドによる国家貿易企業の通報文書) .

WTO (2004), G/STR/N/10/NZL (ニュージーランドによる国家貿易企業の通報文書) .

WTO (2003), *Trade Policy Review Report by the Secretariat: New Zealand* (WT/TPR/S/115).

Zespri ホームページ, <http://www.zespri.com/about-zespri/faqs.html>.

第3章 カントリーレポート：アルゼンチン

中村敏郎

1. 政治・経済の状況

(1) 概要

1) 独立以降の歴史

1816年スペインからの独立宣言後、ブエノスアイレス州を中心とする中央集権派と連邦主義派の対立が続いた。1879年パンパ地方の先住民族掃討作戦が行われ農牧用地の拡大がもたらされる。1880年、中央集権派がブエノスアイレス州軍を率いて起こした反乱が連邦により鎮圧され、同州からブエノスアイレス市が切り離され連邦の首都とされ、国家の統合が果たされる。外国移民や資本の流入が拡大し、小麦、牛肉等の農牧産品輸出により20世紀初頭にかけて飛躍的な経済発展をもたらす。独立以降確立された大土地所有制度による地主層の経済力が高まるなか、社会的格差が拡大し、地主層を支持基盤とする保守派に対抗する急進党（UCR: Union Cívica Radical）が1891年結成される。中道的な政党で中産階級を主な支持母体とし、政治の民主化努力が進められ、1916年同党のイリゴージェン政権が発足する。大衆的かつ民族主義的な路線が進められるが、大地主による農牧業中心の経済構造の改革には至らなかった。

1929年の世界恐慌による経済混乱を契機としたクーデター後、軍人出身の民族主義的政権を経て、地主層の支持による保守政権が復活した。これ以降、約半世紀間、軍が断続的に政治介入する。

軍事政権下、労働者政策部局の長となり労働者保護政策を採ったペロン大佐が労働者を中心に国民大多数の支持を集め1946年政権をとり、1947年社会党を解体し新たに正義党（ペロン党, Partido Justicialista）を創設した。なお、同党は10年近いペロン政権時代の労働者保護政策により、労働者階級から強い支持を受け、1970年代以降は中産階級と知的職業階級の間に勢力を伸張した。ペロン大統領は、経済・外交政策では民族主義をとり、それまでの一次産品の生産、輸出中心の経済から、政府の支援・保護のもと輸入代替工業の振興、国内インフラの整備を進め、労働者の保護政策により中産階級が拡大した。農業に関しては、農牧産品輸出管理政策により、地主層と対立し、干ばつの被害もあり、農業生産は低下した。農地改革は行われなかった。独裁的手法による政策は序々に行き詰まり、クーデターにより国外に追放される。その後、農牧業を中心とし、外資による工業化、国際機関との協調を旨とする軍部と、民族主義、民族資本による工業化、国際機関に批判的なペロン派の対立が続く。軍部は内部に派閥争いを抱え、ペロン派には共産主義革命の影響を受けた過激派が生まれ、軍による弾圧や過激派によるテロ事件が多発し、政治的、社会的に不安定な状況に陥る。

1982年の英国とのフォークランド紛争の敗北により、軍部が退陣し、1983年、アルフ

オンシン政権（急進黨）の成立により民政に移管し、現在に至っており、同政権により民政確立が果たされたと言える。しかし、同政権は経済運営に関しては、軍政から引き継いだ厳しい経済状況を改善することができず、政権末期にはハイパーインフレ抑制に失敗し、5か月の任期を残して退陣する。1980年代は、中南米諸国は累積債務問題を抱え、経済不振に陥り「失われた10年」と呼ばれ、アルゼンチンも同様な状況にあった。

1989年に就任したメネム大統領（正義党）は、ハイパーインフレ、通貨不信からの脱却を目指し、正義党の民族主義的手法と異なる新自由主義政策を採り、国営企業の民営化と規制緩和による経済改革を積極的に進め、1991年、兌換制（1米ドル：1ペソの固定相場。交換を外貨準備ですべて保証する制度）を導入した。これにより、経済政策に対する信認の回復、海外投資家から見た為替リスク低下、大量の資本流入を促し、経済成長率を高めることが図られた。このようにして経済は好転したが、持続することはできず、1995年以降のドル高傾向に伴い実質実効為替レートは次第に高まり、対外競争力が低下し、財政赤字も累増してきた。1999年、隣国ブラジルの通貨切り下げにより、深刻な輸出不振に陥る。アルゼンチンには、依然として、価格競争に晒され易い農業以外には競争力のある輸出産業が育っていなかった。メネム政権末期、汚職疑惑も顕在化して政権支持率は低迷、デモ、ストが頻発する。12月、デ・ラ・ルア政権（急進黨とメネムに反発した一部の正義党員や諸党からなる新興勢力の祖国連帯戦線との連立）が成立するが、経済停滞に有効な対策を打てず、財政収支が大幅に悪化し、同国の対外債務の支払能力に疑念が持たれるようになった。

2001年12月、銀行預金の流出防止のために、預金の引出し規制が実施されたことに加えて、IMF（国際通貨基金）からの融資が中断された。外貨への変換や外貨預金の引出しが制限されたことに国民は不満を募らせ、暴動や略奪が発生し、デ・ラ・ルア大統領は退陣に追い込まれた。ロドリゲス・サア（正義党）が臨時大統領に就任し、債務履行の停止を宣言するが、社会不安は収まらず1週間で辞任し、政治、経済混乱が深まる。

2002年1月、議会の選出によりドゥアルデ大統領（正義党）が就任し、兌換制の放棄、完全変動相場制に移行した。2003年1月、IMFとの債務繰り延べ交渉に合意した。

2003年5月、政敵であったメネム元大統領に対抗するためにドゥアルテからの後押しを受けたネストル・キルチネル大統領（正義党）が就任した。99年から続いたマイナス経済成長率がプラスへ転換し、2006年1月、対IMF債務95.3億ドルの一括返済を了した。メネム政権時代の新自由主義への国民の反感を受けて成立した経緯もあり、中道左派政権と位置づけられている。大統領就任後のキルチネルはドゥアルテ依存からの脱却を図り、党外にも支持層拡大を図り、野党急進黨にコボス・メンドーサ州知事を中心としたキルチネル派が結成された。2007年10月の上下両院選挙では与党キルチネル派が両院で過半数を獲得する。

2007年12月10日、クリスティナ・フェルナンデス・デ・キルチネル大統領（前上院議員、前大統領の夫人）、コボス副大統領（2007年9月、急進黨除名処分）が就任する。政策は前政権を継承したものであり、閣僚も12名中7名が再任された。前大統領は与党

正義党党首に就任し(2008年5月)、夫婦による政権運営が進められる。2008年3月の農産物への輸出税増税をめぐり、農牧団体は農畜産物の出荷停止やデモ活動を行い、政府はあくまで増税の立場を崩さず、両者の対立が深刻化し、経済相が辞任した。政府は事態打破のため、国会を利用し、輸出税改正の法制化を目指した。2008年7月、下院は129対122(棄権2)の僅差で通過したが、上院投票で36対36の賛否同数となった結果、最終決断を委ねられた議長のコボス副大統領の反対により廃案となった。この結果、首相、農牧庁長官が辞任したが、農牧業団体との対立は解消せず、公然と敵対した副大統領を政権内に抱えたまま、また、課題であるインフレの進行により、世論調査では支持率が低下、その後も低迷している。大統領は9月に67億ドルのパリクラブ(主要債権国会合)への債務返済案を表明したが、その後の世界的な経済不況の影響をアルゼンチンも受けており、実施は不透明なままである。

2009年6月28日に実施された上下院の中間選挙では、与党連合が大幅に議席を減らし、29日、キルチネル前大統領は与党正義党の党首辞任を表明し、党からの正式受理には至っていないものの、政治力は低下している。7月には首相以下閣僚4名の交替が行われた。

農牧業団体との対立解消を図るため、10月、生産省農牧庁が1981年以来となる農牧省となり、新大臣としてドミンゲス(Julián Andrés Domínguez)ブエノスアイレス州議会議員が就任した。これまでの農牧庁長官は、農牧業団体との対立に何ら打つ手を持たされず責任だけを追う形で更迭されたことから、新大臣はポスト就任を引き受けるにあたり、農牧団体との交渉するためのフリーハンド、交渉材料他各種条件を得たとされている(LA NACION 紙ホームページ, 2009.10.1)。

2) 政治制度

大統領と副大統領は選挙で選出され、任期は4年。連続再選は二期まで。連邦議会は上院、下院の二院制、上院議員は各州、及び連邦行政区から3名ずつ選出され、下院議員は州の人口に比例して選出される。司法権は連邦、州いずれの場合も政府の独立した機関である。裁判官は大統領または知事により任命され、上院または州議会の承認を受ける。連邦裁判所は地方裁判所、控訴裁判所、最高裁判所の三審制である。

3) 政党

現在の主な政党は正義党と急進党である。正義党はキルチネル派と反キルチネル派に分裂した状態である。急進党は、党除名処分が撤回されたコボス副大統領派と主流派に分かれている。

4) 農牧業団体

アルゼンチンにおける主要な農牧業団体は以下の4団体であり、政府に対しては4団体で連絡会議を設置し、連携しながら、農牧業に関する交渉、要求活動にあたっている。2008年の農産物輸出税増税案に関してはストライキ、国会議員への働きかけを行ったことにより廃案に追い込んだ。

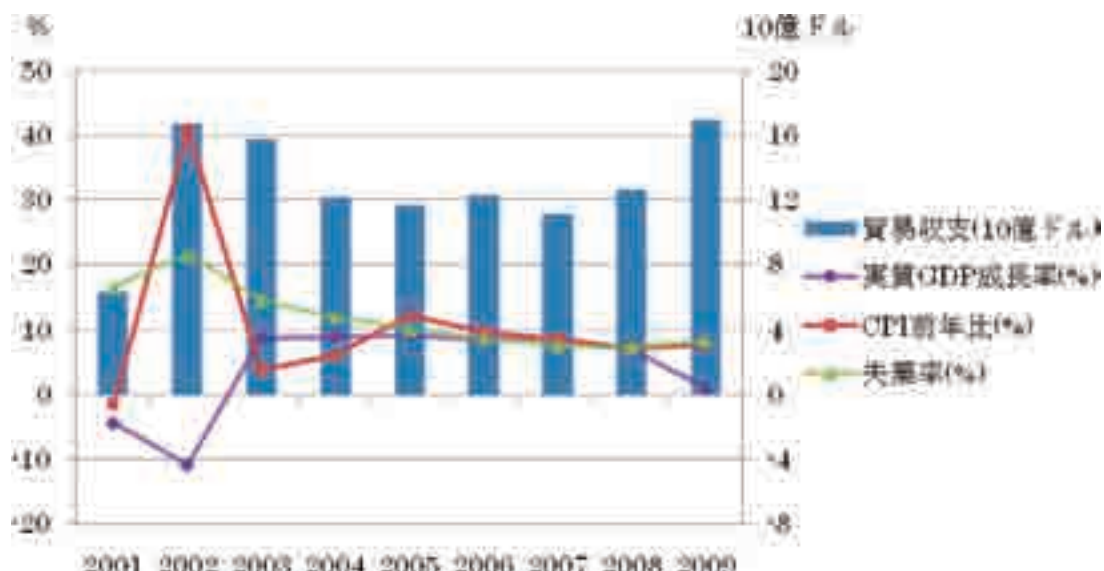
- ・SRA (Sociedad Rural Argentina : アルゼンチン農村協会)。1866年設立。SRAの設立目的は、農牧業財産を守り、豊かな自然や入植者の努力を合わせることに於いて開発

を促進し、人々の農村への定住と安定並びに農村生活の改善を促し、農村での仕事や振興、更には補完・派生産業に適用できる技術、手法、手段に貢献し、農牧業の利益を最も効果的に守ることである。

- F.A.A.(Federación Agraria Argentina：アルゼンチン農業連合)。1912 年設立。中小農畜産家を中心とした農牧業組合の連合体である。家族経営の完全な実現を求め、国、州、市当局と永続的な対話を維持するとしている。
- CRA (Confederaciones Rurales Argentinas：アルゼンチン農業連盟)。1943 年設立。農業生産者及びその利益を保護することを目的とした組織の連盟であり、農業活動の普及、振興を促す。同様な性質を有する組織を集め、統合する活動の調整を行う。109,000 人強の農畜産家が加入する全国 300 以上の農村組織が 13 の主に州単位で地方連盟にまとめられており、CRA は、それらの全国連盟である。
- CONINAGRO (Confederación Intercooperativa Agropecuario：農牧業協同組合連合)。1953 年設立。数千の農業協同組合が、地域や農作物ごとに 12 の連合を組織しており、CONINAGRO は、それらの全国連合組織である。

(2) 主な経済指標

アルゼンチンの 2001 年の経済危機以降の主な経済指標の推移は第 1 図のとおりである。貿易収支は黒字で推移し、特に 2002 年は対前年比 2.7 倍に増加した。GDP 成長率は 2002 年以降プラスに回復してきたが、世界不況の影響により 2008 年末以降、景気は減速している。CPI については、安定してきているが、数値が現実より低めに操作が加えられているとの報道がなされている。



第 1 図 主な経済指標の推移

資料：INDEC（アルゼンチン統計局）

注：失業率の 2001、02 年は 5 月、2003 年からは第 4 四半期。

2. 農業

(1) 経済、社会の中での位置づけ、性格

アルゼンチンにおける農業は、深い土壌、温暖な気候、適度な降雨及び海運の便の良さという条件に恵まれ、大豆、小麦、トウモロコシ、牛肉等の主要輸出国とたらしめ、アルゼンチン経済の根幹をなしている。また、将来的にも極めて高い農業生産の潜在力を有していると言われている。

1) 面積 (FAOSTAT2005)

国土面積 2,780,400km²

農用地	129,355 千 ha (国土の 47%)
耕地	29,505 千 ha
永年牧草地	99,850 千 ha (農用地面積の 77%)
森林その他	144,314 千 ha
内水	4,371 千 ha

2) 人口 (FAOSTAT2009 推計値)

総人口	40,276 千人
農家人口	3,165 千人 (総人口の約 8%)
就業人口	18,818 千人
農業就業人口	1,424 千人 (就業人口の約 8%)

3) 生産額 (2008 年, INDEC)

名目 GDP は 1,038,188 百万ペソ、内農林水産業は 93,525 百万ペソで 9.0%を占める。

4) 輸出 (2009 年, INDEC 暫定値)

アルゼンチンの輸出総額は 55,750 百万ドルであり、このうち農産物、畜産物及び水産物は 9,151 百万ドルで 16%を占め、それらを原材料とする食品・飲料品は 21,550 百万ドルで 39%、合計 30,701 百万ドルで 55%を占めている。

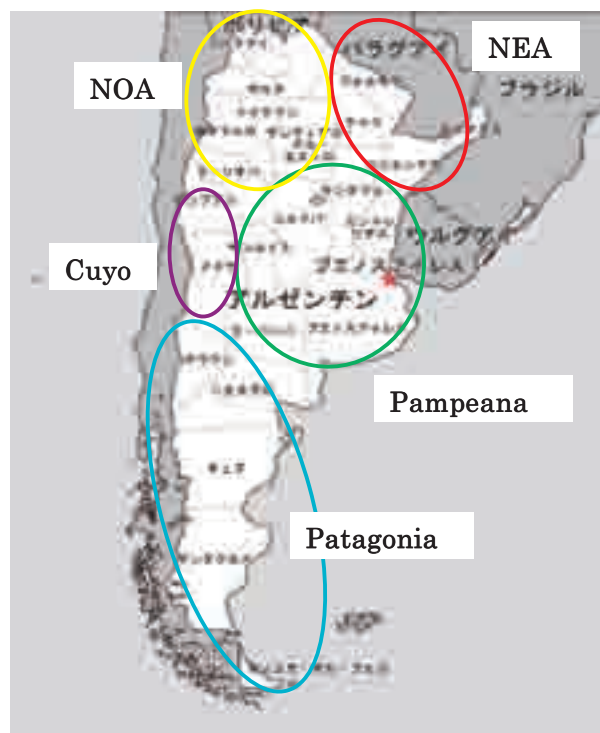
5) 地域区分

アルゼンチンには 23 の州とブエノスアイレス特別区があり、アルゼンチン連邦政府の管理下で機能している。2002 年農牧業センサスで用いられている 5 つの地方区分の概要を以下に示す。また、全国の地方区分及び州を第 2 図に、地方区分ごとの面積、農用地、耕地、放牧地、農業適地未利用地、人口、農業経営体数各州の面積・農用地面積・人口・農業経営体数を第 3 図及び第 1 表に示す。

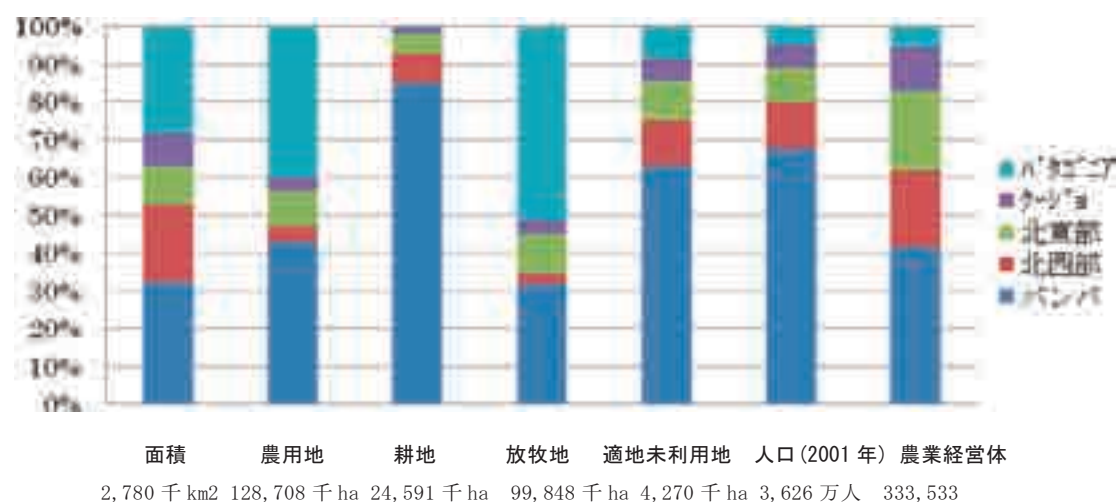
・ Pampeana (パンパ) 地方：扇状に広がる大草原である。気候は温帯性で年間を通して

降雨がある。農牧業、政治、経済の中心である。農業は大豆、小麦、トウモロコシが中心であり、この他ひまわり、亜麻、米、野菜が栽培されている。多くが牧畜との複合経営を行っている。

- **NOA**（北西部）地方：夏の月平均気温 25°C 前後、冬は 13°C 前後と年間をとおして温暖、冬が乾期、夏が雨期の気候である。主な農産物はサトウキビ（トウクマン州（2006 年全国生産 20 千万トンの 69%）、フフイ州、サルタ州）、大豆（ラ・リオハ州を除く各州で 2007/08 年全国の 8.6%）、柑橘類である。
- **NEA**（北東部）地方：メソポタミア気候と呼ばれる雨の多い亜熱帯性の気候である。マテ茶、綿、紅茶のほか特にチャコ州で大豆生産が増加中である。
- **Cuyo**（クージョ）地方：雨が少なく乾燥した山岳気候である。ぶどう生産の中心地であり（アンデスの雪解け水を利用した灌漑利用）、メンドーサのワインはアルゼンチンの 90%を生産している。ほかにオリーブ、タバコが栽培されている。
- **Patagonia**（パタゴニア）地方：年間平均気温 7°C 、風が強く曇った日が多い気候である。灌漑利用の果樹栽培（梨、りんご）、畜産（羊）が行われている。



第 2 図 地域区分



第3図 地域区分ごとの農業土地利用，人口及び農業経営体

資料：INDEC.

注. 適地未利用地は農用地面積の内数，耕地面積の外数。農用地面積は FAOSTAT の値とは一致しない。

第1表 州の概要

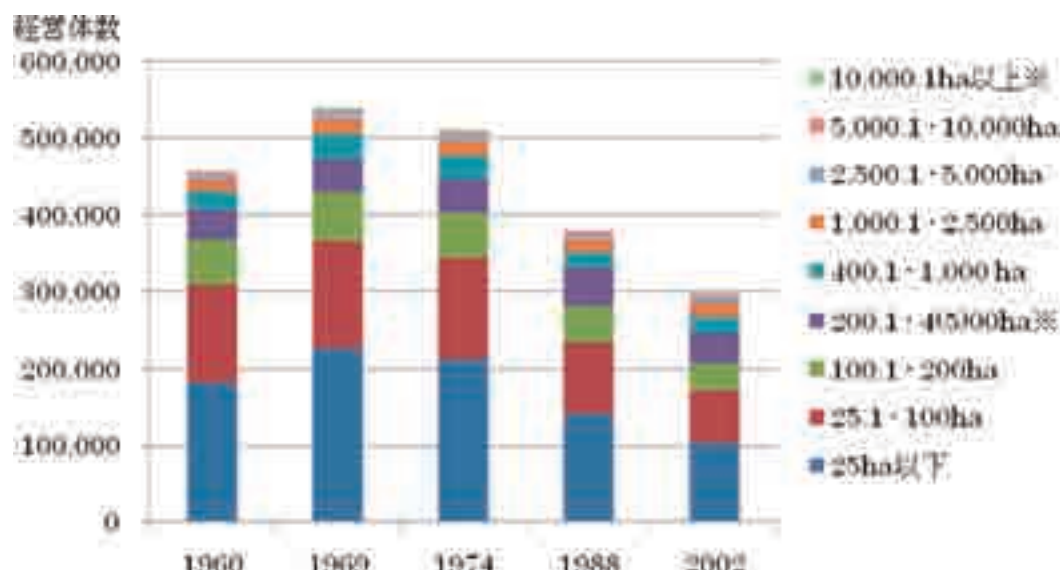
地方区分	州	面積 (km ²)	農用地面積		人口		農業経営体数	
			千 ha	全国%	千人	全国%	件数	全国%
Pampeana (パンパ)	ブエノスアイレス	307,571	23,233	18.1	16,603	45.8	51,116	15.3
	コルドバ	165,321	9,735	7.6	3,067	8.5	26,226	7.9
	エントレリオス	78,781	4,406	3.4	1,158	3.2	21,577	6.5
	ラバンパ	89,680	6,133	4.8	299	0.8	7,775	2.3
	サンルイス	76,748	2,431	1.9	368	1.0	4,297	1.3
	サンタフェ	133,007	9,298	7.2	3,001	8.3	28,103	8.4
NOA (北西部)	カタマルカ	102,602	537	0.4	335	0.9	9,138	2.7
	フフイ	53,219	683	0.5	612	1.7	8,983	2.7
	ラ・リオハ	89,680	249	0.2	290	0.8	8,116	2.4
	サルタ	155,488	1,320	1.0	1,079	3.0	10,297	3.1
	サンティアゴ・デル・エステロ	136,351	1,835	1.4	804	2.2	20,949	6.3
	トゥクマン	22,524	640	0.5	1,33	3.7	9,890	3.0
NEA (北東部)	チャコ	99,633	5,741	4.5	984	2.7	16,898	5.1
	コリエンテス	88,199	3,196	2.5	931	2.6	15,244	4.6
	フォルモサ	72,066	2,580	2.0	487	1.3	9,962	3.0
	ミシオネス	29,801	675	0.5	966	2.7	27,955	8.4
Cuyo(クーリオ)	メンドーサ	148,827	3,971	3.1	1,580	4.4	30,656	9.2
	サンフアン	89,651	360	0.3	620	1.7	8,509	2.6
Patagonia (パタゴニア)	チュブツ	224,686	17,660	13.7	413	1.1	3,730	1.1
	ネウケン	94,078	1,508	1.2	474	1.3	5,568	1.7
	リオネグロ	203,013	13,704	10.6	553	1.5	7,507	2.3
	サンタ・クルス	243,943	18,130	14.1	197	0.5	947	0.3
	ティエラ・デル・フエゴ	21,571	684	0.5	101	0.3	90	0.0

資料：INDEC(2002 農業センサス他)。

6) 農牧業経営体の規模

アルゼンチンにおいて1960年から2002年までの間に実施された5回の農業センサスを用いて、その間の農牧業経営体の推移を見てみると、農牧業経営体の所有面積を25ha以下から10,000ha以上までの9つの階層に分類した場合、全国の農牧業経営体数及び農業経営体数の所有する土地の変遷はそれぞれ第4図及び第5図のとおりとなる。農牧業経営体数及び農業経営体数の所有する土地、いずれも1969年をピークとして減少しており、2002年までに経営体数は45%、面積は17%減少している。農牧業経営体数及び農業経営体数の所有する土地はいずれもほとんどの階層で減少しているが、200ha以下の小規模の階層において減少が著しい。

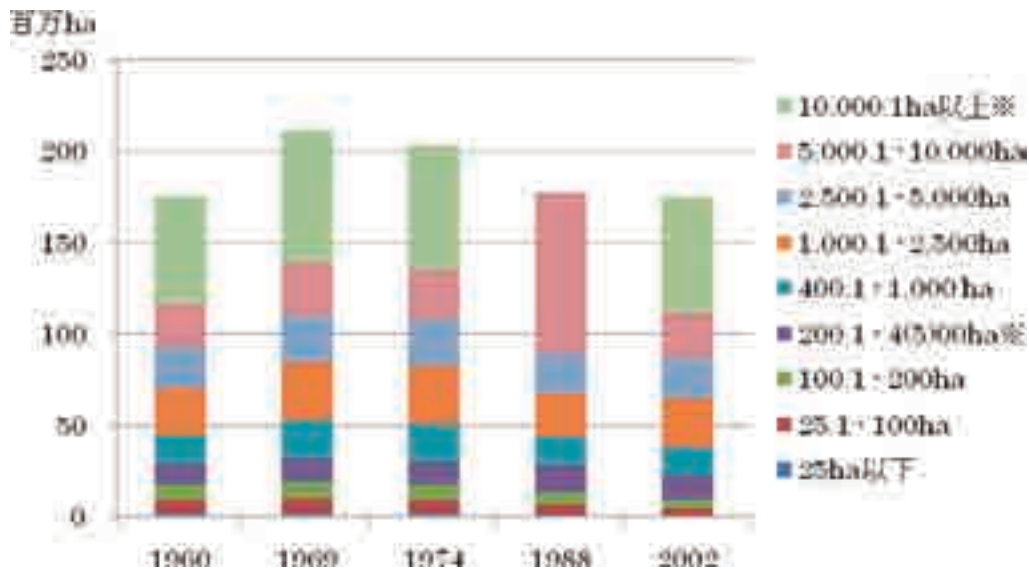
また、2002年においては、5千ha以上所有する農牧業経営体の数は全経営体数の2%に過ぎないが、これらの経営体が所有する土地は全体の50%を占めており、大土地所有制度が見て取れる。この背景としては、アルゼンチンにおいては、植民地時代、ほとんど公有であった土地は、独立以降、借地法の不備と内乱を背景に、一部特権階級による寡占化が進んだが、その後、大土地所有制度が成立し、1853年、地主階級からなる政府が策定した憲法により土地占有が合法化され、大土地所有制度は確定的となった。その後の政権下においても農地改革は行われることなく現在まで至っている。一方、25ha以下の農牧業経営体の階層は土地全体の0.2%を占めるに過ぎないが、経営体数は減少しながらも依然1/3以上の経営体数を占めており、これら小規模農家の対応が、農業政策課題の一つとなっている。



第4図 農業経営体の所有面積階層別の経営体数の推移

資料：INDEC.

注. ※1988,2002年の400haの境界は500ha, 1988年の10,000.1ha以上は分類がなく、5,000.1ha以上に含まれる。



第5図 農業経営体の所有面積階層別の経営体所有面積の推移

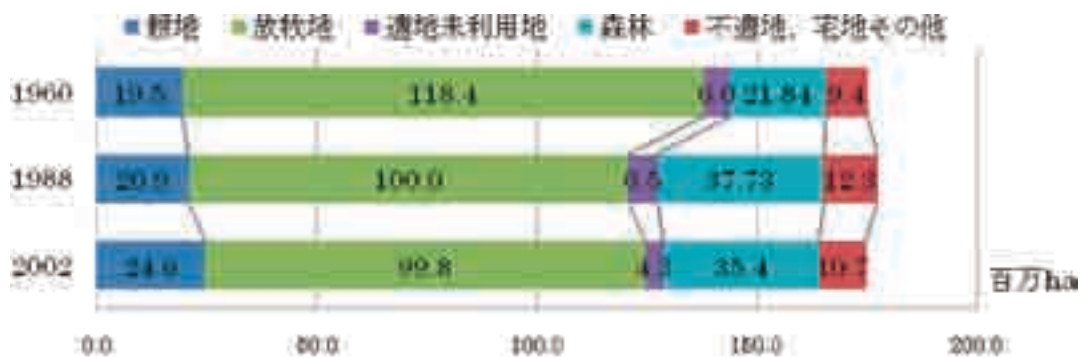
資料：INDEC(2002 農業センサス他)。

注. ※1988,2002 年の 400ha の境界は 500ha, 1988 年の 10,000.1ha 以上は分類がなく, 5,000.1ha 以上に含まれる。

7) 土地利用状況

農牧業経営体が所有する土地の利用状況（耕地，放牧地，適地未利用地，森林，不適地・宅地その他に分類）を 1960 年，1988 年，2002 年農業センサスで見た推移を第 6 図に示す。この間，耕地は 5 百万 ha（26％）増加した。1960 年から 1988 にかけては放牧地が減少したが，1988 年から 2002 年は微減に留まっており，代わりに適地未利用地や 1988 年までに増加した森林が減少しており，これらが耕地に転換されたと考えられる。

これをもとに耕地拡大の可能性を考察すると，2002 年において，全国で約 1 億 ha の放牧地，約 4 百万 ha の農業適地未利用地が存在し，そのうち農業の中心であるパンパ地方内に 34 百万 ha（放牧地 31 百万 ha，適地未利用地 3 百万 ha），更にパンパ地方のうち最も農業生産に適したブエノスアイレス州内に 15 百万 ha（放牧地 13 百万 ha，適地未利用地 2 百万 ha）が存在している。これらを潜在的耕地と考えることができ，パンパ地方で全国の耕地面積の 1.4 倍，ブエノスアイレス州の 15 百万 ha だけで全国の耕地面積の 6 割に相当する。かんがい，排水，土質，アクセス等の農産物生産のための条件が整えば耕地拡大の潜在力は十分にあると考えられる。ただし，現状では政府による大規模な農業開発政策は取られていないことから，開発は民間に委ねらることになるが，生産に必要な資機材を含めた投資はもっぱら農産物価格の推移など短期的な収益に応じたものにならざるを得ない。



第6図 農業経営体所有地の利用状況

資料：INDEC(農業センサス1980、1988、2002)

8) かんがいの状況

アルゼンチンにおけるかんがい普及率は耕地面積の5.5%である。全国124カ所の貯水システムで160km³の貯水容量を持つ。そのうち116カ所がかんがい目的にも利用されており、125のかんがい地区があり、6.3百万haがかんがい可能面積である。このうち2.5百万haは通年かんがい可能である。1.75百万haが現在通年利用されており、更に経済条件が許せば0.7百万haが可能である。かんがい施設に公的関与はほとんどなく、維持管理が不十分であるため十分な利用ができないことが課題となっている(世銀)。

2002年農業センサスによれば、かんがい面積全体の地域分布はパンパ地方(29.0%)、北西部地方(32%)、北東部地方(5.2%)、クージョ地方(25.6%)、パタゴニア地方(8.2%)となっており、耕地面積に対する普及率ではパンパ地方(1.7%)、北西部地方(17.9%)、北東部地方(3.9%)、クージョ地方(62.3%)、パタゴニア地方(23.6%)となっており、クージョ地方における果樹園に対する普及率が高い。

かんがい方式ごとのかんがい面積、農業経営体数、1経営体平均かんがい面積を第2表に示す。

第2表 かんがい方式別面積

	かんがい面積(ha)	農業経営体数	経営体平均かんがい面積(ha)
全体	1,355,600.60	64,463	21
重力式	946,574.90	60,708	16
スプリンクラー	281,360.70	2,233	126
局所的	125,139.30	2,992	42
点滴	104,917.50	2,201	48
マイクロスプリンクラー	13,644.30	270	51
その他	6,577.50	521	13
判別不能	2,525.70	89	28

資料：INDEC(2002年農業センサス)。

9) GMO（遺伝子組換え作物）の状況

GMO については農牧省が所管し、1991 年、農牧省に産官学関係機関代表からなる農牧業バイオテクノロジー諮問国家委員会（**CONABIA** : Comisión Nacional Asesora de Biotecnología Agropecuaria)が設置された。申請された GMO の安全性評価から商品化の承認まで次の 3 段階を経ることとなっている。

- ① GMO の商業栽培段階から派生する農業生態系へのリスクを 2 年以上かけて CONABIA が評価する。
- ② GMO の人及び動物への食料としての評価を SENASA が 1 年以上かけて行う。
- ③ 輸出への悪影響の可能性を回避するため GMO 商品化の市場への影響判断を農牧省市場局が行う。

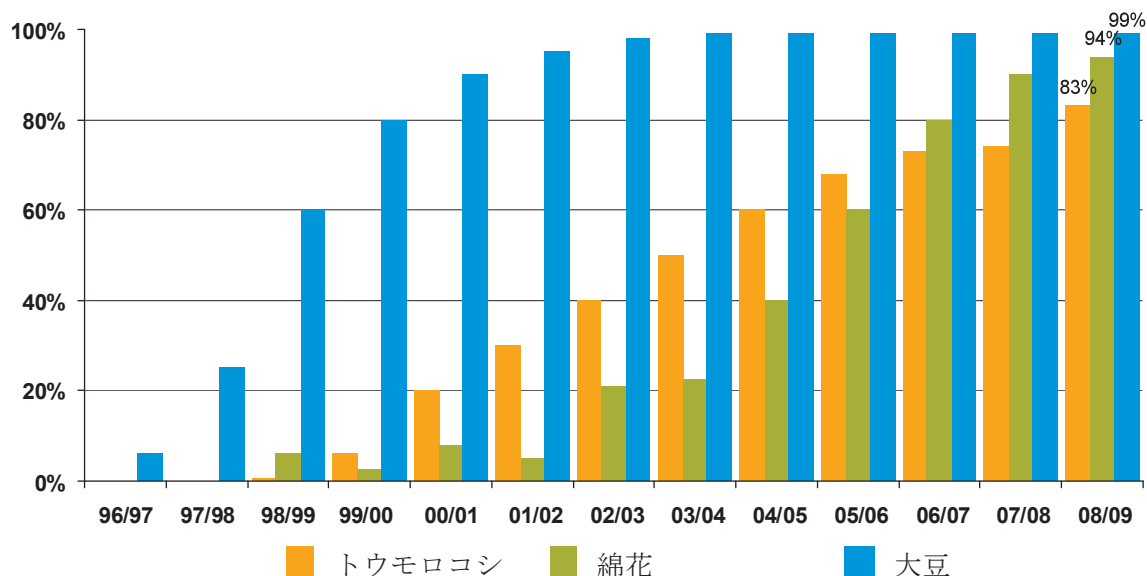
アルゼンチン国内で現在、商品化が認められている GM 種は第 3 表の大豆 1 種、トウモロコシ 10 種、綿花 3 種である。

第 3 表 商品化承認済み GMO 種

作物	性質	申請者	承認
大豆	グリホサート除草剤耐性	Nidera.S.A.	1996.3.25
トウモロコシ	害虫抵抗性	Ciba-GeigyS.A.	1998.1.16
トウモロコシ	グリホサートアンモニウム除草剤耐性	AgrEvoS.A.	1998.6.23
綿花	害虫抵抗性	Monsanto Argentina S.A.I.C.	1998.7.16
トウモロコシ	害虫抵抗性	Monsanto Argentina S.A.I.C.	1998.7.16
綿花	グリホサート除草剤耐性	Monsanto Argentina S.A.I.C.	2001.4.25
トウモロコシ	害虫抵抗性	Novartis Agrosem S.A.	2001.7.27
トウモロコシ	グリホサート除草剤耐性	Monsanto Argentina S.A.I.C.	2004.7.13
トウモロコシ	害虫抵抗性, グリホサートアンモニウム除草剤耐性	Dow Agrosience y Pioneer Argentina S.A.	2005.3.15
トウモロコシ	グリホサート除草剤耐性	Syngenta Seeds S.A.	2005.8.22
トウモロコシ	グリホサート除草剤耐性, 害虫抵抗性	Monsanto	2007.8.28
トウモロコシ	害虫抵抗性, グリホサート・グリホサートアンモニウム除草剤耐性	Dow Agrosience y Pioneer Argentina A.R.L.	2008.5.28
綿花	害虫抵抗性, グリホサート除草剤耐性	Monsanto Argentina S.A.I.C.	2009.2.10
トウモロコシ	グリホサート除草剤耐性, 害虫抵抗性	Syngenta Seeds S.A.	2009.12.21

資料：農牧省, Reuters.

1996 年に除草剤耐性大豆の栽培が開始され、積極的な導入が進み、GMO 普及の民間機関である ArgenBio によれば、2008/9 年作期には 99% が GMO である（第 7 図）。1998 年に GM 綿、GM トウモロコシ（除草剤耐性、害虫耐性）が導入され 2008/9 年作期にはそれぞれ 94%、83% で GMO が栽培されており、年々普及が拡大している。GMO 作付面積は 21 百万 ha であり、米国に次いで世界 2 位となっている（ISAAA：バイオアグリ事業団）。



第 7 図 GMO の作付状況

資料：ArgenBio.

（２）主要な農業政策

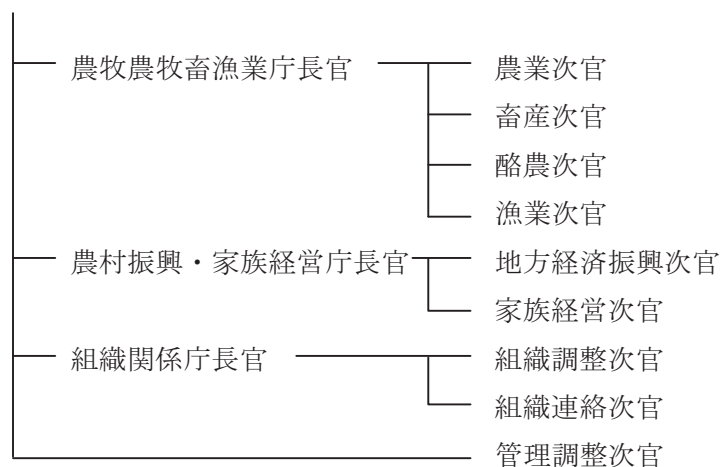
農業は経済の根幹であり、財政も農業に依存している。農業活動に対する付加価値税、所得税等の税のほか、農産物輸出に際しても輸出税がたびたび課せられており、現在は 2002 年から導入されている。2008 年、世界的な穀物価格の高騰を受け、もっぱら輸出向けである大豆、ひまわりについては税率を上げ、国内需要のある小麦、トウモロコシについては増産意欲を高め、国内価格安定を図るため、税率の低減と輸出数量規制策がとられた。大豆に対する大統領の姿勢は、6 月 9 日に大統領の行った社会再配分プログラム公布（大豆増税による税収分を病院等建設のための基金に回すプログラムで、国民の支持を得ることにより、増税法案の国会通過を狙ったものと考えられる）に当たっての演説から抜粋すると「対策は大きく 2 つのことを目的とする。1 つは食料安全保障、国民食卓の食料主権である。何故、大豆を見なければならないか。アルゼンチン人は大豆を食べない。大豆のほとんど、約 95% が輸出されている。10kg の大豆のうち 9.5kg が輸出されるとすると、牛乳は 10ℓ のうちたったの 1.5ℓ しか輸出できないし、10kg の肉のうち 2kg しか輸出できない。」のように国内消費者を優先し、大豆は税収源でしかないとの認識である。

課税とは対照的に農業分野への公共投資は極めて小規模にとどまっており、2005 年の国

家投資 77,978 百万ペソのうち、農業分野は 613 百万ペソで 0.79%に過ぎない。農業分野の課題として、公共投資が低いことのほかに、小規模農家対策、失業対策、環境保全対策が課題として指摘される（世銀）。小規模農家対策のために政府は 2008 年 10 月、当時の農牧庁内に農村振興・家族経営次官のもと計画局、整備局を新設した。

農林水産業を所管するのは農牧畜漁業省（農牧省, MinAgri : Ministerio de Agricultura, Ganadería y Pesca）である。2009 年 10 月、生産省農牧畜漁業食糧庁（農牧庁, SAGPyA）からの格上げに伴い、大臣は長官から、長官は次官から、次官は局長から格上げのような方法で組織変更となり、組織図は第 8 図のとおりである。

大臣（Julián Andrés Domínguez）



第 8 図 農牧省組織図

資料：農牧省。

農牧省の任務は中央政府、地方政府及び関係機関の利害を連携調整しながら農牧業、水産業、林業及び農産加工業の生産、流通、技術、品質及び衛生に関する計画、プログラム及び政策の立案・実施を行うことであり、大統領府以下他の中央省庁同様、ブエノスアイレス市内にある。地方出先機関としてパンパ地方、北西部地方、北東部地方（フォルモサ州を除く）内に 34 カ所の支局があり、これらは農牧業関連情報の収集、提供、各種申告、登録、仲買人・集積業者の審査等を行っている。

また、農牧省の所管する農林水産業関連分野において以下の 6 つの機関があり、農牧省はこれらの機関の計画、事業及び活動を監督し、その成果を評価する。

① 国立農牧技術院（INTA : Instituto Nacional de Tecnología Agropecuaria）

農牧業に関する研究、普及を推進するとともに、これらの利益により先進技術の導入、農業企業や農村生活の改善を図ることを目的として 1956 年に設立される。自然環境及び社会の持続可能な範囲内で、国内全域における農牧業、林業及び農産加工業の競争力向上に貢献する。活動においては農牧業の広範な分野における生産、加工のための情報及び技術の創出を優先し、普及体制により地方生産者にも均一のサービスを提供する。

② 農畜産品衛生事業団 (SENASA : Servicio Nacional de Sanidad y Calidad Agro - alimentaria)

国の保健衛生の責任機関であり、主な目的は、動物、植物由来の製品及び加工品並びに農業化学製品の投入及び残留の検査、保証を行う。また、人への伝染性のものを含む動物の疾病及び農牧業に被害を与える病害虫に関する予防、根絶及び管理を行う。保健衛生活動の実施のための基準を策定し、その遂行を管理する。同様に、人間、動物に無害の食料確保に向けた、生産を管理する特効性のプログラム、計画を立案、組織化、実施する。

③ 国立種子研究所 (INASE : Instituto Nacional de Semillas)

農業振興のために種子の生産、商品化の効率的な活動を促進することを目的とし、植物品種の保全を通じて改良品種の利用機会を促進し、農牧業生産者向けの種子の品質、均一性を確保する役割を担う。

④ 国立農牧取引監督機構 (ONCCA : Oficina Nacional de Control Comercial Agropecuario)

本機構は、農牧業関連商品流通の透明性を確保するために各種市場における取引を規制するすべての基準の達成を保証する。本機構の活動は不正競争を防止する。目的を達成するために公共歳入連邦管理庁 (AFIP : Administración Federal de Ingresos Públicos), SENASA, 各州の農業及び経済関連の役所等各種関係機関と情報を共有し、連携、協調しながら活動 (農畜産物の流通管理、輸出管理等) を行う。

農畜産物輸出許可等、直接利権が絡む組織であり、これまで農牧庁の権限は及ばず、ドミンゲス大臣就任の際、新たに総裁人事も行われたが、新総裁はキルチネル派であり、どこまでドミンゲス大臣の影響が及ぶかは不明である。

⑤ 国立水産調査開発研究所 (INIDEP : Instituto Nacional de Investigación y Desarrollo Pesquero)

養殖技術、漁法、科学技術処理及び水産経済に関する研究、評価及び振興のためのプロジェクトを形成、実施、管理する。研究プログラムは漁業の振興、利用及び保全のための知識、情報、方法及び技術を開発、普及させる。当研究所は水産業に関する国家政策を立案実施するために不可欠な科学、技術及び経済面を総合的に包含する唯一の機関である。また、南大西洋の更新可能な資源について行為・権利関係のある組織や国と関連する活動を支える。

⑥ 国立ぶどう醸造研究所 (INV : Instituto Nacional de Vitivinicultura)

本研究所は国内ぶどう、ワイン産業の管理、調整及び検査を行う。主な目的は SENASA と連携調整、かつ、国内の地理名称の識別、保護、登録制度適用の管理技術組織としての役割を果たしながら、ワイン製品の純正を管理し、アルコールの生産、流通、分配及び商品化を管理することである。また、輸出に適用する認証を行い、ぶどう、ワイン製品及びアルコールの統計の永続的な更新を調整する。これは国家統計システムやぶどう、ワイン国際機構の世界統計への情報提供義務を果たすものである。更に、国際機構や南米共同市場 (メルコスール) への代表も担っている。

（３）主要農畜産物の状況

農牧省によれば、1960年代当初よりパンパ地方の広い範囲の農地において、牧草地との輪換耕作地から耕地の専用利用化が始まり、1970年代、この動きは更に強まり、穀物耕作地域の縁辺地域にまで広まっていき、パンパ地方の中央部が中心であったトウモロコシ、小麦、ひまわり、大豆等の穀物生産はパンパ地方の耕作可能な範囲に留まらず、それ以外の東北部地方、北西部地方にも拡大していったとされている。

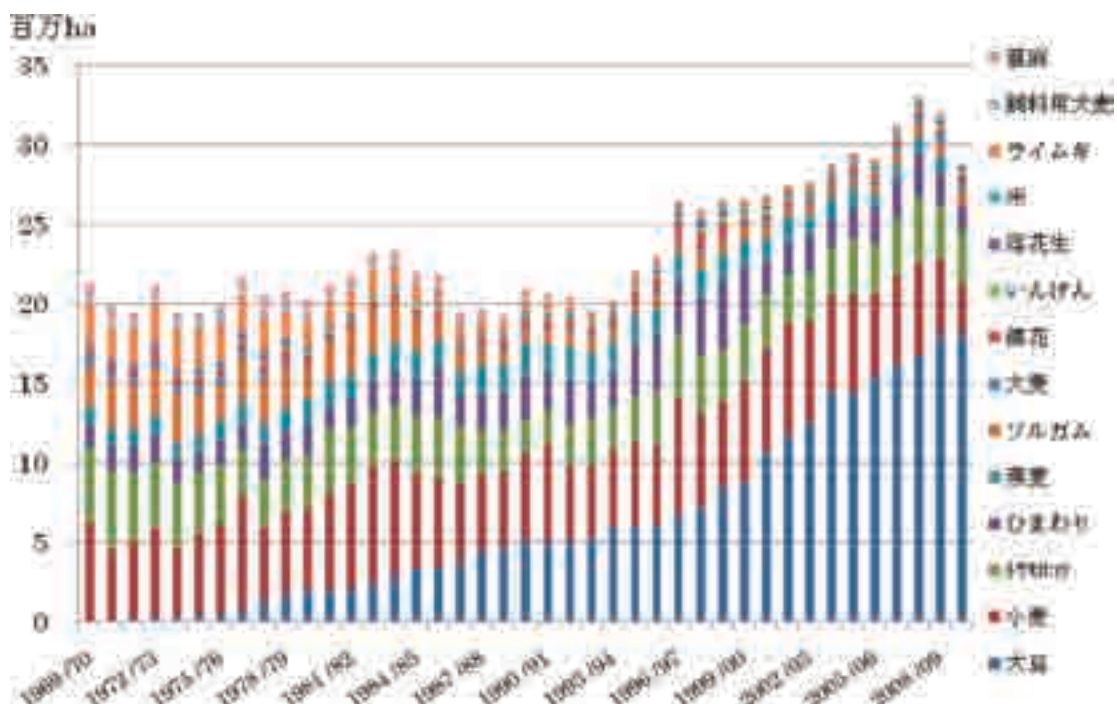
アルゼンチンの主な農産物の作付面積の推移（第9図）を見ると1970年代の変化は小さいが、収穫面積の推移（第10図）を見ると増加傾向にある。これは、1970年代においては、作付面積に対する収穫面積の割合が3割未満と低く、作付された燕麦、ライ麦、飼料用大麦が収穫されずにそのまま牧草に利用されていたと考えられること、また、小麦、ひまわり、大麦については作付面積に対する収穫面積が8割台に留まっており、出来の悪いものはそのまま飼料に用いられていたと考えられることなど、その当時は、牧草地から耕地利用への遷移時期であったためと考えられる。

近年では、上位4品目（大豆、小麦、トウモロコシ、ひまわり）だけで、作付面積及び生産量（第11図）全体の約9割を占めるようになった。なかでも、1970年代以降の大豆の増加が著しく、それにつれソルガム、ライ麦、亜麻、飼料用大麦が減少している。この変化は作付面積、収穫面積、生産量の推移のいずれにも見られるように、除草剤耐性大豆の栽培が自由化された1996/97年作期から加速された。それまで雑草が優勢で農作物が生産できなかった地域において、除草剤と除草剤耐性大豆を組み合わせることにより大豆栽培が可能となったことが要因である。更に、土壤保全と農作業の効率化の機能を有する不耕起栽培と組み合わせることにより著しく大豆生産が拡張している。

また、生産量の多い上位4品目の単収（第12図）を見ると、1970年代からこれまで、降雨等気象条件により左右されながらも増加傾向にあり、トウモロコシは約3倍、ソルガムは約2.5倍、大豆及び小麦は約2倍、ひまわり約2倍で1990年代以降は横ばいとなっている。これらの要因はGM種を含む品種改良、施肥量等栽培技術の向上が、生産増加に寄与していることにある。この結果、農作物生産は飛躍的に伸び、07/08年作期に最大の生産を記録し、上位14品目は作付面積33百万ha（1995/96年作期比1.4倍）で97百万トン（1995/96年作期の2.2倍）が生産された。耕作面積及び生産量の約半分は大豆が占める。なお、2008/09年作期は干ばつにより減少している。

大豆は、ひまわりとともに輸出向け作物である。小麦はパン、パスタとして、トウモロコシは飼料、食品加工業、工業用として国内消費され、その残分が輸出されている。

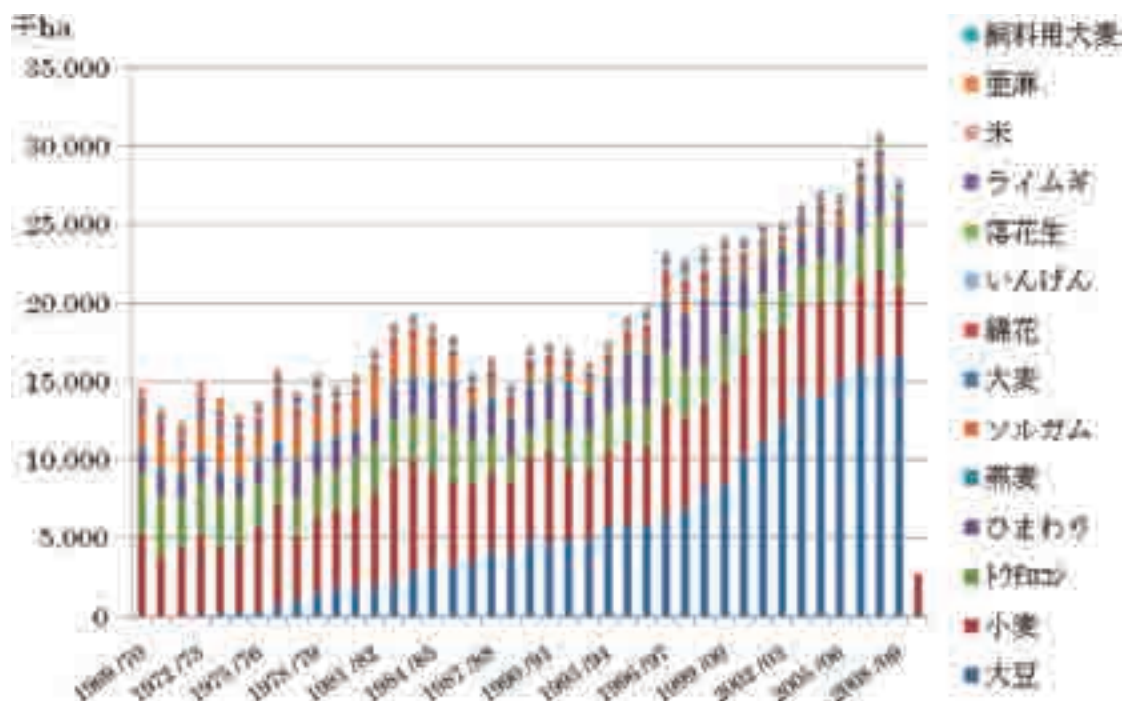
この他、果樹、野菜類が栽培されており、作付面積は2002年の農業センサスによれば、果樹が544千ha（ぶどう35%、柑橘類25%他）、野菜類が410千ha（いんげん36%、じゃがいも12%、かぼちゃ5%、たまねぎ4%、トマト4%他）である。広範な国土における多様な地理、気候条件を利用した多種多様な農産物が栽培されている。また、広大な草地であったパンパ地方を中心に牛を中心とした畜産業も歴史的に主要産業である。第13図及び第14図に示されるように、主要穀物栽培及び畜産の中心はパンパ地方である。



第 9 図 農作物作付面積の推移（1969/70～2009/10）

資料：農牧省.

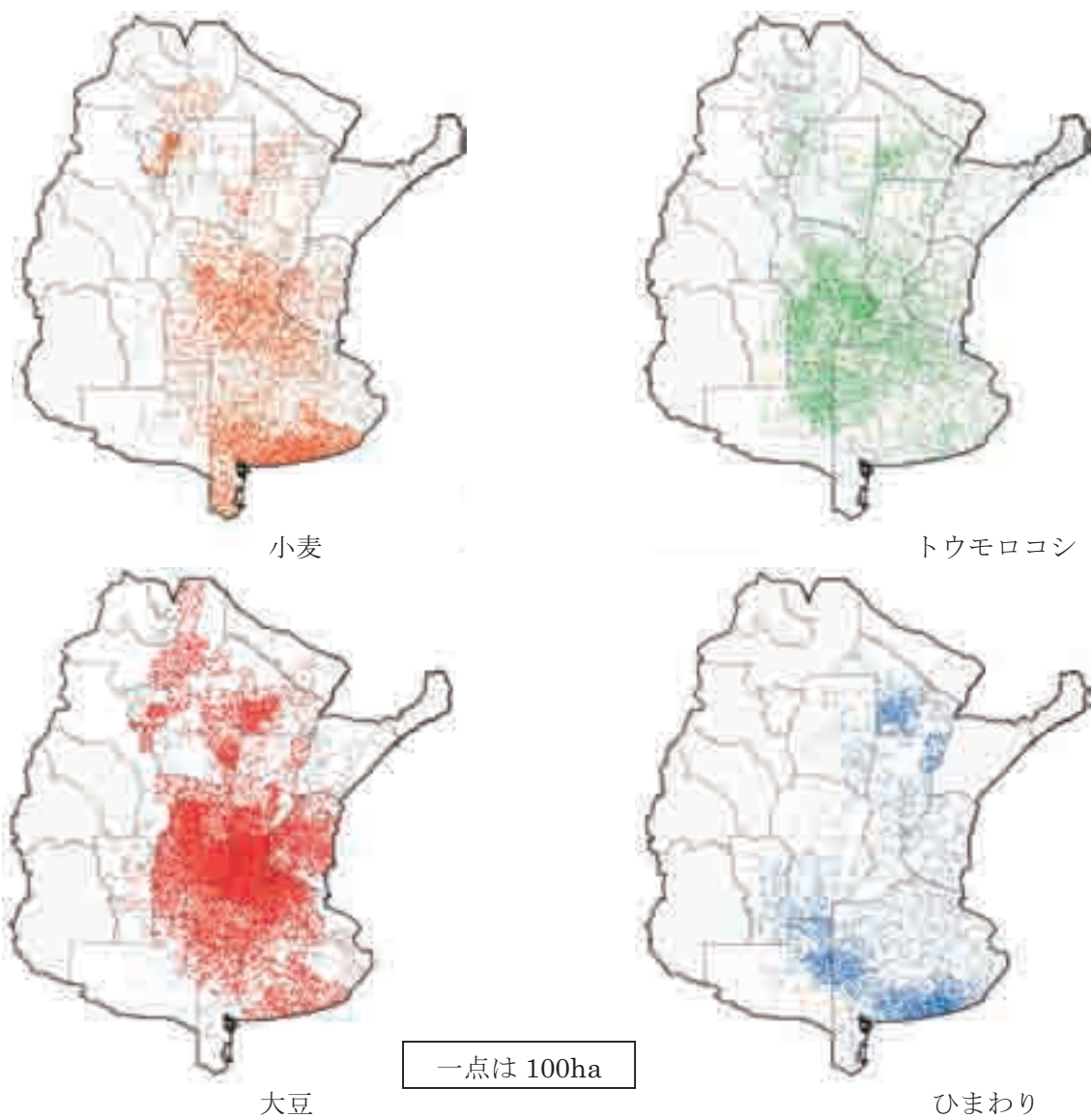
注. 作付面積の大きい上位 14 品目の農産物. 2009/10 年は燕麦, ライムギ, 飼料用大麦, 亜麻を除く.



第 10 図 農作物収穫面積の推移（1969/70～2009/10）

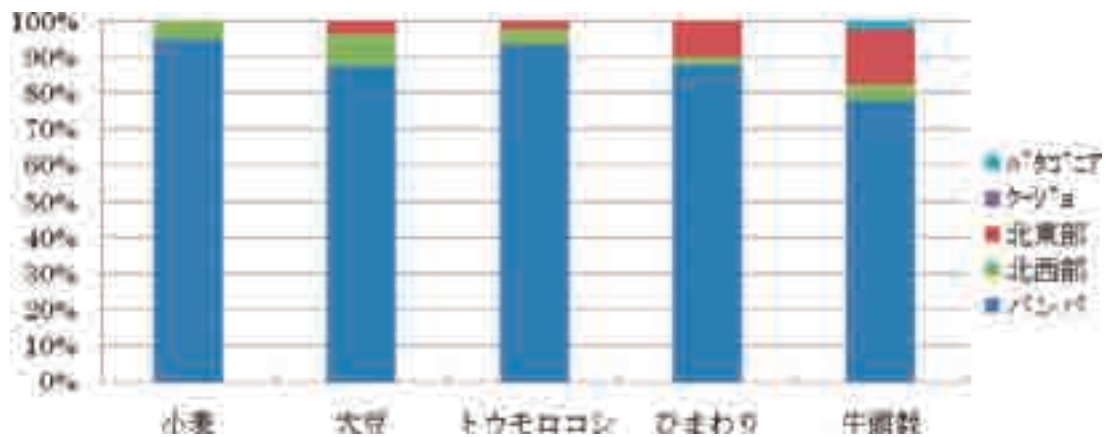
資料：農牧省.

注. 収穫面積の大きい上位 14 品目の農産物. 2009/10 年は小麦のみ.



第 13 図 主要農産物の作付地分布（2006/7 年）

資料：農牧省.



第 14 図 地域区分別主要作物生産量及び牛頭数の割合

資料：主要作物生産量は農牧省（小麦は 2008/09 年，他は 2007/08），牛頭数は 2002 年センサス.

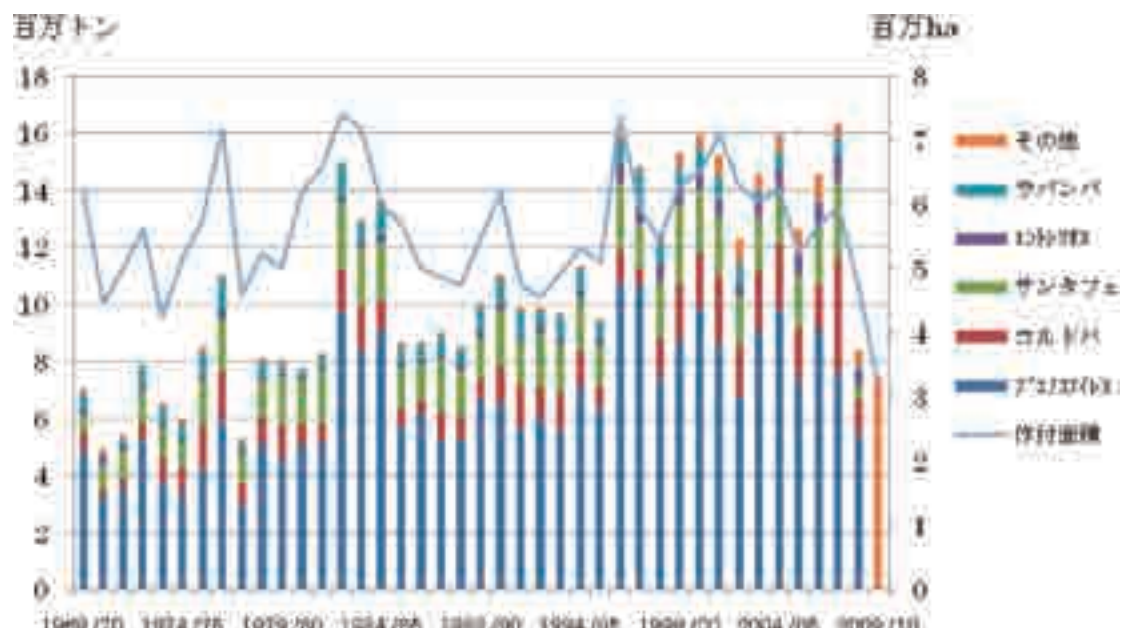
以下、アルゼンチンの主要農産物である小麦、大豆及びトウモロコシ並びに主要畜産物である牛関連製品及び乳製品の生産及び輸出状況について農牧省資料等をもとに記述する。

1) 小麦

(i) 生産の状況

小麦はパンパ地方の植民地農業初期からの作物であり、アルゼンチン農業の歴史とともにある。1870 年からサンタフェ、コルドバ、ラパンパ、エントレリオスの各州で耕作拡大が始まり、農業生産の中心作物となり、生産の大部分は輸出され、アルゼンチンを世界の穀倉としての地位があったが、近年、その地位は大豆に取って替わった。

小麦の州別生産量及び全国作付面積の推移を第 15 図に示す。2009/10 年までの 10 年間で、3.2～7.1 百万 ha（平均 5.7 百万 ha）で作付され、7.5～16.3 百万トン（平均 13.3 百万トン）が生産され、単収は 1,963～2,831 kg/ha（平均 2,463 kg/ha）である。州別に見ると、ブエノスアイレス州（2008/09 年全国シェア 66%。穏やかな気候がもたらすパン産業向きの良質小麦が取れる）、コルドバ州(同 14%)、サンタフェ州(同 6%)が主な産地である。その他には、パンパ地方のその他州、北西部、北東部において栽培されている。



第 15 図 小麦の州別生産量及び全国作付面積の推移

資料：農牧省

注. 2009/10 年は全国値のみ.

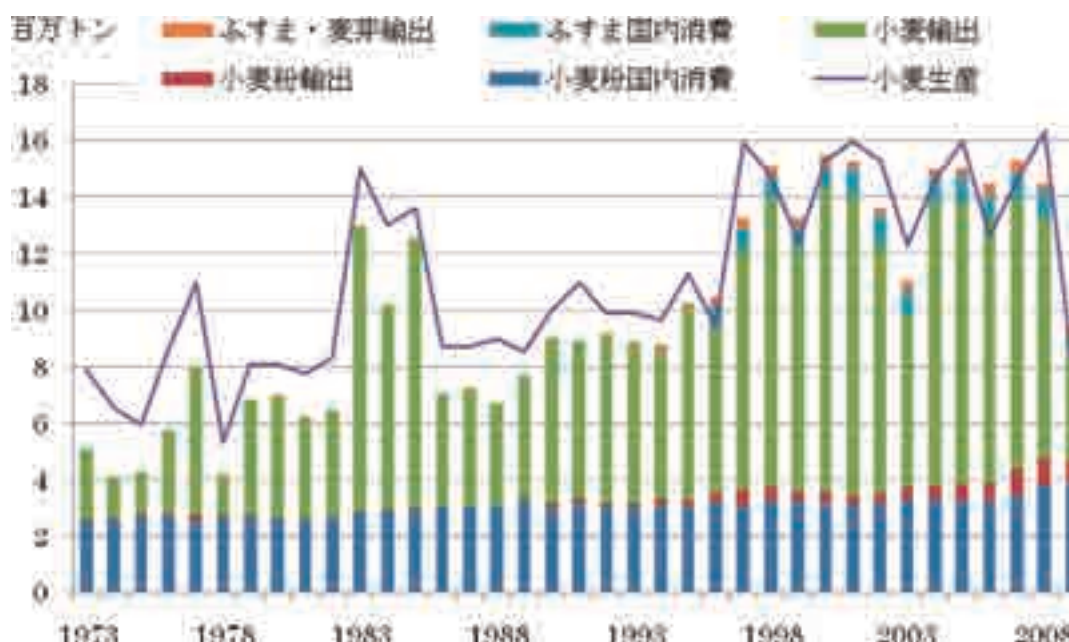
アルゼンチンにおける小麦の栽培期間は、4 月～9 月播種、10 月～1 月収穫期であり、作期は 2009 年に播種され 2009 年から 2010 年にかけて収穫されるものを 2009/10 年と表示し、各作期の生産量を収穫年にプロットし、各年の国内工場で製粉された小麦粉の国内消費量及び輸出量、小麦輸出量、並びに製粉残渣（小麦ふすま）等の輸出及び国内消費状況の推移を第 16 図に示す。同図の右側に小麦の国別輸出割合の推移を示す。

2008/09 年は播種時期の降雨不足により作付けが減少し 10 年間で最低の 4.7 百万 ha に

とどまり、その後の干ばつ、高温被害、霜害、播種及び出穂期の施肥不足等により、生産も最低の 8.4 百万トンに減少した。2009/10 年も作付け期の降雨不足が続く、作付面積は、更に 2.8 百万 ha まで減少したため、収量は更に減少し、約 7.5 百万トンに留まった。

第 15 図に示されるように国内消費は安定しており、2009 年までの 10 年間の国内小麦粉消費量は 3.1～4.0 百万トン（平均 3.4 百万トン）、一人当たり年間消費量は 82～87kg（平均 86kg）である。

国内における小麦粉の用途は、パン用 76.0%、パスタ用 8.6%、菓子用 7.3%、その他 8.1%となっている（2006 年農牧省）。



第 16 図 小麦の生産、輸出状況（1973～2010）

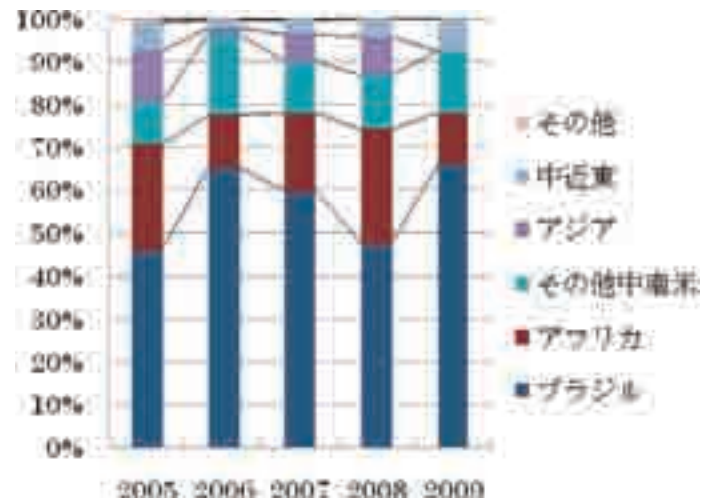
資料：農牧省、アルゼンチン製粉業協会

注. 2010 年は小麦生産のみ

（ii）輸出の動向

アルゼンチンの小麦の輸出は国内消費の残りが輸出にあてられることから、年ごとの生産量によって変動することとなる。2009 年の小麦の輸出量は 5,041 千トンで、2008/09 年作期の不作の影響で対前年 40%減少した。主な輸出先とその割合の推移は第 17 図のとおりであり、2009 年はブラジル 65.9%、その他中南米 14.3%、アフリカ 12.2%、中近東 7.5%等と、ブラジル向けが輸出の中心である。ブラジルにとってもアルゼンチンは小麦の主要輸入国であり、小麦輸入の 91%をアルゼンチンに依存していたが（FAOSTAT2005）、アルゼンチンの輸出量が減少し続けたことから 2009 年のアルゼンチンへの依存は 59%まで減少した。増加傾向にあったアフリカ、アジア向けも 2009 年は一転して減少し、アフリカ向けは前年比 73%減、アジア向けは唯一マレーシア向け 2 千トンである。これに対して、中近東向けはシェア・量ともに増加傾向にあるが、その内訳を見ると、昨年からのイラン向け輸出が始まり、7 万トンから 2009 年は 26 万トンに急増した結果（中近東向けのうちの

7割)である。2009/10年作は10%以上の減収となることから、輸出量も更に減少することが見込まれる。また、製粉後、小麦粉としても輸出しており、ほとんどが中南米向けである(ブラジル63%, その他中南米35%)。小麦、小麦粉の日本への輸出はない。



第17図 小麦の輸出先割合 (2005~2009)

資料：農牧省

(iii)小麦の品質

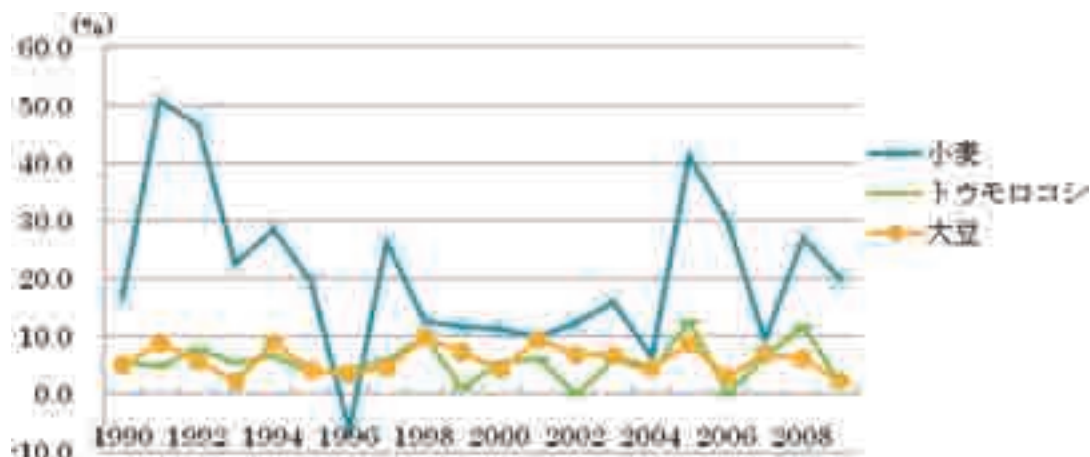
90年代に入り小麦の国際市場の需要サイドにおいて、公共入札制度が小麦粉の小規模直接買い付けに替わり、小麦の品質、等級に応じた価格設定がなされるようになった。カナダ、米国、オーストラリアは需要に応じて種類別に小麦を供給しているのに対してアルゼンチンはパン用小麦として単一で輸出してきたことから、各国より輸出競争力が低下した。分別しないために、もともと有する品種ごとの品質を失い、受けるべき価値を失ってしまい、その結果、アルゼンチンの小麦は価格でしか競争性がなくなってしまった。小麦、トウモロコシ、大豆に関して、米国産メキシコ湾 FOB 価格とアルゼンチン産アルゼンチン湾 FOB 価格との差額がアルゼンチン産 FOB 価格に占める割合を示した第18図を見ると、トウモロコシ、大豆は差額が10%以内にほぼ収まっているが、小麦は差額が大きいことが明らかである。

また、アルゼンチンの穀物は等級や用途区別を欠いているために、高い購買力のある市場(例えば日本、EU、韓国)に参入できていない。これらの市場に参入するためには分別だけでなく、确实性、信頼性、助言、普及及びトレーサビリティといった基本条件を保証することが必要である。

このようなアルゼンチン小麦の不利な状況を解消し、国際競争力を強化するため、「小麦品質国家プログラム」(2003年4月23日付け)が農牧省により策定され、研究機関、大学、民間団体参画のもと実施されている。このプログラムの主目的は、小麦の品質面における競争力強化であり、そのため、全体的な品質の向上を目指し、購買者への受けを良くし、小麦の需要の条件に応じた供給範囲を拡大するものである。

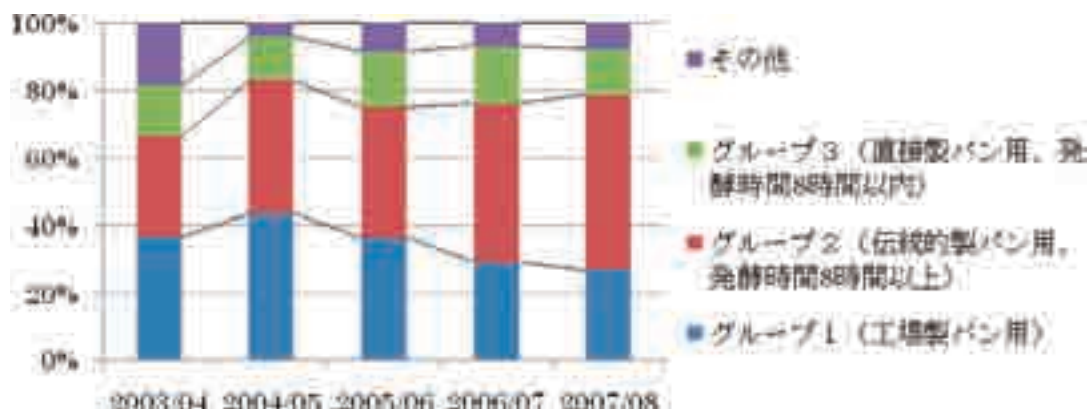
プログラムの主な内容は、それまでの研究成果をもとに国内で栽培されている品種を成分、製パン時の性質に応じてグループ 1（工場製パン用小麦）、グループ 2（伝統的製パン用小麦、発酵時間 8 時間以上）、グループ 3（直接製パン用小麦、発酵時間 8 時間以内）の 3 グループに分類すること、また、プログラムに定められている品質基準（第 4 表）にもとづき収穫後の状態に応じて 3 クラスに等級分けを行うことである。小麦生産地内に小麦品種比較試験網を設置し、栽培品種の登録が義務付けられ、栽培地域ごとの各品種の栽培状況の統計及び品質試験結果が公表されている。

2003/04 年から 2007/08 年産小麦のグループ別生産割合の推移を第 19 図に示す。グループ 2 が増加傾向にある。2005/06 年から 2008/09 年産小麦の等級別生産割合の推移を第 20 図に示す。第 4 表にあるとおり、2006 年 10 月より等級基準が厳しくなっているため 2005/06 年産より 2006/07 年産の方が等級は低くなっている。また、2008/09 年産は干ばつ及び霜害により、品質が低下したためと考えられる。



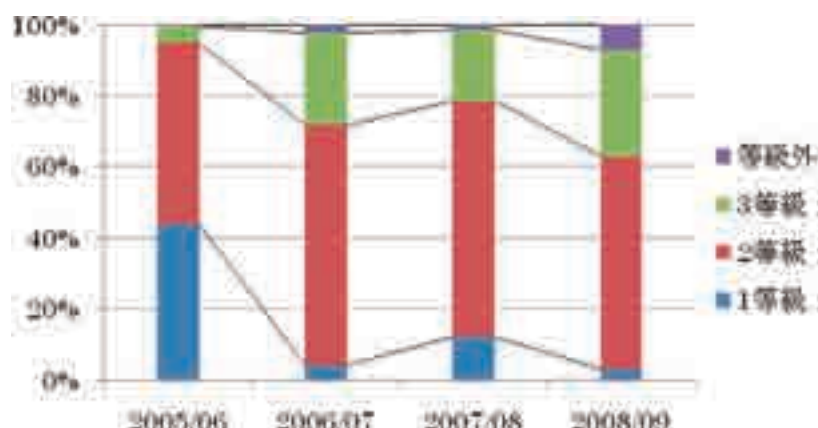
第 18 図 米国産メキシコ湾 FOB 価格との差額／アルゼンチン FOB 価格の推移

資料：農牧省。



第 19 図 小麦のグループ別生産割合の推移

資料：農牧省



第 20 図 小麦の等級割合の推移

資料：Trigoargentino(ロサリオ穀物取引所ホームページ内)

第 4 表 小麦等級の最大許容値（容積重は最小値）

等級	容積重	異物	被害粒		黒穂粒	粉質粒	萎縮粒 砕粒
			熱変粒	計			
	kg/hl	%	%	%	%	%	%
1	79.00	0.40→0.20	0.50	1.00	0.10	15.00	0.80→0.50
2	76.00	1.00→0.80	1.00	2.00	0.20	25.00	1.80→1.20
3	73.00	2.25→1.50	1.50	3.00	0.30	40.00	3.50→2.00

異物及び萎縮粒・砕粒欄の矢印の左は 2005 年 10 月 1 日から適用，同右は 2006 年 10 月 1 日から適用。

資料：Trigoargentino(ロサリオ穀物取引所ホームページ内)

2) 大豆

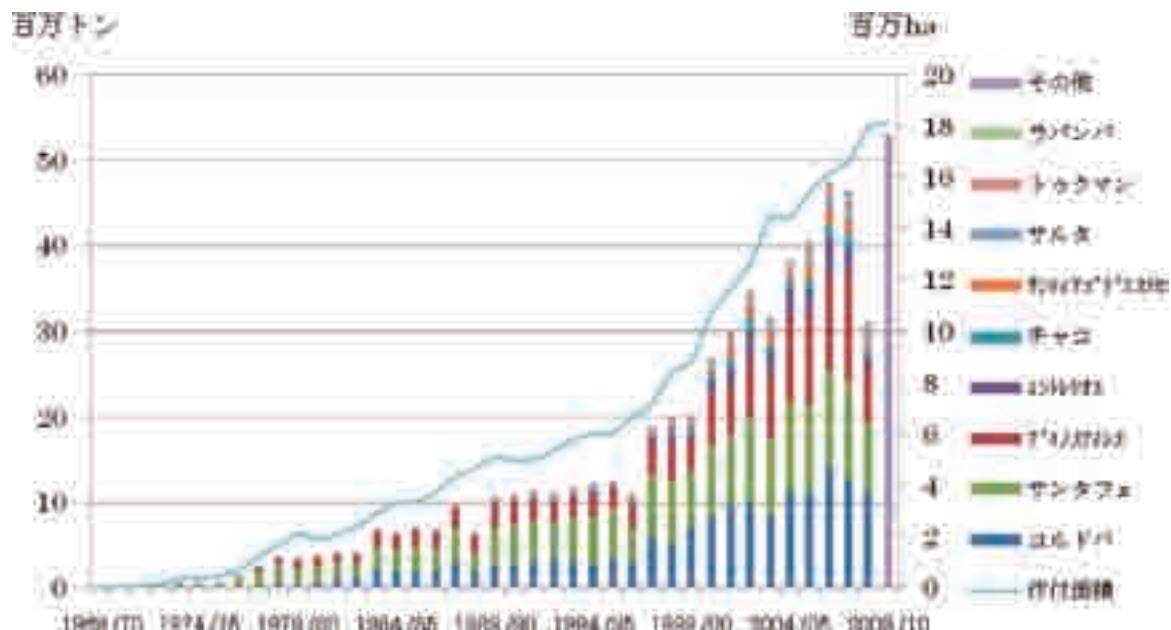
(i)生産の状況

大豆の州別生産量及び全国作付面積の推移を第 21 図に示す。アルゼンチンにおける大豆の栽培は 1970 年代から拡大し、1996 年に除草剤耐性大豆の商品化が承認されたのを契機に拡大が加速し、1995/96 年から 2009/10 年までに、作付面積は 6 百万 ha から 18 百万 ha へ 3 倍に増加し、2004/05 年以降農作物作付面積の過半を占めるようになった。生産量は 12 百万トンから 2006/07 年ピークで 47 百万トンの約 4 倍を記録している。単収は 2008/09 年までの 10 年間平均で 2,560 トン/ha である。

大豆及びその加工品はほとんどが輸出向けてあることから、経済的な面からは、大豆は、2001 年の国家を停滞させた重大な社会・経済危機から脱却を図るための社会プログラムの財政を支える重要な歳入源となった。

生産の中心はパンパ地方内のコルドバ州(2008/09 年全国シェア 36%)，サンタフェ州(同 26%)，ブエノスアイレス州(同 21%)であり，その他のパンパ地方，北東部地方，北西部地

方にも生産が拡大している。



第 21 図 大豆の州別生産量及び全国作付面積の推移

資料：農牧省

注：2009/10 生産量は全国予想値

アルゼンチンにおいて栽培される大豆の 99%は GM 大豆であり、雑草が繁茂する土地においても生産が拡大し、大豆耕作の拡大は不耕起栽培と除草剤耐性大豆と組み合わせた単一栽培によるものであり、その効率性と裏腹に土壌浸食・劣化、過度な農薬使用による環境問題をもたらす可能性がある。対策として、耕起作業省略による効率向上効果もある不耕起栽培が普及しているが、輪作計画の導入はまだ一部に留まっている。

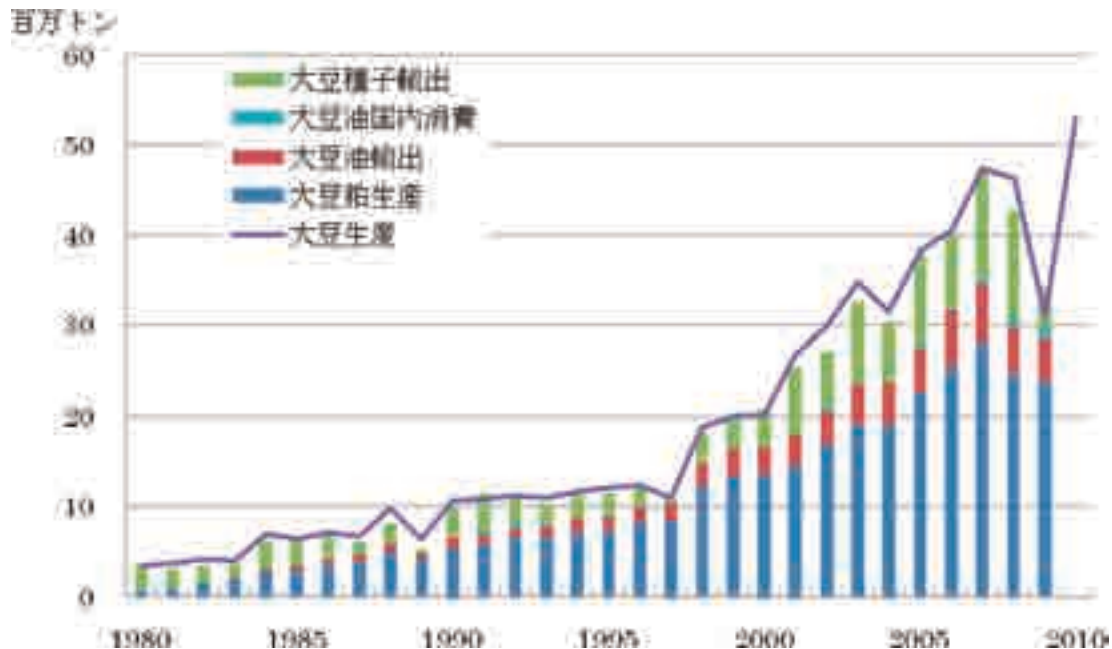
アルゼンチンにおける大豆栽培の強化・拡張が今後も進むことが考えられ、これに対して、大豆の強化・拡張過程を制御するための経済的な対策の立案や法的経済的な対策の評価を目的とした関係機関や政策決定者による議論はなされていないことから、中長期的に作目間の競争及び資源の持続性が懸念される。

アルゼンチンにおける大豆栽培時期は、9 月～1 月播種、2 月～6 月収穫期で、一部で小麦との 2 毛作が行われており、2009/10 年においては全作付面積の 1 割程度である。作期は 2009 年から 2010 に播種され 2010 年に収穫されたものを 2009/10 年とし、各作期の生産量を収穫年にプロットし、各年の国内工場で加工された大豆粕生産量（国内消費はわずかであり、ほとんどが輸出）、大豆油輸出量、大豆油国内消費量及び大豆種子輸出量の推移を第 22 図に示す。

種子よりも加工後の大豆油、大豆粕としての輸出が中心となっている。大豆に関しては、種子も加工品も国内消費は少なかったが、大豆油の国内消費量が近年、徐々に増加傾向にある。

2008/09 年は干ばつにより生産量は減少したが、2009/10 年は、作付面積は過去最大の

18.1 百万 ha が見込まれる。生産量は、好天が続くことを条件に、過去最高の 51～55 百万トンと予測されている(農牧省月報 2010 年 3 月)。ブエノスアイレス穀物取引所は同様に 53.5 百万トンと予測している(農業週間概観 2010 年 3 月 18 日)。



第 22 図 大豆の生産，加工，輸出状況

資料：農牧省，アルゼンチン植物油脂協会

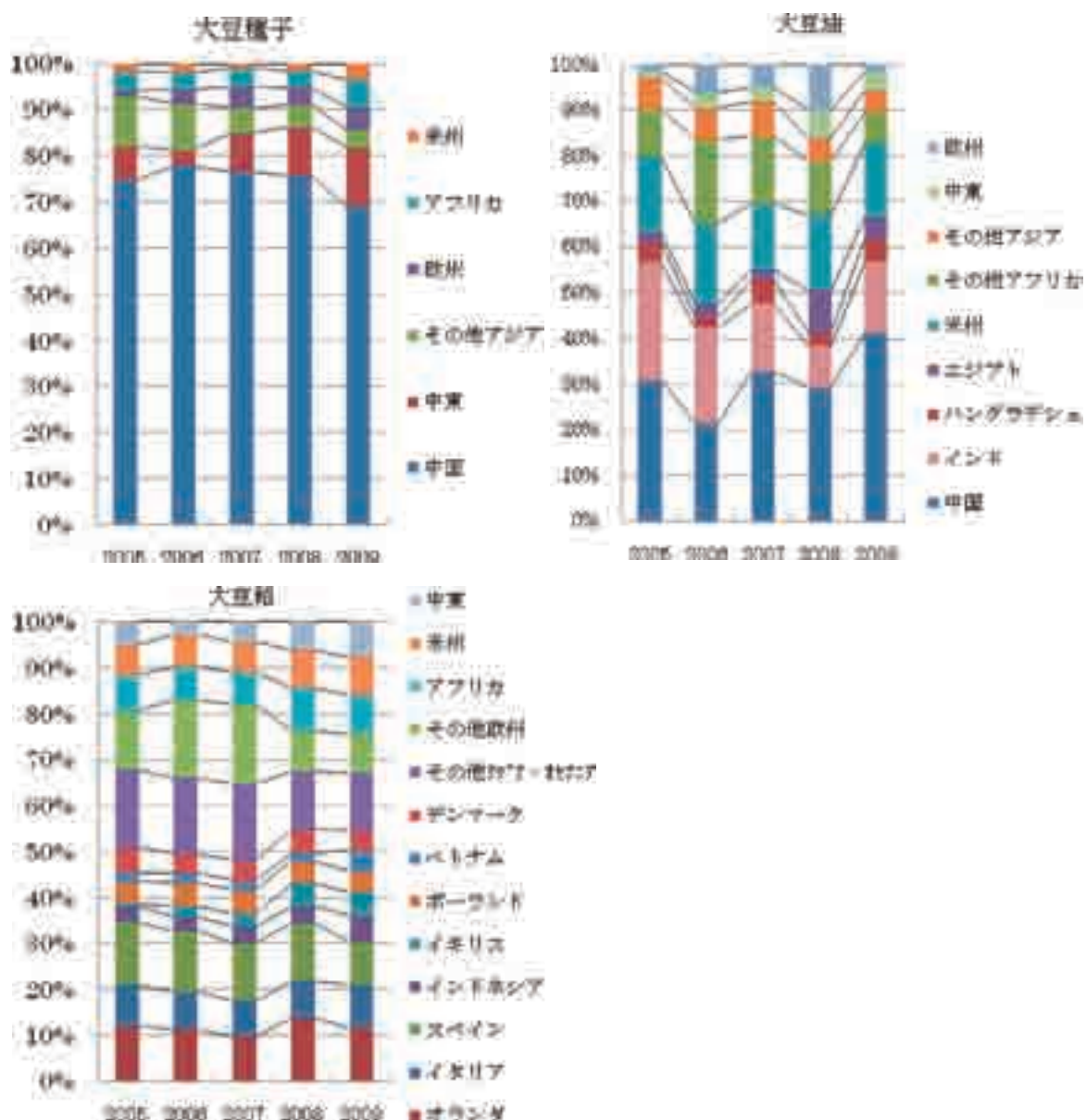
注：2010 年生産は予測値

(ii) 輸出の動向

大豆はほとんどが輸出向けであり、大豆生産の増加に応じて大豆製品の輸出も増加してきている。増大する生産量に合わせて民間企業による国内の加工処理能力の増強がサンタフェ州内のロサリオからサンロレンソにかけてのパラナ川沿岸地域におけるプラントの更新や新設により図られており、処理能力が 1996 年日量 64 千トンから 2006 年には 149 千トンに拡大している。

大豆種子、大豆油、大豆粕の輸出先割合の推移を第 23 図に示す。2009 年における種子の輸出量は 4,493 千トンで対前年 62% 減となっており、世界第 3 位である。輸出先の中心は中国(69%)であり、他にイラン(8%)、エジプト(5%)等となっている。大豆油の輸出量は 4,660 千トンで対前年 9% 減となっており、世界第 1 位で過半を占める。輸出先は中国(41%)、インド(15%)、バングラデシュ(5%)、エジプト(5%)の他世界 39 カ国である。大豆粕の輸出量は 23,857 千トンで対前年 6% 減となっており、世界第 1 位で半分弱を占める。輸出先は、世界 63 カ国と多岐にわたるが、地域で見ると EU 各国で過半を占める。日本への輸出は 2009 年、種子 15 百トン、粕 82 千トンである。2009 年の大豆の生産量は減少したが、加工用の数量はある程度維持されており、生産減収分は種子輸出を減らすことで調整されている。

なお、隣国パラグアイも大豆の主要生産輸出国であるが、その一部がアルゼンチンへ輸入され（2009年、807千トン、SENASA）、アルゼンチンで加工後輸出されていると考えられる。



第 23 図 大豆種子、大豆油、大豆粕の輸出先推移

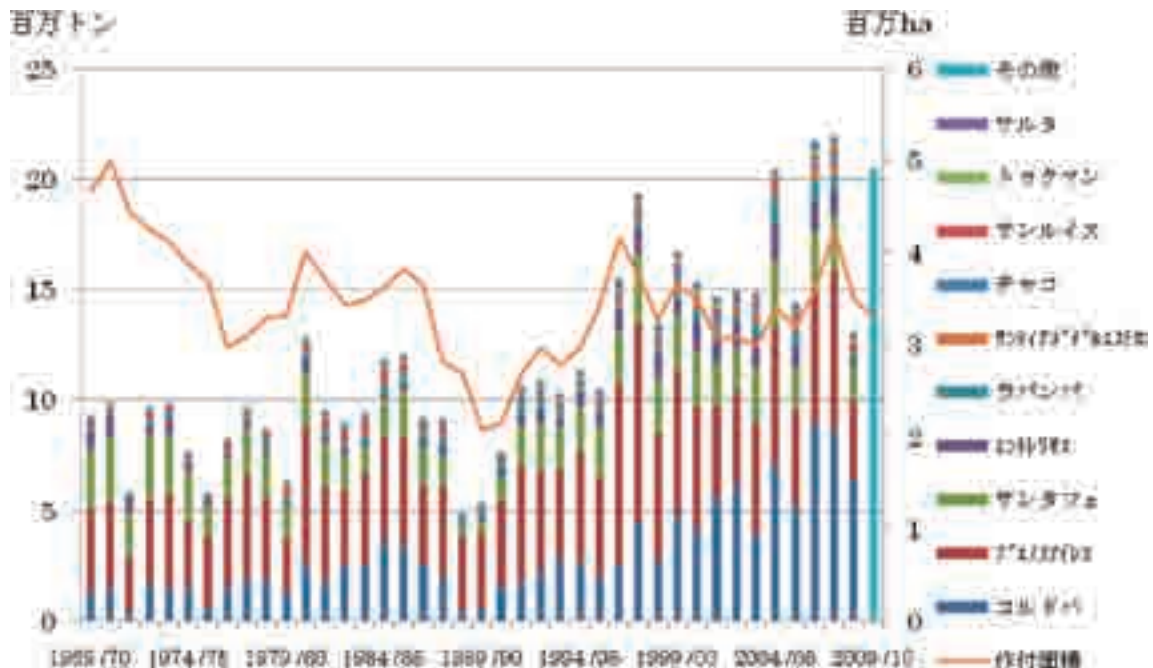
資料：農牧省

3) トウモロコシ

(i) 生産の状況

第 12 図に示したように、1990 年台以降、トウモロコシ生産は単位面積当たり収穫量が 90%増加し、生産量の大幅な増加を見せた。1990/91 年作期とピークの 2007/08 年作期を比較すると、生産量は 7,685 千トンから 22,017 千トンに 186%増加した。2008/09 年までの 10 年間では 3.0～4.2 百万 ha（平均 3.4 百万 ha）で作付され 13～22 百万トン（平均

17 百万トン) が生産され、単収は 6,281kg/ha である。トウモロコシの州別生産量及び全国作付面積の推移を第 24 図に示す。コルドバ州(2008/09 年全国シェア 49%), ブエノスアイレス州(同 28%), サンタフェ州(同 12%)が生産の中心であり、その他、残りのパンパ地方、北西部地方、北東部地方で生産されている。1980 年代まではクージョ地方、パタゴニア地方で少量の生産記録が残されている。



第 24 図 トウモロコシの州別生産量及び全国作付面積の推移

資料：農牧省

注. 2009/10 の生産量は全国予想値

トウモロコシ生産の増加に伴い、配合飼料製造分野での利用が中心となるのを始め、各種製粉のための原料としての利用量が増加した。また、熱処理、残渣、商業規模のポップコーン種、有機トウモロコシ種、近年における高価値トウモロコシ種の出現など、トウモロコシ利用の可能性が多様化した。

国内生産増加の主な要因は、耕作面積の増加、高生産性や耐病害虫性の新たなハイブリッド種、土地の肥沃度の増加、不耕起栽培の拡大、補水かんがいの導入、最新鋭のコンバイン機種への転換、1998/99 作期から始まった遺伝子組み換え種の導入があげられる。

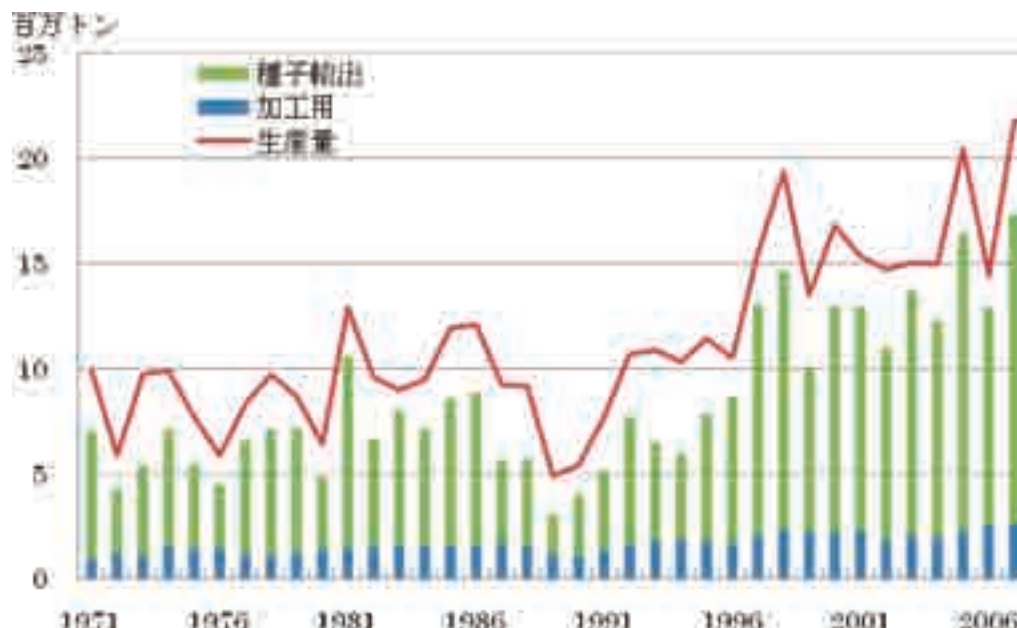
大豆、綿花に次いで GMO 導入が進み 83%を占める。しかしながら、高い収益性を持つ大豆との競合により、1997/98 作期から大豆への転換が始まった。この動きはトウモロコシ栽培が重要な役割を持つ輪作計画なしに進められており、この結果、土壌浸食・劣化を引き起こし、単位面積当たりの収穫量を低下させている。

このようにして、トウモロコシ生産は縁辺地域に移動した。この現象は 1996/97 年作期から始まり、記録的に 4.15 百万 ha で播種が行われた。穀物栽培面積の 17.6%を占めたが、02/03 年作期は 3.08 百万 ha、11.2%に減少した。

トウモロコシ栽培は集約的な技術を要するため、栽培費用（高収量ハイブリッド種、大量の肥料、農薬等）が上昇した。栽培計画は停滞しており、コスト高が大豆のような他の耕作に対するハンディの理由である。更に、栽培費用償却のためには、生産者は単収を上げなければならないが、これは不安定な気候では困難であり、その結果、トウモロコシに替わって大豆栽培が増加した。

トウモロコシは優れた飼料作物であり、更に製造業への用途も広く、アルゼンチン農業に強く根を下ろしていることから、たとえ大豆栽培拡大の影響を受けてはいるが、チャコ州の綿花やエントレ・リオス州の米（どちらもこの10年間でほぼ半減）で起こっているような事態にはならないと思われる。

アルゼンチンのトウモロコシ栽培時期は、8月～12月播種、2月～8月収穫期であり、作期は2008年に播種され2009年に収穫されたものを2008/09年と表示される。各作期の生産量を収穫年にプロットし、各年の国内工場で加工用に向けられた量、種子輸出量の推移を第25図に示す。2009/10年は3.3百万haで作付けされ、生産量は、ひどい悪天候に見舞われることがなければとして、20.5百万トンが見込まれている（農牧省月報2010年3月）。ブエノスアイレス穀物取引所も同様に20.2百万トンを予測している。栽培時期が大豆と重なることから、価格、栽培経費をもとに大豆と競合関係にある。国内消費は5百万トン前後で安定しており、家畜飼料、製粉（食用、加工食品、食品以外の工業、バイオエタノール）等に用いられる。



第 25 図 トウモロコシの生産、輸出状況

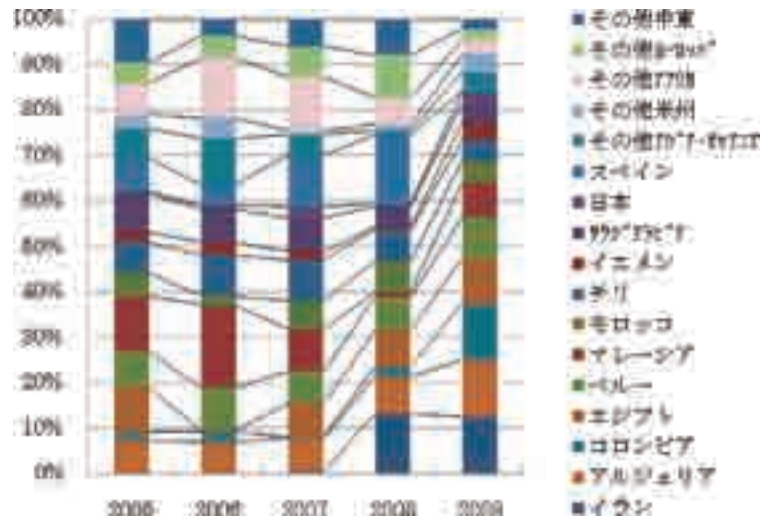
資料：農牧省

注：2010 年生産量は予想値

(ii) 輸出の動向

トウモロコシの輸出先割合の推移を第26図に示す。2009年の種子輸出量は不作の影響で対前年比43%減の8,309千トン、世界第2位である。

油，残渣の輸出量は少なく，もっぱら種子で輸出されており，対象国は世界 97 カ国と多岐にわたり，国ごとの輸出量の変動も大きい。日本へは毎年輸出されており，2009 年は 26,784 千トン（2.3%）である。



第 26 図 トウモロコシの輸出先推移

資料：農牧省

4) 畜産及び酪農

(i) 生産の状況

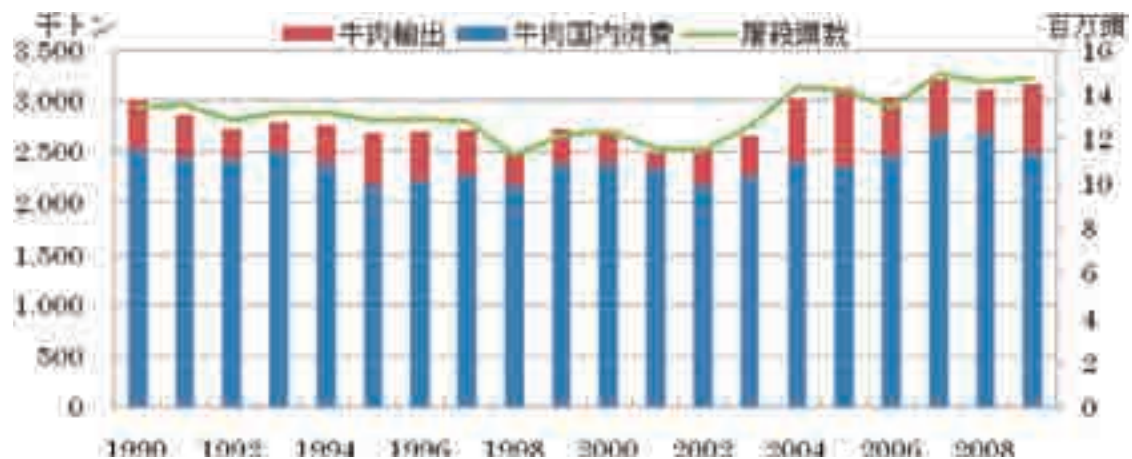
アルゼンチンは世界有数の牧畜国であり，牛を中心とした畜産，酪農も基幹産業となっている。2009 年の牛肉生産量，輸出量は世界第 5 位（それぞれシェア 6%，8%，USDA）である。牛肉は伝統的に国民の主食であり，1990 年から 2009 年の牛肉の生産，国内消費，輸出は第 27 図のとおりで，この間の平均生産量は 2,822 千トン，一人当たり牛肉消費量は世界 1 位の 66kg であり，いずれも比較的安定して推移しており、国内消費の残分が輸出されている。牛関連製品及び乳製品 4 万トン程度が主にウルグアイから輸入されている。

口蹄疫に関してはワクチン接種清浄国であり，日本へは牛肉加工製品の輸出のみとなっている。

恵まれた生産条件である広大なパンパ地方の牧草を飼料としているが，近年，仕上肥育のためにフィードロットが導入されており，設置にあたっては衛生管理等の観点から農牧産品衛生事業団（SENASA）への届け出が義務付けられている。同事業団に登録されるフィードロット設置数は年々増加しており，これにつれて飼養頭数も増加している。2009 年 9 月末で 2,189 カ所において 2,118,434 頭が飼育されており，これは年間屠殺頭数約 14 百万等の約 15%に相当する。また，フィードロット飼養牛のうち国内出荷向けに限り飼料用大豆，トウモロコシの価格の一部が国家農牧取引監督機構（ONCCA）から補填される仕組みが設けられている。

この他，鶏肉に関して 1990 年代以降，経済危機の時期を除いて，生産量，国内消費は増加し，輸出規模は世界的にはまだ小さいものの，2002 年以降純輸出に転じ，輸出量は拡

大し続けている。2009 年は生産量 150 万トン(対前年 7%増)、輸入 1.1 万トン(同 27%減)、国内消費 1 人あたり年間 33kg、国内全体で 134 万トン (同 7%増) 、輸出 17 万トン(同 70%増)となっている。輸出は世界第 6 位、シェア 2%である(USDA)。



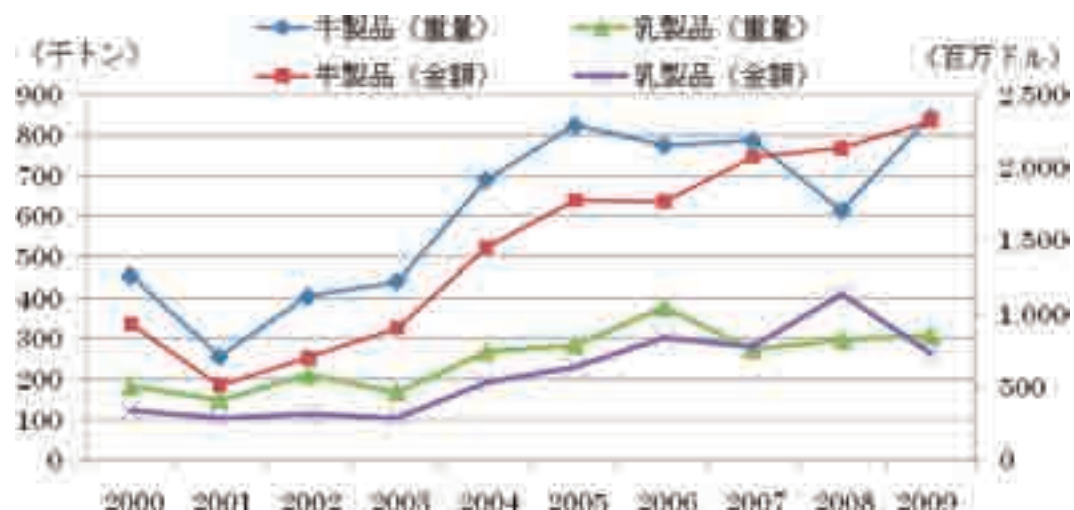
第 27 図 牛肉の生産、国内消費と輸出量の推移

資料：農牧省

(ii) 輸出

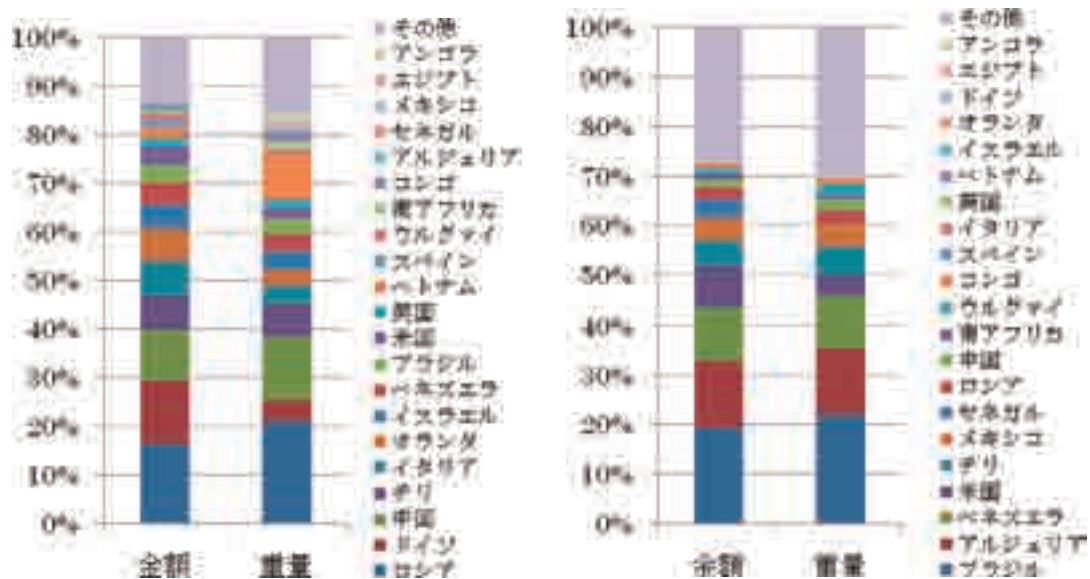
牛関連製品（肉類及び各種副産物を含む）及び乳製品の輸出に関して、重量及び金額ベースの推移を第 28 図に示す。牛関連製品の輸出先に関しては、第 29 図の左グラフのとおりであり、EU に対して高級生鮮牛肉の輸出割当（通称ヒルトン枠）を有しており、この価格が他の製品より数倍高いことから、重量ベースと価格ベースに輸出先の序列が異なり、価格ベースでは EU 各国が上位に来る。ロシアへは生鮮肉、香港へは主にくず肉・内臓及び皮が輸出されている。日本へは調理済肉 206 トン（3,490 千ドル）等が輸出されている。

乳製品に関しては、第 29 図の右グラフのとおりであり、日本へもチーズ類 4,890 トン（13,068 千ドル）、タンパク質類 1,495 トン（1,899 千ドル）等が輸出されている。



第 28 図 牛関連製品（肉類及び皮革等副産物）及び乳製品の輸出動向

資料：SENASA.



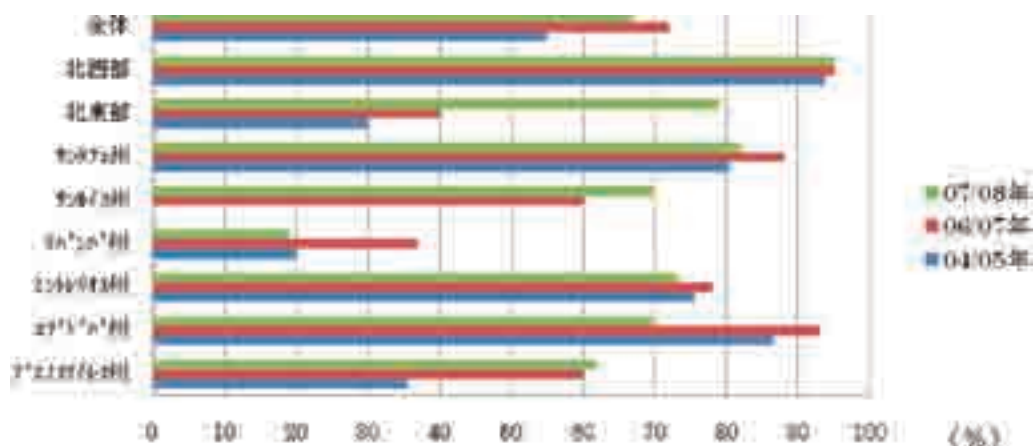
第 29 図 2009 年の牛関連製品輸出先（左）及び乳製品輸出先（右）

資料：SENASA.

（４）農地の土壌浸食及び保全対策

パンパ地域はアルゼンチン農業の中心地であるが、大豆栽培の拡大に伴う農地の土壌浸食が課題となっている。放牧と耕作の輪作から耕作のみの利用となったことが要因としてあげられ、保全対策として直播（不耕起栽培）方式が有効であるとして普及が図られている。輪作の導入状況は不明である。

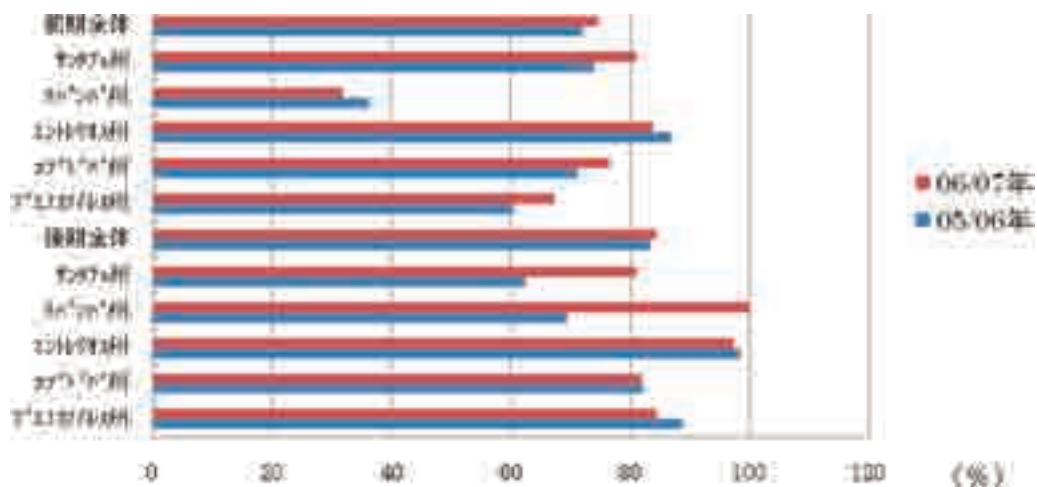
小麦については、第 30 図のとおりであり、不耕起栽培の適用率は 2004/5 作期の 55% から 2006/7 作期 72%に増大したが、07/08 作期は 67%に減少した。小麦生産の中心であるブエノスアイレス州においてあまり進んでいない。



第 30 図 小麦の不耕起栽培の普及状況

資料：農牧省.

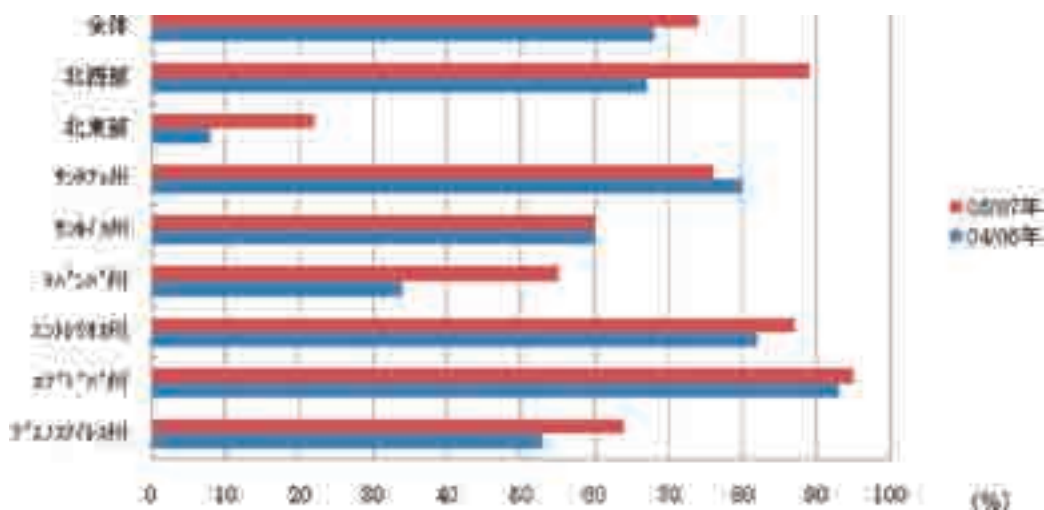
大豆については、第 31 図のとおり、1 毛作にあたる前期ではラパンパ州、エントレリ奥斯州を除いては伸びており、全体でも増加し、2 毛作の後期では 80%以上で適用された。



第 31 図 大豆の不耕起栽培の普及状況（上段は前期，下段は後期）

資料：農牧省。

トウモロコシについては，第 32 図のとおりであり，トウモロコシもサンタフェ州以外ではやや減少したが，その他の地域では伸びており，全体でも増加した。



第 32 図 トウモロコシの不耕起栽培の普及状況

資料：農牧省

3. 貿易及び貿易政策

(1) 貿易の状況

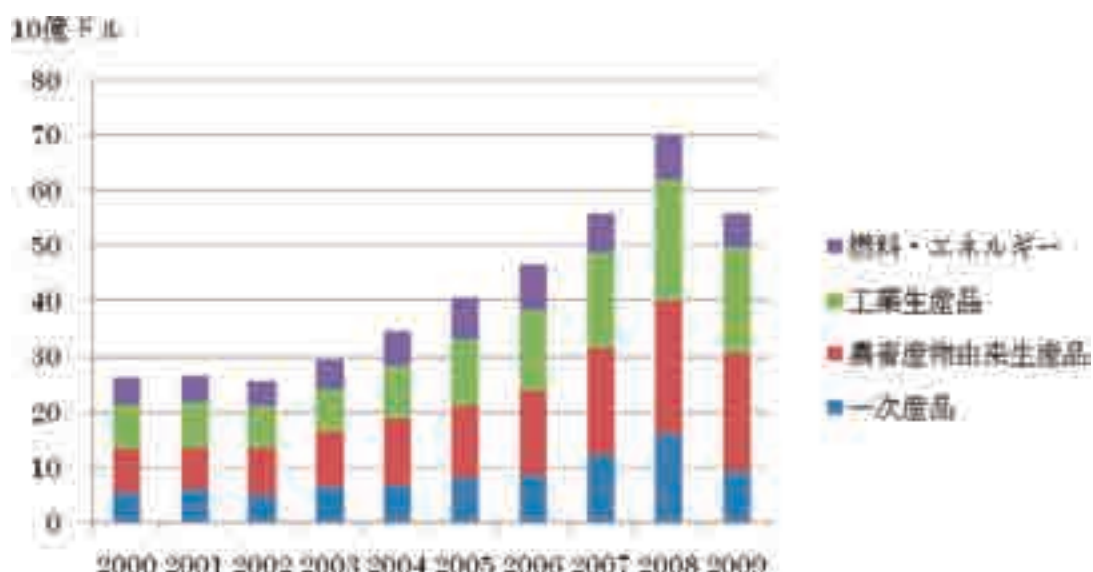
アルゼンチンの 2008 年、2009 年の主要分類別輸出は第 5 表のとおりであり、2000 年からの推移を第 33 図に示す。2002 年以降 2008 年まで輸出額は毎年増加し、その間の分類別の寄与率は一次産品 24.4%、農畜産物由来生産品 35.5%、工業生産品 32.6%、燃料・エネルギー 7.6% であり、農畜産業が輸出に大きく貢献している。2007 年、2008 年は農産物価格の高騰や豊作により輸出を大きく伸ばしたが、2009 年は一転して、世界経済不況の影響と、農産物価格の下落や干ばつによる不作により、金額ベースでは、一次産品が対前年 43% 減（特に主要品目である穀物、油脂植物は半減）と 2007 年を下回るまで大きく減少したものの、それに比べると他の分類の減少が小さかったため、総額では 2007 年並に留まった。なお、数量ベースでは一次産品は対前年 32% の減少、農産物由来製品は 1% の増加となっている。

第 5 表 主要分類別輸出

分 類	2008		2009		増減率 (%)
	金額(百万ドル)	構成比(%)	金額(百万ドル)	構成比(%)	
一次産品	16,083	23.0	9,151	16.4	-43.1
動物	37	0.1	34	0.1	-8.1
未加工魚介類	824	1.2	691	1.2	-16.1
蜂蜜	181	0.3	164	0.3	-9.4
野菜、未加工豆	499	0.7	429	0.8	-14.0
生鮮果物	1,267	1.8	953	1.7	-24.8
穀物	6,772	9.7	3,268	5.9	-51.7
種子、油脂植物	4,887	7.0	2,020	3.6	-58.7
未加工たばこ	333	0.5	364	0.7	9.3
未加工羊毛	42	0.1	31	0.1	-26.2
綿花	2	0.0	16	0.0	700.0
銅、銅濃縮品	994	1.4	922	1.7	-7.2
その他	245	0.3	259	0.5	5.7
農畜産物由来生産品	23,883	34.1	21,550	38.7	-9.8
肉	2,192	3.1	2,335	4.2	6.5
加工魚介類	446	0.6	424	0.8	-4.9
酪農品	814	1.2	646	1.2	-20.6
その他動物由来品	81	0.1	76	0.1	-6.2
乾燥・加工果物	140	0.2	121	0.2	-13.6

コーヒー, 紅茶, マテ茶	101	0.1	114	0.2	12.9
穀粉	688	1.0	556	1.0	-19.2
油脂	7,059	10.1	4,559	8.2	-35.4
砂糖, 菓子	255	0.4	431	0.8	69.0
調理済野菜, 豆, 果物	1,097	1.6	879	1.6	-19.9
飲料, アルコール, 酢	753	1.1	752	1.3	-0.1
食品業残渣類	7,794	11.1	8,778	15.7	12.6
なめし, 染色原料	51	0.1	42	0.1	-17.6
皮革	934	1.3	698	1.3	-25.3
加工羊毛	168	0.2	118	0.2	-29.8
その他	1,311	1.9	1,021	1.8	-22.1
工業生産品	22,059	31.5	18,958	34.0	-14.1
燃料・エネルギー	7,996	11.4	6,092	10.9	-23.8
合計	70,021		55,750		-20.4

資料：INDEC(暫定値)。



第 33 図 輸出額の推移

資料：INDEC

2008 年, 2009 年の経済用途別輸入は第 6 表のとおりである。その他を除いて全ての分類で減少した。

主なものを HS コード(6 桁)で見ると乗用自動車 1500cc から 3000cc(4.7%), 石油製品その他のもの(3.7%), 携帯電話(2.7%), 航空機(2.6%), 医薬品その他のもの(1%), その他のオルガノインオルガニック化合物(1%), 車体部品その他のもの(1%)等である。

第 6 表 経済用途別輸入

分類	2008		2009		増減率 (%)
	金額(百万ﾄﾞﾙ)	構成比(%)	金額(百万ﾄﾞﾙ)	構成比(%)	
生産財	12,635	22.0	8,852	22.8	-29.9
中間財	20,226	35.2	12,579	32.4	-37.8
燃料・潤滑油	4,334	7.5	2,597	6.7	-40.1
生産財部品	9,959	17.3	7,032	18.1	-29.4
消費財	6,292	11.0	5,069	13.1	-19.4
乗用自動車	3,874	6.7	2,514	6.5	-35.1
その他	103	0.2	127	0.3	23.3
合計	57,423		38,771		-32.5

資料：INDEC(暫定値)

2008 年、2009 年の地域・国別状況は第 7 表のとおりである。輸出はメルコスール、EU、NAFTA の順で、国別では、ブラジル（メルコスールの 83%）、中国、チリ、米国（NAFTA の 68%）、スペイン（EU の 23%）、輸入先はメルコスール、NAFTA、EU の順で、国別では、ブラジル（メルコスールの 93%）、中国、米国（NAFTA の 68%）、オランダ（EU の 24%）、スペイン（NAFTA の 20%）等となっている。NAFTA、中国、韓国、日本とは輸入超過、その他は輸出超過となっており、なかでもチリ、その他ラ米、中東、マグレブ・エジプトとは大幅な輸出超過となっている。

第 7 表 地域・国別輸出入

相手地域・国	輸出					輸入				
	2008		2009		増減率 (%)	2008		2009		増減率 (%)
	金額	構成比	金額	構成比		金額	構成比	金額	構成比	
	(百万ﾄﾞﾙ)	(%)	(百万ﾄﾞﾙ)	(%)		(百万ﾄﾞﾙ)	(%)	(百万ﾄﾞﾙ)	(%)	
メルコスール	16,145	23.1	13,865	24.9	-14.1	20,300	35.4	13,159	33.9	-35.2
チリ	4,717	6.7	4,418	7.9	-6.3	952	1.7	665	1.7	-30.1
その他ラ米	4,687	6.7	3,847	6.9	-17.9	590	1.0	546	1.4	-7.5
NAFTA	7,331	10.5	4,994	9.0	-31.9	8,936	15.6	6,595	17.0	-26.2
EU	13,114	18.7	10,315	18.5	-21.3	9,012	15.7	6,402	16.5	-29.0
アセアン	2,206	3.2	2,666	4.8	20.9	1,445	2.5	1,132	2.9	-21.7
中国	6,598	9.4	3,985	7.1	-39.6	7,143	12.4	4,844	12.5	-32.2
韓国	547	0.8	562	1.0	2.7	732	1.3	616	1.6	-15.8
日本	505	0.7	471	0.8	-6.7	1,378	2.4	909	2.3	-34.0
インド	830	1.2	660	1.2	-20.5	492	0.9	368	0.9	-25.2

中東	2,613	3.7	2,559	4.6	-2.1	198	0.3	103	0.3	-48.0
マグレブ, エジプト	3,004	4.3	1,678	3.0	-44.1	264	0.5	121	0.3	-54.2
その他	7,724	11.0	5,730	10.3	-25.8	5,981	10.4	3,312	8.5	-44.6
合計	70,021		55,750		-20.4	57,423		38,771		-32.5

資料：INDEC(暫定値)

(2) 日本との関係

2009 年の日本から見たアルゼンチンとの貿易は輸出額 56,732,386 千円, 輸入額 57,463,980 千円である (財務省貿易統計)。それぞれ全輸出入額の 0.07% 程度である。

また, 2009 年のアルゼンチンから見た日本との貿易は輸出が 471 百万ドル (0.8%), 輸入が 909 百万ドル (2.3%) である (INDEC)。

2009 年のアルゼンチンからの輸入上位品目 (金額ベースでのアルゼンチンからの輸入に占める割合) は非鉄金属 (銅鉱 19%, アルミニウム 13%), 農産物及び加工品 (トウモロコシ 8%, 果実または野菜のジュース 7%, グレーンソルガム 6%, たばこ 6%, 大豆粕 6%, ぶどう酒・搾汁 4%, 酪農品・はちみつ 4%, ひまわり油 2% 他), 水産物 (冷凍魚肉 9%, えび 4%, 他) である (財務省貿易統計)。

重量ベースで見た, 主な農産物貿易の近年の推移は第 8 表のとおりであり, トウモロコシ及び大豆のアルゼンチンの輸出に占めるシェアは低く, グレーンソルガムについても年ごとのシェアの変動が大きいことから, 農産物貿易に関しては, 日本にとってアルゼンチンは補給的な輸入先にとどまっていると考えられる。

日本からの輸出に関しては, 工業製品がほとんどであり, 輸送機械, 一般機械, 化学品等からなる。

第 8 表 アルゼンチンから日本への主な農産物輸出

単位：％

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
グレーン	33.7	75.5	57.2	56.6	0.0	32.7	56.9	37.9	5.7	25.4
ソルガム	11.5	17.1	13.0	24.1	0.0	4.1	11.2	31.0	5.6	12.6
トウモロコシ	2.7	4.8	2.8	3.7	0.0	0.4	0.9	0.9	0.5	2.3
	1.8	2.8	1.4	2.6	0.1	0.4	0.5	2.3	0.5	1.5
大豆粕	0.1	-	-	-	-	0.3	0.3	0.3	0.03	0.3
	0.9	-	-	-	-	3.6	5.5	4.2	0.48	4.2
果実または野菜	-	-	-	-	-	-	-	-	-	N/A
のジュース	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8.4

上段：アルゼンチンの品目別輸出全体に占める日本の重量シェア (農牧省)

下段：日本の品目別輸入全体に占めるアルゼンチンの重量シェア (財務省貿易統計)

(3) WTO 等の紛争案件（第 9 表、第 10 表）

アルゼンチンが関係する紛争案件は以下の 31 件（2010 年 1 月時点、WTO 資料）。アルゼンチンによる申し立てに関してはアルゼンチンの主要輸出品である農産物、農産加工品に関する申し立てが EU、米国、チリを相手になされている。

第 9 表 アルゼンチンが申し立て国となった案件（15 件）

相手国	内 容	申し立て年月日
チリ	小麦粉にかかるアンチダンピング措置	2009 年 5 月 14 日
チリ	乳製品にかかるセーフガード措置	2006 年 12 月 28 日
ブラジル	樹脂輸入にかかるアンチダンピング措置	2006 年 12 月 26 日
チリ	乳製品にかかる暫定的セーフガード措置	2006 年 10 月 25 日
EU	生鮮、冷蔵にんにくに対する関税割り当て抵触措置	2006 年 9 月 6 日
米国	油井管にかかるアンチダンピング措置行政レビュー	2006 年 6 月 20 日
EU	バイオテクノロジー製品承認市場阻害措置	2003 年 5 月 14 日
チリ	果糖輸入にかかるセーフガード措置	2002 年 12 月 20 日
ペルー	植物油にかかる暫定的アンチダンピング義務	2002 年 10 月 21 日
米国	油井管にかかるアンチダンピング措置最終レビュー	2002 年 10 月 7 日
EU	ワイン輸入にかかる阻害措置	2002 年 9 月 4 日
チリ	食用油混合品暫定的セーフガード措置	2006 年 12 月 18 日
チリ	農業産品価格帯制度及びセーフガード措置	2006 年 12 月 18 日
米国	ピーナツ輸入関税割り当て	2006 年 12 月 18 日
ハンガリー	農業産品輸出補助	1996 年 3 月 27 日

※対ハンガリー申し立て国は他に豪州、カナダ、ニュージーランド、タイ、米国。

第 10 表 アルゼンチンが被申し立て国となった案件（16 件）

申し立て国	内 容	申し立て年月日
EU	オリーブ油、小麦グルテン、桃に関する対抗課税	2005 年 4 月 29 日
ブラジル	家禽にかかる最終アンチダンピング課税	2001 年 11 月 7 日
チリ	加工桃輸入にかかる最終セーフガード措置	2001 年 9 月 14 日
インド	薬品輸入にかかる抵触措置	2001 年 5 月 25 日
米国	特許及びテスト保護にかかる措置	2000 年 5 月 30 日
ブラジル	ブラジル原産綿及び綿混織物輸入にかかる過渡的セーフガード措置	2000 年 2 月 11 日
EU	ドイツからのダンボール材輸入及びイタリアからの磁器タイル輸入にかかる最終アンチダンピング措置	2000 年 1 月 26 日
米国	薬剤特許保護及び農薬テストデータ保護	1999 年 5 月 6 日

米国	履物輸入にかかる阻害措置	1999 年 3 月 1 日
EU	イタリアからのドリルビット輸入にかかる最終アンチダンピング措置	1999 年 1 月 14 日
EU	牛革輸出及び加工革輸入にかかる阻害措置	1998 年 12 月 23 日
EU	EU からの小麦グルテン輸入対抗関税	1998 年 9 月 23 日
インドネシア	履物輸入にかかるセーフガード措置	1998 年 4 月 22 日
EU	履物輸入にかかるセーフガード措置	1998 年 4 月 6 日
EU	織物、衣服及び履物にかかる阻害措置	1997 年 4 月 21 日
米国	履物、織物、衣料品等輸入にかかる阻害措置	1996 年 10 月 4 日

（４）農産物貿易に関する基本的考え方

前述のとおり、農林水産物及び農畜産物由来生産品の輸出は全体の過半を占めており、アルゼンチンにとって最も重要な産品であり、これらにかかる貿易政策策定は、政府の主要課題であり、実務は農牧省、ONCCA が担当しているが、国内の食料品物価、歳入に深く関わることであり、大統領府以下関係省庁が強く関与している。

アルゼンチンは国際的に競争力の高い農産物、畜産物に関しては、貿易の自由化推進に積極的に取り組んでおり、WTO において農業交渉は主要関心事項である。

農産物、畜産物に対する輸入関税は 7.1%（国際標準産業分類）であり、製造業 10.7% より低く設定されている。砂糖に関しては、従価税が更に付加され、メルコスール内で自由化されていない例外品目である。

アルゼンチンの、2001 年の経済危機を契機に、過去に実施されていた農産物への輸出税が導入され現在まで継続している。また、農産物は輸出登録を経て輸出されているが、輸出数量規制、登録手続きの停止による輸出規制が行われている。政府はこれらの措置を国内必需品の物価安定のためとしている。このため輸出補助金等輸出奨励政策はない。

世界的な穀物価格の上昇に応じて政府は大豆からの税収向上を図るべく輸出価格に応じてスライドする変動型の穀物輸出税の導入を 2008 年 3 月に実施した。農牧業団体はこれに強く反発し、デモ、農産物出荷停止の対抗策を取り、運送団体もストライキを行った結果、食料の供給が滞るなどの混乱を来した。政府はこの決着を国会に持ち込み、法律化を試みたが、最終的に上院で否決され廃案となり、3 月以前の税制に戻った。2008 年 12 月 24 日以降適用されている税率は、小麦 23%、大豆種子 35%、大豆油・粕 32%、トウモロコシ 20%、ひまわり油 30%などとなっている。

その後、政府は輸出に有利となるように輸出登録制度の改正を行ったものの、その後の干ばつ被害に対しても政府の支援は小規模で、両者の対立姿勢が続き、2009 年 6 月の上下院の中間選挙で、与党連合が大幅に議席を減らした後、政府は徐々に譲歩案を示し、2009 年 9 月には小麦及びトウモロコシの輸出登録を廃止した。10 月に農牧庁から省に格上げされ新大臣のもと、農牧業団体の反発は抑えられているが、国内物価安定を優先させるため、

国内消費向け農産物の安定供給を図り、農産物輸出税により所得再配分を行うとの政府の基本スタンスは変わっていないと思われる。政府の政策の動向は輸出への影響だけでなく生産への影響も与えることから動向を注視する必要がある。

（５）自由貿易協定(FTA)の状況

アルゼンチンはブラジル、ウルグアイ、パラグアイとともに域内関税の撤廃を目的としたメルコスール(南米南部共同市場)を形成している。1995 年より関税同盟として発足し、2006 年に新たにベネズエラが参加した（パラグアイにおいて未批准）。FTA に関してはメルコスールとして交渉を進めており、ラテンアメリカ共同市場設立を目指すラテンアメリカ統合連合（ALADI）の枠内で域内各国と締結を進めている。域外国としては最初となるイスラエルとの FTA が 2007 年 12 月 18 日調印された。FTA の各国との締結、交渉状況は以下のとおりである。

- ・FTA 締結国, ()は発効日:チリ(1996.10.1), ボリビア(1997.2.28), コロンビア(1995.1.1), エクアドル(同), ベネズエラ(同), イスラエル(2009.12.23 ウルグアイと発効), ペルー(2005.11.30 調印, 未発効)
- ・交渉中の国, 組織:インド, メキシコ, カナダ, ドミニカ共和国, エジプト, GCC (湾岸協力理事会), 韓国, パナマ, 南部アフリカ開発共同体 (SADC), モロッコ, 中米統合機構 (SICA), カリブ共同体 (CARICOM)

〔引用・参考文献〕

- ArgenBio “Argentina: Evolución de la superficie cultivada con OGM “ • http://argenbio.org/ad uploads/imagenes_doc/planta_stransgenicas/Figura1ArgentinaOGM.ppt • 2009.2.10
- Clive James “RESUMEN EJECUTIVO BRIEF 39 Situación mundial de la comercialización de cultivos GM/transgénicos en 2008” • http://argenbio.org/isaaa2008/Resumen_Ejecutivo_ISAAA_2008.pdf • 2009.2.17
- CONINAGRO • <http://www.coninagro.org.ar/> • 2010.3.9
- CRA • <http://www.cra.org.ar/> • 2010.3.9
- Daniel Rearte “DISTRIBUCION TERRITORIAL DE LA GANADERIA VACUNA” <http://www.inta.gov.ar/balcarce/carnes/DistribTerritGanadVacuna.pdf> : INTA(Instituto Nacional de Tecnología Agropecuaria), 2008.8.8
- F.A.A. • <http://www.faa.com.ar/index.php> • 2010.3.9
- IBRD “Report No.32763-AR, Argentina Agriculture and Rural Development : Selected Issues” • http://www-wds.worldbank.org/external/default/WDSPContentServer/WDSP/IB/2006/10/18/000090341_20061018084304/Rendered/PDF/32763.pdf • 2007. 8.28
- INDEC “Intercambio Comercial Argentino Datos provisorios del año 2008 y cifras estimadas del año 2009 “ • http://www.indec.mecon.ar/nuevaweb/cuadros/19/ica_01_10.pdf • 2010.1.28
- LA NACION • http://www.lanacion.com.ar/nota.asp?nota_id=1181014 • 2010.3.15
- Miguel A. Abraham “Riego en Argentina” • http://www.sagpya.gov.ar/new/0-0/nuevositio/agricultura/suelo_agua_medioamb/riego/riego2.pdf • 2009.1.25
- MinAgri” ESTIMACIONES AGRÍCOLAS MENSUALES CIFRAS OFICIALES AL 17/03/2010” • http://www.siaa.gov.ar/estimaciones_agricolas/02-mensual/_archivo/100000_2010/100300_Informe%20Mensual%20Marzo%202010.pdf • 2010.3.19
- MinAgri“Programa Nacional de Calidad de Trigo” • http://www.minagri.gob.ar/new/0-0/programas/dma/calidad_trigo/calidad_trigo.php • 2010.3.17
- MinAgri “Informe Preliminar del Transporte de Granos en la Argentina” • http://www.minagri.gob.ar/new/0-0/programas/dma/regimenes_especiales/publicaciones/newsletter_spanish.pdf • 2010.2.25
- Presidencia de la Nacion Argentina • <http://www.presidencia.gov.ar/>
- Servicio Meteorológico Nacional “Informe sobre precipitaciones deficitarias en Zona húmeda y semi húmeda durante el 2008” • <http://www.smn.gov.ar/?mod=clima&id=74> • 2009.2.19
- SICE - Foreign Trade Information System • <http://www.sice.oas.org/> • 2010.3.17
- SRA • <http://www.ruralarg.org.ar/> • 2010.3.9
- Trigo Argentino - Informe Institucional sobre su calidad <http://www.trigoargentino.com.ar/> • 2009.2.19
- USDA “Grain:World Markets and Trade” • <http://www.fas.usda.gov/grain/circular/2010/02-10/grainfull02-10.pdf> • 2010.2.24
- USDA “Oilseeds:World Markets and Trade” • <http://www.fas.usda.gov/oilseeds/circular/2010/February/oilseedsfull02-10.pdf> • 2010.2.24
- USDA “Dairy:World Markets and Trade” • <http://www.fas.usda.gov/dlp/circular/2009/122909dairyfull.pdf> • 2010.2.24

USDA “Livestock and Poultry:World Markets and Trade”・http://www.fas.usda.gov/dlp/circular/2009/livestock_poultry_10-2009.pdf・2010.2.24.

WTO “Trade Policy Review WT/TPR/S/176/Rev.1”・http://docsonline.wto.org/gen_home.asp・2008.8.10

アルベルト松本(2005)「アルゼンチンを知るための54章」, 明石書店

大原美範(1974)「アルゼンチン 経済と投資環境」, アジア経済研究所

国本伊代(2001)「概説ラテンアメリカ史」, 新評論

在アルゼンチン共和国日本大使館・http://www.ar.emb-japan.go.jp/index_j.htm

在日アルゼンチン共和国大使館・<http://www.embargentina.or.jp>

篠崎英樹(2008)「アルゼンチンにおける二つのキルチネル政権の政治戦略」『ラテンアメリカレポート』vol.25.No.2, アジア経済研究所, 2-15 頁

農畜産業振興機構海外駐在員情報(南米)・<http://lin.alic.go.jp/alic/week/2010/ar/ar.htm>

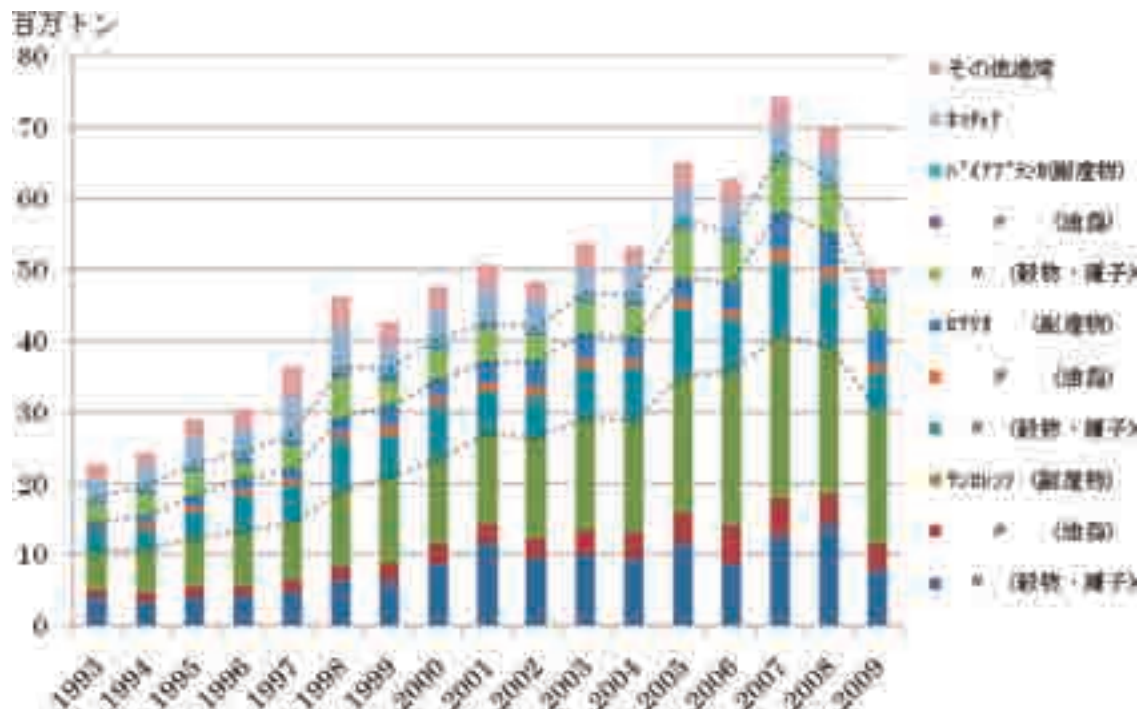
服部正純, 井上穰治(2003)「アルゼンチン―「成長の破綻」から学べるもの―」・<http://www.boj.or.jp/type/pub/nichigin/out037.htm>・2009.2.3

増田義郎編(2000)「新版世界各国史 26 ラテンアメリカ史Ⅱ」山川出版社

〔カントリーレポート：アルゼンチン 付属資料〕

アルゼンチンの農産物輸出インフラと輸送費

アルゼンチンの主要港ごとの農産物輸出の推移(上位 3 港については種子、油脂、副産物ごとに区分)を第 1 図に示す。1993 年の 23 百万トンから 2007 年の 74 百万トンまで 3 倍以上に増加している。これら急増する農産物の輸送のためのインフラの整備状況について、農牧省及び運輸関連機関の資料をもとに概観する。



第 1 図 港別農産物輸出量の推移(1993~2009)

資料：農牧省。

アルゼンチンの農産物の輸送方法は国内輸送の場合は、84%がトラック、14.5%が鉄道、1.5%がはしけ、国外輸送の場合は、90%が海運、7%がトラック、残りは鉄道及びはしけによるものとなっている。農産物及び副産物の輸送は道路、鉄道、内陸水運、海運を複合したものとなっており、輸送手段の相互連携が必要である。

トラック輸送は迅速で融通が効くことから、国内輸送に占める割合が高い。集荷場は生産地内もしくは半径 20km 以内にあり、加工施設や港湾施設からの平均距離は 300km である。

国道及び州道の州別・地域別延長は第 1 表のとおりであり、経済の中心であるパンパ地方、中でもブエノスアイレス州の延長が最も長くなっている。第 2 表に示す面積当たり道路延長を見てもパンパ地方が最も長く、農産物のトラック輸送にも有利である。国道の地域別整備状況と予算の推移を示す第 2 図のとおり、5 年間に工事費は 6 倍、維持管理費は

4 倍に増加し、総延長は 1.5%，舗装延長は 8.7%伸びており更に整備が進められている。
農産物のトラック輸送費を第 3 表に示す。

第 1 表 国道、州道の州別・地域別延長

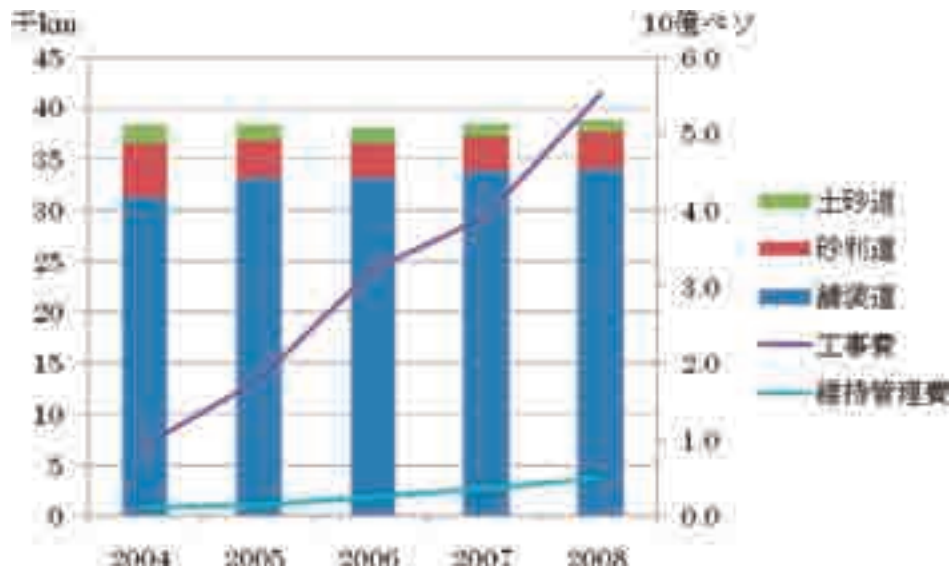
	国道				州道			
	舗装	改良	未改良	合計	舗装	改良	未改良	合計
全国	34,090	3,598	1,232	38,920	41,908	41,320	118,208	201,435
パンパ	13,673	31	253	13,957	25,416	13,493	65,557	104,466
ブエノスアイレス	4,741	0	0	4,741	10,298	0	25,127	35,425
コルドバ	2,560	0	0	2,560	4,266	9,654	12,154	26,074
エントレリオス	1,603	0	0	1,603	1,640	2,293	9,353	13,286
ラパンパ	1,405	0	191	1,596	2,317	243	5,176	7,736
サンルイス	960	0	0	960	3,389	667	4,408	8,464
サンタフェ	2,404	31	63	2,497	3,506	636	9,339	13,481
北西部	6,824	846	286	7,956	6,075	9,928	13,504	29,507
カタマルカ	1,087	43	0	1,130	1,191	2,625	537	4,353
フファイ	750	434	4	1,188	454	129	3,176	3,759
ラ・リオハ	1,716	52	0	1,769	669	1,455	41	2,165
サルタ	1,398	275	178	1,850	667	2,969	3,635	7,271
サンティアゴ・デル・エステロ	1,383	0	105	1,487	1,990	1,805	5,647	9,442
トゥクマン	492	41	0	533	1,104	945	468	2,517
北東部	4,396	0	478	4,874	3,059	3,553	10,816	17,427
コリエンテス	1,754	0	0	1,754	774	1,705	3,143	5,621
チャコ	988	0	0	988	873	385	4,773	6,031
フォルモサ	937	0	373	1,310	326	303	2,101	2,730
ミ시오ネス	718	0	104	822	1,086	1,160	799	3,045
クージョ	2,667	474	215	3,356	3,988	4,332	14,007	22,327
メンドーサ	1,649	381	159	2,189	2,557	2,055	12,444	17,056
サンフアン	1,019	93	56	1,167	1,431	2,277	1,563	5,271
パタゴニア	6,530	2,248	0	8,777	3,370	10,014	14,324	27,708
チュブツ	1,874	291	0	2,165	787	5,559	2,176	8,522
ネウケン	1,395	0	0	1,395	955	795	3,744	5,494
リオネグロ	1,669	468	0	2,138	626	2,160	3,499	6,285
サンタ・クルス	1,297	1,130	0	2,427	997	1,500	4,187	6,684
ティエラ・デル・フエゴ	294	358	0	652	5	0	718	723

資料：連邦道路審議会。

第 2 表 国道及び州道の整備状況

地域	国 道			州 道			合 計		
	延長 (km)	面積当たり延 長(km/km ²)	アスファルト 舗装率(%)	延長 (km)	面積当たり延 長(km/km ²)	アスファルト 舗装率(%)	延長 (km)	面積当たり延 長(km/km ²)	アスファルト 舗装率(%)
パンパ	13,957	0.015	98.0	104,466	0.115	24.3	118,423	0.131	33.0
北西部	7,956	0.014	85.8	29,507	0.053	20.6	37,463	0.067	34.4
北東部	4,874	0.017	90.2	17,427	0.060	17.6	22,301	0.077	33.4
クージョ	3,356	0.014	79.5	22,327	0.094	17.9	25,683	0.108	25.9
パタゴニア	8,777	0.011	74.4	27,708	0.035	12.2	36,485	0.046	27.1
全国	38,920	0.014	87.6	201,435	0.072	20.8	240,355	0.086	31.6

資料：連邦道路審議会，INDEC。

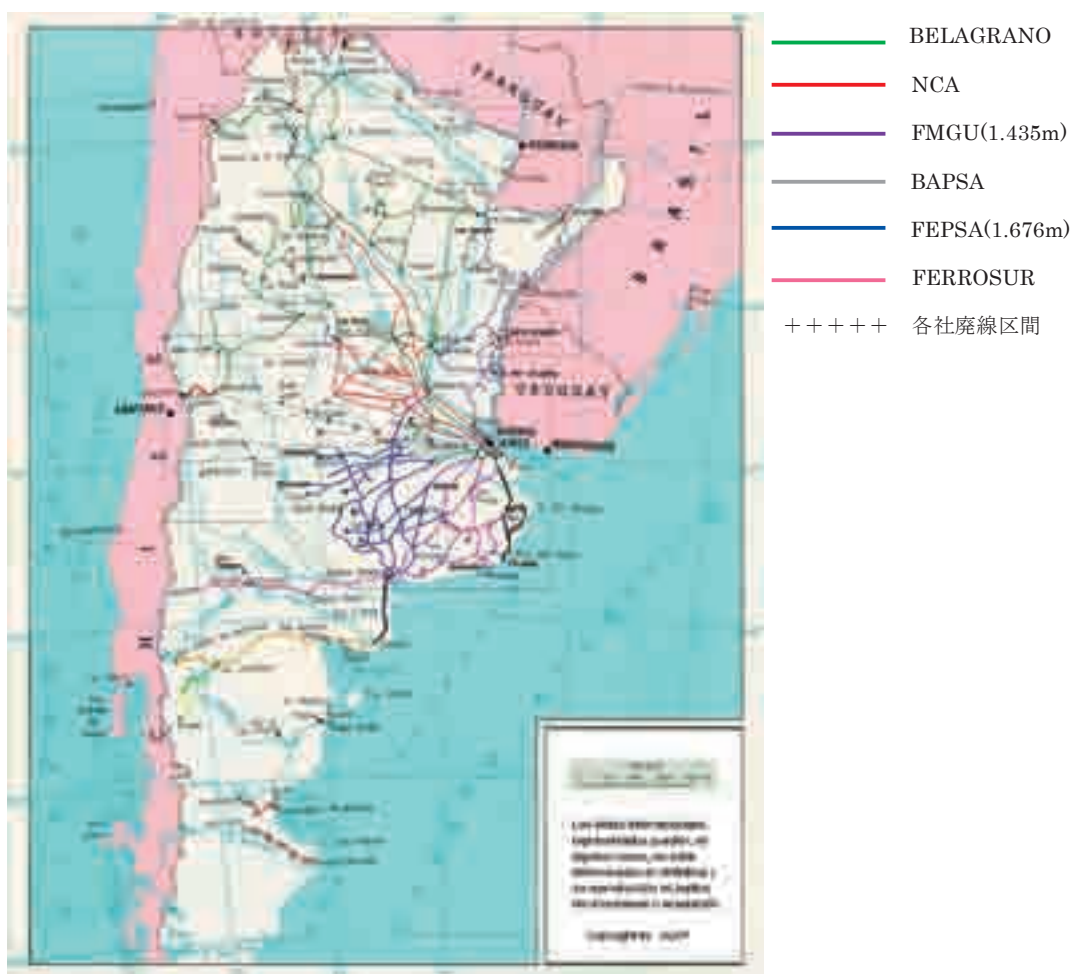


第 2 図 国道の整備延長及び予算の推移

資料：INDEC

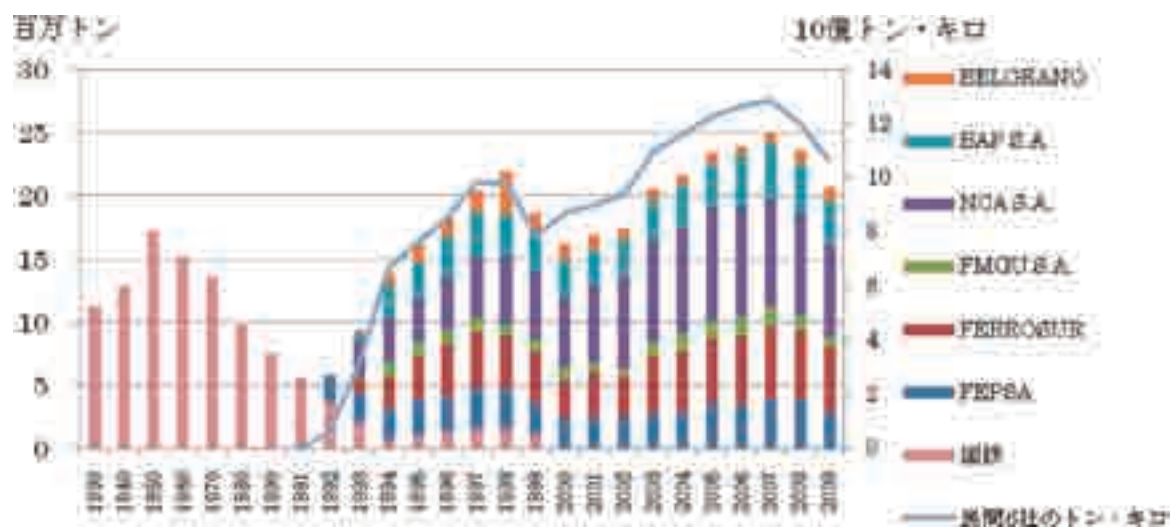
鉄道は 1990 年代前半に民営化され、貨物については民間 6 社(BELGRANO(Belgrano Cargas S.A.), BAPSA(Am rica Latina Log stica Central S.A., 元 Buenos Aires al Pac fico S.A.) , FERROSUR(Am rica Latina Log stica Mesopotâmica S.A. , 元 Ferrocarril Mesopotámico Gral. Urquiza S.A.), FEPSA(FerroExpreso Pampeano S.A.), FERROSUR(Ferrosur Roca S.A.), NCA(Nuevo Central Argentino S.A.)によって運営されている。路線図を第 3 図に示す。輸送能力は 6 社合わせて、貨車 65 千両、路線延長 28 千 km である。第 4 図に貨物取扱量の推移を示す。このうち農林産物及び農産加工品は 2008 年, 13,461 千トン(貨物の 57%), 2009 年, 11,391 千トン(同 54.3%)である。BELGRANO 社及び FEPSA 社の貨物の内容はほとんどが農産物及び農産加工品であるが、6 社全体での農林産物及び加工品に対するシェアで見るとロサリオ周辺の路線を持つ NCA 社が 44%, ブエノスアイレス州内とロサリオを結ぶ路線の FEPSA 社が 25%と高い。

民営化後、取扱貨物量を伸ばし、経済混乱により一旦減少し回復したものの横ばい状態である。また、大きな投資は行われることなく、逆に、地域の発展や社会的に重要であっても、民営管理にとって経営的に収益性がなくなった支線の廃止すらされるように徐々に悪化している。利用者によればパラナ川沿岸のロサリオ、サンロレンソの港湾隣接地域において支線の選択肢が不足しているため、列車の遅延や貨車の利用回転率の低下をきたしている。このためトラック輸送の方が好まれる悪循環に陥っている。ただし、鉄道は距離が長いほど、運賃コストでトラックに対して優位となり、第 3 表に示すように、500km 程度ではトラックは鉄道の 2.6 倍となり、鉄道利用は近年、農産物生産地域がパンパ地方から外側の、港湾から離れた北西部及び北東部地方へ拡大するにつれて、重要性は増してきている。



第 3 図 鉄道路線図

資料：運輸規則委員会.



第 4 図 会社別貨物取扱量の推移

資料：運輸規則委員会,運輸庁.

第3表 トラック及び鉄道の輸送費(2010年3月3日～10日)

	輸送距離(km)	運賃(ペソ／トン)	積載量(トン)	ペソ／トン・キロ
トラック	10	10.98	30	1.098
	20	14	30	0.7
	100	34.5	30	0.345
	300	76.7	30	0.256
	500	115.7	30	0.231
	750	166	30	0.221
	1000	218	30	0.218
	1500	263	30	0.175
鉄道	510.78	45.0825	—	0.0883

資料：農牧省

注.鉄道の数値はいずれも6社の平均値

内陸水運に関しては、はしけは、運送容量と運送経費の関係からパラナ川水路網隣接地域の商品輸送のための最も効率的な輸送手段となっている。最大の制約要因は主要な農産物生産地域内における横断的に航行可能な水路が不足していることである。1隻のはしけの平均積載量は1,400トンであり、貨車40両、トラック50台に相当し、燃費では1トン当たり1リットル消費で250kmはトラックの23km、鉄道の90kmに相当する。

海運に関しては、費用便益、長距離輸送の地理的条件及び運送量の面から農作物及び副産物の輸出において優れた輸送手段であることに疑いの余地はなく、アルゼンチンのためだけでなく世界貿易に貢献している。アルゼンチンからのブラジルを除く購買国は大規模なものとして南アジア、日本、ロシア及び中国、より小規模ではヨーロッパ諸国である。このため、距離は輸送コストを決定する要素であり、コスト削減を可能とするのは貨物の積み下ろしのための短い停船期間を可能にする優れた港湾システム、良好な航路や港湾へのアクセスのみである。これらの条件は、近年におけるターミナルの新設や更新、更には、パラナ川におけるロサリオ周辺の港湾まで最低水深32フィートを確保する水路及び進入航路の常時浚渫によって達成されてきた。距離は輸送コストの主な変数であるが、それら効率性の向上は、船の遊び時間を減らし、回転率を上げ、収益性を最適化することから、船主たちにとっても大きな関心事項である。一方、航路の水深が深くなると、より大規模な船舶の利用が可能となることから、より安い運賃でより大きな量の運搬が可能となる。以下、2006年におけるアルゼンチンの農産物輸送に利用された船舶の種類の一般的な特徴を見てみる。

- ・ハンディ：国内港のみならずブラジル南部、ウルグアイ向けの農作物、油脂の輸送によく利用される。ハンディを更に分類するとスモールハンディは排水量2万トン以下、ハ

ンディは排水量 2 万から 4 万トン、喫水 34 フィート、長さ 180~200m、幅 26~28m、ハンディマックスは排水量約 4.5 万トン、喫水 38 フィートである。

- ・パナマックス：排水量 52,500 トン、長さ 220~270m、幅 30~32m でパナマ運河を通航する要件を満たす。農産物輸送には排水量 6~7 万トンが最も利用される。
- ・ケープサイズ：長さ 270m を超え、農産物輸送には余り利用されない。パナマ運河を通航することはできず、排水量 10 万トン以上で主に鉱石に用いられる。

船種の選定は積出港だけでなく、行き先の港にもより、特に水深に制約される。港によっては満載できない場合もある。このため、主な港における 2006 年における農作物及び固体の副産物運搬にはハンディ(スモールハンディを除く)及びパナマックスが最もよく利用されている。ハンディは航海数の 56%、輸送量の 49%、パナマックスは同 31%、46%、スモールハンディは同 13%、5%、ケープサイズは同 0.2%、0.6%を占める。行き先別に見るとハンディの航海数はブラジル 19%、スペイン 9%、南アフリカ、ペルー各 7%、イタリア 6%。パナマックスの場合はより長距離向けとなり、中国 16%、オランダ 15%、スペイン 8%、マレーシア 7%、インドネシア 5%である。2008 年に農産物積出実績のある港は第 5 図に示すとおりであり、すべてパンパ地方内で、ブエノスアイレス州の大西洋岸、パラナ川（エントレリオス州とブエノスアイレス州及びサンタフェ州との州境をなし、ウルグアイとの国境をなすウルグアイ川と合流しラプラタ川となり大西洋に注ぐ）沿岸等に設置されている。各港湾とも幹線道路に近接している。

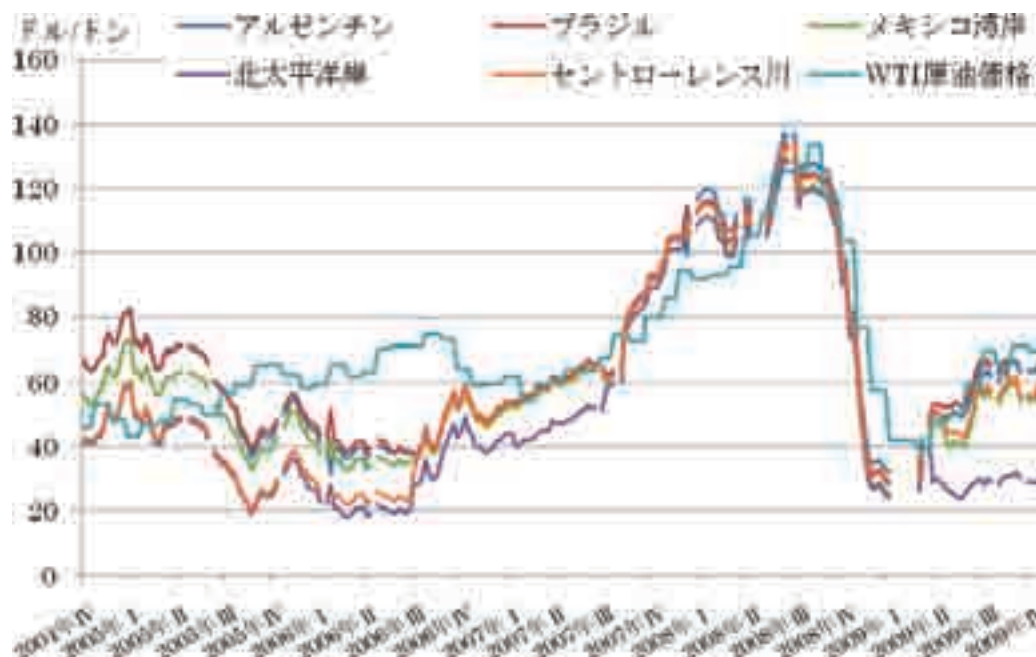
港別の輸出は第 1 図のとおり、サンロレンソ 61%、ロサリオ 22%、バイアブランカ 10%、ネコチェア 3%となっている。油脂、副産物についてはこれら 4 港でほぼ全量を占める。大豆油脂、副産物に限るとサンロレンソとロサリオで 97%を占めており、大豆加工施設はこの地域に集中していると考えられる。かつてはロサリオが中心であったが、1980 年代半ば以降はサンロレンソの規模拡大が著しく輸出の中心となっている。同港には 12 カ所の農産物輸出用ふ頭があり（1990 年代後半、2000 年代後半にそれぞれ 3 カ所ずつ新設）、穀物メジャーや民間企業により管理されている。また、ロサリオ、サンロレンソの港湾隣接地域への輸送需要拡大に対応すべく、港湾に集中する貨物輸送の合理化を図る「ロサリオ大都市圏インフラプロジェクト」が世銀融資により進められており、環境影響評価段階にある。プロジェクトの主要コンポーネントは環状鉄道線（全長 85km）の新設、道路改良（全長 174km）等からなる。

輸出価格には、輸送費が加味される必要があるが、アルゼンチン、ブラジル、メキシコ湾岸、北太平洋岸及びセントロレンス川から日本までの貨物船（4 万トン、セントロレンス川は 2.5 万トン）による小麦運賃及び WTI 原油価格の推移を第 6 図に、アルゼンチンから日本への運賃との比を第 7 図に示す。運賃は 2006 年末からは原油価格に応じて推移している。アルゼンチンとブラジルからの運賃の差はほとんどなく、メキシコ湾岸からとの差も少額である。



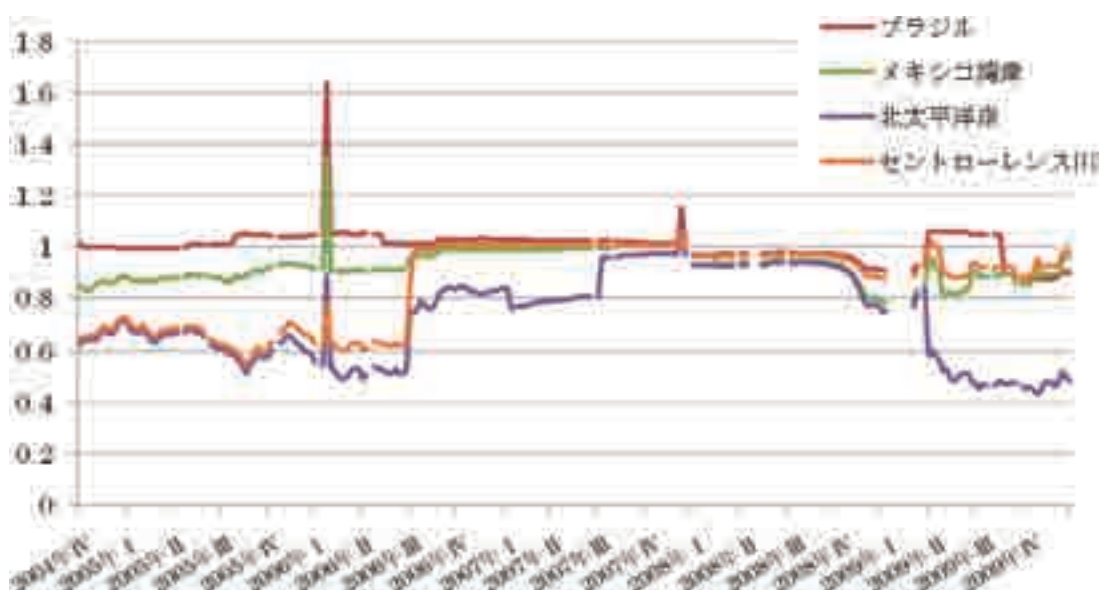
- ・大西洋沿岸 : ①バイアブランカ, ②ネコチェア
- ・ラプラタ川沿岸 : ③ブエノスアイレス
- ・パラナ川沿岸 : ④サラテ, ⑤グアス, ⑥リマ,
⑦サンペドロ, ⑧ラマジョ,
⑨サンニコラス,
⑩ヴィジャコンスティトゥシオン,
⑪ロサリオ, ⑫サンロレンソ,
⑬ディアマンテ

第 5 図 アルゼンチンの農産物輸出港



第 6 図 日本までの積地別貨物船運賃（2004 年 9 月～2009 年 12 月）と WTI 原油価格の推移

資料：農牧省。



第 7 図 アルゼンチンから日本への貨物船運賃と各地からの比

資料：農牧省.

〔引用・参考文献〕

- MinAgri “Anuario Fletes 2008” ・ http://www.minagri.gob.ar/new/0-0/programas/dma/regimenes_especiales/anuario_fletes_08/indice_08.php ・ 2010.1.8
- MinAgri “INFORME Costos de Estadía de Buques en Puertos Argentinos2000/2008” ・ http://www.minagri.gob.ar/new/0-0/programas/dma/regimenes_especiales/publicaciones/informe_costo_portuario_buques_2008_vs_2000-1-1.pdf ・ 2010.1.8
- MinAgri “INFORME SOBRE LA EVOLUCION DEL MERCADO DE FLETES CEREALEROS EN EL PRIMER SEMESTRE DEL AÑO 2008” ・ http://www.minagri.gob.ar/new/0-0/programas/dma/regimenes_especiales/publicaciones/fletes_informe_2008_1er_semestre1-todos_los_transp.pdf ・ 2010.1.8
- MinAgri “INFORME PLELIMINAR DEL TANSPORTE DE GRANOS EN LA ARGENTINA”http://www.minagri.gob.ar/new/0-0/programas/dma/regimenes_especiales/publicaciones/newsletter_spanish.pdf ・ 2010.3.19
- 世銀”AR Infrastructure Pto Rosario” ・ http://www-wds.worldbank.org/external/default/WDSPContentServer/WDSP/IB/2007/10/17/000076092_20071017132216/Rendered/PDF/Project0Inform1cument1Concept0Stage.pdf ・ 2009.9.3
- 連邦道路審議会 ・ <http://www.cvf.gov.ar/index.html> ・ 2010.3.10
- 運輸庁鉄道貨物輸送量 ・ http://www.transporte.gov.ar/html/estad/estadisticas_ferro14.pdf ・ 2010.3.19
- 運輸規則委員会 ・ <http://www.cnrt.gov.ar/index2.htm> ・ 2010.3.19

2010（平成 22）年 7 月 30 日 印刷・発行

行政対応特別研究〔二国間〕研究資料 第11号

平成 21 年度カントリーレポート

オーストラリア，ニュージーランド，アルゼンチン

編集発行 農林水産省 農林水産政策研究所

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-1-1

電話 東京(03)6737-9000

FAX 東京(03)6737-9600

印刷・製本 勝美印刷株式会社